

令和 6 年 第 1 回

南会津町議会定例会 会議録

南 会 津 町 議 会

令和6年第1回南会津町議会定例会会議録目次

第1日 3月7日（木）

◎議事日程	1
◎本日の会議に付した事件	1
◎出席議員	1
◎欠席議員	1
◎説明のための出席者	2
◎事務局職員出席者	2
◎開会の宣告	3
◎開議の宣告	3
◎議事日程の報告	3
◎会議録署名議員の指名	3
◎会期の決定	3
◎諸報告	4
◎委員会調査（行政視察）報告	4
◎令和6年度町政施政方針説明	6
◎報告第2号から議案第55号まで一括上程、説明	16
◎委員会提出議案第1号の上程、説明	33
◎散会の宣告	34

第2日 3月12日（火）

◎議事日程	35
◎本日の会議に付した事件	35
◎出席議員	35
◎欠席議員	35
◎説明のための出席者	35
◎事務局職員出席者	36
◎開議の宣告	37
◎議事日程の報告	37
◎一般質問	37
森 秀 一 議員	37
湯 田 芳 博 議員	48
古 川 晃 議員	61
湯 田 剛 正 議員	79
渡 部 裕 太 議員	87
◎散会の宣告	103

第3日 3月13日（水）

◎議事日程	105
◎本日の会議に付した事件	105
◎出席議員	105
◎欠席議員	105
◎説明のための出席者	105
◎事務局職員出席者	106
◎開議の宣告	107
◎議事日程の報告	107
◎一般質問	107
酒井幸司 議員	107
渡部訓正 議員	112
湯田哲 議員	125
◎散会の宣告	145

第4日 3月14日（木）

◎議事日程	147
◎本日の会議に付した事件	149
◎出席議員	150
◎欠席議員	150
◎説明のための出席者	150
◎事務局職員出席者	150
◎開議の宣告	151
◎議事日程の報告	151
◎一般質問	151
丸山陽子 議員	151
高野精一 議員	167
川島進 議員	178
星和孝 議員	183
◎委員会提出議案第1号 南会津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁 償に関する条例の一部を改正する条例の質疑、討論、 採決	198
◎報告第2号 専決処分の報告についての質疑	198
◎議案第3号 南会津町行政手続における特定の個人を識別するための番号 の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 の一部を改正する条例の質疑、討論、採決	199
◎議案第4号 南会津町町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正す	

	る条例の質疑、討論、採決……………	2 0 0
◎議案第 5 号	南会津町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の 質疑、討論、採決……………	2 0 5
◎議案第 6 号	南会津町会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条 例の一部を改正する条例の質疑、討論、採決……………	2 0 6
◎議案第 7 号	南会津町保養所条例の一部を改正する条例の質疑、討論、採 決……………	2 0 7
◎議案第 8 号	南会津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基 準を定める条例の一部を改正する条例の質疑、討論、採決……………	2 0 7
◎議案第 9 号	南会津町児童遊び場条例の一部を改正する条例の質疑、討論、 採決……………	2 0 9
◎議案第 1 0 号	南会津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定 める条例の一部を改正する条例の質疑、討論、採決……………	2 1 0
◎議案第 1 1 号	南会津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の質疑、討 論、採決……………	2 1 2
◎議案第 1 2 号	南会津町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改 正する条例の質疑、討論、採決……………	2 1 3
◎議案第 1 3 号	南会津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運 営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の質疑、 討論、採決……………	2 1 3
◎議案第 1 4 号	南会津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設 備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介 護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める 条例の一部を改正する条例の質疑、討論、採決……………	2 1 4
◎議案第 1 5 号	南会津町介護保険条例の一部を改正する条例の質疑、討論、 採決……………	2 1 5
◎議案第 1 6 号	南会津町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例の質疑、討論、採決……………	2 1 6
◎議案第 1 7 号	南会津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指 定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方 法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の質疑、 討論、採決……………	2 1 6
◎議案第 1 8 号	南会津町しらかばの森条例の一部を改正する条例の質疑、討 論、採決……………	2 1 7
◎議案第 1 9 号	南会津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の質疑、 討論、採決……………	2 1 8
◎議案第 2 0 号	南会津町町営住宅条例の一部を改正する条例の質疑、討論、	

	採決……………	2 1 9
◎議案第 2 1 号	南会津町都市公園条例の一部を改正する条例の質疑、討論、採決……………	2 1 9
◎議案第 2 2 号	南会津町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の質疑、討論、採決……………	2 2 0
◎議案第 2 3 号	南会津町水道事業給水条例の一部を改正する条例の質疑、討論、採決……………	2 2 1
◎議案第 2 4 号	南会津町過疎地域持続的発展計画の変更についての質疑、討論、採決……………	2 2 1
◎議案第 2 5 号	町道路線の変更についての質疑、討論、採決……………	2 2 6
◎議案第 2 6 号	財産の無償譲渡について（多々石消防ポンプ置場）の質疑、討論、採決……………	2 2 7
◎議案第 2 7 号	公の施設の指定管理者の指定について（南会津町館岩会館等 3 か所）の質疑、討論、採決……………	2 2 8
◎議案第 2 8 号	公の施設の指定管理者の指定について（南会津町桧沢公民館）の質疑、討論、採決……………	2 2 8
◎議案第 2 9 号	公の施設の指定管理者の指定について（旧南会津郡役所）の質疑、討論、採決……………	2 2 9
◎議案第 3 0 号	公の施設の指定管理者の指定について（南会津町田島武道館）の質疑、討論、採決……………	2 3 0
◎議案第 3 1 号	公の施設の指定管理者の指定について（南会津町館岩グラウンド等 3 か所）の質疑、討論、採決……………	2 3 1
◎議案第 3 2 号	公の施設の指定管理者の指定について（南会津町福祉ホール）の質疑、討論、採決……………	2 3 1
◎議案第 3 3 号	公の施設の指定管理者の指定について（南会津町健康交流センター）の質疑、討論、採決……………	2 3 2
◎議案第 3 4 号	公の施設の指定管理者の指定について（南会津町長野児童遊園地等 4 か所）の質疑、討論、採決……………	2 3 3
◎議案第 3 5 号	公の施設の指定管理者の指定について（南会津町老人デイサービスセンター七峰）の質疑、討論、採決……………	2 3 4
◎議案第 3 6 号	公の施設の指定管理者の指定について（南会津町高齢者センター）の質疑、討論、採決……………	2 3 5
◎議案第 3 7 号	公の施設の指定管理者の指定について（南会津町栗生沢生活改善センター等 6 か所）の質疑、討論、採決……………	2 3 6
◎議案第 3 8 号	公の施設の指定管理者の指定について（永田農村公園等 4 か所）の質疑、討論、採決……………	2 3 6
◎議案第 3 9 号	公の施設の指定管理者の指定について（南会津町川島交流センター等 3 か所）の質疑、討論、採決……………	2 3 7

◎議案第 4 0 号	公の施設の指定管理者の指定について（南会津町折橋林業研修センター等 8 か所）の質疑、討論、採決……………	2 3 8
◎議案第 4 1 号	公の施設の指定管理者の指定について（南会津町しらかばの森）の質疑、討論、採決……………	2 3 9
◎議案第 4 2 号	公の施設の指定管理者の指定について（南会津町郷土文化保存伝習館）の質疑、討論、採決……………	2 3 9
◎議案第 4 3 号	公の施設の指定管理者の指定について（びわのかげ公園）の質疑、討論、採決……………	2 4 0
◎議案第 4 4 号	公の施設の指定管理者の指定について（しらかば公園）の質疑、討論、採決……………	2 4 1
◎議案第 4 5 号	教育長の任命についての質疑、討論、採決……………	2 4 1
◎川島敬章氏の挨拶……………		2 4 2
◎議案第 4 6 号	教育委員会委員の任命についての質疑、討論、採決……………	2 4 3
◎諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての質疑、討論、採決……………	2 4 3
◎散会の宣告……………		2 4 4

第 5 日 3 月 1 5 日（金）

◎議事日程……………		2 4 5
◎本日の会議に付した事件……………		2 4 5
◎出席議員……………		2 4 5
◎欠席議員……………		2 4 6
◎説明のための出席者……………		2 4 6
◎事務局職員出席者……………		2 4 6
◎開議の宣告……………		2 4 7
◎議事日程の報告……………		2 4 7
◎議案第 4 7 号	令和 5 年度南会津町一般会計補正予算（第 9 号）の質疑、討論、採決……………	2 4 7
◎議案第 4 8 号	令和 5 年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）の質疑、討論、採決……………	2 4 8
◎議案第 4 9 号	令和 5 年度南会津町水道事業会計補正予算（第 3 号）の質疑、討論、採決……………	2 4 9
◎議案第 5 0 号	令和 6 年度南会津町一般会計予算の質疑、討論、採決……………	2 5 0
◎議案第 5 1 号	令和 6 年度南会津町国民健康保険特別会計予算の質疑、討論、採決……………	2 8 4
◎議案第 5 2 号	令和 6 年度南会津町後期高齢者医療特別会計予算の質疑、討論、採決……………	2 8 5
◎議案第 5 3 号	令和 6 年度南会津町介護保険特別会計予算の質疑、討論、採	

決	2 8 6
◎議案第 5 4 号 令和 6 年度南会津町水道事業会計予算の質疑、討論、採決	2 8 9
◎議案第 5 5 号 令和 6 年度南会津町下水道事業会計予算の質疑、討論、採決	2 9 0
◎日程の追加	2 9 1
◎議員派遣の件について	2 9 1
◎閉会中の継続調査について	2 9 2
◎教育長挨拶	2 9 2
◎町長挨拶	2 9 3
◎閉会の宣告	2 9 4
◎署名議員	2 9 5

令和6年第1回南会津町議会定例会 第1日

議事日程（第1号）

令和6年3月7日（木曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期決定の件
日程第 3 諸報告
日程第 4 委員会調査（行政視察）報告
日程第 5 令和6年度町政施政方針説明
日程第 6 報告第2号から議案第55号まで一括上程
（提案理由の説明）
日程第 7 委員会提出議案第1号の上程
（趣旨説明）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1 番	酒 井 幸 司	議員	2 番	芳 賀 正 義	議員
3 番	湯 田 剛 正	議員	4 番	星 和 孝	議員
5 番	古 川 晃	議員	6 番	渡 部 裕 太	議員
7 番	森 秀 一	議員	8 番	川 島 進	議員
9 番	湯 田 芳 博	議員	10 番	室 井 英 雄	議員
11 番	丸 山 陽 子	議員	12 番	楠 正 次	議員
13 番	湯 田 哲	議員	14 番	高 野 精 一	議員
15 番	渡 部 訓 正	議員	16 番	山 内 政	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

渡 部 正 義	町 長	佐 藤 一 範	副 町 長
星 英 雄	教 育 長	月 田 啓	総 務 課 長
星 良 栄	総 合 政 策 課 長	鈴 木 秀 和	税 務 課 長
星 貴 夫	住 民 生 活 課 長	湯 田 賢 史	健 康 福 祉 課 長

橘 昭	農 林 課 長	渡 部 秀 介	商 工 観 光 課 長
室 井 利 和	建 設 課 長	遠 藤 知 樹	環 境 水 道 課 長
渡 部 さつき	会 計 室 長	菅 家 康 夫	農 業 委 員 会 事 務 局 長
阿久津 勝 英	学 校 教 育 課 長	廣 野 友 一 郎	生 涯 学 習 課 長
渡 部 浩 明	館 岩 総 合 支 所 長	馬 場 誠	伊 南 総 合 支 所 長
平 野 芳 和	南 郷 総 合 支 所 長	渡 部 寛	代 表 監 査 委 員

事務局職員出席者

星 博 文	事 務 局 長	星 彰	事 務 局 長 補 佐
-------	---------	-----	-------------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○山内 政議長 おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードへの設定をお願いします。

ただいまから令和6年第1回南会津町議会定例会を開会します。



◎開議の宣告

○山内 政議長 それでは、本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○山内 政議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎会議録署名議員の指名

○山内 政議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、7番、森秀一君、15番、渡部訓正君を指名します。



◎会期の決定

○山内 政議長 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、お手元に配付の会議予定表のとおり、本日から3月15日までの9日間とし、9日から10日までを休会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月15日までの9日間とし、9日から10日までを休会することに決定しました。



◎諸報告

○山内 政議長 日程第3、諸報告を行います。

初めに、諸般の報告を行います。

令和5年第4回南会津町議会定例会以後の議会活動状況及び議員派遣の結果報告、総務委員会、文教厚生委員会の所管事務調査報告は、お手元に配付のとおりです。

次に、令和5年12月20日に招集された令和5年第4回南会津地方広域市町村圏組合議会臨時会、1月15日に招集された令和6年第1回南会津地方広域市町村圏組合議会臨時会及び令和6年第1回南会津地方環境衛生組合議会臨時会、2月28日に招集された令和6年第1回南会津地方環境衛生組合議会定例会及び令和6年第1回南会津広域市町村圏組合議会定例会の概要は、お手元に配付の報告書のとおりです。

次に、監査委員から、令和6年1月分までの例月出納検査を実施した結果、適正であった旨、文書によって通知がありましたので、報告しておきます。

これで諸般の報告を終わります。

次に、行政報告を行います。

令和5年第4回南会津町議会定例会以後の行政報告については、お手元に配付の一般行政報告書のとおりです。

これで諸報告は終わりました。



◎委員会調査（行政視察）報告

○山内 政議長 日程第4、委員会調査（行政視察）報告を行います。

議会運営委員会の行政視察報告を行います。

議会運営委員長、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 議会運営委員長の楠です。

ただいま議題となりました本委員会の所管事務調査事件について、経過と結果を別紙のとおり報告させていただきます。

本委員会は、令和6年1月18日に行政視察を実施いたしました。視察先は、議会デジタルトランスフォーメーションの、県内では先進自治体であります福島県耶麻郡磐梯町議会でございます。参加者は古川副委員長、湯田哲委員、丸山委員、高野委員、森委員及び委員長、楠の6人全員であります。星議会事務局長に随行いただき、午後1時から午後3時までちょうど2時間、調査をいたしました。

磐梯町議会におきましては、副議長の古川綾様、議会デジタル検討委員長の松坂隆洋議員、佐原幸樹議会事務局長に対応いただきました。

令和元年10月に町政アドバイザー設置を決定し、その後、一般社団法人Publitech代表理事の菅原直敏氏がその任に就任されました。地方課題解決にデジタル化が不可欠、デジタル化で町民全てを幸せにするというコンセプトで取組が進められておりました。

詳細は、報告書の調査概要をご覧ください。

町部局と議会の意思疎通が重要であるとともに、デジタル化で何を指すべきか、狙いを明確に持つことが最も重要であると伺いました。

磐梯町は5年前からD Xに取り組みましたが、議員個々のI Tリテラシーにギャップがあり、研修を行っても、見たり聞いたりということでは解決になかなかつながらなかったということを知りました。とにかくタブレット操作の機会を多く持つように進め、オンラインでの飲み会などにも利用するということがあったそうであります。

報告書の課題に、記載事項の解決には情報通信機器の操作が得意な議員が不得手議員の自宅に赴き、オンラインの情報交換を何度も実施されたと聞いております。磐梯町は5年目で議案書等のペーパーレス化も実施され、本会議中に過年度の事業実績等、瞬時にタブレットでキーワード検索で議事を止めずに議論が深まることが可能とお聞きしました。このことも報告書の総括事項に記載しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

これら調査結果から、会議の効率化にも大きく寄与しており、D Xの取組を進める事が本委員会では必須と考えております。

以上で磐梯町議会D Xの取組についての行政視察の委員長報告といたします。慎重審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○山内 政議長 これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

以上で、委員会調査（行政視察）報告を終わります。



◎令和6年度町政施政方針説明

○山内 政議長 日程第5、令和6年度町政施政方針説明を行います。

町長の登壇を許します。

町長。

○渡部正義町長 皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和6年度一般会計予算をはじめとする重要案件のご審議をお願いするに当たり、私の町政運営に対する所信と重点施策をご説明し、議員各位及び町民の皆様のご理解とより一層のご協力をお願い申し上げるものであります。

昨年、新型コロナウイルス感染症が5類に移行され、私たちの日常生活をはじめ、各種行事がコロナ禍以前の規模で開催されるようになりました。

一方で、原油価格及び原材料価格の高騰で日常生活は多大な影響を受けており、町民の皆様、町内事業者の皆様におかれましては、将来への不安もあるものと推察しておりますが、町の各事業に多大なるご理解とご協力を賜りましたことを深く感謝申し上げます。

町といたしましては、引き続き町民の皆様の命と健康、生活を守ることを第一に、様々な課題解決に向け全力を尽くしてまいります。

それでは、令和6年度の町政運営の基本的な考え方を申し上げます。

私が町長に就任して以来申しております「想定より急速に進む人口減少」、これは令和5年12月に報道された県内各市町村における人口の将来推計によると、本町は非常に厳しい数字であったことから、改めて深刻な課題であると受け止めたところであります。

人口減少を要因とする地域活力の低下や経済活動への影響、さらには集落における支え合い機能の維持については、対策を講じることにより全てがすぐに結果として現れるものではないと認識しておりますが、より実効性のある施策を粘り強く講じていかなければならないものだと考えております。

人口減少に加え、厳しい財政状況の中にありますが、令和6年度は第3次南会津町総合振興計画に掲げた町の将来像「自然と人が笑顔を育むまち～ともに生きるみんなのふるさと～」の実現に向け前進するため、町民の皆様の声に真摯に向き合い、町民と行政が協力し一体となって、同じ未来を見据えたまちづくりに取り組んでいくことが重要であると考えております。

本年を次世代につなげる町政発展の新たな幕開けの年として、町民の皆様が誇れるよう町政運営に邁進してまいりますとともに、町民の皆様の健康を守り経済を再生させるため、町民と行政の協働により力を結集し、町民の皆様一人一人が幸せを実感できるまちづくりに向けて取組を進めてまいります。

令和6年度当初予算につきましては、令和5年度に引き続き、人口減少に歯止めをかけ、次世代に継承できるまちづくりを予算編成の基本方針とし、7つの項目を重点施策に掲げました。

1つ目は、結婚・子育て・生活支援による若者の定住促進。2つ目は、誰もが安心して生活できる福祉の充実。3つ目は、地球規模の環境活動への取組強化。4つ目は、特色を生かした持続可能な農林業の推進。5つ目は、会津田島駅周辺を中心とした中心市街地の活性化。6つ目は、まちの魅力発信による地域間交流の推進と関係人口のさらなる拡大。7つ目は、公共施設の効率的な管理運営と将来を見据えた行政改革としました。

これらの重点施策を踏まえ、一般会計予算総額は対前年比1.9%減の125億6,800万円、特別会計は3会計総額で40億9,300万円、公営企業会計は2会計で17億7,460万1,000円としたところであります。

なお、本予算につきましても、必要な投資と財政規律のバランスを見極め、持続可能な財政運営の視点に立った執行に努めてまいります。国の経済対策といった緊急的な事案に対しましては、機を逸することなく柔軟な発想とスピード感を持って必要な対策を講じてまいります。

それでは、第3次南会津町総合振興計画に掲げる5つの目標に基づき、主要な施策の概要について申し述べます。

初めに、目標の柱1に掲げている「豊かな自然ときれいな水を育む元気に安心して過ごせるまちづくり」についてであります。

本町の豊かな自然を後世に引き継ぐとともに、町民一人一人が健康で安全に安心して暮らし続けられる環境づくりを目指してまいります。

自然と生活環境の保全では、自然資源の活用と自然環境の保全を両立し、豊かな自然を次世代に引き継ぐ責務があります。環境基本計画の進行管理に加え、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を令和6年度に策定し、カーボンニュートラルの実現を目指すとともに、ごみの減量化及びリサイクルの推進に取り組むことで、持続可能な循環型社会の構築を進めてまいります。

また、特定外来生物除去では、耕作放棄地を中心に分布域が広がっていることから、引き続き駆

除対策の検討を進めるとともに、町民一人一人が特定外来生物の影響について理解していただけるよう、環境学習の実施などで周知に取組、自然環境保全について意識の醸成を図ってまいります。

さらに、河川の水質調査の実施や合併処理浄化槽設置に係る経費の一部補助を行い、阿賀川・伊南川流域全体の環境保全に取り組んでまいります。

町民の健康づくりと医療の充実では、町民の皆さんが健康に不安を抱えることなく暮らし続けられるよう、各種予防接種にかかる費用の助成や成人保健事業、食育事業等により町民の健康づくりに取り組んでまいります。

また、将来にわたって地域医療が維持されるよう、医師や医療スタッフの確保について県や関係機関へ引き続き要望し、町民の皆さんが安心して暮らしていける地域医療体制の確保に取り組んでまいります。

特に、伊南地域においては、令和6年3月をもって診療所が閉院されるという状況に至っております。町といたしましては、伊南地域の住民の医療確保を目的とした緊急措置として、南郷地域及び館岩地域診療所への送迎体制を整え、地域医療の不安解消に取り組んでまいります。

高齢者や障害者の福祉では、高齢者や障害者が抱える多様な問題に対し、相談機能を強化し個別の支援に速やかに結びつける重層的支援体制整備事業に着手いたします。また、「住み慣れた場所でも誰もが最期まで輝ける笑顔あふれる共生社会をつくるまち」をテーマに策定する第9期の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、地域包括ケアシステムや認知症事業の推進を強化し、共生社会の実現を目指してまいります。

子育て支援では、本町の強みであります相談体制をより深化するために、これまでの子育て世代包括支援センターえがおに母子保健事業を統合し、新たにこども家庭センターを設置することにより、全ての妊産婦、子育て世帯、子供に対する幅広い支援を行ってまいります。また、令和5年度から実施している子育て世帯における保育料の負担軽減を目的とした保育所入所応援補助成事業を継続するほか、子育て世代からのニーズが高い屋内遊技施設の整備について検討を進めてまいります。

結婚支援では、独身男女の出会い・交流の場を創出するため、結婚サポート企業等への登録企業と協力・連携しながら、独身男女を対象とした将来の生活設計についてのセミナー開催及び独身男女が交流する機会を創出するための婚活イベントを開催してまいります。

また、結婚された方を祝福する思いを込めまして、令和6年度から婚姻届を提出した町民に対し結婚祝い金を交付する新婚生活エール事業を新たに実施してまいります。今後も複数の事業を組み合わせた多角的な結婚支援対策を実施し、町全体で結婚を後押しする機運を醸成してまいります。

次に、目標の柱2、「魅力を高め活力を生み出すヒト・モノ・カネの好循環化」についてであります。

人口減少にある中で、本町には就労の場が少ないほか、商店街も店舗が少なく活気が失われつつある現状を打破するため、地域の特性を生かし、農林業や商工業の生産性を向上させ、町内の経済が循環するまちづくりを目指してまいります。

地域特性を生かした農林業の推進において、農業分野では、農業・農村振興計画に基づき、農業従事者の減少を見据えた中で受皿となる新規就農者や多様な担い手の確保、さらには農産物の付加価値向上を目指す経営体の育成に引き続き取り組んでまいります。

また、荒海地区及び鶉巣地区において持続可能な生産を支える圃場整備を推進し、引き続き農業生産基盤の整備や農地の集積を図り、効率的かつ安定的な農業経営と農業生産性の向上に努めてま

います。

さらに、農家の経営所得の安定に向け、経営規模に応じた農業機械導入や施設整備に係る経費の一部支援及び地域の特色を生かした重点振興作物の栽培に係る支援などを継続し、農業の維持発展と農業所得の向上を目指してまいります。

このほか、農作物への獣害被害を抑えるため、個体数調整に努めるとともに、複合柵設置等の被害対策支援を継続しながら、集落と一体となって対策に取り組んでまいります。

林業の分野においては、豊富な森林資源を生かして町内経済の好循環に結びつけるとともに、森林の持つ公益的機能を維持するため、森林環境譲与税を活用し、皆伐地の再造林を促進する経費の一部支援を行い、持続的な森林整備を進めてまいります。

また、みなみあいづ森と木の情報・活動ステーション「きとね」において、林業技術の研修や木育機能を強化し、次世代を担う人材の育成に努めるほか、木育キャラバン in 南会津の開催を通して、多くの人が南会津町の林業を知る、関わる機会の充実を図ってまいります。

さらに、町産材の利用拡大及び町内林産業の安定経営と基盤強化のため、町産材を使用した住宅の新築・増改築を行う施主への支援や林業事業者に対する各種補助金制度による支援を引き続き実施してまいります。

商工業においては、中小企業を取り巻く環境が依然として厳しい状況にあることから、企業における生産性向上や従業員の処遇改善等に取り組む町内事業者に対して、設備投資や人材確保に係る経費の一部助成を継続してまいります。

また、一定の投資と雇用を確保して、町内に工場等を新設した企業に対して、固定資産税相当額の一部を奨励金として交付するほか、個人事業者及び法人の新規創業等に係る経費の一部を助成することにより、事業活動の促進と生産能力の向上及び雇用の創出を図るとともに、事業承継についても具体的施策の検討を進めてまいります。

あわせて、地元企業における人材確保に対する支援といたしまして、一般求職者及び高等学校の新卒者を対象とした合同企業説明会などを引き続き実施してまいります。

さらに、物価高騰の影響を受け低迷する地域経済の活性化を図るため、電子決済の導入と併せてプレミアム付電子クーポンを発行することで、町民の経済的負担の軽減と消費喚起及び電子決済の利用を促し、商工業者の経営安定化につながるよう支援をしてまいります。

田島地域中心市街地の活性化につきましては、経営者の高齢化や担い手不足など様々な要因により空き店舗が増加し、活気が失われつつあることから、町内事業者等が協働により取り組む中心市街地におけるにぎわい創出のイベント経費及び空き店舗の利活用に要する経費の一部を助成し、まちなか再生計画の具現化に向け、引き続き取組を進めてまいります。

観光、地域間交流の推進については、本町の星空の魅力を観光資源として生かした観光誘客の推進体制を整備するため、星空ガイドの育成やモニターツアーを実施いたします。加えて、教育旅行や合宿誘致に継続して取り組むほか、企業の研修先としての地位を確立するため、地域団体と連携しながら企業研修の魅力づくりや受入れ団体の構築を促進してまいります。

また、国道289号八十里越の開通を見据えた地域振興については、老朽化した道の駅きらら289の大規模改修に向けて準備を進めるとともに、新潟県三条市、只見町との3市町による越後・南会津街道観光・地域づくり円卓会議及び同懇談会で引き続き協議を重ねながら、広域観光や産業連携等の相互交流につながる施策展開を促進してまいります。

さらに、地域のシンボルである県指定天然記念物「古町の大イチョウ」の保護と地域コミュニティの活性化のため、公園整備に継続して取り組む計画であり、令和6年度は駐車場やトイレ、あずまの整備工事を実施してまいります。

これらの取組や本町の魅力を広くPRするため、SNS等の多様な広報媒体やインフルエンサーを活用しながら、個人旅行者などの誘客強化を通して交流人口、関係人口の拡大と本町の観光産業の活性化に努めてまいります。

次に、目標の柱3「快適で充実した生活が送れる魅力ある生活基盤づくり」についてであります。

様々な災害への備えや除排雪への対応、道路や下水道、公共交通といった社会生活基盤を適切に維持していくことにより、町民生活の快適さの向上や安全安心な暮らしとともに持続可能なまちづくりの実現を目指してまいります。

良好な居住環境の整備では、道路及び橋梁に関しまして、町道永田中荒井線の改良工事、町道関本古内線の富貴沢橋架け替え工事及び町道和泉田3号線の下山橋補修工事など、町民生活に密接に関わる生活道路の改築・修繕工事を実施してまいります。

また、土地区画整理事業施工区域での宅地造成及び豪雨時に溢水するおそれがある排水施設等の改修事業を引き続き実施するほか、降雪期における生活道路の機能を維持するため、田島地域、南郷地域の老朽化した除雪ドーザ各1台を更新してまいります。

一方、会津縦貫南道路5工区、栃木県側で事業が着手された栃木西部・会津南道路など、本町を取り巻く幹線道路の整備が着実に進んでおります。今後も県道黒磯田島線を含め、幹線道路の整備促進に向けた要望活動を力強く継続してまいります。

住宅確保要配慮者対策及び空き家対策に関しましては、町営住宅松下団地の建て替え事業、町営住宅会下団地の改修事業の継続など、町民の生活基盤の整備を計画的に進めてまいります。

また、空き家の現状や空き家所有者の意向などを把握するために、空き家の全戸調査を実施し、多様なニーズに対応した空き家の利活用など今後の住宅施策を検討するための現状把握に努めてまいります。

上下水道において、水道事業では、荒海・糸沢地区水道施設の効率化や田島第一地区と田島第二地区の施設の統廃合に向けて高野地区への加圧ポンプ場整備に着手するほか、老朽化で漏水リスクの高い管路を優先的に更新することで、水道水の安定供給に努めてまいります。

また、下水道事業では、上郷地区と高杖原地区の農業集落排水処理施設の統廃合に向けた管路工事を引き続き実施するほか、南郷浄化センターと古町地区農業集落排水処理施設の統廃合に向けて着手してまいります。これらの取組により、水道事業及び下水道事業の効率的かつ効果的な維持管理による持続可能な上下水道事業の実現を目指してまいります。

公共交通においては、自家用車を持たない高齢者などの交通弱者にとって、移動手段として必要不可欠なものであることから、伊南地域の交通空白地帯解消を含め地域住民のニーズに即した公共交通体系の早期実現に取り組んでまいります。

また、町全体の公共交通につきましても、引き続き地域住民、交通事業者及び関係機関と協議を重ねながら、町民の皆様が利用しやすく、効果的かつ効率的な公共交通網の形成に努めてまいります。あわせて、高齢者による痛ましい事故が全国で増加する中、高齢者の事故防止と公共交通利用促進を図るため、運転免許証の自主返納者に対する支援を継続してまいります。

災害の備えとなる防災対策においては、現在、舘岩地域及び伊南地域に設置している移動系の防

災行政無線が、平成20年の電波法改正に伴い令和6年12月以降使用できなくなることから、電波法に対応した設備の更新を実施してまいります。

また、防災、災害時の緊急情報として、福島県や県内市町村などと共有するための福島県総合情報通信ネットワークの更新を行ってまいります。引き続き防災行政無線の効率的な維持管理と効果的な運用により、災害時等における迅速な情報の収集や提供に取り組み、町民の安全の確保に努めてまいります。

あわせて、消防車庫1棟を整備するほか、消防車両1台を更新し火災発生時の対応体制の充実を図ってまいります。今後も消防車両及び消防施設を計画的に更新することにより、消防団の組織運営を充実させるとともに、防災備蓄品の計画的な更新を進めることで、自助・共助・公助の連携による町民の安全安心な生活環境の確保に努めてまいります。

次に、目標の柱4「世代を超えて「南会津愛」を育む“共育”のまちづくり」についてであります。

地域の担い手の育成には郷土愛を育む必要があると考えており、家庭や地域など町民一人一人が郷土の歴史や文化に触れ、交流を深めることで、共に育ちながら郷土のよさや暮らす喜びを知ることができるまちづくりを目指してまいります。

学校教育の推進においては、実用英語技能検定、いわゆる英検の合格に向け、目標を持って取り組んでいる中学生が増加しているため、英語が話せる人材育成事業を継続してまいります。

一方、少子化により児童生徒数が減少する中で複式学級は増加傾向にありますが、複式学級の指導体制を充実させるため、学習支援員を配置し、小規模校のよさを生かした教育環境を整備してまいります。

また、長期の受入れに向けた準備として実施している短期の山村留学事業ではありますが、長期山村留学事業への移行に向けて関係機関との協議を進めてまいります。

さらに、特別な教育的支援を必要とする児童生徒への対応として、特別支援教育支援員を配置し、学級担任と連携して日常生活上の介助や学習支援、安全を確保するなど、共生社会の実現に向けた教育の構築を目指し、特別支援教育における教育ニーズに的確に応える指導体制を整えてまいります。

また、子供の郷土愛を醸成するため、田島祇園祭屋台歌舞伎ワークショップや藍の栽培など、町内各小中学校において地域のヒト・モノ・コトに触れる体験学習を引き続き実施してまいります。

子供たちが安心して学べる環境整備では、学校施設長寿化計画に基づき施設の適正管理に努め、安全性・快適性を備えた教育環境の整備を図るため、田島小学校屋内運動場の改修工事を実施してまいります。

また、県立高等学校改革により令和5年4月に開校した新南会津高校の通学等に対しまして、後援会組織を通して必要な支援を継続し、安心して学べる環境を確保してまいります。

高校の統合により、令和7年4月に空き校舎となる南会津高等学校南郷校舎につきましては、校舎及び跡地の利活用について地域住民の目線で検討し、町に対して提言する住民組織、南会津高校南郷校舎跡地利用住民検討委員会を設置いたしました。検討委員会において議論を重ねた上で提言をいただき、町としての方針を示してまいりたいと考えております。

生涯学習においては、様々な世代の方々へ地域の歴史や文化など学習の機会の提供及びスポーツを通じた健康づくりや地域コミュニティの形成を図るなど、生涯学習事業や公民館講座の充実に努

めてまいります。

地域と連携した教育を推進する放課後子ども教室での体験活動を継続しながら、世代間交流による郷土愛や自立心を育むなど、地域を担う人材の育成が子育て支援や年齢、性別を超えた教育につながるよう努めてまいります。

また、生涯学習の拠点施設である御蔵入交流館の空調設備改修工事を継続するとともに、公民館講座や文化講演会では、子育て世代の応援につながるような事業を展開しながら、生涯学習環境の充実に努めてまいります。

地域文化の保存・伝承、芸術文化の振興においては、本町の代表的な伝統芸能である田島祇園祭屋台歌舞伎や伝統技術である藍染技術の後継者育成と伝統文化の継承に取り組むなど、先人から受け継がれてきたかけがえのない民俗芸能や伝統文化の保存伝承に努めてまいります。

また、地域の財産である文化財が地域の誇りや愛着が持てるものとなるよう、奥会津博物館での企画展開催や講座での開催を幅広く周知し、多くの人が本町の文化について知り、触れる機会の充実に努めてまいります。さらに、文化ホールでの音楽・舞台芸術公演などを開催し、芸術文化に親しむ機会の充実に努めてまいります。

最後に、目標の5「誰もが主役で誰もがつながる未来を見据えた協働によるまちの運営」についてであります。

町は急速な人口減少や厳しい財政状況の中にあり、社会情勢の目まぐるしい変化に対応していくために、町民と行政が互いに協力し、町民一人一人がまちづくりの主役として輝くことができる行政運営を目指してまいります。

デジタル化の推進においては、様々な場面で人手不足が叫ばれる中で、国は全ての国民がデジタルによる利便性を享受し、多様な幸せを実現する社会を目指しております。

本町においても、デジタル化に対応した人材育成を目的に、スマートフォンの利便性を理解していただくようスマートフォン教室の開催及び国家試験であるITパスポート試験の受験費用助成を継続していくほか、職員の意識・業務の改革を推進するに当たり、職員のデジタルに関する研修などを通して、デジタル技術を活用した行政サービスの充実に引き続き取り組んでまいります。

また、マイナンバーカードを利用することで、コンビニエンスストアなどで住民票の写しや印鑑証明書、税関係証明書の取得が可能となりましたが、今後もマイナンバーを活用した行政サービスについて検討を進め、マイナンバーカードの普及促進に努めてまいります。

さらに、町民に対して賦課徴収する町税について、コンビニでの納付を可能とするコンビニ納付を令和6年4月から開始することで、納税者の納付機会の拡充を図るとともに、収納率の向上を目指してまいります。

行政と町民の協働のまちづくり及び地域コミュニティの充実につきましては、私が町長に就任して以来、動く町長室などの広聴事業をはじめ、様々な場面で様々な世代の町民の皆様と対話する場を設けてまいりました。この取組の中で、町民の皆様の声に真摯に向き合い対話を進めることで、いただいた意見を町政に反映するほか、地域の相互扶助や自主的かつ主体的な活動及び集落機能の維持強化が図られるよう継続して支援するとともに、町と団体や団体間の協働の取組を推進してまいります。

また、町外在住の方が将来的に二地域居住や移住しやすいよう、空き家バンク制度と住宅取得支援に関する事業及び子育て支援に関する事業を組み合わせた情報提供など、関係機関と連携しなが

ら、関係人口や定住促進の事業を継続して取り組んでまいります。

効率的・効果的な行財政運営に関しましては、厳しさを増していく財政状況や限られた人的資源の中でさらなる住民との協働によるまちづくりを実践し、公共サービスのスマート化、行政組織の強化を図りながら、地域にふさわしく質の高い公共サービスを提供していかなければならないと考えており、第4次南会津町行政改革大綱で定めた目標を実現するため、前述した事業などの取組を進めてまいります。

また、多くの町有施設を抱える本町にとっては、それらの維持管理費が将来的な財政運営の大きな負担になることが予想されます。そのため、公共施設等総合管理計画に基づき、長期的なメンテナンスサイクルの構築、トータルコストの縮減と予算の平準化、施設の再配置や統合、複合化及び民間活力による有効活用、管理経費の削減など、公共施設の維持管理更新等の最適化を図り、財政負担の軽減に努めてまいります。

加えて、令和7年度に予定している町有観光施設の指定管理者の公募を見据え、町有観光施設の在り方について引き続き検討し、可能な限り早期に方針をお示しするとともに、経常経費の削減と投資的経費の財源確保に努めながら、将来を見据えた効率的・効率的な行財政運営に一層尽力してまいります。

以上、令和6年度の町政運営の基本方針と主要施策の概要について申し述べました。

令和6年度も町民の皆様の声に耳を傾け対話を通しながら、町民と行政が信頼で結ばれたまちづくりを進めることが極めて重要であると認識しております。より多くの声を町政に反映させるとともに、町民の皆様と議会、行政の信頼関係を構築しながら、安全安心のまちづくりと地域力の向上に職員と一丸となって全力を尽くして取り組んでまいり所存であります。

町民の皆様及び議員の皆様におかれましては、引き続き町政への一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、私の所信とさせていただきます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○山内 政議長 これで、令和6年度町政施政方針説明を終わります。

暫時休憩します。

再開は午前11時とします。

休憩 午前10時46分

再開 午前11時00分

○山内 政議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎報告第2号から議案第55号まで一括上程、説明

○山内 政議長 日程第6、報告第2号から議案第55号までを一括上程します。

提出者の町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

○渡部正義町長 それでは、これより今期定例会に提出いたしました各議案の提案理由をご説明申

し上げます。

初めに、報告第2号 専決処分の報告についてでありますが、本件は地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したため、同条第2項の規定により報告するものであります。

専決第1号 工事請負契約の一部変更について（社会資本整備総合交付金事業南郷橋撤去工事）についてであります。

本件は、令和4年10月20日付で、南総建株式会社と契約を締結いたしました社会資本整備総合交付金事業南郷橋撤去工事について、本年度発注した橋脚撤去工事と施工区域が重複しており、本工事において河道を掘削し、今年度発注した工事に土砂を流用することで、本年度に発注した工事の工期短縮及び経済的な面も有利になることから、工事内容の変更を行ったものであります。工事請負金額297万8,800円を増額し、8,987万8,800円とするものであります。

変更金額が100分の5以内かつ300万円を超えないことから、指定事項に基づき専決処分をしたものであります。

次に、専決第2号 損害賠償の額の決定及び和解についてでありますが、本件は、令和6年1月4日、あたご館職員通用口付近に設置しておりました落雪を注意するための立て看板が強風により倒れ、近くに駐車してあった車両の後部ガラスにぶつかり破損したものであります。

過失割合を町100%とし、相手方に対し車の修理代として賠償金8万3,336円を支払うことで協議が調いましたので、損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をしたものであります。

議案第3号 南会津町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、令和5年6月9日に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が交付されたことに伴い、法例改正に合わせた規定の改正及び文言の整理をするために所要の改正をするものであります。

議案第4号 南会津町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例及び議案第5号 南会津町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例については、関連がありますので、併せてご説明を申し上げます。

本案は、近年の原油価格高騰の影響によりガソリン価格が高騰していることから、町長等の町三役、町職員及び町の非常勤特別職等に係る車賃単価を見直すこととしたため、所要の改正をするものであります。

議案第6号 南会津町会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、令和5年5月8日に地方自治法の一部を改正する法律が施行されたことにより、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となったことから、国の非常勤職員との均衡及び適正な処遇の確保の観点から、所要の改正をするものであります。

議案第7号 南会津町保養所条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、古町温泉赤岩荘及び小豆温泉窓明の湯について、町民の福祉増進と保養のための施設として運営し、施設利用料金も町民、町民以外の利用料金をともに安価に設定していましたが、町外者の利用が多く、町民以外の利用料金を他の温泉施設と同程度にすることを可能として、施設の健全な運用を図っていくために所要の改正をするものであります。

議案第8号 南会津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、令和4年12月28日に公布された児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、バスの送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定が新設されたことから、所要の改正をするものであります。

また、国の子ども・子育て支援交付金の対象となる放課後児童健全育成事業の内容について定める通知が改正され、放課後児童支援員とみなすことのできる研修終了予定者の内容が変更されたことにより、所要の改正をするものであります。

議案第9号 南会津町児童遊び場条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、南会津町遊び場の指定管理期間満了に伴い、糸沢区、金井沢区、折橋区の児童遊園地を廃止することから、所要の改正をするものであります。

議案第10号 南会津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、令和4年12月28日に公布された児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、バスの送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定が新設されたこと、及び令和5年3月31日に公布されたこども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の改正が行われたため、所要の改正をするものであります。

議案第11号 南会津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、令和5年3月31日に公布されたこども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う内閣府本府関係内閣府令の整備に関する内閣府令の施行及び令和5年9月15日に公布された特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、所要の改正をするものであります。

議案第12号 南会津町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、令和5年5月19日に公布された配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をするものであります。

議案第13号 南会津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、高齢者虐待防止の推進や情報通信技術の活用による職員の負担軽減、管理者の職務従事範囲の明確化等を目的とした改正内容となり、指定地域密着型サービス提供における身体的拘束等の適正化、その検討会議や介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に向けた検討会議の際のテレビ電話装置等の活用について、国の基準見直しに関連した改正をするものであります。

議案第14号 南会津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防の効果的な支援の法律に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、高齢者虐待防止の推進や情報技術通信の活用による職員の負担軽減、管理者の職務従事範囲の明確化等を目的とした改正内容となり、地域指定密着型介護予防サービス提供における身体

的拘束等の適正化、その検討会議や介護予防サービスの質の確保及び職員の負担軽減に向けた検討会議の際のテレビ電話装置等の活用などについて、国の基準見直しに関連した改正をするものであります。

議案第15号 南会津町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、介護保険料について、介護サービス事業の円滑な運営のために、介護保険制度によって3年に一度の見直しが定められています。これに基づき、第9期となる介護保険事業計画を策定し、令和6年度から介護サービス事業とそれに係る介護サービス給付費等の見込額を算定し、それを支える介護保険料を設定したところであります。

今回の改正は、介護保険料の基準額を前期から据え置き、適用する期間を令和6年度から令和8年度までの3か年に改正をするものであります。また、将来にわたって持続可能な介護保険事業遂行向け、低所得者の保険料上昇の抑制や負担能力に応じた保険料の負担という観点から、現在の所得段階、9段階から13段階に改正をするものであります。

議案第16号 南会津町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び議案第17号 南会津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例については改正理由が同じでありますので、併せてご説明申し上げます。

本案は、高齢者虐待防止の推進や情報通信技術の活用を含めた職員の負担軽減等を目的とした改正内容となり、指定居宅支援事業等における身体拘束等の適正化、介護支援専門員による実施状況の確認の際のテレビ電話装置等の活用及び介護予防支援事業における地域包括支援センターの業務量改善に向けた委託先の拡充などについて、国の基準見直しに関連した改正をするものであります。

議案第18号 南会津町しらかばの森条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、しらかばの森キャンプ場について、利用区分を現状に合わせた構成とするとともに、利用料金が安価に設定されており、近年の諸費用の高騰により加算の必要が生じたことから、額を引き上げし適正な料金設定を行うため、所要の改正をするものであります。

議案第19号 南会津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、福島県道路占用徴収条例と整合性を図るため、所要の改正をするものであります。

議案第20号 南会津町町営住宅条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、町営住宅松下団地について、昭和40年に建設した住宅1棟1戸及び昭和41年に建設した住宅2棟2戸を解体し、新たに2棟4戸を建設したため、所要の改正をするものであります。

議案第21号 南会津町都市公園条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、びわのかげ水泳場及びしらかば公園キャンプ場について、利用料金が安価に設定されており、近年の諸費用の高騰により加算の必要が生じたため、金額を引き上げし適正な料金設定をするため、所要の改正をするものであります。

議案第22号 南会津町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律が令和6年4月1日より施行されることに伴い、所要の改正をするものであります。また、福島県知事より、水道事業経営の変更が認可されたことから、計画給水人口及び1日最大給水量等の改正をするものであります。

議案第23号 南会津町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、令和5年5月26日に生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が公布され、水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣に移管することに伴い、所要の改正をするものであります。

議案第24号 南会津町過疎地域持続的発展計画の変更についてご説明申し上げます。

本案は、第3次南会津町総合振興計画が令和5年度からスタートしましたので、町の最上位計画との整合性を図るため、本計画の見直しを進めておりましたが、このたび福島県との協議が調ったことから、その内容について、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第25号 町道路線の変更についてご説明申し上げます。

本案は、国道289号田島バイパスの供用開始に伴う道路網の見直しにより、町道松下丹藤線の起点位置について、道路法第10条第3項の規定に基づき変更するものであります。

議案第26号 財産の無償譲渡について（多々石消防ポンプ置場）についてご説明申し上げます。

本案は、消防団の統廃合により使用しなくなった多々石地区の消防ポンプ置場について、多々石区に無償譲渡することで協議が整いましたので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第27号から議案第44号までの公の施設の指定管理者の指定についての議案につきましては、各公の施設について指定管理者にその管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

まず、議案第27号は、南会津町舘岩会館、南会津町伊南会館、南会津町南郷総合センターについて、公益財団法人南会津町振興公社を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は本年4月1日から5年間とするものであります。

議案第28号は、南会津町桧沢公民館について、特定非営利活動法人ひのきスポーツクラブを指定管理者と指定するものでありまして、指定の期間は本年4月1日から5年間とするものであります。

議案第29号は、旧南会津郡役所について、特定非営利活動法人南山匠の会を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は本年4月1日から5年間とするものであります。

議案第30号は、南会津町田島武道館について、公益財団法人南会津町振興公社を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は本年4月1日から5年間とするものであります。

議案第31号は、南会津町舘岩グラウンド、南会津町伊南グラウンド、南会津町南郷グラウンドについて、公益財団法人南会津町振興公社を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は本年4月1日から5年間とするものであります。

議案第32号は、南会津町福祉ホールについて、社会福祉法人南会津町社会福祉協議会を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は本年4月1日から5年間とするものであります。

議案第33号は、南会津町健康交流センターについて、公益財団法人南会津町振興公社を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は本年4月1日から5年間とするものであります。

議案第34号は、南会津町長野児童遊園地ほか3児童遊園地について、所在するそれぞれの行政区を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は本年4月1日から5年間とするものであります。

議案第35号は、南会津町老人デイサービスセンター七峰について、社会福祉法人南会津会を指定

管理者として指定するものでありまして、指定の期間は本年4月1日から5年間とするものであります。

議案第36号は、南会津町高齢者センターについて、公益財団法人南会津町振興公社を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は本年4月1日から5年間とするものであります。

議案第37号は、南会津町栗生沢生活改善センターほか5施設について、所在するそれぞれの行政区を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は本年4月1日から5年間とするものであります。

議案第38号は、永田農村公園のほか3農村公園について、所在するそれぞれの行政区を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は本年4月1日から5年間とするものであります。

議案第39号は、南会津町川島交流センターほか2施設について、所在する行政区を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は本年4月1日から5年間とするものであります。

議案第40号は、南会津町折橋林業研修センターほか7施設について、所在するそれぞれの行政区を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は本年4月1日から5年間とするものであります。

議案第41号は、南会津町しらかばの森について、公益財団法人南会津町振興公社を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は本年4月1日から5年間とするものであります。

議案第42号は、南会津町郷土文化保存伝習館について、公益財団法人南会津町振興公社を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は本年4月1日から5年間とするものであります。

議案第43号は、びわのかげ公園について、公益財団法人南会津町振興公社を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は本年4月1日から5年間とするものであります。

議案第44号は、しらかば公園について、公益財団法人南会津町振興公社を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は本年4月1日から5年間とするものであります。

議案第45号 教育長の任命についてご説明申し上げます。

本案は、現教育長、星英雄氏の任期が令和6年3月31日をもって期限を迎えることから、後任の教育長に川島敬章氏を任命するため、議会の同意を求めるものであります。

川島氏は、昭和55年に福島県公立学校教員となり、県内小学校に勤務され、平成15年に福島県教育庁南会津教育事務所指導主事、平成17年に福島県教育庁総務領域人事管理グループ管理主事、平成19年に南会津町立南郷第二小学校長、平成21年に福島県教育庁学校経営支援課管理主事、平成23年に福島県教育庁いわき教育事務所業務次長兼学校教育課長、平成24年4月に福島県郡山自然の家所長、平成26年に町立田島小学校長を歴任され、現在に至るものであります。

この間、教員として卓越した指導力を振るわれ、学校運営に努められるとともに、各教育事務所勤務時においては、県内の学校の指導に当たられ、本県教育の振興に大きく寄与されてきたところであります。

同氏は、温厚にして人格高潔で、教育行政に関し識見を有していることから、教育長に適任であるとして任命したいと存じますので、よろしくご審議を賜り、ご同意いただきますようお願いを申し上げます。

なお、任期は令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間となります。

議案第46号 教育委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

本案は、本年5月25日をもって南会津町教育委員会委員として任期満了となります阿久津啓介氏を、再任として教育委員に任命するものであります。

阿久津氏の主な経歴は、別途配付しております附属資料に記載しておりますが、阿久津氏には平成28年5月から教育委員会委員を務めていただき、この間、温厚にして誠実な人柄、教育の推進に日々真摯な研究を重ねてこられました。

このようなことから、阿久津氏のその豊富な識見と教育委員としての実績は、本町教育行政の活性化と発展に取り組むための教育委員として適任であり、引き続きその任を担っていただくことといたしましたので、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

なお、任期は令和6年5月26日から令和10年5月25日までの4年間となります。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。

今回、新たな人権擁護委員として推薦いたします近藤恵美氏の主な経歴は、別途配付しております附属資料に記載のとおりであります。

近藤氏は、人物、識見ともに優れ、広く社会に精通していることから、人権擁護委員として適任であるため、人権擁護委員法に基づき議会の意見を求めるものであります。

なお、任期は令和6年7月1日から3か年となる予定であります。

続きまして、議案第47号 令和5年度南会津町一般会計補正予算（第9号）についてご説明申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ4,247万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ136億8,704万2,000円とするものであります。

その要因は、町税、国県支出金及び町債などの歳入見込額の補正と、歳出予算においては各種事業の執行見込みに伴う予算の整理が主な内容となっております。

補正予算の主な内容につきまして、歳入からご説明申し上げます。

第1款町税につきましては、営業等所得、農業所得、給与所得、譲渡所得が当初の見込みを上回ったことにより、個人町民税を6,462万2,000円追加いたしました。

第6款法人事業税交付金、第7款地方消費税交付金は、それぞれ今年度の交付実績や収入見込みなどにより予算額を補正するものであります。

第13款分担金及び負担金は、実績により土地改良事業受益者分担金を81万円減額いたしました。

第15款国庫支出金は、145万3,000円の減額で、公定価格の改定により私立保育所等運営費負担金を追加する一方、事業の確定見込みにより、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を減額したことが主な内容となります。

第16款県支出金は、私立保育所運営費負担金の追加や林業に係る補助金を減額するなど、事業費の確定見込みにより全体で650万8,000円を減額するものであります。

第17款財産収入は、立木等の売払い収入の増加に伴い、843万2,000円を追加し、第18款寄附金は、実績見込みにより268万8,000円を追加補正するものであります。

第19款繰入金は、特定目的基金を財源とする事業の確定見込みにより40万円の減額であります。

第21款諸収入は、光ファイバ支障移転工事補償金などの事業の確定により498万8,000円の減額、第22款町債は、2,120万円を各事業の確定見込みにより減額するものであります。

次に、歳出の主な項目についてご説明申し上げます。

第1款議会費は、議員期末手当をはじめ、今年度事業の確定見込みにより390万3,000円を減額す

るもので、第2款総務費は、デマンドタクシーの運行回数の増加に伴い、地域公共交通運行委託料を追加する一方、福島県議会議員一般選挙等、各事業の確定見込みにより減額した結果、全体では1,297万4,000円を減額補正するものであります。

第3款民生費では、私立保育所運営委託料などを追加する一方、価格高騰緊急支援給付金事業費を確定見込みにより減額するなど、255万9,000円を減額補正いたします。

第4款衛生費は、河川等水質測定委託料を事業実績により減額する一方、PCB含有機器等の処理に係る経費を計上するなど、168万8,000円を追加補正いたします。

第5款労働費から第10款教育費につきましては、各種事業の実績見込みに基づく補正であり、労働費が130万3,000円、農林水産業費が1,561万7,000円、商工費が344万4,000円、土木費が1,357万9,000円、消防費が1,323万3,000円、教育費が305万4,000円、いずれも減額補正するものであります。

第14款予備費は、歳入との関連で1億1,045万5,000円を追加するものであります。

なお、繰越明許費の追加については、第2表繰越明許費補正のとおり、旧伊南小学校跡地利用整備事業のほか3事業総額で7,434万3,000円を次年度に繰越しして実施するものであります。

また、地方債の変更は、第3表地方債補正のとおりであります。

以上、令和5年度一般会計補正予算（第9号）についてご説明を申し上げます。

次に、議案第48号 令和5年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ280万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ23億8,096万4,000円とするものであります。

主な内容は、高額介護サービス費の追加見込みにより歳出予算を補正し、その財源として、国県支出金及び支払基金交付金等を歳入予算で見込むものとなっております。

次に、議案第49号 令和5年度南会津町水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

本補正予算は、資本的収入を1億2,100万円増額し、収入の予定額を4億3,616万6,000円とし、資本的支出を1億2,480万円増額し、支出の予定額を6億2,460万円とするものであります。

主な内容につきましては、国の所管省庁の変更に伴う財源確保のため、令和6年度実施予定の国庫補助事業による整備事業費を前倒しで予算化するものであります。

続いて、議案第50号 令和6年度南会津町一般会計予算についてご説明申し上げます。

令和6年度南会津町一般会計予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ125億6,800万円とするものであります。対前年度比では1.9%、2億4,400万円の減となりました。

それでは、本予算の概要につきまして、歳入よりご説明申し上げます。

第1款町税であります。15億5,795万7,000円の計上でありまして、固定資産の評価替えによる減少などが見込まれる一方、主要所得であります営業、農業、給与、年金所得について、過去4年間の伸び率から推定し増加が見込まれることから、対前年比0.3%、477万6,000円の増額となりました。

第2款地方譲与税から第10款地方特例交付金につきましては、近年、国または県から交付された実績などを算出し、総額といたしましては6億4,595万円の計上となっております。

第11款地方交付税は、歳入全体の49.7%を占める主要財源であり、対前年比0.4%減の62億4,500

万円を見込みました。このうち普通交付税は57億9,000万円で、令和5年度当初予算より3,000万円の減、特別交付税につきましては、交付実績などから前年度より500万円増の4億5,500万円を計上しております。

第12款交通安全対策特別交付金は、交付実績などから100万円を計上いたしました。

第13款分担金及び負担金は、私立保育料などの増加を見込む一方、土地改良事業受益者分担金の減少により、対前年度比10.2%、275万円減の2,415万円の計上で、第14款使用料及び手数料は、町有財産や公共施設などの使用料及び各種証明等手数料を計上するもので、公立保育料、それから公営住宅使用料の減などにより、対前年比2.8%、211万円減の7,381万7,000円を計上いたしました。

第15款国庫支出金であります。対前年度比23.4%、1億9,775万1,000円増の10億4,158万6,000円となりましたが、その主な要因としては、国の経済対策の事業財源として交付される物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の計上によるものであります。

第16款県支出金は、対前年度比2.5%、1,613万9,000円減の6億3,498万7,000円を見込み、第17款財産収入は、町有地貸付料、基金利子などの財産運用収入及び町有林売払い収入などで3,005万2,000円の計上であります。

第18款寄附金は、ふるさと納税寄附金の近年の実績を勘案し、4,137万8,000円といたしました。

第19款繰入金は、財政調整基金の取崩し額を前年度同額の3億5,000万とした一方、公共施設等整備基金取崩し額を前年度より2億3,500万円の減、1億1,100万円としたことなどにより5億8,436万8,000円、前年度比で27.7%の減となりました。

第20款繰越金は、前年度同額の2億円を計上し、第21款諸収入は健康診査受診者負担金や光ファイバ回線貸付料、放課後児童対策事業実費負担金など1億3,105万5,000円の計上であります。

第22款町債は、町道整備事業や御蔵入交流館空調設備改修事業の財源として過疎対策事業債6億2,660万円、緊急防災・減災事業債4億2,250万円など、対前年度比11.1%、1億7,020万円減の13億5,670万円の計上となりました。

続いて、歳出についてご説明を申し上げます。

第1款議会費ですが、対前年度比0.6%増の1億1,057万5,000円でありまして、議員及び職員の人件費のほか、議会活動経費の計上であります。

第2款総務費は、対前年度比15.8%、3億4,260万2,000円減の18億2,863万8,000円の計上であります。

このうち、第1項総務管理費では、人件費をはじめ一般事務経費、町有財産管理費のほか、令和6年度に完了予定の旧伊南小学校跡地利用整備事業や集落応援交付金などの自治振興費及び地域乗合タクシー運行事業委託料等の公共交通対策費などの計上であり、第2項徴税費、第3項戸籍住民基本台帳費、第4項選挙費、第5項統計調査費、第6項監査委員費は、人件費及び経常的な事務経費などの計上となっております。

次に、第3款民生費であります。対前年比5.2%、1億3,089万5,000円増の26億3,135万2,000円の計上でありまして、このうち第1項社会福祉費は、人件費をはじめ障害者福祉や老人福祉に関する扶助費のほか、新たに新婚生活エール事業交付金を計上した結婚支援事業や、国の経済対策の一環として実施する定額減税・補足給付事業を計上しております。

第2項児童福祉費は、放課後児童対策事業費、子ども医療給付費などの計上のほか、令和5年度より実施しております保育所入所応援助成金給付事業や子育て世代から要望の多い屋内遊び場整備

の検討に要する経費を計上したところでございます。

第4款衛生費であります。対前年度比5.0%、5,519万5,000円減の10億3,933万5,000円の計上でありまして、第1項保健衛生費は、人件費のほか、妊娠・出産に関する各種支援事業や新たに65歳以上の高齢者を対象としたコロナウイルスワクチン接種費用助成事業を計上した予防費、それから水道事業会計繰出金や地球温暖化対策実行計画の策定業務を計上した環境衛生費が主なものであります。

第2項清掃費は、PCB含有検査等業務委託料や南会津町環境衛生組合負担金、合併処理浄化槽設置整備事業補助金などの計上であります。

第5款労働費は、合同企業説明会・合同就職面接会等事務事業委託料、それから企業立地促進奨励金などの雇用対策費で、335万1,000円の計上であります。

第6款農林水産業費は、対前年比7.6%、5,531万9,000円の減で、6億6,939万8,000円の計上となりました。

このうち、第1項農業費は、人件費のほか農業委員会費や中山間地域等直接支払事業費、農業次世代人材投資事業費、新規就農者育成総合対策事業費などの農業振興費、多面的機能支払事業費、下水道事業会計繰出金などの農地費及び国土調査費などの計上となっております。

第2項林業費は、人件費をはじめ林業振興費として鳥獣対策事業費やヤマザクラ一万本の里づくり事業をはじめとした森林環境交付金事業の計上のほか、森林環境譲与税を活用した適正な森林管理のための整備方針策定業務委託料や各種補助金、さらには新たに木育に取り組む予算を計上しております。また、治山林道費として、林道整備に係る県営事業負担金などを計上しております。

次に、第7款であります。商工費であります。商工振興の分野においては、人件費のほか、中心市街地の活性化を図るため、中心市街地にぎわいづくり事業及びまちなか空き店舗等利活用支援事業と併せ、地域内消費促進電子クーポン活用事業や地方活力創生事業、地酒で乾杯プロジェクト事業などの各種事業費を計上し、地域経済の活性化を図ってまいります。

観光の分野においては、合宿誘致促進事業、越後・南会津街道観光・地域づくり円卓会議事業、宿泊型観光の推進に向けた星空誘客事業のほか、各観光施設等の管理運営費の予算を計上し、関係人口・交流人口の拡大による観光誘客を図ってまいります。

なお、商工費全体では、旧さゆり荘などの解体工事完了などにより、対前年比34.4%、2億7,418万6,000円減の5億2,385万6,000円の計上となっております。

第8款土木費であります。対前年度比9.4%、1億6,494万8,000円増で、19億1,603万4,000円の計上となりました。

このうち、第1項土木管理費についてであります。人件費をはじめ、各種期成同盟会などの負担金で、第2項道路橋梁費は、町道維持費、除雪経費のほか、社会資本整備総合交付金事業及び緊急自然災害防止対策事業などによる町道の改良や修繕・補償費などが主なものであります。

第3項河川費は、河川維持管理経費のほか、緊急自然災害防止対策事業による河川改修工事費の計上で、第4項都市計画費は、人件費をはじめ、下水道事業会計の繰出金のほか、河川公園管理費、土地区画整理事業による道路築造、宅地造成工事などであります。

第5項住宅費であります。社会資本整備総合交付金事業による町営住宅会下団地住戸改修事業、町営住宅松下団地建て替え事業による住宅内道路改良工事のほか、空き家等対策計画の期間満了に備えるために実施する空き家全戸調査経費などの計上が主なものとなっております。

第9款消防費は、対前年度比6.5%、4,717万8,000円減の6億7,596万9,000円の計上で、広域圏組合負担金のほか、人件費、消防団関係経費、消防車両格納庫整備事業費、消防車両購入費のほか、新たにJアラート基地局整備事業費や県防災情報ネットワーク整備負担金を計上する内容となっております。

第10款教育費であります。対前年度比25.2%、3億1,008万6,000円の増で、15億3,909万2,000円の計上となりました。

うち第1項教育総務費は、教育委員会及び事務局費などの経常経費のほか、山村留学事業費、英語が話せる人材育成事業、それから県立南会津高等学校後援会事業補助金の計上などでありまして、第2項小学校費及び第3項中学校費は、人件費をはじめ、各学校管理費、それから特別支援教育支援員配置費などのほか、学校施設長寿命化計画として、田島小学校体育館等改修事業費を計上しております。

第4項幼稚園費は、人件費をはじめ、町立幼稚園運営費であります。

第5項社会教育費は、人件費のほか、田島祇園祭屋台歌舞伎運営費や令和5年度から継続して実施する御蔵入交流館空調設備改修事業費等を計上するほか、前沢曲家集落保存対策事業費、博物館費などの計上となっております。

第6項保健体育費は、人件費、各種スポーツ事業関係費のほか、各体育施設管理運営費、学校給食運営費が主なものであります。

第11款災害復旧費は、農林業施設及び公共土木施設災害復旧費の事務費で、4万5,000円の計上であります。

第12款公債費は、対前年度比5.0%、8,271万9,000円の減で、15億8,091万2,000円の計上となりました。

第13款諸支出金は、存目として1,000円を計上し、第14款予備費は、歳入との関連で4,944万2,000円の計上となりました。

歳出予算の概要は以上のとおりであります。

なお、地方債の限度額、その他の条件等につきましては、第2表地方債のとおりであります。

以上、一般会計予算についてご説明申し上げます。

○山内 政議長 ここでお諮りをします。

間もなく正午となりますが、日程第6の提案理由の説明の一部と日程第7の趣旨説明が残っております。引き続き会議を続けたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

それでは、引き続き会議を続けます。

○渡部正義町長 それでは、引き続き議案の説明を申し上げます。

議案第51号 令和6年度南会津町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

本予算は、前年度の実績などを踏まえ、対前年度比4.5%減の15億5,600万円の予算規模となりました。

歳入から各款別にご説明申し上げます。

第1款国民健康保険税は、令和5年度の本算定結果を踏まえ、対前年度比1.5%減の2億9,576万3,000円の計上となりました。

なお、令和6年度の賦課方式及び税率につきましては、被保険者の数及び所得の確定などを踏まえ、6月に本算定を行うことになっております。

第2款県支出金は、医療給付費などに関連する普通交付金や保険者努力支援交付金など、特別交付金の見込額を基に11億220万3,000円を計上し、第3款財産収入は、国民健康保険基金利子として3,000円を計上するものであります。

第4款繰入金は、国民健康保険基盤安定繰入金をはじめ、人件費や事務費、未就学児の保険料均等割軽減や子供の医療費給付事業などに要する経費について、国の基準に基づき一般会計から繰入れするものでありまして、対前年度比9.5%減の1億4,667万7,000円の計上となりました。

第5款繰越金は、前年度繰越金として1,000万円を計上し、第6款諸収入は、特定健康診査事業受診者等負担金などで、135万4,000円を計上するものであります。

次に、歳出について申し上げます。

第1款総務費は、3,639万円でありまして、職員の人件費や事務経費、国保運営協議会経費などを計上しております。

第2款保険給付費は、一般被保険者の療養給付費のほか、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費などの給付費でありまして、対前年度比5.0%減の10億7,326万3,000円を計上するものであります。

第3款国民健康保険事業納付金であります。県全体の医療費の推計を基に県が算出した各市町村における負担分を医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分として県に納付するもので、3億3,036万1,000円の計上となっております。

第4款保健事業費は、特定健康診査や人間ドック健診などに伴う経費の計上でありまして、対前年度比5.0%減の3,031万2,000円となりました。

第5款基金積立金であります。国民健康保険事業の円滑な運営を図るため基金に積み立てるもので、3,000万3,000円を計上しております。

第6款諸支出金は、保険税の過誤納還付金や重度心身障害者医療費に係る一般会計繰出金として300万7,000円を計上いたしました。

第7款予備費であります。5,266万4,000円の計上となっております。

次に、議案第52号 令和6年度南会津町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

本予算は、前年度の実績を踏まえ、対前年度比4.4%増の2億5,900万円の予算規模となりました。

歳入から各款別にご説明申し上げます。

第1款後期高齢者医療保険料は、保険者である後期高齢者医療広域連合の保険料算出参考資料を基に、対前年度比8.0%増の1億6,766万5,000円の計上となっております。

第2款繰入金は、一般会計からの人件費、事務費及び保険基盤安定などのために繰入れするものでありまして、対前年度比0.8%増の8,486万9,000円の計上となりました。

第3款繰越金は100万円の計上で、第4款諸収入は健康診査事業受託収入など、546万6,000円を計上しております。

次に、歳出であります。第1款総務費ですが、人件費及び事務費などでありまして、910万8,000円を計上いたしました。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合への保険料及び保険基盤安定負担金の計上でありまして、対前年度比5.3%増の2億4,196万4,000円の計上となっております。

第3款保健事業費であります。健康診査に要する経費など724万円を計上し、第4款諸支出金は、保険料の過誤納還付金など13万7,000円を計上しております。

第5款予備費であります。55万1,000円を計上するものであります。

次に、議案第53号 令和6年度南会津町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

本予算は、これまでの給付実績に基づいた予算編成を行い、予算規模は対前年度比1.8%増の22億7,800万円となっております。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

第1款保険料であります。賦課人数の見込みの増加と算定方式の見直しにより、対前年度比3.0%増の4億39万4,000円を計上しております。

第2款使用料及び手数料は、存目として1,000円を計上し、第3款国庫支出金は、5億5,976万9,000円で、介護給付費負担金、調整交付金、地域支援事業交付金などを計上するものであります。

第4款支払基金交付金は、5億7,852万7,000円の計上で、第5款県支出金は、3億4,430万2,000円となり、それぞれ介護給付費及び地域支援事業に対する負担割合に基づく交付金の計上となっております。

第6款財産収入であります。介護給付費準備基金利子として1万3,000円を計上し、第7款繰入金は、3億6,522万9,000円の計上となり、介護給付費に対する町の負担分や人件費などについて一般会計から繰入れするものであります。

第8款繰越金は、60万円を計上し、第9款諸収入は、介護保険事業運営資金償還金など2,916万5,000円の計上となっております。

次に、歳出のご説明を申し上げます。

第1款総務費は、人件費、事務費、介護保険事業運営費資金貸付金及び介護認定審査会費などで、8,595万4,000円の計上であります。

第2款保険給付費は、要介護者及び要支援者への施設介護及び居宅介護サービスの給付費などでありまして、20億8,749万円の計上であります。

第3款地域支援事業費であります。介護予防・生活支援サービス給付費や地域包括支援センター運営委託料など9,645万8,000円の計上となっております。

第4款基金積立金は、歳入の介護給付費準備基金利子収入と同額で1万3,000円の計上、第5款諸支出金は、保険料還付金など、11万1,000円の計上となりました。

第6款予備費であります。797万4,000円の計上であります。

次に、議案第54号 令和6年度南会津町水道事業会計についてご説明申し上げます。

まず、収益的収入及び支出からご説明申し上げます。

収入の第1款水道事業収益は、水道料金や各種手数料のほか、一般会計からの補助金などで5億9,031万4,000円を計上しております。

支出の第1款水道事業費は、5億6,873万1,000円の計上でありまして、人件費、事務費、給水事業管理経費ほか、減価償却費、企業債償還利息、消費税などを計上しております。

次に、資本的収入及び支出であります。収入の第1款資本的収入は、1億7,935万7,000円であり、事業実施に係る企業債や企業債元利償還に係る一般会計からの補助金、企業債元金償還に係る一般会計からの補助金、工事補填金が主な内容となっております。

支出の第1款資本的支出は、水道施設、統廃合事業費や配水管等布設替事業費のほか、企業債元

金償還金の計上であり、全体で3億5,791万1,000円を計上しております。

なお、第4条のとおり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億7,855万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金と当年度分の消費税及び地方消費税資本的収入調整額で補填することとしております。

また、企業債については第5条、他会計からの補助金につきましては第9条のとおりであります。

次に、議案第55号 令和6年度南会津町下水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

まず、収益的収入及び支出からご説明申し上げます。

収入の第1款下水道事業収益は、下水道使用料や手数料のほか、一般会計からの補助金などで5億4,786万8,000円を計上しております。

支出の第1款下水道事業費は、5億146万1,000円の計上でありまして、汚水処理施設管理経費のほか、減価償却費、企業債償還利息、消費税などを計上いたしました。

次に、資本的収入及び支出であります。収入の第1款資本的収入は、3億2,646万円の計上であり、事業実施に係る企業債や国庫補助金、受益者負担金のほか、企業債元金償還に係る一般会計からの補助金などが主な内容となっております。

支出の第1款資本的支出は、農業集落排水処理施設統合事業実施設計業務委託料、下水道管路設計補完業務委託料、田島都市環境センター設備交換工事費のほか、企業債元金償還金などを計上し、3億4,649万8,000円を計上しております。

なお、第4条のとおり、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2,003万8,000円は、当年度分損益勘定留保資金と消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填することとしております。

また、企業債については第5条、他会計からの補助金につきましては第9条のとおりとなっております。

以上、提案いたしました報告1件、議案53件、諮問1件に関するご説明とさせていただきます。

つきましては、慎重審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○山内 政議長 これで、提案理由の説明を終わります。



◎委員会提出議案第1号の上程、説明

○山内 政議長 日程第7、委員会提出議案第1号を上程します。

提出者の趣旨説明を求めます。

議会運営委員長、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 ただいま議題となりました委員会提出議案第1号について説明を申し上げます。

南会津町議会議長、山内政様。令和6年3月7日。提出者、南会津町議会、議会運営委員長、楠正次であります。

南会津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。

上記の議案を、地方自治法第109条第7項及び南会津町議会会議規則第14条第3項の規定により、

下記のとおり提出させていただきます。

提案理由。

近年の原油価格高騰の影響によりガソリン価格が高騰していることから、費用弁償としての車賃に係る単価を改正するため、所要の改正をするものであります。

改正文は別紙のとおりであります。先ほどの執行部提案と同様の理由でありますので、慎重審議の上、ご決定くださるようお願いいたします。

○山内 政議長 これで、委員会提出議案の趣旨説明を終わります。



◎散会の宣告

○山内 政議長 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

次の本会議は3月12日午前10時から会議し、一般質問を行います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 零時13分

令和6年第1回南会津町議会定例会 第2日

議事日程（第2号）

令和6年3月12日（火曜日）午前10時開議

日程第1 一般質問

2番 芳賀正義 議員
7番 森秀一 議員
9番 湯田芳博 議員
5番 古川晃 議員
3番 湯田剛正 議員
6番 渡部裕太 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（14名）

1番	酒井幸司	議員	3番	湯田剛正	議員
4番	星和孝	議員	5番	古川晃	議員
6番	渡部裕太	議員	7番	森秀一	議員
9番	湯田芳博	議員	10番	室井英雄	議員
11番	丸山陽子	議員	12番	楠正次	議員
13番	湯田哲	議員	14番	高野精一	議員
15番	渡部訓正	議員	16番	山内政	議員

欠席議員（2名）

2番 芳賀正義 議員 8番 川島進 議員

説明のための出席者

渡部正義	町長	佐藤一範	副町長
星英雄	教育長	月田啓	総務課長
星良栄	総合政策課長	鈴木秀和	税務課長
星貴夫	住民生活課長	湯田賢史	健康福祉課長

橘 昭	農 林 課 長	渡 部 秀 介	商 工 観 光 課 長
室 井 利 和	建 設 課 長	遠 藤 知 樹	環 境 水 道 課 長
渡 部 さつき	会 計 室 長	菅 家 康 夫	農 業 委 員 会 事 務 局 長
阿久津 勝 英	学 校 教 育 課 長	廣 野 友 一 郎	生 涯 学 習 課 長
渡 部 浩 明	館 岩 総 合 支 所 長	馬 場 誠	伊 南 総 合 支 所 長
平 野 芳 和	南 郷 総 合 支 所 長		

事務局職員出席者

星 博 文	事 務 局 長	星 彰	事 務 局 長 補 佐
-------	---------	-----	-------------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○山内 政議長 おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードへの設定をお願いします。

都合により欠席届のあった議員は2番、芳賀正義君、8番、川島進君です。

これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○山内 政議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎一般質問

○山内 政議長 日程第1、一般質問を行います。

登壇順序に従い、順番に発言を許します。

なお、本定例会における一般質問に当たりましては、会議規則第55条ただし書の規定によって、質問の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間を60分に制限しますので、質問の趣旨は簡潔明瞭に願います。

初めに、登壇順序1番、2番、芳賀正義君から通告のあった一般質問については南会津町議会会議規則第61条第4項の規定により、質問の通告をした者が欠席したため、行いません。



◇ 森 秀一 議員

○山内 政議長 次に、7番、森秀一君の登壇を許します。

7番、森秀一君。

○7番 森 秀一議員 皆さん、おはようございます。

突然の登壇順序1番目ということで、少々戸惑いもありますが、精いっぱい務めたいと思います。

議席番号7番、森秀一、通告に従いまして一般質問を行います。

質問は、伊南小野木クリニック閉院に伴う対応についてであります。

伊南小野木クリニックが3月30日で閉院するということですが、知ったのが1月の末、小野木クリニックが閉院してしまうので困ったという伊南地域住民からの不安の声でした。その後も不安の声は何人かから聞きました。伊南小野木クリニックは伊南地域では唯一の医院でしたから、閉院ということは無医地域になるということです。今まで伊南地域や周辺地域住民のかかりつけ医として医療に対する安心を届けるため、大きく貢献してきた医院でありました。このことから、小野木クリニックの閉院は地域住民にとっては医療に対する大きな不安を背負うことになります。

町の最上位計画である第3次南会津町総合振興計画の基本計画では、施策として健康づくり、医療の充実とあり、主な取組と個別指標の第1番目に医療体制の充実が書かれています。また内容としては、地域で安心して医療を受けることができるよう、南会津病院を中心とした、医療体制の充実を図りますと書かれています。また、南会津病院以外の医療機関の数として現状値、令和3年で7施設、中間値、令和8年で7施設、目標値、令和12年で8施設とあります。

今回の閉院によって医療機関が減るということは、総合振興計画の目標値に逆行する結果になったわけではありますが、町にとっても予期しない突然の出来事だったと推察いたします。とはいっても、このままにしておくわけにはいきません。町として、閉院の話をしたときから今までどのような対応をしてこられたのか、また地域住民の医療に対する安心のため、今後どのような対応をされるのか、これらについてお聞きします。

8点についてお聞きします。

1番目、町として閉院を知ったのはいつの時点だったのか、お聞きします。

2番目、閉院するからにはそれなりの事情があったと思います。閉院に至ったそれらの事情についてお聞きします。

3番目、医院を継続するためには経営や設備不足、労働条件など、運営していく上で不満や困難なことは多々あったと思います。閉院通告の中で、継続のための条件提示などはなかったのかをお聞きします。

4番目、理由は何であれ、閉院の話があったとき、継続して開業していただくよう説得されたとは思いますが。それでも閉院になったのだと思います。そのときの状況についてお聞きします。

5番目、閉院に至るまで、伊南地域医療の充実を図るため、町では運営その他に対して相当な支援をしてきたと思います。伊南小野木クリニックへ今まで町が行ってきた支援の状況がどのような内容だったのか、その実情を知りたいと思います。補助金またはその他の支援状況についてお聞きします。

6番目、閉院を知ったときから今まで何日かの期間が過ぎました。今日まで何もしてこなかったわけではないと思います。今まで対応してこられた状況についてお聞きします。

7番目、南会津町過疎地域持続的発展計画の中では、かかりつけ医制度の推進を図るなど、地域と連携した医療体制の充実に努めますと書かれており、総合振興計画では医療機関数を増加させる計画になっています。伊南地域が無医地域のまま何もしないで終わるということはないと思います。今後医師確保のため、町としてどのような対応をされるのかをお聞きします。

8番目、無医地域となったわけですから、今後は舘岩、南郷、田島など、他の地域への通院をしなければなりません。交通弱者である高齢者等にとっては大変な問題であります。過疎地域持続的発展計画では、通院者の交通手段を確保するため、乗合タクシーなどの新たな交通手段について検討を進めますとあります。また、今議会の行政報告書でも他の医療機関への転院等に支障を来すなどの新たな交通手段について支障がないように、通院するための支援を早急に講じてまいりますとありました。今回の町長の施政方針の中でも、送迎体制を整え、地域医療の不安解消に取り組んでまいります、と同様に述べられております。どのような支援を考えておられるのか、その内容についてお聞きします。

以上で、壇上での質問を終わります。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 おはようございます。

7番、森秀一議員のご質問にお答えいたします。

初めに、伊南小野木クリニック閉院に伴う対応に関する1点目、町への閉院通告はいつでしたかとのおたかしであります。小野木先生と昨年10月11日に面談した際、令和6年3月末で閉院したいとの意向を伺いました。なお、小野木先生からは年明けに公表するので、それまでは口外をしないでくださいと強く申出がありましたので、町としての公表は控えておったところであります。

次に、2点目、閉院に至った事由は何ですかとのおたかしであります。昨年、10月の小野木先生との面談の際にお聞きしたのは、平成30年から赤字が続いている状況で、今後も継続、経営を続けていくのは難しいというお話をいただいたところであります。

次に、3点目、閉院回避の条件提示はありましたかとのおたかしであります。引き続き医療を、診療を行うための条件提示はありませんでした。

4点目、閉院をとどめるための対応はとのおたかしであります。赤字が続く経営状況にもかかわらず、小野木先生には様々な経営努力により、平成18年6月の開業以来、17年間、地域医療を守り続けていただきました。小野木先生ご自身が足に障害を抱えていらっしゃる中、会津若松市から通所して診療に当たっていただいたところがございます。私としては、赤字の状況でこれ以上の負担をおかけすることはできないと感じたところがございます。

次に、伊南小野木クリニックへの支援状況はとのおたかしでございます。平成18年の開業当初から診療所の土地、建物及び診療設備を無償で貸付けしているほか、令和4年度からは先生の通勤に係る費用の助成を行っております。

次に、6点目、閉院を知ったときからの対応はとのおたかしであります。閉院の意向を伺った後、公表前ではありましたが、県の病院局、県の医師会を訪問し、情報収集及び意見交換を行っております。公表後には南会津郡の医師会長、南会津保健所の所長、南会津病院長との面談を行ってまいりました。医療機関や関係者との話し合いの中で、民間による医業の継続、診療施設の出張所としての継承、それから遠隔医療による診療の継続、町における診療所開設という方法があることを確認したところであります。

いずれの方法も対応する医師の確保が難しいことから、今回の町の対応としては交通の利便性を高め、近隣の医療施設に通っていただくことを考えるべきではないかといったアドバイスをいただいたところであります。

7点目、医師確保のため、今後の対応はとのおたかしであります。当地域の医師不足は従来からの課題であり、引き続き医師確保のため、関係機関への要請等を行うとともに、県が実施している福島県医業承継支援事業「医業承継バンク」に伊南小野木クリニックが使用している町の診療施設の情報を登録して、広く開業希望医師を募集する準備を県医師会の協力をいただきながら、進めていきたいと、このように考えているところであります。

次に、8点目、他の医療機関への通院手段はとのおたかしであります。閉院により、住民が医療機関の受診について不安を感じている状況は私も承知をしております。特に伊南地域では近隣の医療機関に通院する交通手段が会津バスに限られている上に、運行本数が少なく、利用しづらいといった状況にあります。そのため、通院に利用できる交通手段が確保できるまでの当面の間、緊急的な対応として伊南地域にお住まいの方々を対象として南郷地域のなかやクリニックと舘岩地域の舘岩愛輝診療所へ通院するための無料の送迎車両を、令和6年4月1日から運行するための準備を進

めているところであります。

今後は、今回の送迎車両の利用状況を見ながら、路線バス、田島・館岩・南郷地域、それぞれの地域交通との連携も考慮しながら、伊南地域に密着した通院手段の確保に早急に取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○山内 政議長 7番、森秀一君。

○7番 森 秀一議員 ただいまの町長の答弁で、今までにそれなりの対応をされてきたということとで少し安心をしたところであります。

それでは、再質問をさせていただきます。

1番から6番までについては状況を確認するという状況なものですから、7番の維持確保について、そこから質問をさせていただきたいと思います。

ただいま医師不足は従来からの課題という答弁がありました。医師不足は報道機関などで深刻な課題ということで全国的に報道されています。また、県内や当地域においても同様の認識を私はしております。といっても不足というだけでどの程度の医師不足なのか、これらについてお聞きしたいと思うんですが、過疎地域持続的発展計画の現状と問題点という中には、地域医療施設や診療所の施設設備の整備を促進し、診療体制及び医療機能の充実を図りますとあります。本計画で言う診療体制及び医療機能の充実には医師の確保は大きな課題であると思います。

改めてお聞きしますが、県内的に医師の不足がどの程度なのか、分かる範囲でお聞きしたいと思います。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 お答えいたします。

具体的な数字はなかなか我々には把握できないところなんですが、持っている情報でお答えさせていただきたいと思います。

県では様々な病院の計画をつくっております。そういった計画策定に関わる機会が我々は委員としてございます。現在、第8次医療計画を策定中でございまして、その計画策定の中には、我々は会津・南会津地域医療構想調整会議の委員として参画させていただいております。その計画の中で記載されているのが、医師数は病院で従事する医師は増加しているが、一般診療所で従事する医師は減少傾向にあるとうたわれてございます。これが現在策定中の計画で明記されている文面でございます。

さらには、現在、県が公表している医師数の状況というのが公表されてございます。その中では医療施設で従事する医師数は10万人に対して212人となっておりまして、全国で第42位と非常に少ない状況が続いております。こういった持っている情報、さらには計画策定に参画している中で得ている情報としては、委員おただしのとおり、やはり医師数は少ないというふうに町では把握しているところでございます。

以上です。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 健康福祉課長の答弁に加えて、私のほうからもお答えを申し上げたいと思います。

これは12月4日の福島NHKの情報でございます。これによりますと、福島県が医療少数県であ

るというような記事が出ておりました。さらに、医師少数区域というものがありまして、この区域の中に県南、それから会津、南会津、相双、いわき、この4つが特に医師が少ない医師少数区域と、こういうふうに記述がありました。県ではこのことを踏まえて、3年間で359人の医師を確保する計画の素案をまとめた。県としても医師の確保に向けての計画をつくったということでございます。

その中で、素案の中で、会津・南会津では65人の医師の増加を目指すというようなことでありまして、医師の確保に向けては県立医大の学生を対象に、県内での勤務を条件とする学費の貸与や、医師への支援制度をまとめたガイドブックの作成などを進めるということでございます。

県でも福島県地域医療支援センターというものを県立医大の中に置いて、医師の確保に努めているということでございますが、この情報にありますように、福島県内での医師の不足というのは数値的にも示されたのかなというふうに感じているところでございます。

○山内 政議長 7番、森秀一君。

○7番 森 秀一議員 医師の確保が困難という事情は大変よく今の説明で分かりました。

それで、先ほどの答弁の中にも、もう既に県の病院局、それから県医師会、これらと情報収集、意見交換を行ったという答弁がありました。また、南会津郡の医師会長、南会津保健所長、それから病院長といったところと面談を行って、それらに対しての関係者との話合いの中で民間による医療の継続、医療施設の出張所としての継承、遠隔医療による診療継続、町における診療所開設といったようなことの方法について、面談の中で行われたということで、これらについては対応していただけたんだなということでした。

ただ、これらを実行に移すためには、かなり今の医師不足の答弁の中にもありましたように、厳しいものなのかなということで、私の思いとしては臨時的に出張していただいて、例えば処方箋の対応だとか、事情を持っている患者さんの経過確認だとか、そういう軽微な医療対応ということで週に1回程度でもいいから、伊南の診療施設のほうに来ていただいて、それで見てもらおうと、眼科なんかでも舘岩のほうに来られているような医師もおられるということを知っているんですが、そのような方法でもさっきの対応していただいて、つなぎというようなことにはなるかもしれませんが、そのような方法を取っていただければなという思いを持ちます。

これについて何か答弁できるものがありましたら、お願いしたいと思います。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 今ほど質問をいただきましたが、それぞれ関係する部署との意見交換の中で、情報をいただいた中身を先ほど答弁したとおりでございます。

一つは新たな医師に入っていただくということですが、ここについては伊南地域の人口規模、それから今の若い先生方の考え方ということだと、地域医療に燃えて、過疎、へき地医療に燃えて入ってくるという人は少ない。さらに、そこに住むに当たっての生活環境なり、学習環境なり、家族としての対応もあるので、ここについては相当ハードルが高いと思いますというふうに話をされたところでした。

それから、遠隔医療です。今のデジタル化の中で、離れた場所からの診療をするということの方法、これは一つの方法論として考えられると思いますが、この分野についてはやはり対面で医療行為をするという流れの中、それが高齢の方ですと、お医者さんの顔が見えないというようなところもあって、制度的にはありますが、その辺のところもうまくいくかどうかはしっかり検討しないといけないですねという話をされました。

それから、近くの開業医、もしくは医療機関からの医師の派遣、これが一番可能性があるのかなというふうに私は考えておりますが、それについても伊南地域までの通うための時間のロス、これがお医者さんからすれば、例えば田島から通うとすれば40分程度の時間のロスも含めて考えなくてはならないということを検討した場合に、近隣の医師の方がそういったことに受けていただけるのであれば、実効性の高いものはあるのかなというふうに感じたところであります。

田島地域、それから南郷地域、伊南地域、これらの開業医の先生が患者さんの持っている数、これがその余力があるのかというところも一つのポイントかと思います。

それから、町が診療所を開設するという、例えば檜枝岐、只見では、それぞれの町村がやっているところがありますけれども、この場合の町の負担といいますか、医師を確保する、さらにお医者さんに支払う報酬の内容、さらには医療機関としての成立というところを考えると、ここの最後の部分についてはちょっと厳しいかなというふうに私は個人的に感じているところでございます。

そういったことも踏まえまして、今後、議会と連携をして、再度福島県、それから医師会、そういったところにお邪魔をしながら、我々の思いを伝えて、どういう方法が現実的なのか、さらに一歩踏み出した形で検討を進めたいと、このように考えているところでございます。

○山内 政議長 7番、森秀一君。

○7番 森 秀一議員 ただいまの町長の答弁で、かなりハードルが高いというような思いを持って聞かせていただきました。

そういうことであれば、次の8番の医療機関への通院手段ということになるわけなんですけど、これがいつ見つかるか分からないお医者さんに対する対応ということを考えれば、一番重要なことになるのかなと思います。それでも既に通院のための手段ということで対応していただけたということで、これについては安心をしたというところであります。

それで、お聞きしたいと思いますが、伊南地域の地域性というか、立地条件的なところで、かなり私にしてみれば問題の多い状況が目に入ってくるんですが、伊南地域の住民の通院を解決するためと考えたときに、大桃・耻風方面の2方向、これに対し、伊南川を挟んだそれぞれの集落があります。それを結ぶ橋が5か所に架かっていると。それでさらに多々石地区があると。それらを例えば南郷方面、舘岩方面に通院のための送りをすることになった場合、車で送り迎えするわけですから、1本の路線というふうに考えたときには、かなり橋を交互に渡って通るようなことで厳しい状況があるのかなと。それを2方向にして愛輝診療所となかやクリニックの方面に行くと、高齢者の方というのはどうしても決まった早い時間に行って診療を受けて、それから帰ってくるという流れになるものですから、午前中にこっちに行って、午後こっちに行ってなんていう形は取れないと思います。こういう中で路線の中での厳しさというものが多々あると思いますが、これらについてどういう流れを考えておられるのか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○山内 政議長 伊南総合支所長。

○馬場 誠伊南総合支所長 答えいたします。

今考えております路線については、週2回それぞれの医療機関に送迎を行うことを計画してございます。その中で路線という考えではなくて、路線というよりもドア・ツー・ドアで希望者といいますか、事前に登録していただいて、その方のおうちまで迎えに行くような形で通院のほうを送迎したいと考えております。

以上です。

○山内 政議長 7番、森秀一君。

○7番 森 秀一議員 それでは少し細かいことの質問をしたいと思うんですが、準備されている車両というのは1台なのか、2台なのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○山内 政議長 伊南総合支所長。

○馬場 誠伊南総合支所長 お答えいたします。

無料送迎車両として準備しておりますのが、支所で保有しております10人乗りのワゴン車1台とそれに加えて必要であれば小型の乗用車を準備しております。

以上です。

○山内 政議長 7番、森秀一君。

○7番 森 秀一議員 2台の自動車を準備しているということになると、運転手も2人の人を予定しているということなんですか。これをお聞きします。

○山内 政議長 伊南総合支所長。

○馬場 誠伊南総合支所長 お答えいたします。

運転手につきましても2名を予算上確保してございます。

○山内 政議長 7番、森秀一君。

○7番 森 秀一議員 運行予定期間は令和6年の4月1日からということで先ほど答弁いただいたわけなんですが、いつ頃まで予定されているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○山内 政議長 伊南総合支所長。

○馬場 誠伊南総合支所長 お答えいたします。

今回の答弁では、当面の間というようなことでご答弁させていただいておりますが、当面の間と申しますのは、地域の公共交通を併せて整備していく考えでございまして、それが準備でき次第引き継いでいくような形でございまして、早ければ今年度中には引き継いでいくような形で考えてございます。

○山内 政議長 7番、森秀一君。

○7番 森 秀一議員 通院の送り迎えというのは、診療機関が診療する日、それは全部の日程で送り迎えするということなんですか。例えば2日とか3日とか、限ったような状況はないんですね。

○山内 政議長 伊南総合支所長。

○馬場 誠伊南総合支所長 お答えいたします。

今、計画してございますのが、なかやクリニックに通院する方については月曜日と木曜日、舘岩愛輝診療所につきましては火曜日と水曜日の運行を予定してございます。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 伊南総合支所長の答弁に加えて私のほうからお話をさせていただきます。

今回の緊急支援措置として通院のための対策を講じるというときに、まず今通院されている方のご意向をまず確認する。さらに、伊南地域で広くこの制度に乗かって使いたいという方があれば、そこも対応すべきだろうということで、アンケート等を取りながら対象者の把握をしたということでございます。

次に、受入れする側、南郷のなかやクリニックさん、それから舘岩の愛輝診療所、この両方のお医者さんの都合もありますので、のべつ幕なく来ということではなくて、例えば伊南地域の方の受入れに対してどういう形であつたらいいですかというふうに確認した上で、曜日を決めての通院

ということでございます。ですから、対象者があって、その方が大体週何回行くのか、月に何回行くのかとか、その頻度も含めて状況を把握した。それに伴う通院の手段を講じているということでございます。

○山内 政議長 7番、森秀一君。

○7番 森 秀一議員 あと、今答弁の中では無料でということでしたわけなんですけど、ちょっとそれに対して私は疑問を持ったわけなんですけれども、いずれかの期間という期間は限られているかもしれませんけども、例えば大桃地区の人がなかやクリニックに通院した場合と、山口からなかやクリニックに通院した場合、大桃の人は無料で、山口からの通院の人は200円から300円のお金を払わなくちゃならない。例えば青柳の人が愛輝診療所に通うということになると、無料になる。そうすると松戸原のところの人が愛輝診療所に通うとなると200円から300円を支払わなくちゃならない。同じ町民の中で何となく均衡が取れないような、確かに、小野木クリニックが閉院になってそこで伊南地域の人が困ったなというような状況にはもちろんなったわけで、私も今質問しているわけなんですけど、ただ、地域の人立場から見た場合に、私も南郷地域から来ている議員なものですから、南郷地域の山口からの人はお金を払ってくださいということになるものですから、それらに対してのことについて、もし何かありましたら答弁いただきたいと思います。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 我々もこの制度を構築する際に、非常にそこが気になった点でございます。しかし、料金を頂くということであれば、陸運局のほうの許認可を得てそれで進めなくてはいけません。だから手続的にもある一定の時間がかかるということでございます。今回はもう令和6年の4月1日から診療所が閉院になるということでございますので、冒頭お話ししましたように、緊急的な対応という形での無料化のことでございます。確かに、南郷地域からの通う人の整合は取れないだろうというようなご指摘はあるかもしれませんが、これについてはなるべく早い段階でしかるべき料金体制を確立しながら、町としての対応を決めていくということで、緊急避難的な輸送体制の確保ということでご理解をいただきたいと思います。

○山内 政議長 7番、森秀一君。

○7番 森 秀一議員 もう1点お聞きしたいんですが、今回の通院に対する範囲を伊南地域ということで答弁がありました。それで私にしてみれば、これはぜひやっていただきたい、入れていただきたいというのが、木伏、それから水根沢、大新田、この3集落についてできればなという思いがあるんですが、南郷地域の乗合タクシーというのは青柳から大橋を経由して梁取地区までの区間をやっています。そういう状況の中で、今回、私、小野木クリニックが閉院になって困ったと電話をよこした人が木伏地区の人だったんです。木伏地区というのは乗合タクシーの範囲に入っていない中で、使えるのでは路線バスだけなんです。伊南地域の人たちと同じ状況の中で、そういう状況もあるものですから、伊南地域プラスその3集落の人についても今回の無料バスの中に加えていただければと思うんですが、これについてお聞きしたいと思います。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 今回については、伊南地域の閉院というようなことの対応ということでございますので、今、例示されました木伏、水根沢等の集落についてはシステムをつくっている関係上、ちょっと厳しいというようなことでお答えを申し上げたいと思います。

○山内 政議長 7番、森秀一君。

○7番 森 秀一議員 伊南小野木クリニックの閉院ということでは残念なことでしたが、それに対して伊南地域の医療に対する町長の考え方は分かりました。総合振興計画や過疎地域持続的発展計画に記載されている医療の充実に向けてということで記載されている文言が机上の計画で終わらないよう、今後の町長の活動に期待をしまして、私の一般質問は終わらせていただきます。

○山内 政議長 以上で、7番、森秀一君の一般質問を終わります。

◇ 湯 田 芳 博 議員

○山内 政議長 次に、9番、湯田芳博君の登壇を許します。

9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 議席番号9番、湯田芳博であります。

高齢化の進行と生産年齢人口の減少は安定的な地域インフラの確保をはじめとする経済活動や個人生活の未来に不確実性の影を投げかけております。私は多くの動揺を招きかねない現状に、一石を投じたく誠意をもって一般質問をいたします。

なお、質問に入る前に、訂正をお願いしたいと思います。

質問事項3、令和4年度決算に関する町の監査との記述がありますが、ここを令和5年度定期監査というふうに訂正をお願いをいたします。

それでは、順次質問をいたします。

令和4年度に会津高原たかつえスキー場に配備された圧雪車の機種選定に偏向行為がなかったか。また、他社機種に差別化できる実績についてであります。昨年12月議会定例会の一般質問における本事案の答弁は、質問趣旨に真摯に向き合った内容とは捉え難く、一層不透明感が増したことから、再度次の事項をただすことにいたします。

まず1つ目ですが、外国製機種に限定して導入を行った事実はないし、外国機種に変えてまでしなければならなかった作業内容については該当がない。このように答弁をしていただきました。しかし、令和4年3月15日の総務委員会等における室井委員及び馬場委員の質問に対し、舘岩総合支所担当からは現場の声を聞きながら選考すれば外国製がよいのではとスキー場でも使うし、新たな事業でも使う。このように説明をしておりますが、この答弁の整合性を説明していただきたいと思っています。

2つ目、舘岩総合支所の職員が単独で作成されたとされる入札のための仕様書には一般人には理解し難い専門的構造技術等の記載がなされているが、舘岩総合支所の職員が作成できた技術的根拠を開示をしていただければありがたいと思います。

3つ目、資金調達先の只見川電源流域振興協議会への事業申請から変更に至る経緯を時系列で示していただきたい。

そして4つ目、配備された当該シーズンにおける期待すべきアクティビティの使用実績を数値で示し、ほかの機種との相違を具体的に示していただきたい。

最後に5つ目になります。町内に本機種の代理店がなく、磐梯町の代理店においてメンテナンスを行っているとの答弁でありましたが、実際にメンテナンスを行う技術者は当町の住民であると、このようにお聞きをしますが、事実かどうか、見解をお示してください。

次に、民間の一企業が公の施設に変更を加えた行為は、持続的公平性が求められる行政運営に禍根を残すことにはならないかについてであります。昨年12月議会定例会の一般質問では、質問の核心部分が明確化されなかったため、改めて次の事項についてたずねさせていただきます。

まず1つ目、指定管理者である株式会社DMC a i z uが、施設の増改築に投資する際に当然として作成したであろう資金の回収計画を確認されたと思うので、その全容を明らかにしていただきたい。

2つ目、当該増改築による利用収益見込額は花木の宿全体収入の何割を見込んでいるのか、示していただきたい。

3つ目です。新たな客、つまりお金に余裕のある人を呼び込むための投資、あるいは工事であると回答されたが、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設設置とある公共政策から逸脱していないかについて、見解を求めたいと思います。

次に、令和5年度定期監査報告から見えてくる行政執行上の問題点と改善策についてであります。当該監査の指摘・改善指示を受けた事項のうち、今回は次の2点について伺います。

1点目、重点施策に関する指摘・改善指示として項目出しではなく、要点を記入し、より具体的な施策目標を設定し、効果の検証を図ることとあるが、これに対する検討結果をお示しいただきたい。

2点目、町税及び使用料等の収納状況に関する指摘・改善指示として決算審査において、不納欠損処理された町税のうち消滅時効に関し、南会津町債権管理条例等法令に基づく滞納処分が必要と報告されているが、その事実関係を明確にするとともに、適正な手続の課題をお示しをいただきたい。

次に、南会津地方環境衛生組合が行っている業務の現状は、国が方針転換を図る環境衛生政策に適合しているかについてであります。その1点目、昨年12月2日の新聞報道にありました西部クリーンセンター内ごみ焼却炉の検査結果から、県の勧告を受けた基準値を超える水銀の処理と今後の対応をお示しいただきたい。

2点目、ごみ焼却処理施設における令和4年度の修繕費及び焼却灰の処分費用を明示し、あわせて、これらの費用に充てた財源区分と、今後の更新計画またはごみ等の有機堆肥化技術の導入による脱炭素社会への取組に関する認識をお示しください。

3点目、国の環境衛生政策を斟酌し、将来に備える有能な職員の採用、または現職の育成と事業承継に求められる人材確保に関する認識をお示しいただきたいと思います。

以上、本質問全て町長に答弁を求めるものでありますが、答弁の内容によっては与えられた時間内において再質問をさせていただくことといたします。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 9番、湯田芳博議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、令和4年度に会津高原たかつえスキー場へ配備された圧雪車の機種選定に偏向行為がなかったか、また差別化できる実績はに関する1点目、外国製機種に限定して導入を行った事実はないし、外国製機種に変えてまでしなければならなかった作業内容について該当がないとの議会での答弁と、総務委員会での舘岩総合支所担当者からの答弁の整合についてのおただしをいただきました。

令和4年3月15日に開催された総務委員会の会議録等の資料はありませんでしたので、当時の総

務委員会への執行部出席者の聞き取りを行いました。聞き取りの結果、以下のようなやり取りがあったと記憶しているとのことでありました。

委員から、圧雪車については機種を選定し、契約するののかとの質問がありまして、館岩総合支所担当者からは現場の意見を聞きながら、外国産を含め、機種を選定し、契約することを考えている。国の補助金を充当することから、全メーカーによる入札と、単一選定の両方を検討しており、議会の予算の議決後に判断することとしたいと答弁をし、外国産を選定するののかとの質問に対しましては、入札か機種選定とするか、検討段階にあり今後判断しますと答弁したとのことでありました。これら総務委員会で議論いただいた内容を機種選定や入札の検討に加え、結果として国産、外国産問わず入札を実施するというところに至ったところでございます。

次に、2点目、入札仕様書には、専門的構造技術等の記述がなされているが、館岩総合支所職員が作成できた技術的根拠を示せとのおたかしでございますが、たかつえスキー場圧雪車購入仕様書の多くの項目が、各社の圧雪車のカタログに記載されているものであり、それら圧雪車のカタログやスペック等について、各社ホームページで広く公開されております。それらの資料に基づき仕様書を作成したところでございます。

次に、3点目、資金調達先の只見川電流域振興協議会への事業申請から変更に至る経緯を時系列で示せとのおたかしでございますが、主な事業申請等の経緯について時系列でお示しをしたいと思います。

まず初めに、令和3年8月24日付で福島県企画調整部より「歳時記の郷・奥会津」活性化事業に係る令和4年度の事業要望について照会があり、令和3年9月17日、福島県企画調整部に対し「歳時記の郷・奥会津」活性化事業計画書を提出し、概算要望額の資料として国産圧雪車の見積書とカタログを添付いたしました。

次に令和4年3月22日、福島県知事に対し、「歳時記の郷・奥会津」活性化事業補助金交付申請書を提出しております。その際、本事業については国の補助金を活用することから入札による契約を想定し、補助金交付申請書の付属資料として国産の圧雪車、外国産の圧雪車、両方を見積書とカタログを添付しております。

次に、令和4年4月1日、福島県知事より「歳時記の郷・奥会津」活性化補助金交付決定通知がありました。令和4年5月12日に入札を執行し、令和4年5月23日、令和4年度第1回南会津町議会臨時会において全会一致で議決いただいたところであります。

次に、令和4年12月19日、福島県知事に対し、「歳時記の郷・奥会津」活性化事業完了報告書を提出いたしました。

以上が主な事業申請等の経過となります。

次に、4点目、配備された当該シーズンにおける、期待すべきアクティビティの使用実績を数値で示し、他機種との相違を具体的に示せとのおたかしでございますが、令和4年度のアクティビティ実績としてファットバイク体験試乗会を2回実施し、40名の参加がありました。それらの体験試乗会の様子についてはSNSで発信させていただきました。しかしながら、当初想定していたスノーラフティングやスノーバレーボール、これらはコロナ等の影響により実施できなかったところがあります。

なお、他機種との相違については特にございせん。

次に、5点目、町内に本機種の代理店がなく、磐梯町の代理店においてメンテナンスを行ってい

るとの答弁でしたが、実際にメンテナンスを行う技術者は当町の町民であると聞くが事実かとのおただしでございますが、令和5年第4回議会定例会で答弁申し上げましたとおり、部品供給等の代理店については、スノーシステムズ株式会社、所在地は東京都になります。

メンテナンスについては、有限会社エスディーサービスが行っており、所在地は福島県耶麻郡磐梯町となっております。圧雪車修繕の技術者につきましてはメンテナンス会社である有限会社エスディーサービスに確認したところ、修繕業務については3名体制で実施しており、そのうち1人が本町の町民であるということでございます。

次に、民間の一企業が公の施設に変更を加えた行為は、持続的公平性が求められる行政運営に禍根を残すことにならないかに関する1点目、指定管理者である株式会社DMC a i z uが、施設の増改築に資する際に、当然作成したであろう資金回収計画を確認されたと思うので、その全容を明らかにせよとのおただしであります。今回の花木の宿離れ増改築につきまして、指定管理者である株式会社DMC a i z uから、自己資金により増改築を行いたいとの申出があったものであり、町が資金調達に関わるものではなかったために、資金回収計画を確認した経過はございません。

次に、2点目、当該増改築による利用収益見込みは花木の宿全体収益の何割を見込んでいるのかとのおただしであります。議員おただしの全体収益の何割を見込むというものではなくて、花木の宿全体の年間目標を稼働率60%、全体収益を1億円としているというふうにお伺いしております。

次に3点目、新たな客、つまりお金に余裕のある人を呼び込むための投資（工事）であると回答されたが、住民福祉を増進する目的をもって、その利用に供するための施設設置とある公共政策から逸脱していないかとのおただしでございますが、南会津町小豆温泉花木の宿条例第1条の規定のとおり、花木の宿は観光事業の発展及び地域活性化に寄与することを設置目的としております。

このたびの増改築は、花木の宿の高級感を高め、新たな客層を南会津町へ呼び込むものであり、これにより町全体の経済に対する波及効果もあると考えております。

公共施設については、それぞれ様々な目的で設置しており、花木の宿については観光事業の発展及び地域活性化を設置目的としていることから、地域に人を呼び込むために投資をしていただくことについて、公共政策に逸脱していると、そういう認識は持っておりません。

次に、町の監査報告から見えてくる行政執行上の問題点と改善策に関する1点目、重点施策に関する指摘・改善事項として項目出しではなく、要点を記入し、より具体的な目標を設定し、検証効果を高めることとあるが、これに対する検討結果はとのおただしをいただきました。令和5年度定期監査での指摘・改善事項でありましたので、その内容についてお答えを申し上げたいと思います。

おただしの重点施策については、定期監査の際、監査委員から示された様式により提出しておりまして、重点施策として取り組んでいる施策について、5項目程度記入してくださいという内容であり、各課長が重点項目を箇条書にして監査委員に提出し、ヒアリングの中で詳細を説明しております。

今回のご指摘は初めていただいた内容でありますので、今後の対応につきましては監査委員と協議を進めてまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に2点目、決算審査において、不納欠損処理された町税のうち時効消滅に関し、南会津町債権管理条例等法令に基づく滞納処分が必要とされているが、その事実関係を明確にするとともに、適正な手続への課題を示せとのおただしでございますが、町税の滞納処分については、地方税法によ

り、納付すべきものが納期限までに納付せず、督促により納付を催告してもなお納付しないときは、滞納者の財産を差し押さえなければならないとされております。

本町では、督促状を発送した後もなお完納に至らない場合、電話や文書による催告、臨戸訪問などを実施し、滞納者と滞納交渉を行っております。それでも完納に至らないときは、預貯金調査や所得照会など財産調査を行い、金銭に換えることができる財産があり、差し押えが可能と判断した後は、差し押えの予告などを経て差し押えなどの滞納処分を実施しております。

今回の決算審査において指摘のあった消滅時効による不納欠損については、先ほど申し上げた滞納処分に至る手続を経て、なお完納に至らず、その後金銭に換えることができない、財産もないケースが、滞納者が死亡してしまい相続人がいないケースなど、様々な要因の結果、時効が完成した債権を不納欠損として処理したものであります。

次に、南会津地方環境衛生組合が行っている業務の現状は、国が方向転換を図る環境衛生政策に適合しているかの問いの1点目、昨年12月2日の新聞報道にあった、西部クリーンセンターのうち、ごみ焼却炉の検査結果から、県の勧告を受けた基準値を超える水銀の処理と今後の対応を示せとのおただしでございます。

南会津地方振興局長による勧告の内容は、排出ガス中の全水銀の濃度を排出基準に適合させるための措置を講ずること、さらに措置が完了するまで対象施設の使用を停止することとするもので、その改善期限を令和6年2月1日とするというものであります。

基準値を超える水銀の処理につきましては、調査の結果、設備には問題なく、水銀含有物が可燃ごみに混入され、焼却されたことが原因と考えられるため、煙道ダクト及び集塵機の内部清掃等を実施するとともに、排ガス処理の薬剤を活性炭入りの消石灰に変更し、試運転を行ったところ、基準値を下回ったことから、南会津地方振興局の許可を得て1月31日より稼働が再開されております。

なお、回収した焼却灰につきましては、検査の結果、水銀は検出されておりました。今後の対応につきましては、これまで水銀含有物は衛生組合で受け入れず、販売店へ相談するよう住民に指導してまいりましたが、今後は水銀含有物の可燃ごみへの混入を防ぐため、自己搬入していただく場合に、東部及び西部クリーンセンターで受け入れ、対応することとして2月28日の回覧文書及び広報みなみあいづ3月号で周知をするものであります。

次に、2点目ごみ焼却処理施設における令和4年度の修繕費及び焼却灰の処分費用を明示し、あわせて、これらの費用に充てた財源区分と今後の更新計画、またはごみ等の有機堆肥化技術の導入による脱炭素社会への取組に関する認識を示せとのおただしをいただきました。

まず最初の焼却施設の修繕費であります、東部クリーンセンターの定期修繕費が9,372万円、西部クリーンセンターが6,501万円、合計1億5,873万円となっております。焼却灰処分費用につきましては東部クリーンセンターの焼却灰処分委託料が3,012万円、西部クリーンセンターが917万円、合計3,929万円となっております。

修繕費・焼却灰の費用とも財源区分は構成町である3町からの分担金、つまり一般財源となっております。今後の更新計画につきましては、東部クリーンセンター焼却施設の基幹的設備改良事業を実施する時期に至っていることから、その検討に着手すると2月28日に開催されました令和6年第1回南会津地方環境衛生組合定例会において、管理者として発言をしたところであります。

ごみの有機堆肥化技術の導入による脱炭素社会への取組につきましては、生ごみを堆肥化させ可燃ごみの量を減らすことで、ごみの減量化・二酸化炭素排出量の削減を目指す取組であるとの

ように認識をしております。

実施に当たっては、これまで可燃ごみとして分別していた生ごみ等を単独に分別する必要があるなど、本町だけではなく構成自治体にも影響があることから、環境衛生組合管理者会において、検討すべき課題として協議したいとこのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に３点目、国の環境衛生政策を斟酌し、将来に備える有能な職員の採用または現職の育成と事業承継に求められる人材確保に関する認識を示せとのおたしをいただきました。

環境衛生政策につきましては、地球温暖化をはじめとして、高い専門性が求められており、それらに対応していくためには、現在、環境衛生組合で働いている職員の人材育成と併せ、環境政策に精通した専門職員の採用も考慮する必要があるのかもしれません。

本件につきましては、これまで環境衛生組合管理者会において協議の俎上に乗ったことがありませんでしたので、今後の研究課題とさせていただきたいと、このように考えております。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○山内 政議長 ９番、湯田芳博君。

○９番 湯田芳博議員 立ち位置が当然違うわけですから、見解というのはそれぞれ出発点が違うんだと思うんですけども、それにしても圧雪車に関する件については非常にちぐはぐな内容になっているんです。これは一旦購入したものをどうにかしろとか、そういうものではなくて、公の金を、国の補助金が入ろうとなかろうと、いわゆる公の資金を使う場合に、その資金を出す前提として当然公務にある者がしなければならない基準、あるいは規則、そういったものを遵守する必要がある。

ここでちょっと改めて聞きますけれども、この仕様書を作ったのは舘岩総合支所で、しかもパンフレット見たということですが、当時の方はここにおられないかもしれませんが、この仕様書でも機種を特定すると思わなかったんですか。お聞きします。

○山内 政議長 舘岩総合支所長。

○渡部浩明舘岩総合支所長 お答えいたします。

機種を特定するのではないかというようなご質問かと思えますけれども、逆に前々からご答弁申し上げておりますけれども、国産車、あと外国産車、全ての圧雪車が入札できるような仕様書に私どもはしているというような状況です。あくまでも単一選定であれば、それは当然国費をもらっている都合上説明ができませんので、当然国産車、国外車にかかわらず全ての業者が応札できるような仕様書にしたというような状況でございます。

○山内 政議長 ９番、湯田芳博君。

○９番 湯田芳博議員 それじゃ、新たに言いますけれども、実は私、情報公開に基づいて、この仕様書を入手しました。この仕様書を圧雪車を扱う会社を調べて全員に送りました。返事来ました。何と来たか。ある会社は２項目、５項目、６項目について該当しませんので、不適合、あり得ないので、私ども会社ではこういう基準を出されたんでは該当するものがないので辞退をさせていただきます。それから別な会社では２項目、３項目、それから４項目、５項目、６項目、ここで適合しませんと。従って辞退させていただきました。こういう回答が来ているんです。

恐らく、私もインターネット等で調べてみたら、比較表というのがあるんです、圧雪車のそれぞれの。大型車、中型車があるようですが、ＤＦとかＤＦ３５０とか、ＰＤ４００とかそういうのがあるん

ですが、ここで言うと、明らかに適合しないんです、この仕様書では、私が見ても内容的に。それでも今おっしゃったような入札上問題ないというふうに言い切るんですか。

○山内 政議長 館岩総合支所長。

○渡部浩明館岩総合支所長 私どもが仕様書を作る際に、今議員おただしのとおり、ホームページなり、あとはカタログから、その数値を拾って作成したというような経過だというふうに聞いております。その上で、当然質問というようなこともお受けしております。その際に、そういった部分についての対応というのもあったのかなというふうに思っておりますけれども、そういった質問は一切ありませんでした。ですので、それは応札できる分であるのかなというふうに認識はしておりました。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 これは別に責めるわけではないんですけれども、政治家としていろんな中傷誹謗を受けながら、しかも真実と異なるような誇大悪評も受けながら、ここまで来ました。私個人的にはそういう批評、いわゆるある意味ではその個人がダメージを受けるようなことが、私はこれは自分の中で人格形成の肥やしにしたいと、政治の糧にしてここまで来ました。

しかし、ここは議場です。議論の府です。その中で、数字やデータやあるいは過去のいろんなものを調べながらお答えをいただきたい。そうでなかったら、議場、あるいは議員を愚弄することになりませんか。

私は、はっきり、こういうですね、この仕様書では応札できませんので辞退しましたという文書ももらっているんです、会社から。これに対して私は事実ですねと。これは個人的な問題ではなくて、会社としての総意ですねと確認したら、そのとおりですと。こう言っているんですが、それが分からないと。

私が言っているのが間違いで、今答弁されたのが正しいというのであれば、もう一つ事例を申し上げますけれども、議場に立つ以上は想像で私は話をしていませんから、実は時系列で、これはあまり言いたくなかったんですけれども、ある会社が館岩総合支所とずっとやり取りをしているんです。9月から4月まで。それによると、いわゆる外国製車を1台、国産車を1台入れたいと思いますという、そういう打合せがあるんです。これが信憑性があるかどうかは分かりません。私も分かりません、聞き取りですから。でも、こういうことが私が第三者です。第三者が聞いたときに出てくるということはそれほど偽りではないというふうに私は理解しています。しかも今議会はユーチューブで発信されるんです。ここだけで情報が共有されるものではないんです。世界に発信されるんです。私のところにいろんな情報が入ってきます。その情報がいいかげんな情報かどうかは私は私の中でしんしゃくをしながらやっているんです。それでもそういう答弁をするということになれば、次回にまた新たな情報を仕入れながら質問をしたいと思います。

それで、次に、指定管理者制度に基づくものですが、そういう資金回収について確認をしていないということなんですが、常識的に言えば、会社というのは普通の健全な会社であれば、役員会、あるいは株主会等で決議をして、ここのいわゆる場所に、ここの経営にこれだけの投資をしましょう。それはこういう回収計画に基づいて、いずれ投資したお金が回収されるんだと。経営としてそれが利益を生むのですというのがあって投資するのが普通です。

でも私たちにはそれは知らされていないということは、その会社が健全な会社だというふうに私は思えないんですけれども、健全な会社として認定して指定管理にしたと思うんですが、どこにそ

の健全性があるのか、お聞かせください。

○山内 政議長 伊南総合支所長。

○馬場 誠伊南総合支所長 答えいたします。

指定管理者でありますDMC a i z uについて触れさせていただきたいと思います。DMC a i z uでございますが、名前のとおりディステーションマネジメントカンパニー会津ということで、会津全体を旅行先としまして維持発展させる会社というような名称でございます。その中で、本社のある猪苗代町ではスキー場の運営やリゾートホテルを取得したり、昨年ですが、磐梯山中腹に会津テラスの設置など、会津に旅行者を招き入れるための事業を積極的に展開してございます。花木の宿につきましても、その一環として積極的に旅行者を招き入れることで、会津全体の誘客を視野に入れた事業展開を行っているものと考えておりますので、そういった意味で健全な会社であると認識してございます。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 行政を担っている人たちから言わせれば、そういう視点しかないんだろうと思うんです。でも経営、いわゆる企業として、決算をいわゆる黒字にし、しかもその黒字の中から、その会社に所属する従業員や社員や方々にしっかりと収入のいわゆる増加を保障するというか、与えるというか、そういう考え方が出てくるんです。そのときにはできるだけ出すのを少なくして、入るを多くするということが常識的に考えなければならない。今のお話だと、経営については何も触れていません。

私は、いろんな見方がありますけれども、例えばお金に余裕のある人たちを新たな客として招き入れるんだと、そして花木の宿の経営を安定させるんだと。とてもいいことだと思うんです。しかし、そこには物を作って終わりじゃないんです。当然物を動かす人、サービスの内容まで一緒になって改良、改善をしていかなきゃいけない。

そこでお聞きしますけれども、そこで働いている人たちのいわゆる労働環境について十分だというふうにお考えですか。

○山内 政議長 伊南総合支所長。

○馬場 誠伊南総合支所長 答えいたします。

今現在、花木の宿で働いておられます方は29名であります。しかしながら、花木の宿の現在の運営状況におきましては、それではちょっと人員が足りないということで、人員不足ということで人員の確保について現在努力していくというようなお話をされておりますが、収益を上げるためにもサービスを提供するためにも、従業員の確保は重要でございますので、そういったことから町としましても、可能な限りできることを協力しながら対応してもらいたいと考えておりますので、よろしく願います。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私のほうからお答えを申し上げたいと思います。

今回のDMCの取組について社長のほうからは従業員の方の生活の賃金のベースを上げたいというようなことで、処遇のプラスのほうにかじを切って、やはりそこに勤めてやりがいを持って働ける環境をつくりたいというようなお話をいただいているということでございます。幾らぐらいという数字はちょっと持ち合わせておりませんので、ご了解いただきたいと思います。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 何回も言いますが、行政を執行する方々の立ち位置というか、見識と会社を経営する人たちの立ち位置というのは違って当たり前なんです。これをとやかく言うつもりはないんです。ただ、行政として公の金を出したり、あるいは公の事業として期待をしたりする場合にはその中身をもう少し確認し合いながら、そしてお互いに足りないところを補いながらやっていかなきゃならないんです。知らないことには意見も言えないです。

ですから、これはもし今回花木の宿ですけれども、今後、町に金がないから、じゃ会社が来て、どんな会社か分かりません。私たちがやりますから、直しますから、じゃ議会が認めてやりましょう。どんどんそういう計画がもし、もしの話をしては悪いですが、あったら、行政の役割はどんどんしぼんでいきます。公共施設というのは、公共機関がしっかりとその責任をもって設置をして、それが国や県の力も借りなきゃいけない。そこはもう絶対に譲らない。しかし、ノウハウや何かぜひ民間の力を貸してくださいと、こういうのが指定管理だと私は思っているんです。

そこで、その従業員なんですけど、私が聞いて調べた限りでは時給が1,100円だと、つまりほかからすると高いんです。しかし、勤務日数が少ないんです。これはいろいろな事情があるから、その意見を100%、そうですかというわけにはいかないのかもしれませんが、要は、今町長から前向きの答えがあったからいいんですが、そこをお互いに行政と企業が連携をしながら地域振興のために、あるいは地域の労働環境を変えるためにも、しっかりと情報共有して今後協議していく。こういう姿勢が大事だろうと思います。

それでは次にまいりますが、監査の報告を読ませていただきました。私も今までの監査報告を見た限りでは、これだけ踏み込んだというか、こういう視点で監査報告されたというのはあまり記憶がありません。しかし、監査委員に私は改めて敬意を表したいと思うんです。

つまり、どうしても行政というのは非常に幅が広い。担う、いわゆる分野が。そうすると、どうしても深く入っていくというよりはどうしても表面的にうまくつなげていくというのが得意になっていくという、それが任務のように感じられるんです。でも、理解を深めてほしいということは、文言に書いたこと、あるいは図形に表したことは、これは実体化するんだ。現実にはそれを私たちが形にしていくんだと。そのために自分たちでできないところは議員も、あるいは町民の方にも参画してもらって、やるんだと、こういうことを考えながら今後の検討に当たっていただければありがたいというふうに思います。

最後に、環境衛生組合のことですが、水銀の検出は、なかなかこれを検出というか、水銀をごみ焼却場に持っていく段階で選別するというのは難しいと思うんです。しかし、県の是正措置が出たというのを県のほうに確認したら、1回では是正措置は出しませんと、こう言っているんです。ということは、2回連続して出たんです。2回連続して出たということは、組合側に何らかの作業行為を怠ったことがなかったのかということを私は思ったんです。その点はどうでしょうか。

○山内 政議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 お答えいたします。

議員おっしゃられるように、水銀が検出されてから、2回検査をして、連続して出たということで今回の措置になったということでございまして、恐らく燃えるごみの中に体温計が入っていたんじゃないかというような話を聞きましたので、衛生組合の作業自体には特に問題はなかったんじゃないかなというふうに考えております。

今回のこの水銀は体温計1本でこの程度の数値になってしまうということでしたので、今後改善

するためにちゃんと衛生組合で受け入れて処理をするということで改善していきたいというふうに考えております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 県のほうの答弁というか、お答えによれば、1回指摘したときに掃除をしていれば、掃除には2種類あるそうです、掃除の仕方が。これはご存じだと思うんですけども、その掃除をしていれば連続しては出なかったんですと。そうすると是正措置も出なかったんです。そこについて、組合の現場の作業員はどう対応したか、お聞かせください。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私のほうからお答え申し上げます。

議員がご質問されている中身、多分一度水銀が入った体温計を処理をして、その残留物が焼却施設に残ってしまった。そして、1回目の検査で出て、さらに次の対応をやったけれども出てしまったというのは、ご指摘のようにしっかり対応できていなかったのかなというのは推測されるところでございます。それらを踏まえて、活性炭入りの吸着等を徹底をして、今回対応した結果、残留が出なかったというようなことでございますので、やはりこれをいい経験にして、この次にそういうことがないようにしっかり備えるというようなことを私も管理者として職員のほうに申し渡しをしたいと思います。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 それぞれ組織が違うんです。ここに出ているのは役場の環境水道課といういわゆる衛生組合を管理をするというか、そういう方々です。だから現場の人ではないです。でも、ここは現場とできるだけつながらないと、現場の様子をできるだけ掌握しないと、なかなか改善されないんです。

つまり皆さんも分かるかもしれませんが、現場には現場特有の環境というか雰囲気というのがあるんです。これは上下関係もちろんありますし、横の連絡関係もあるんです。ですからこのところ、自分の持っている意識で、大概の人は自分の持っている意識で言葉にしますから、あるいは行動しますから、しかし待てよと、自分はこう思うんだけれども、現場ではどうだろうと。あるいは違う行動や違う考え方があるんじゃないかということを想定しながら指導していかないと、こういう問題が出るんです。

だから、県のほうも誰とは言いませんけれども、こんなことめったにないんだけれどもと、だからそこでちゃんと対応していれば、是正措置はないんです。ここを今町長がおっしゃったけれども町長に恥をかかせないように、現場が何を今考えているのか、どういうことを今課題としているのか。きちんと探り当てながら自分たちでフォローできるところはしっかりフォローしていくと。

つまり注意をするということは、何か文句を言われているような感じがするんです。全く違うんです。注意をするということ、あるいは違う意見を言うことというのはその人の立場を考えなきゃ言えないです。ですから、議論を深めながら、私も今回一般質問を最初に一石を投じたいというふうにお話ししましたが、そういう意味では立場上は町をよくするという意味、あるいは町が抱えているものを解決に向かわせるという意味では、全く同じ立場ですので、そこをお互いに共有しながら、今日は一般質問を終わりたいと思います。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 まず、衛生組合と構成3町の関係性のお話でございました。衛生組合の業務としては収集運搬、そして中間処理と、最終処分と、この3つの工程をやっております。一方、構成町のほうでは住民指導なり、そういった最前線での関わりとこれがどこかでそっちはそっち、こっちはこっちという雰囲気ができているんじゃないかというふうに私は思います。やはり連携をしてこの地域の廃棄物行政、議員から言われたように、今後の環境を含めた取組をどう進めていくかというのは連携を深めながら、一つの視点としてやらなくてはならないというふうに思いますので、環境衛生組合の幹事会の中でもここでの議論を紹介するなど意識の改革に向けた取組をしていきたいと、このように思います。

○山内 政議長 以上で、9番、湯田芳博君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。昼食休憩とします。

なお、再開は午後1時とします。

休憩 午前11時34分

再開 午後 1時00分

○山内 政議長 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行います。

◇ 古 川 晃 議員

○山内 政議長 5番、古川晃君の登壇を許します。

5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 議席番号5番、古川晃です。

通告に従い、一般質問を行います。

まず、質問に先立ち、令和6年元日に発生した能登半島地震では200人を超える方が犠牲となり、今なお1万人以上の方が避難生活を送っておられます。犠牲になられた方々のご冥福をお祈りいたします。同時に、被災者の皆様には一日も早く日常生活を取り戻されることをお祈りいたします。

今回、私の質問事項は2点です。

質問事項1、南会津町の震災対策の充実は。

昨日、3月11日は東日本大震災から13年となる節目の日でした。私は大震災を経験した者として、経験と教訓を語り継いで以後の防災に生かすことが自分の役割の一つと考えています。令和6年能登半島地震では、地域防災計画の被害想定が過少に見積もられていたことや初動対応の遅れなど、様々な課題が指摘されています。同じような山間地、高齢化が進む地域が存在する南会津町は、能登半島地震の教訓を地域防災計画に生かしていくことが求められています。

私も、今回改めて南会津町国土強靱化計画、南会津町地域防災計画、南会津町の防災ハザードマップ等の防災関係計画、資料等を見直してみました。ネットからダウンロードして印刷すると非常に膨大な枚数、量になります。子細に及ぶすばらしい計画と言えるのかもしれませんが、この膨大な量の計画書をいざ大災害に遭遇したときに、どれだけ実際に生かせるのかという懸念はあり

ます。そこで能登半島地震の教訓を生かし、南会津町の地域防災力強化を図る観点から、次の6点を質問します。

①南会津町の地域防災計画の被害想定はマグニチュード、震度をどのように想定しているか。

②避難所運営マニュアル、ボランティア受入れマニュアル、ボランティア活動マニュアルの整備状況は。

③災害時相互応援協定のさらなる充実と学習保障のための学生受入れも協定に含めるべきと考えるが。

④ライフライン寸断を想定して衛星携帯電話の常備、ドローンによる状況把握と物資搬送ができる態勢を整える必要があると考えるが。

⑤地域防災計画を住民の避難行動に生かすために、マイ避難の取組は進んでいるか。また、地域防災計画の重要部分を住民向けにダイジェスト版として作成する考えは。

④AED空白地区解消のため、コンビニなどの商店、あるいは宿泊施設などへ協力を依頼して設置拡大を図り、AEDマップの更新を図る考えは。

以上、町長に答弁を求めます。

質問事項2、南会津町の効果的な情報発信はということで、新型コロナウイルス感染症は5類感染症に位置づけられてから間もなく1年になります。インバウンドを含む観光需要はコロナ前水準まで回復してきているとの見方もあります。一方、町が行う情報発信はPRはもっと工夫と力を入れてほしいという要望があります。そこで、次の3点を質問します。

①インバウンド観光客を誘致するための町が行っている工夫は。

②町内の観光案内、標識等を多言語表示にする考えは。

③町の強みを前面に押し出す情報発信をするために、町PRを担う横断的で専属的な部署は必要であるとするが。

以上、これも町長に答弁を求めます。

これで、壇上からの質問を終えますが、与えられた時間の範囲で再質問をさせていただきます。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 5番、古川晃議員のご質問にお答え申し上げます。

初めに、南会津町震災対策の充実には関する1点目、南会津町の地域防災計画の被害想定はマグニチュード、震度をどのように想定しているかとのおただしでございますが、現在町の地域防災計画では福島県が実施した県内の活断層の調査結果に基づき、本町で想定される震度のみを記載しております。

県内内陸部の3つの断層、また海溝部の1つの断層を震源とする地震が発生した際に、本町で想定される震度を順に申し上げます。福島盆地西縁断層帯地震では震度2から震度4、会津盆地西縁断層帯地震では震度5強、双葉断層地震では、震度1から震度2、福島県沖地震では震度4とこのようになっております。

2点目、避難所運営マニュアル、ボランティア受入れマニュアル、ボランティア活動マニュアルの整備状況はとのおただしであります。現時点で避難所運営マニュアルは整備しておりませんが、地域防災計画で避難所の運営管理に関する事項を定めております。また、ボランティア受入れマニュアル、ボランティア活動マニュアルにつきましては地域防災計画で南会津町社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターで対応する旨定めておるところであります。

なお、南会津町社会福祉協議会ではボランティアの受入れや活動マニュアルを作成し、受入れ態勢について準備されております。

次に、3点目、災害相互応援協定のさらなる充実と学習保障のための学生受入れも協定に含めるべきと考えるがとのおただしであります。災害時相互応援協定につきましては東京都台東区、栃木県日光市、新潟県三条市、県内では西白川郡4町村と相互応援に関する協定書を締結しているほか、令和5年5月には埼玉県伊奈町と新たに協定書を締結し、体制の強化に努めてきたところでございます。

議員おただしの学習保障に関する学生の受入れ支援については特に要請があった事項に含まれるもの理解しておりますが、具体的には今後関係市区町村と協議し、検討を進めてまいりたいとこのように考えております。

次に、4点目、インフラ寸断を想定して、衛星携帯電話の常備、ドローンによる状況把握と物資輸送ができる体制を整える必要があると考えるがとのおただしでございます。

まず、衛星携帯電話については、使用の有無にかかわらず基本使用料をはじめとした維持経費がかかる点、それから雨天時、屋内での使用が制限される点など、費用対効果の観点から衛星携帯電話の常備は現在想定しておりません。有事の際は、総務省にて実施している非常災害時の移動通信機器の貸出しを有効に活用し、対応していきたいと考えております。

ドローンによる状況把握につきましては、町でドローン1機を配備し、国土交通省から福島県内の年間飛行許可を承認いただくなど、状況把握を行う体制は整っております。

物資輸送については現時点では体制は整っていないものの、現在、旧檜沢中学校を拠点として近隣住民の協力の下、福島県、福島ロボットテストフィールド等と連携し、ドローンを使用した配送サービスの実証実験が行われており、将来に実証化を目指して調整中であると、このように認識しております。実用化された際は物資輸送も想定した体制を改めて検討してまいりたいと、このように思います。

また、田島、舘岩、伊南、南郷の各地域に物資を備蓄し、ライフラインが寸断された際も対応できるような体制の整備に引き続き取り組んでまいります。

次に、5点目マイ避難の取組は進んでいるか、また地域防災計画のダイジェスト版を作成する考えはとのおただしでございますが、まず、災害発生時に速やかな避難を行うためのマイ避難の取組につきましては、各世帯が行うものであり、町ではその進捗状況を把握しておりません。しかしながら、マイ避難を支援するため、希望する地区に対しては各地区で地区防災計画の作成支援を行っているほか、防災出前講座等の事業を通して、福島県で作成されたマイ避難ノートこれを活用し、マイ避難に関する取組を進めているところでございます。

また、地域防災計画のダイジェスト版については、現時点で策定する予定はございません。地域防災計画は市町村が防災に関する業務などを定めたものであることから、住民の皆様には町の広報紙などをおして防災に関する内容を住民に寄り添った形でお知らせしたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、6点目、AED空白地帯解消のため、コンビニなど商店や宿泊施設などへ協力依頼して、設置拡大を図り、AEDマップの更新をする考えはとのおただしであります。AEDは誰でも扱うことができ、不整脈などを起こした方の助かる可能性を含め、命を救うとても有効な機器であると、このように認識しております。町内に設置されているAEDは町が把握している分であります。

が、90個となっております。今後は議員おただしのとおり、商店や宿泊施設などに協力を依頼し、関係機関と拡大を図っていききたいと、このように考えております。

AEDマップにつきましては現在町ホームページで公開しておりますが、今後は民間で作成したAEDマップへの切替えを検討しており、パソコンやスマートフォンで表示しても見やすく、町で把握し切れなかった情報もまとめられていることから、今後は民間と協力しながら住民の方が使いやすいAEDマップとなるよう対応してまいりたいと、このように考えております。

次に、南会津町の効果的な情報発信はに関する1点目、インバウンド観光客を誘致するための町が行っている工夫はとのおただしでございますが、町が行う情報発信として、町のホームページには観光ガイドがあります。外部サイトの無料翻訳サービスを利用して多言語表示が可能であり、機械的な翻訳になりますが、その中で情報発信は有効であると、このように考えております。一方、総合パンフレットについては、国内向けの情報としているため、多言語表示ではなく日本語のみとしております。会津若松市のインバウンド事情を見ますと、台湾からの観光誘客が増加しており、大内宿への周遊や会津鉄道を利用したツアーも組まれていると、このようにお聞きをしております。

今後、こうした情報を基に本町に滞在していただだけ仕組みを構築するために、まずは周遊する観光客のニーズを把握し、広域連携を図りながら、国内の観光客を含めインバウンド対策に努めてまいりたいと、このように考えております。

次に、2点目、町内の観光案内、標識等を多言語表示するお考えはとのおただしであります、今後インバウンド需要は増加すると見込まれることから、台湾を含む各国からの来訪者のニーズや目的をしっかりと把握した上で、どの言語情報が必要なのかを見極めながら、対応していく必要があるものと、このように考えております。

また、標識などを多言語表示にする考えはにつきましては、新たな標識の設置や既存の観光案内板等の更新のときにその必要性を判断した上で町で設置する場合を含め、関係機関に働きかけてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に3点目、町の強みを前面に出す情報発信を行うために、町のPRを担う横断的で専属的な部署が必要であると考えがとのおただしであります、情報発信は性別や年代、職業、地域等のターゲットを明確にし、メインターゲットに向けた効果的なPRが求められているものと認識しております。情報発信の必要性についてはこれまで多くの議員さんからおただしをいただいているところであり、必要性や重要性は認識しておりますが、専属部署の設置については今後状況を見極め判断していききたいとこのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 それでは、再質問させていただきます。

まず、質問事項1の①の町の地域防災計画の被害想定はということなんですけれども、先ほどの回答ですと、県の調査の県内の断層の評価、それを基にして、一番大きいところだと、会津盆地西縁断層帯、これによる地震で震度5強を想定しているというようなことでした。

これについては、私の考えとしてはちょっと低すぎるんじゃないかというふうに思うところです。私の考えと言いましたけれども、今回の能登半島地震でも複数の専門家がテレビなどを見ていると、この日本にいては震度7の地震というのはどこにいても起こり得る。そういうようなことを言って

いました、そう考えることが常識であるというふうに。

この評価なんですけれども、多分国の地震調査委員会というところで全国地震動予測地図ということで、たくさんのデータを集めて予測しているわけなんですけれども、多分県の評価もこれを使用してるとんじゃないかなというふうに思うんですが、首都直下地震が30年以内に70%とか、南海トラフ地震が70%から80%とか、最近テレビでよく見る数字があるわけなんですけれども、この評価ですけれども、能登半島の今回地震があった部分は2020年から30年間に震度6弱以上の揺れが起きる確率は、石川県の大部分で0.1%から3%未満という非常に低い評価だったんです。ちなみに南会津町も同じ数字なんです。その数字を見て、ちょっと安心、油断もあったのかなというようなことがニュースなどでは問題に取り上げられているわけです。重要なのは、こういったことを受けて文部科学省の見解ですけれども、予測地図というのは確率の高低を示しているが、低い地域に安全宣言を出しているわけじゃないと。全国どこでも地震が起きる可能性があるということも同時に伝えているということなんです。ちょっと数字に惑わされてはいけないということなんです。

今回のこの地震を受けて、これもある新聞に載っていたコメントなんですけれども、南海トラフとか首都直下型の高い確率ばかりに目が行くんだけれども、それによって、低確率の地域に油断が生じて被害拡大につながれば、それは人災だという、そういう言い方をしている人もいます。

国とか県が基準を示しているからこれでいいという考えというのは、阪神大震災以降、特に東日本大震災では原発事故なんかもありましたけれども、国や県の基準がオーケーだからここもオーケーというような、そういう考えというのは通用しないというふうに考えるべきだというふうに思うんです。そういう意味で私は被害想定というのはもう震度7そのぐらいであるべきだというふうに思うんですけれども、このことについていかがですか。コメントをお願いします。

○山内 政議長 住民生活課長。

○星 貴夫住民生活課長 それでは、お答えします。

現在の地域防災計画につきましては、古川議員からもありましたけれども、そのほか会津盆地東縁断層帯の地震についても考慮がされておられません。県のほうでもどのように見直しするかちょっとまだ情報が入っておりませんが、次回の見直しにおきまして福島県と協議を行いながら、町の地域防災を見直したいと考えております。

町でなかなか震度7に対しての被害想定というのは今のところ状況把握といいますか、想定するのが非常に今難しいというようなことで考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 なかなか震度7という数字はもう一番大きな数字ですから、そこまで想定するというのはいきなりは難しいのかなというふうには思うんですけれども、ただ想像力を働かせるということは大事だと思うんです。

例えば歴史たどってみますと、今から365年前ですけれども、男鹿岳北西部、栗生沢のちょっと南辺りです。そこを震源と考えられるマグニチュード7クラスの地震も発生しているんです。それは理科年表に書いてある記述を読みますと、南会津の田島町で人家297軒などが倒れ、死者8名、塩原温泉1村、ほとんど土砂に埋まりし、多数。こんな記録もあるんです。マグニチュード7クラスの、これに近いエネルギーの内陸型地震というのをちょっと調べてみると、近いところだと2018年の9月6日未明に発生した北海道胆震東部地震というのをご存じかと思うんですけれども、これは震度7、マグニチュードは6.7なんです。あの時の新聞の全面そこに表示された写真なんかは本

当に、大規模に山が崩れて地面がむき出しになった山があったと。そういった最悪の状態を想定するというようなことが、7が適当とか6弱が適当とか、そういう数字に追われるのではなくて、こういった南会津町のような山が多い地域ではそういった災害がいつもでも起こり得るという、そういった最悪の想定というのはあるべきかなというふうに思いますので、ぜひそこを念頭に置いた防災計画というのを策定していただく必要があるかなと。これは県がまだだからとか、国がまだだからではなくて、特に山岳地帯が多い南会津では独自にでももう率先してやるべきだと思うんですけども、いかがでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 町が率先してと言われたときに、その根拠となるものの評価とか分析とか、非常に難しいなというふうに直感で感じます。県では今回の能登半島の大きな地震を受けて地域防災計画の見直しをするというようなことが新聞情報として私も確認しております。孤立集落対策等踏まえてしっかりこれは町としても準備しなくてはならない。県のほうでもそんなに時間を置かないで各町村に内容を示すというような情報もありますので、我々としては引き続き、福島県の危機管理の担当部署とつながって次の改訂に向けてしっかり対応していきたいとこんなふうに思います。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 ぜひ、こんなふうに言うと、そんな大げさなことを言って町民を不安に陥れるのかとか、そういう危険なところがあれば観光にも行けないとか、そういうマイナスになるんじゃないかというふうに心配する人がいるんですけども、最悪の事態に備えるということが一番の防災だと思うんです。そこを基本にぜひ進めていってほしいというふうに要望しながら、ちょっと②番の具体的な部分に入りたいと思うんですけども、避難所運営マニュアルとか、このマニュアルの部分なんです、避難所運営マニュアルについては整備されていないというような先ほどの回答だったんですけども、今回の能登半島地震でも災害関連死というのが、せっかく震災当日助かった命もその後避難所で命を落とすとか、そういった部分があったわけです。

災害関連死、この割合が最も多いのは高齢者なんです。原因はいろいろあるわけなんですけれども、持病の薬が切れたとか、あるいは避難生活の中での疲労とか、ストレスとか、エコノミークラス症候群ですとか、原因はいろいろあるんですけども、避難所でのある意味快適と言ったらおかしいですけども、そういった予防措置が取られるような避難所運営をするためには、これは災害発生と同時にそういった避難所が開設されるということがすごく重要だと思うんですけども、そういう意味ではマニュアルが整備されていないというのは、ちょっとこれは問題かなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○山内 政議長 住民生活課長。

○星 貴夫住民生活課長 お答えします。

町長からも、マニュアル整備については早急に整備をしろというようなことで指示を受けております。担当のほうでも今マニュアルについては検討しているというところでございます。いろいろマニュアルも、ガイドライン的なマニュアルはできているんですが、より避難された方に寄り添ったマニュアルになるようなことで作成をしたいということで考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 ぜひお願いしたいと思います。

県のホームページを見ても、避難所運営マニュアルの作成の手引きとか、あとは作成例、様式例とか、こういうものが提示されていて、これは去年の3月に改訂されたものなんですけれども、そういったものを活用してまずは作るということが大事なのかなというふうに思うんですけれども、これも内容がすごく膨大なんです。もう合わせると100ページを超えるんですけれども、やはり避難所運営というのは何というんですか、一部の人間だけが分かっているんではうまくいかないわけで、誰もがというか、なるべく多くの人たちが避難所開設、運営に関われるように、マニュアルというのを分かりやすくできれば、ダイジェスト的なものを作っていただくのがいいのかなというふうに思います。

ぜひそこを考慮していただきたいと思います。

あわせて、ボランティアの受入れなんですけれども、これについては社会福祉協議会のほうで対応することになっているというような回答だったと思うんですけれども、町の社会福祉協議会がいざというときに設置するボランティアセンターとか、そのマニュアルとか受入れ態勢については町のほうではどのようなものというふうに確認されているかどうか、その辺はいかがでしょうか。

○山内 政議長 住民生活課長。

○星 貴夫住民生活課長 社会福祉協議会のほうで作成をしておりますボランティアのマニュアル関係につきましては住民生活課のほうでも頂いております、情報共有というわけではないですが、やるについてはどういう内容かということでは把握しております。

以上です。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 率直にそれをご覧になって、いざというときにぱっとボランティアの受入れの態勢ができるかどうかと、その辺の内容的な評価というのはいかがですか。

○山内 政議長 副町長。

○佐藤一範副町長 お答えをいたします。

社会福祉協議会のほうで作成したマニュアルについては、本町のほうでも中身は確認はしておりますけれども、内容の評価というところまでは至っていないのが現状でございます。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 今回の能登半島地震でニュースなどを見ると、ボランティアの受入れという部分も非常に問題として取り上げられていた部分ってありますね。まだ受入れ態勢が整っていないので入りたいんだけど入れないとか、あるいはキャパオーバーになるから来ないでくれとか、一生懸命心配していったらすごいバッシングに遭ったとか、ものすごくもったいないことが起きていたというふうにテレビとか見ていると思ったんですけれども、この辺は社会福祉協議会任せではなくて、南会津町の防災計画の中にしっかり位置づける必要があるというふうに思うんです。

というのは南会津町の特性というのがあると思うんです。本当に広域で広い広大な面積を有するこの町、この町で災害が発生した場合、本当に町の隅々まで集落があるわけで、そこに町の役場職員とか消防団員などがまずは総動員で行くんでしょうけれども、もうマンパワーが不足するというのは明らかだと思うんです。そういった大規模災害があったときには。もうこれは南会津町というところは非常時にはもう最初から広くボランティアの支援を受けながら災害対応を行うということを前提にすべきだというふうに思うんですけれども。

ですから、もう避難所運営、とかボランティアの配置とか、多分よそのところでは役場職員とか

社会福祉協議会とかそれなりの人たちが中心になって当たるんでしょうけれども、そういった部分もボランティアにもう最初から任せてしまうとか、役場職員とか、そういった方々は役場職員でなければできないことに専念するという、そういった発想がこういった何というんですか、山間へき地では必要なのではないかというふうに思いまして、ですので、ぜひこれは社会福祉協議会の仕事ではなくて、平時のうちに何でもないときに、町が何かあったらまず先にボランティアセンター開設してどんどん来てください、どんどん手伝ってください。そういう体制整える必要があると思いますけれども、いかがでしょうか。

○山内 政議長 副町長。

○佐藤一範副町長 お答えいたします。

ボランティアの受入れに関しましては、社会福祉協議会に任せるということではなくて、町との関わりというのも重要であるというふうに考えております。実際、組織図の中にも被災状況の把握調査というところで、社会福祉協議会と町、それから県のほうで情報共有をしっかりと運営に当たるような体制にもなっておりますので、そこについては町と関わりというのも非常に重要であるというふうに考えております。

一方で、ボランティアの受入れに関しましては、能登と同じように山間地が多くて、ともすれば地震の状況によっては孤立するようなことも想定をされますけれども、当初からボランティアの受入れを前提にということで動き出すと、実際その情報の取りまとめとか、そういったところでなかなか難しい部分も出てくるのではないかというふうにいろいろ想定されますので、こういった体制が本町にとって適当な形なのかということにつきましては先ほどの避難所のマニュアルの整備と併せまして防災計画の中できちんと整備というか検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 ぜひその辺の整備よろしくお願ひしたいと思うんですけれども。とにかく災害が起こって大混乱の中でどうするどうするではもう遅いわけですから、災害が起こったときに、まずはこのマニュアルでやってみようというようなものを、ふだんから整備しておくことは非常に重要なことというふうに思います。

それで、③のほうにいきますけれども、災害時相互応援協定、これが先ほどの回答ですと、徐々に広がりを持たせながら、整備しているということで、非常に大事なことだというふうに私も思います。ぜひ引き続き、いざというときにお互いに助け合える、そういった態勢が整えられるということを目指したいと思うんです。

そこで、今回の能登半島地震の中でも、多分多くの人が見られたと思うんですけれども、ちょうど受験前ということもあって、たくさんの中学生在が250人とか集団避難をしていくというニュースがあったりしました。大災害時というのは、子供たちの学習保障というのも一つ課題になるかなということであのニュースを見ていたんです。地域の中からはああいう子たちを南会津町に希望するのなら来て、南会津の子供たちと一緒に勉強させることができないかなんていうふうなお話を受けたこともあるんですけれども、いきなりそれを持ち出してもなというふうには思ったんですが、ただ、やはりこれも先ほどと同じで、せっかく相互応援協定というのがあるのであれば、そういった、子供たちの相互受入れの協定みたいなものがあってもいいのかなというふうに思うんです。

これについてはちょっと震災関係のネットを見ていて、小中学生、子供たちをどこかに二次的に

避難させる。高齢者もですけれども、させることによって、被災地では残った人たちが震災復旧に専念できるようになるというふうな、そういうメリットも書かれてあって、なるほどなというふうに思いました。

こういうことを考えられるのも、震災が起こっていないから、冷静に考えられるわけであって、いざというときには、子供たち、こっちの町では何人受け入れることができるとか、そういったものをある程度整備しておく、震災のときに災害発生の際に、慌てずに住民のための活動ができるのかなと思うんですけれども、この辺はいかがでしょうか。

○山内 政議長 副町長。

○佐藤一範副町長 お答えします。

学習保障のご質問あった内容につきましては、既存の災害相互応援協定の中で、その他必要な事項ということで定められておりまして、この中に含まれているものというふうに考えております。

先ほども町長答弁にもありましたように、具体的にどういったどの小中学校で何人受け入れるとか、逆にこちらで震災があったときにどこで何人受け入れてもらうとか、そういった具体的な話は全然しておりませんので、それについては協定を結んでいる各自治体のほうと、今後具体的な話をしてみたいというふうに考えております。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 ぜひ具体的な部分で協議を進めていただければと思います。

④番なんですけれども、ライフラインが寸断されるという、今回の能登半島でもそれが物すごく大きな課題であったというふうに思うんですけれど、その中で数日たってから衛星携帯電話が使える。それが導入されたというようなこともニュースになっていたんですけれども、先ほどの町長答弁だと、なかなか常備するには普段の経費がかかって容易ではないというようなことだったんですけれど、将来的にはそういったものも、周辺自治体でも導入していくのではないかなというふうには予想するんですが、取りあえず、例えばアマチュア無線などについて地域防災計画の中にはアンテナへとかあったんですけれど、アマチュア無線などによって通信網がズタズタになったときに、そういったものを活用して周辺自治体とか、連絡を取っていくとか、そういった取組というのはございますか。

○山内 政議長 副町長。

○佐藤一範副町長 今ほどの話につきましては現在町のほうでは想定をしていません。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 その代わりになるものということで、今これだけ技術発達している中で、あるいはアマチュア無線なんかは割と現在の通信網がずたずたになってもある程度通信を維持できるのかなんていうふうに思うと、こういったものも計画に入れるのがいいのではないかなというふうに思います。

あと、ドローンについては先ほど町長の答弁にもありましたように、これからロボットテストフィールドの関係で取り組んでいくということなんですけれども、今回の能登半島の地震の中でもこれがちょっと注目はされていきました。注目はされていたんですが、防災ヘリの邪魔になるから、民間のドローンは飛ばしては駄目とか、結構いろんな制約があって、有効活用を十分にということろまでは行かなかったというような実態もあるようです。

ですので、そういうことも含めて防災にドローンを生かしていくという部分を、せっかくこの南

会津にロボットテストフィールドが来て、寒冷地のためということではあるんですけども、災害対応のためにこれを十分に生かすためにはというような、そういう視点でぜひやっていって欲しいというような要望というのは必要だと思うんですが、いかがでしょうか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 お答えいたします。

今現在やっているロボットテストフィールド、そして県の次世代産業課、あと各関連する企業ともいろいろと連携を保っております。そういった中で、来年度の取組としてそういった事業所だったり、ロボットテストフィールドだったり、そういった部分での意見交換会、地元の事業者も含めての意見交換会も実施する予定でございます。そういった中で、そういった産業に関わるもの、そして今ほどありました災害の手助けだったり、支援だったり、そういう部分で何かできるのかも含めて、そういった議論も取り入れていければというふうに考えております。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 地域防災計画にその辺をしっかりと位置づけることで、動き出すんじゃないかというような古川議員の提案だと思います。先ほどのアマチュア無線を活用した情報体制の整備、それからドローンを活用した物資搬送、この辺も併せて検討課題として、防災計画の中にどんなふうに組み込めるのかは検討してみたいと思います。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 この辺、本当にこれから日本にいては、どこにあっても災害はつきものというような中で、今回のようにドローンが活躍の場というのは必ず生まれてくると思うんですけども、そういう意味で、この南会津町がその研究を最先端として進めていく、リードしていくというそういう立場になってほしいという、そういう願いを持っています。

それでは、⑤番のほうに移りたいと思うんですが、マイ避難とそれから防災計画のダイジェスト版というようなことで、この部分についての再質問したいと思いますけれども、まずダイジェスト版の必要性のほうについて、確かに地域防災計画というのは市町村が防災に関する業務を定めたものと言われれば確かにそうであって、住民に対してはまた別なものというふうに考えられる部分があると思うんですけども、では住民が避難時に行動する手だてとして示しているものというのは、具体的にどんなものがありますか、いかがでしょうか。

○山内 政議長 どうですか。

副町長。

○佐藤一範副町長 お答えいたします。

具体的には、県のほうで示しているマイ避難シートといったものが、具体的な行動をするための手だてになるのかなというふうに考えております。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 これは民間で、例えばポスターみたいな感じで掲示されているものがあつたりとか、時々目にしたりはするんですけども、ぜひこういったものを住民が実際に避難に役立つような、そういう掲示物なり、マニュアルなり、そういったものも必要かなというふうに思っているところではありますけれども、特に重要なのは災害に遭遇したときに、一人一人が確実に安全な方法で避難できるということだと思うんです。そういう意味では地域防災計画の中にマイ避難というこういう取組が大切だということが書いてありまして、すごく大事だというふうに思ってた

んですけども、この必要性について周知するとか、何か、努力してくださいというようなところで表記がとどまっているんです。

やはりいざというときの避難、掲示物じゃなくて、ふだんから自分はこういう場面に遭遇したときに、こういう経路を通してここに避難するとか、そのとき、こういうものを持っていくとか、そういうものを具体的に自分の行動としてまとめておくというものはすごく大事だと思うんで、先ほどは、要望があった地区には支援していくということで、それはそれで必要だと思うんですが、もう一押しみたいなものがあっていいかなというふうに思うんです。マイ避難ノートというものをもうちょっと普及させるための町の取組、例えばこれから地区で総会が行われるので、そのときにちょっと時間を取っていただくとか、あるいは公民館の講座での授業を開くとか、そういったことはあってもいいのかなと思うんですが、いかがですか。

○山内 政議長 住民生活課長。

○星 貴夫住民生活課長 マイ避難につきましては、出前講座等で実施はしているんですが、マイ避難ということで、いざというときに本当に速やかに避難を行うための一人一人の大変重要な計画になると思います。町民の方もまだ、大分そういう認識というのは低いと私も感じておりますので、今後啓発に取り組みながら、マイ避難の作成を進めていきたいというようなことで考えておりますので、ご理解をお願いします。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 ぜひお願いしたいと思うんですが、それで、たまたま2月26日の新聞で、高齢者や障害者らの個別避難計画、これは南会津町は策定済みということで福島民報のほうに載っていたんですが、すごいな、南会津町、しっかりこのところは整備されているんだということで読んだんですけども、個別避難計画というのは高齢者、障害者、一人一人避難するときに、マイ避難的に本人が使えるようなものにはなっているのでしょうか。ちょっと私個別避難計画というのをあまり詳細には見ていないので、もし教えていただけたらと思います。

○山内 政議長 住民生活課長。

○星 貴夫住民生活課長 現在、町の個別避難計画につきましては、1人で避難ができない方、ちょっと難しいという方からどういう、避難するときに誰が手伝って、何というか、避難を一緒にしていただけるのかというような名簿を作成していただいて、町のほうに提出をしていただいているということで、健康福祉課、それから消防交通係のほうで名簿の共有というようなことで行っております。具体的に、マイ避難のようなまだ行動というのは具体的にはできておりませんので、まだ完璧な避難計画ということではないと思っております。

以上です。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 ぜひ、こういうすばらしい取組があるので、これが一人一人の困難を抱えている人のそれぞれの避難に役立てられて、命を守ることにつながっていけば、すばらしいことだというふうに思いますので、ぜひマイ避難的に、この人はこういうふうにして命を守るんだというふうに、明らかにしていくことというのは大事だと思いますので、お願いしたいと思いますけども。

こういったマイ避難づくりの取組というのは、今回の能登半島地震の中でも、救いに感じた部分が私はあって、それは地域のコミュニティ力という、物すごく出てきていました。本当に震災に遭

って物すごくつらい思いをしている人たちも、地域の力によって助けられたり、動けないような独り暮らしの高齢者が、地域の人によって助けられるというような。

南会津町の中でも、コミュニティ力というのが衰えてきているんじゃないかという部分では、私すごく心配しているんですけども、例えば地域のお祭りなんかがなくなっていったりとか、例えば地区の婦人会ですとか老人会ですとか、そういうものが成り立たなくなってきている地区が多くなってきているというふうに考えると、ますますコミュニティ力をどういうふうにしていくかというのが重要なんですけども、マイ避難づくりというのが、そういうコミュニティ力の回復に役立てることができるんじゃないかというふうに思っていますので、ぜひそういった関連を持たせた取組というのをお願いしたいというふうに思います。

それでは、⑥番に移りたいと思うんですけども、⑥番のほうではAEDについてです。

これについては先ほど、町としても関係機関と拡大を図っていききたいというような回答でしたので、ぜひ取組を強化していただきたいというふうに思います。インターネット上でもやっていくというような回答だったんですけど、インターネット上では日本全国AEDマップというのがあって、スマートフォンとかのアプリもあるので、それを見ると割と容易に近隣のAEDがどこにあるのかというのは検索できるようになっていますので、それを活用していただいて、ぜひ空白地域、そういうものがなくなるように、尽力をお願いしたいというふうに思います。

それでは、質問事項の2のほう、あと6分ほどになってしまいましたけれども、入りたいと思います。

時間の関係で①、②一緒にインバウンド関係をまとめたいと思いますけれども、町のほうでもインバウンドの様子というのは認識されているということなんですが、対策、これからですかというところがちょっと残念な気はしました。これからこのインバウンドについての対策、取り組んでいきますということなんですけれども、この対策というのはいつ頃からどのような方法で取り組む、そういうものがありましたら、お示しいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 お答えいたします。

まず、最新の事業、取組であれば、今年度、主要事業の中の66番にも示させていただいています地域商業環境づくり支援事業ということで、デジタル見どころマップ作成業務なんですけれども、そちらも町民の方、中心市街地の方がデジタルでスマホでいろんな見どころとか商店とか見えるシステムにはなっているんですけども、それも多言語表示にもできる部分がありますので、そういった部分では、たとえイレギュラーで田島駅に外国人が降りた場合でも、そういったアプリをダウンロードできるような表示といいますか、そういうQRコードもきちんと公共施設等に設置しまして、そういった外から来たお客様にも、そのアプリがきちんと活用できるような仕組みづくりはしていきたいなというふうに考えております。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 実際にインバウンド受入れの際には、デジタル化多言語化というのは必須なところですので、すごく必要なことに取り組まれているというふうに思います。

あともう一つは、ネットで町のウェブページを見ると、南会津観光パンフレットが唯一英語版ということで、出ているんですけども、これは現在どのように活用されているかということをお教えいただけますか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 お答えします。

実際に、観光パンフがどのように生かされているかというのは、現在のところ具体的な把握はしておりません。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 そういったところも含めて、今まであるもの、今まであるパンフレットとか、そういうものも生かしながら、パンフレットの中にはすごく魅力的なものもいっぱいあると思いますので、そういったものを生かしながら、活用しながら、進めていっていただければなというふうに思います。

あと、標識、観光案内の表示の部分については、今まちなか再生事業でも実証実験などに取り組んでおられるわけなんですけれども、そういった部分の計画の中に取り入れるということも必要ではないかなんていうふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 お答えいたします。

今ほどありました、そういったまちなか再生事業の中で、エリア、プラットフォームの中でも議論となっておりますので、そういう部分では多言語表示、どういった形で表示していくかという部分も含めまして、議論を深めてまいりたいというふうには考えております。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 それでは最後③のほうに移って終わりたいと思いますけども、町のPR、今までも議会の中でも取り上げられたということで、町長もそれなりに自覚されている部分なのかというふうには思うんですけれども、私が思う部分は、町民から町はPRうまくないんだというような声を聞くんですが、町民に伝わっていない部分というのがかなりあるのかなというふうに思うんです。

例えば一例として挙げると、最近、すまいるぷらす給付金のお知らせというのがあったんですけれども、すごく大事な取組だというふうに私思うんですけれども、私が見た町の発信では魅力が今ひとつ伝わってこない。

南会津町、本当に財政的に苦しいんですけども、苦しい中でもこれだけ子育て応援します。安心して子育てやってください、そういう町を目指していますよと。そういうのを子育て世代だけでなく、多分ほかの人たちにあまり伝わっていないんじゃないかなと思うんです。そういうのが町全体に伝われば、うちの町、Uターン、Iターン、ぜひ来て、うちの町、子育てに最高だというふうなそういう雰囲気ができると思うんですけれども。

でも、そういう部分が不十分なんじゃないかなと思うから、例えば、そんなことあったんですかと私聞かれましたし、すまいるぷらすです。もっと別なことに使ってほしいというふうな声もあったんですけれども、そうじゃなくて、町として子供を大事にしたい。子育て世代を大事にしたいという発信というのがあれば、町民の満足感につながって、町民の満足感につながれば、町民は我が町に来てくださいというふうにみんなが観光大使のようになれると思うんですけれども、そういう意味で私はここで横断的というふうな言い方をしたんです。

○山内 政議長 終わりです。

○5番 古川 晃議員 時間が来ましたので、ちょっと最後要望的になってしまって申し訳ありま

せんけれども、これで一般質問を終わります。

○山内 政議長 提案ですね。

○5番 古川 晃議員 はい。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 古川議員から今お話いただいた、過去の議会の中でも情報の発信力というところは問われているというふうに私も認識しておりまして、これまであまり実施してこなかった地元の報道関係者との意見交換会を通して、随分新聞情報では載ってくるようになったかなというふうに思っております。

ただやはりまだまだ住民の方には伝わっていないというようなことであれば、どういう視点でPRすればいいのか。この前もお話しましたが、町がお知らせするのではなくて、住民がどういうものを求めているのか。それに対してどう発信していくかという情報発信の考え方を、我々執行部のほうでも変えていかなくちゃいけないと思いますので、その辺は非常に重要な提案だというふうに受け止めて今後の対応に生かしていきたいと、このように思います。

○5番 古川 晃議員 では、以上で終わらせていただきます。

○山内 政議長 以上で5番、古川晃君の一般質問を終わります。



◇ 湯 田 剛 正 議員

○山内 政議長 次に、3番、湯田剛正君の登壇を許します。

3番、湯田剛正君。

○3番 湯田剛正議員 議席番号3番、湯田剛正。通告に従い質問いたします。

1点から5点、答弁求める方は町長、教育長にお伺いします。

1、国道289号バイパスの交差点の街灯の設置は。

国道289号バイパスも、商業施設や住宅も増え、明るくにぎわうように進んでおります。町内と比べると街灯が少なく、暗く、歩く人が見えない交差点があります。

①警察署前交差点の街灯の設置は。

②松下集会所交差点の街灯の設置は。

質問2、小学校教育に農業体験の授業を入れては。

2月29日、喜多方市教育委員会の担当の方へ意見を聞きに行きまして、喜多方市では、平成21年2月3日、学習指導要領の改正に伴い、農業科の指導内容が総合的な学習の時間での実施が可能になり、3校の小学校からスタートして、現在17校の小学校が実施している農業体験でありまして、喜多方市と同様に5年生、6年生は稲作、1年生から4年生は野菜作りの体験授業を実施するという考えは、教育長にお願いします。

3つ目、町民農園を造っては。

休耕田の場所が増え続ける本町ですが、町民が明るく元気に作物を作り、交流のできる場所にしては。

4つ目、悩める親と子の居場所は。

現在不登校で悩んでいる親と子供さんたちに、早く社会参加できるよう、町民の方も専門スタッ

フも力を入れて手助けと協力が必要であります。

①現在、居場所はどこにあるのか。

②今後、団体が居場所づくりの要望が出てきたとき、町は協力できるのか。

5つ目、上町地区の旧まるゆ病院の再利用の状況は。

上町地区の石蔵建築物が耐震工事が先か、何を目的に使うのか、どちらが先か決まらずに進んでいないと聞いております。

①町として何に使う目的がありましたか。

②耐震工事はするのでしょうか。

③何年後を目標にしているのでしょうか。

この5つを質問いたしまして上壇からの質問を終わります。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 3番、湯田剛正議員のご質問にお答えをいたします。

質問項目の2番と4番でしたか、これが教育長答弁ということで、私のほうからはこの部分触れないで、お答えを申し上げたいと思います。

初めに、国道289号バイパスの交差点の街灯設置に関する①点目、警察署前交差点の街灯の設置は、2点目、松下集会所交差点の街灯の設置はとのおただしであります、関連がありますので、一括してお答えを申し上げます。

道路上の照明施設には、道路管理者が管理する道路照明灯と、主に市街地等の防犯対策として町自治会が設置する防犯灯があります。道路管理者が設置する照明灯は道路照明施設設置基準に基づき、交差点、横断歩道、夜間通行上特に危険な場所、見通しの悪いカーブ等に設置し、道路交通安全、円滑を図ることを目的としております。福島県が設置する道路交差点部の照明につきましては夜間の交通上、特に危険な場所において設置しており、その他道路利用者の安全・安心を確保するために交通量などの利用状況等を踏まえ、必要な交差点において、照明の設置を行っている、このようにお伺いしております。今後、防犯灯としてそれぞれの地区から要望があれば、町として設置費の一部を補助する制度がございますので関係機関と協議し、対応していきたいと、このように思います。

次に、町民農園に関して、休耕の畑地が増え続ける本町ですが、町民が明るく元気に作物を作り、交流できる場所にしてはとのおただしでございます。

現在、休耕になっている畑については個人が所有する農地であるため、町が主体となって町民農園を開設することで休耕地の解消を促すのではなくて、自分の農地は自分で守るといった個人間での農地の貸し借りや農地利用最適化推進委員の指導助言による休耕地の解消など、従来の方法により休耕地の増加防止に努めてまいりたいと、このように考えております。交流の場所としての町民農園の開設というようなお話をいただきましたが、現段階においてこのような取組については考えてございませんのでご理解を賜りたいと思います。

次に、上町地区の旧まるゆ病院の再利用に関する1点目、町として何に使うのか、目的は。2点目の耐震工事は行うのかとのおただしであります、関連がありますので、一括してお答えいたします。

旧まるゆ病院につきましては、大谷石を使った西洋風デザインの石造りの建築物で近現代建築物緊急重点調査の対象施設にもなるなど、建物的にも価値があるほか、中心市街地の景観形成に大き

な役割を果たしている建物であると、このように認識をしております。利用目的につきましては、旧まるゆ病院単体での利活用ではなくて、中心市街地やまちなか全体の活性化策を考え、その一つとして活用策を検討する必要があると考えております。

現在、多様な主体が参画している官民連携まちなか再生推進事業の未来ビジョン策定の中でまちなかのにぎわい創出や石造り建築物の活用方法等について検討しておりますので、それらを踏まえ、町としての活用方策を決定していきたいと、このように考えております。

耐震工事の実施につきましては活用方法によっても変わってくることから、現時点でお答えする段階には至っておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

次に、3点目、何年後を目標にしているのかとのおたかしでございますが、先ほどの答弁のとおり、現在、活用方法について田島まちなかエリアプラットフォームで検討している段階であります。国道289号田島バイパスの全線開通による人の流れの変化によって中心市街地の一層の疲弊が危惧されることから、早急に対策を講じる必要があると、このように認識しておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○山内 政議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、私からは小学校教育に農業体験の授業を取り入れてはについてお答えいたします。

喜多方市と同様に5年、6年生には稲作、1年から4年生には野菜作りの体験授業を実施する考えはとのおたかしであります。喜多方市では現在、小学校3年生から6年生までの総合的な学習の時間を活用して農業科の授業を行っているようです。町内の小学校では、教育大綱の「町を愛し、協働の心を持った思いやりのある人を育みます」という基本目標に基づき、各校で地域資源を生かした教育課程を編成し、体験活動や教育活動を行っているところです。令和5年度の総合的な学習の時間の計画を見ますと、伝統文化や地域学習、農業の体験学習を行っている学校があり、それぞれの地域の特色を生かした体験活動が行われております。

学習指導要領では、教科における標準時数が定められているため、現在実施の内容に加えて、新たに農業体験の授業時間を生み出すことは難しいと考えております。また、各校の教育の独自性を尊重し、全ての学校で時間を確保し、農業体験を一律同じ内容で実施することは考えておりません。

次に、悩める親と子供の居場所に関する1点目、現在居場所はどこにあるかとおたかしですが、子供たちにつきましては現在、県教育委員会では田島中学校にスペシャルサポートルームを設置し、不登校や不登校傾向の児童生徒を支援しております。担当の教員を配置し、個別の学習を支援したり悩みの相談に対応したりするなど、不安を抱える児童生徒が安心して学ぶことができる居場所となっております。

また、町では、悩みや課題を抱える若者を対象とした居場所づくりとして、平成30年度よりユースプレイス in 南会津事業を実施しております。一般社団法人福島県若年者支援センターに業務委託し、福祉ホール脇の成年後見センター2階で毎週月水金の週3回開設しております。本来ユースプレイス事業の対象者はおおむね15歳以上とされておりますが、本町では対象者を小中学生まで広げ、不登校の小中学生にも一歩を踏み出すきっかけを見つける居場所として利用していただいております。

次に、2点目、今後、団体で居場所づくりの要望が出てきたとき、町は協力できるかとのおただしであります、そのような取組があれば、町内、小中学校やスクールソーシャルワーカーを通して対象者に周知することは可能であると考えております。今後、具体的な要望が出てきたときには、町としてどのような協力ができるか、改めて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項については担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○山内 政議長 3番、湯田剛正君。

○3番 湯田剛正議員 1つ目の質問の街灯の件ですが、今の答弁にありましたように、この問題は行政区の町民の方に言われまして、夜、車で自分が調査に行って、この2か所を見ますと、こっちの本道ですか、こっちの旧道になりますけれども、の街灯と比べて2か所だけ人影が見えなくて暗い状態で、街灯も警察署の前は2つぐらいで、あと松下住宅のほうは下流側2か所にちょっと暗い街灯が2か所ついていたので、ぜひ地区・関連機関と協議して設置のほうをお願いしたいと思います。

あとは、2番目、3番目の質問事項なんですが、答弁はいいです。

○山内 政議長 1番について答弁をできますか。

建設課長。

○室井利和建設課長 お答え申し上げます。

まずは道路照明灯につきましては、道路管理者でございます建設事務所のほうと協議をしてまいりまして、今後の設置につきましては十分協議をしていきたいというふうに考えてございます。

今、土地区画整理事業におきまして、大町地区、行司地区、松下地区と造成のほう進めてございますので、そういった観点から宅地等が今後進めば、さらなる歩行者等の増加につながるというふうにも考えてございますので、その点につきましては建設事務所のほうと十分協議してまいりたいと考えてございます。

○山内 政議長 3番、湯田剛正君。

○3番 湯田剛正議員 続きまして、2番目と3番目なんですけれども、喜多方市で農業体験をしていることでいろいろ意見を聞いた中で農業後継者になるというのはまだまだ少ない状況ではあると聞いてまいりました。しかし、野菜作りに対しては子供たちが6次化までやって、販売までしている授業と、あと作文コンクール大会などをして、大会もやっていることを聞きまして、南会津も子供たち、現在田んぼで農業をやっている子供なんていうのは見ない現在なので、機械化とかになって。南会津町で町外から農業をやってくれる人を募集したりしていますけれども、地元の子供が経験をさせて、子供を今は必要だと思うので、子供たちに田んぼと畑をやってもらうようなことで、今回質問の内容に投げて、個人的に場所と田んぼを作るような行動を今起こしております。

○山内 政議長 ちょっと今ので答弁できましたら。

教育長。

○星 英雄教育長 それでは、私のほうからお答えします。

南会津の学校で農業を田んぼと野菜作りを学校でやってほしいということかなというふうに思います。実際に規模は小さくても田んぼをやっている学校もあります。野菜を作っている学校もあります。それは全部の学校ではありません。それぞれの学校でその学習の目的に応じた手段を選んで

いるわけです。ですから、花を栽培しているところもあります。そういうふうにトータル的に考えると、何らかの植物の栽培は各学校で行っているかなというふうに思っております。

農業の後継者だけでなく、生き物を大事にするというそういう心の育成だったり、あと、子供たちには義務教育の中で将来のヒントを見つけてほしいと私は思っています。ですから、一定のほうに偏りじゃなくて、いろんなものの体験を通してその中から自分の進むべき道を選んでいただければ。ですから、その進むべき道が農業であれば、私もうれしいと思っています。そういう後継者づくりに学校のほうも考えながら取り組んでおりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○山内 政議長 3番、湯田剛正君。

○3番 湯田剛正議員 ありがとうございます。

4番目の質問の……。

○山内 政議長 3番はいいんですね。

○3番 湯田剛正議員 3番は一緒なのでいいです。

4番目の質問で再質問させていただきます。

居場所が中学校の校舎内の教室、スペシャルサポート室となっておりますが、いろんな原因で学校に行けない子供さんが校舎内の教室に入れないというお子さんもいます。そこで、今、私のちょっと知る限りはそういうお子さんの親が組織づくりをやっているいろいろ頑張っていますので、町側としてもぜひサポートなり、場所なり、運営費なり、そういう問題が今出てきているみたいなので、町として協力できるか、ご質問します。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 お答えいたします。

実は、今の議員のご紹介は多分南会津たまり場というサークルのことかなというふうには認識しておるんですが、実はこのお母さん方が有志の皆さんが健康福祉課のほうに相談にお越しになられまして、そういう場を不登校であるとか、学校に行きづらい子供たちが気軽に集まれる場所、さらには保護者の交流の場をつくりたいということで、何回かの相談を受けておりました。その活動につきましては、今田島陣屋を利用しながら活動を試験的に行っているところでございまして、それが正式に2024年5月から活動を開始するというような報告を受けております。

これにつきましては議員のご質問にもありましてとおり、町もその立ち上げに関わりながら、ようやくそういった形が今できているところでございます。この活動につきましては議員の方も参加されているというふうに聞いておりますが、そういった支援は今後も町としてもバックアップしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○山内 政議長 3番、湯田剛正君。

○3番 湯田剛正議員 ぜひよろしくお願いいたします。

続きまして、最後に石蔵の病院跡地のことでございますが、答弁書によりますと、近現代建物建造物緊急重点調査の対象になっていますか、どういうことですか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 お答えいたします。

これは、県のほうの団体で調査しているものでありまして、古い建物が今後保存すべき貴重な建物なのかとか、そういう部分での判断をする機関がありまして、そういった部分の中で今ほどあり

ました旧まるゆの建物をそういった部分では珍しいというか、貴重な建物ではないかということで、調査が入ったものでございます。

○山内 政議長 3番、湯田剛正君。

○3番 湯田剛正議員 緊急重点ということがかかっていましたので、前回建物を見に行ったときに、石造りの屋根は大幅劣化してまして、軒天のほうもモルタルの軒天造りになっていて、落ちそうな、ちょっと危ない状態になっていたので、こういう言葉になったのかなと思って今質問しています。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 答えいたします。

そういう部分での危険性が伴うので今回調査させていただいたという部分ではなくて、先ほども言いましたとおり、今後、貴重な建物として保存が必要なのかどうかの調査ですので、ご理解ください。

○山内 政議長 3番、湯田剛正君。

○3番 湯田剛正議員 関係者の方に話をちょっと聞いたんですが、去年のイベント等も耐久工事はしていないので、中に入ってイベントができず、外でイベントしたということなんですけど、それは本当ですか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 答えいたします。

特に危険だから中に入らせなかったというものではございませんで、多分、去年のやったイベントでは、中もきちんと電気を通して、日本家屋のほうも見られるような形でライトアップもしまして、そういった部分で広く町民の方に見ていただくような形でイベントをやっておりますので、特に危険だから外でのイベントという部分ではございませんで、そのイベントに関しましては例えば七輪を外で置きましてニシンを焼いたり、あとさらには地元の地酒のふるまいもやっておりましたので、そういった部分での安全性を確保した部分があるので、中ではなかなか七輪も置いて火をあぶるなんてできませんので、そういった部分では外で開催を、そういう部分での、飲物ですとか、地元の食材というかそういう部分を生かしたものをおもてなしする部分では外での開催にしまして、中は通常どおり観覧ができるような形で対応を取ったところです。

○山内 政議長 3番、湯田剛正君。

○3番 湯田剛正議員 そういう火を使ったので、外でやったという話ですけども、今後室内で飲み食いとか、イベントに応じて、いろんな石造りの建物と民家がつながっていますので、そういうイベント的なことで使用できますか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 現在の位置づけとしましては、あの建物につきましては普通財産としております。目的を持った行政財産ではございませんので、そういった適した、まちづくり、町のにぎやかをやる目的としてこういう事業に使いたいんだとなれば、そこは利用することも可能であると考えております。

○山内 政議長 3番、湯田剛正君。

○3番 湯田剛正議員 じゃ、ぜひ目的がはっきりするまでイベント等で使って、町おこしに使ってほしいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○山内 政議長 以上で3番、湯田剛正君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

再開は、午後2時45分とします。

休憩 午後 2時32分

再開 午後 2時45分

○山内 政議長 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。



◇ 渡 部 裕 太 議員

○山内 政議長 6番、渡部裕太君の登壇を許します。

6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 議席番号6番、渡部裕太です。

本日、最後の一般質問となります。

それでは通告に従い、一般質問いたします。

私からの質問は大きく3つです。

1つ目、伊南地域における高齢者の交通手段の確保は。

伊南地域の高齢者等の交通手段の確保については、同僚議員がこれまでも一般質問を通してただしてきました。しかしながら質問のたびに明確な実効性を伴った答弁はなされてこなかったように感じます。そこで、以下について質問をいたします。

①高齢者の足である公共交通は昨年12月1日のダイヤ改正において、1日2往復しかなくなりました。伊南地域の大川地区、（大桃、小立岩、大原）においては、午前中に内川まで行けるバスの便数がゼロとなっています。古町にある小野木クリニックが3月で閉院しますと、通院することもできません。他の地区の病院に通院するための交通手段を町はどう考えているか、お尋ねいたします。

②公共交通手段のない多々石地区の足の確保についてはどう考えているか、お尋ねいたします。

③今までの答弁ですと、伊南地域を担える交通関係会社がなくてできないというような中身でした。それであれば代わりに町が担うことができないでしょうか。お尋ねいたします。

④伊南地域の大桃地区から山口まで及び南郷地域の和泉田地区から山口まで、それらの乗客を乗せて田島地域に直接運ぶ交通手段を確保することはできないでしょうか。

2点目です。ふるさと納税について、今後の展望は。

この制度は2008年に創設されました。多くの方が地方のふるさとで生まれ、その自治体から医療や教育等、様々な住民サービスを受けて育ち、やがて進学や就職を機に、生活の場を都会に移し、その転出先で納税を行う。その結果、都会の自治体は税収を得ますが、自分が生まれそだった故郷の自治体には税収が入りません。そこで今は都会に住んでいても、自分を育ててくれたふるさとに

自分の意思で幾らかでも納税ができる制度があってもよいのではないかと、そんな問題提起から始まり、数多くの議論や検討を得て生まれたのがこのふるさと納税制度であります。

今朝の新聞においても、インターネット通販大手、アマゾンジャパンが来月、3月にもふるさと納税の仲介事業に参入する方向で準備を進めているとの記事が出ておりました。寄附額は3年連続で過去最高額を更新し、今後も伸びていくことが予想されます。そういった現状を踏まえ、以下質問いたします。

①財源確保の観点から、ふるさと納税の位置づけをどのように考えているか。

②現在、当町の返礼品は地元特産品が中心です。今後、体験型の返礼品を増やし、南会津町に来ていただく機会が増えれば税収と町への集客の相乗効果を見込めると考えますが、町の考えは。

③返礼品の見直しや返礼品を登録しているもしくは新たに登録したいと希望する事業者とのやり取りをスムーズに行える体制は整えられているでしょうか。

次に、3点目です。消防団の体制整備は。

①今後、団員の高齢化や減少により、これまで同様の活動が維持できなくなってくる地区の増加が予想されます。そのことについて、部の合併や屯所機能の集約化等に関して町の考えは。

②団員の確保に向けて勤務先の理解、協力も不可欠です。消防活動と業務を両立しやすい環境の整備において、企業と町の協力が重要であると考えますが、町の考えは。

以上3点、町長に答弁を求めます。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 6番、渡部裕太議員のご質問にお答えを申し上げます。

初めに、伊南地域における高齢者の交通手段の確保はに関する1点目、古町にある伊南小野木クリニックが3月で閉鎖すると通院することもできません。他の地区の病院に通院するための交通手段を町はどう考えていますかとおただしでございます。

7番議員でも答弁申し上げましたが、閉院が公表されてから、住民が医療機関の受診について不安を感じ、心配している状況は私も承知をしております。特に伊南地域では近隣の医療機関に通院する手段が会津バスに限られている上に、運行本数が少なく、利用しづらい状況にあるとこのように認識をしております。そのため、通院に利用できる公共交通手段が確保できるまでの間、緊急的な対応として伊南地域にお住まいの方を対象に、南郷地域のなかやクリニックと舘岩地域の舘岩愛輝診療所への通院するための無料の送迎車両を令和6年4月1日から運行してまいりますので、この点についてご理解をいただきたいと思います。

次に、2点目、公共交通手段のない多々石地区の足の確保をどのように考えているかとおただしですが、交通空白地帯の解消については、早急に解消すべき極めて重要な地域課題の一つと認識をしております。多々石地区に限らず、伊南地域全体における利便性の高い公共交通体系を令和6年度中に構築するために、必要な準備を整えるとともに、地域住民や交通事業者との協議を加速してまいります。

次に、3点目伊南地域を担える公共交通会社がない代わりに、町で担うことはできないかとおただしですが、議員のおただしのように、町で担うことは可能ですが、段階を踏まえて進まなければなりません。その段階について申し上げますと、現在の伊南地域においては、会津バスの山口内川線、それから檜枝岐線の2つの路線バスによって交通手段が確保されております。

このようなエリアの公共交通を町が担う場合は、交通空白地などの移動手段を確保するための自家用有償旅客運送法により実施することになります。その場合、まず、町内全ての交通事業者に対して地域住民のニーズに対応した交通手段の導入について、具体的な提案を求める必要があります。具体的な提案があれば、その内容について関係する交通事業者と協議をし、協議が調えば、自家用有償旅客運送ではなく、提案された形で実施することになります。

一方、提案がない、または協議が調わないときには、自家用有償旅客運送になりますが、その運行も町が担うのか、地域のNPO法人などの団体が担うのかの検討が必要になってまいります。さらに、町が運行主体になるとしても、その運行内容について関係する交通事業者と協議を行う必要があり、協議が整えば地域公共交通会議での決定を経て、町が自家用有償旅客運送による運行を行うことができるようになります。制度的にはこういう位置づけになっております。

次に4点目、伊南地域の大桃地区から山口まで、及び南郷地域の和泉田地区から山口まで、それらの乗客を乗せて田島地域に直接運ぶ交通手段を確保することはできないかとのおたがしでございます。

大桃地区から田島地区への移動手段といたしましては会津バスの檜枝岐線を利用して、内川停留所で山口内川線に乗り換えることで田島地域への移動が可能となっております。一方、和泉田地区から田島地区への移動手段としては、南郷地域乗合タクシーを利用して、山口営業所で山口内川線に乗り換えることで田島地区への移動が可能となっております。さらに只見町が運行している定期路線バス自然首都・只見号も只見町から南郷総合支所を経由して田島地域へ運行しており、町民も利用することが可能であります。

このように、議員おたがしの区間におきましては既に公共交通による移動手段が確保されていることから、新たに直通の交通手段を設ける場合は交通事業者との協議が必要になってまいります。町といたしましては、現時点では、これらの路線を利用した移動を確保しているところでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、ふるさと納税の今後の展望に関する1点目、財源確保の観点からふるさと納税の位置づけをどのように考えているかとのおたがしでございます。

財源確保の一つの手段としてふるさと納税は非常に有効であると認識をしております。引き続き、返礼品等を通して、町の魅力をしっかり発信し、より多くの方に本町にふるさと納税をしていただけるよう努めてまいります。

一方、過度に依存してしまうと、財政上不安定さを抱えることになりますので、依存し過ぎないように注意が必要であるとのように認識を持っております。

次に、2点目、現在、町の返礼品は特産品が中心だが、今後体験型の返礼品を増やし、南会津町に来ていただく機会が増えれば、税収と町への集客の相乗効果を見込めると考えるが町の考えはとのおたがしございました。

現在、本町の体験型の返礼品は2つの商品が登録されておりますが、体験型の返礼品の需要は高まってきていると、このように認識をしております。また、議員おたがしのとおり、体験型の返礼品は直接的な効果ばかりではなく、他の波及効果も期待できることから、メニューの掘り起こしや事業者への働きかけを強化するなどして体験型の返礼品の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、3点目、返礼品の見直しや返礼品を登録している、もしくは新たに登録したいと希望する

事業者とのやり取りをスムーズに行える体制は整えられているかとのおたしでございました。

事業者から返礼品の見直しや変更の要望があれば、すぐに変更の手続を行っております。また、新規登録につきましては、福島県経由で総務省の承認を得る必要があることから、どうしても一定程度の時間は要してしまいますが、新規登録を希望される事業者から要望があった際には速やかに事業者の方と協議をし、登録しようとする返礼品がふるさと納税返礼品の基準を満たせば、すぐに委託事業者に連絡をして、登録の手続を進めるようにしているところであります。

次に、消防団の体制整備に関する1点目、部の合併や屯所機能の集約化等に関して町の考えはとのおたしでございますが、消防団員の高齢化並びに団員の減少は議員おたしのとおり、本町だけでなく、全国的にも看過できない課題になっているものと認識をしております。部の統廃合については消防団の中で協議検討されてまいりました。近年では舘岩地域を所管する第2支団第1分団、伊南地域を所管する第2支団第2分団で実施されてきており、現在では南郷地域を所管する第2支団第3分団において、協議検討をしていると伺っております。

その他の地域についても地域防災力が低下することがないように、組織体制とするため、部の統廃合について消防団の中で協議検討していく予定であると聞き及んでおります。町といたしましては、消防団屯所機能の集約等は消防団の組織体制と密接に関係があり、一体的に考えていかなければならないと、このように思っております。

今後、消防施設の整備等については消防組織の再編状況を踏まえた全体的な考えの中で検討してまいります。

次に、2点目、消防活動と業務を両立しやすい環境整備において、企業と町の協力関係が重要であるとするが、町の考えはとのおたしでございます。

町といたしましても、消防団活動において団員の勤務先の協力はとても重要であると考えております。そのため、南会津町振興局において実施している町内の企業訪問に、消防団とともに参加し企業に対し消防団活動への理解や協力と団員確保を依頼してきてところでございます。

引き続き、消防団員の確保、そして団員にとって活動しやすい環境の整備に向けて、関係機関と協力してまいりますので、ご理解賜りたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 それでは順番に再質問させていただきたいと思います。

1つ目なのですが、①、④関連事項になってきますので、併せて再質問としたいと思います。

ここで、まず確認なのですが、大桃地区から内川方面に行く公共交通のバス、時刻表によりますと、高畑スキー場通過が午後1時22分、もう一つが午後3時57分、この2本のみとなっております。内川から田島に出発しますバスの時間が午前7時40分、もう一つが10時45分となっており、この内川の出発に全く連絡できていない状況となっております。交通機関がないというわけではないので、空白地帯ではないと言えばそうなのかもしれませんが、実情、ほぼ利用不可能に近い状況になっていると思われるんですが、このことに関してはどうお考えでしょうか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

今までの議員、様々な議員の方から質問を受けていまして、そのことについては課題だというふ

うに認識しているところでございます。現在運行している会津バスとの協議、さらにそこに檜枝岐村も関係してきますので、檜枝岐村の担当者との協議を踏まえまして今後改善していきたいというふうに考えておりますので、ご理解願います。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 様々な機関のほうから言われていることだとは私も存じておりますが、ぜひ現状そういう状況なので改善の方向へ早急に進めていただきたいというところと、今、檜枝岐のほうの話も出ましたが、そちらの線に関しても将来的に廃止になる可能性があるなんて話も出ておりますが、これから先、そういった状況になってきた場合、やはり関連する近隣自治体との公共交通に関する協議も必要になってくるのかと思いますが、現時点でそういった近隣自治体との協議するような場はあるでしょうか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

これまでも毎年もう何年にもなりますが、檜枝岐村と会津バスと、うちのほうと協議を重ねているところでございます。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 了解しました。ぜひ近隣自治体、只見町ですとか、そちらのほうも関連してくるところになるので、協議をさらに深めていっていただき、お互いにとってよりよい公共交通の在り方を探っていただきたいと思いますと思っております。

次、②のほうに移ります。多々石地区についての質問となりますが、現在なかやクリニックと愛輝診療所のほうに伊南地区の人を無料で病院利用者の方を送迎するというお話になっておりまして、実際私のほうにも伊南地区全戸配布になった資料のほうがちよっと手元にございまして、送迎者運行希望調査というものですが、実際にこちらのほうは2月27日で締切りとなっています。配布されてからおよそ2週間後ぐらいの締切り設定のようですが、こちらの希望調査に関してどのような結果だったのか、お知らせいただきたいと思います。

○山内 政議長 伊南総合支所長。

○馬場 誠伊南総合支所長 答えいたします。

その利用希望調査でございますが、閉院が公表されてから、伊南小野木クリニックに現在通院されている方の状況と閉院後の他の医療機関への送迎者の利用希望がどの程度あるのかということで希望調査を行っております2月末までの取りまとめ状況ですけれども、希望者の総数は48名でした。そのうち、なかやクリニックを希望された方は37名、舘岩愛輝診療所を希望された方が11名ございました。

以上でございます。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 今、結果についてお知らせいただきましたが、実際に締切りまで2週間しかなかったというところで、それ以降に本当は希望しているんだけど、間に合わなかったという方が増える可能性があると思うんですが、現状、説明の中で伊南支所所有公用車10人乗りワゴン車1台と小型乗用車2台で対応するというお話も午前中の質問の中にありましたが、そちら増加が見込まれた場合に関して対応できるかどうか、その点について検討なされたかをお聞きいたします。

○山内 政議長 伊南総合支所長。

○馬場 誠伊南総合支所長 答えいたします。

通院の希望者は48名ございましたけれども、その方々の通院の頻度がございまして、週1回の通院希望者がなかやクリニックで1名、館岩愛輝診療所でゼロ、月2から3回の通院希望者がなかやクリニックで5名、館岩愛輝診療所で1名、月1回の通院希望者がなかやクリニックで14名、館岩愛輝診療所で4名、2か月に1回の通院希望者がなかやクリニックで17名、館岩愛輝診療所で4名というようなことでそれぞれの医療機関への運行日、週2回を想定しておりますので、月8日の送迎。通院頻度、それぞれ分散すると仮定しますと、1日当たりなかやクリニックで6名から7名、館岩愛輝診療所で1人から2人の送迎が必要になるということで想定してございます。

それと、締切りは過ぎておりますが、利用希望者の受付は随時行っております。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 詳細な数字について確認できました。これも1点、確認事項にはなるんですが、これまで小野木クリニックに通っていた方はもちろんなんですが、そもそも最初から伊南地域において、なかやクリニック、もしくは愛輝診療所のほうに行っていた方も今回対象になるということでしょうか。

○山内 政議長 伊南総合支所長。

○馬場 誠伊南総合支所長 答えいたします。

なかやクリニックに今現在通われている方、それと通われていない方でも伊南地域の方であればということで、調査をしておりますので、そういったことで今回調査の結果、なかやクリニック希望者が通院されている方で16名、通院以外の方で21名ございました。愛輝診療所については8名の方が通院されている方、それ以外の方が3名ございます。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 了解いたしました。

そもそも今2番のところなんですが、多々石地区については病院希望されれば無料で、現時点、当面の間ですが、送迎は確保されるということなんですが、そもそも普段の生活路線という部分において空白地帯となっておりますので、今回、伊南地域全体の公共交通の見直しということを令和6年度中には実施されるということで、ぜひこちら公共交通機関で空白地帯のない状況を目指して検討を進めていただきたいと思いますと考えております。

また、これも再度確認事項になるんですが、当面の間ということで午前中の一般質問のほうにもあったんですが、これも最短であれば令和6年度中に、地域公共交通体制の整備ができるまでの間はやり続けるという認識でよろしいでしょうか。

○山内 政議長 伊南総合支所長。

○馬場 誠伊南総合支所長 地域交通の整備が進み、運用が始まるまでの期間ということで想定してございます。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私からも答弁をさせていただきたいと思いますが、これまで空白地帯の解消を含めた伊南地域の公共交通については事業者がいなくて、ドライバーがいなくて、そういう理由で進みが遅かったわけですが、今回の小野木先生の閉院を機にこれも早急に進めなくちゃいけないというふうに私は思っております。長くても1年をかけて、できれば半年ぐらいのうちに答えを出して、なるべく緊急避難的な措置としている制度、これについては短期間で終わらせたいと、この

ように考えているところです。

ただ、一方、公共交通の見直しということになれば、陸運支局との調整も出でまいりますので、一定の時間がかかるということを担当部局のほうに指示をしながら、今ねじ巻きをしているというところでございます。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 いま、町長の答弁の中に、どこでも課題になっているかと思うんですが、ドライバー不足、その点に関しまして、町として今後の支援の検討というか、タクシー会社さんですとかに今2種免許取得の支援とか、そういったものはもちろん制度としてあるかと思うんですが、実際に働くとなった場合の賃金面での補助、そういったものを私もハローワークとかで見えますと、かなり低い時給設定とかになっていて、人のほうが全然募集してこないなんていう声も聞かれます。そういったことに対して、町のほうで賃金の面での支援、そういったものは検討なされているでしょうか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えします。

この人手不足というのは、公共交通だけではなくて、うちのほうのデマンド交通であるタクシー事業者なんですけど、タクシー事業者だけではなくて、路線バスもそういった状況になっています。そのほかにいろんな業種でそういった人手不足がある中で、賃金に対する支援ということは今のところ考えていません。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 やはり人手不足の原因、そもそも人がいないというのもあると思うんですが、賃金が低いことによって地域にいる人もよそに出ていってしまう。そういう現象もあるのも確かだと思いますので、確かに今回の公共交通に関する職業だけではなくもう全体的な話としてそういう状況にはなってくるんですが、今回伊南地域においてはそういった早急に対応しなくては行けない現状、それを改善するためにもドライバー確保という観点では支援のほう進めていってもいいのかなとは感じておりますが、なかなか厳しい状況であると思いますので、協議の中で話のほうを深めていっていただきたいと思いますと考えております。

最後になりますが、先日、3月4日の福島県議会における南会津地域における移動手段の確保について、県の生活環境部長のほうで答弁しておりますので、少し引用させていただきます。

南会津地域における移動手段の確保につきましては、地域鉄道や広域バス路線を維持するための補助等に加え、南会津町のデマンド型乗合タクシー実証事業を支援し、今年度からの本格運行につなげています。引き続き公共広域交通の維持確保とともに、地域の実情に応じ、町村が行うデマンド交通等の生活交通対策を支援し、南会津地域における移動手段の確保に取り組んでまいります。こう答弁しております。

公共交通に係る財政負担は南会津町におきましては、令和4年度約8,650万円ほどかかっており、大きな額となっております。県のバックアップも受け、持続可能な公共交通に向けて、実効性を伴った政策を行っていただきたいと思いますと考えております。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 今ほど、議員のほうから県議会での答弁のお話をいただきました。最近の新聞情報では、県のほうの交通担当部署を鉄道担当、バス担当と大きく力を入れて、県内の公共交通の在

り方について支援していくというような情報も私確認しておりますので、引き続き福島県の担当部局とつながって、この地域の必要な住民の方の移動手段を守るという視点から、継続して協議を重ねていきたいと、このように思います。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 承知いたしました。

それでは次、大きな2つ目のほうに移ります。

ふるさと納税について再質問を行いたいと思います。

南会津町におきまして実績としてホームページに記載のほうがございましたので、少しご紹介させていただきますと、当初始めた平成26年度には311万円の実績、そこから徐々に金額のほうが上がっていきまして、令和3年度には件数で言いますと2,077件で4,860万円、それが一番直近の報告として載っております。年々増加しており、かなり伸び代もある分野だと考えております。ここに関してホームページのほうに報告という形で具体的にどんなことに使われましたとか丁寧な説明の広報が載っていましたが、これは実際に納税をされた方に対して送付ですとか、そういう措置をしているのでしょうか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 昨年度までの納付の方に関しましては周知はしております。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 納税した側も自分の使ったものがどういうふうに使われたか。その内容を確認することによって、納税をした自治体に対して親近感が湧いたり親しみを持つようになって実際に町を訪れる機会につながったりもするかと思いますので、ぜひこの取組を続けていただきたいと思っております。

②のほうに移ります。

返礼品についての質問であります。現在、人の消費が物から事のほうに変わってきていると言われております。寄附者が共感できる使い道を指定することによって地域貢献した、ある意味満足感というものが寄附した側にも得られるような、仕組になっていると思います。そうすることで南会津町にもまた次回も寄付しようかなといったような固定客がつく。そういったことにもつながってくるのかなと思っております。

実際に、今、体験型の返礼品ということで質問をいたしましたが需要が増えてきているというような答弁もございまして、実際この点に関して、ふるさと納税自体何月頃が集中して納税があるか。そういった情報はつかんでいるのでしょうか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 お答えいたします。

今年度に、全体的なものもございまして、今年度におきまして一番多い月が8月です。8月になります。例年平均しますと、やはり年末年始、12月と1月が一番ピークを迎えていると、お歳暮の商戦とかそういった部分も兼ねて地元の特産品を贈りたいという気持ちがここに表れているのかなというふうには感じております。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 今、8月と年末年始というご回答のほういただきましたが、集中する時期にこちらの品物であれば品薄になる可能性、実際に売り切れてしまっているというような表示が

出ているものもあるんですが、実際集中する時期が分かっていることによって、そこに対して品物をたくさん用意しておくとか、そういった事業者とのやり取りとかというのはなされているでしょうか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 返礼品の新たな新規のものですとか、そういった例えば廃止にする場合ですとか、在庫も含めてそういった部分ではきちんと事業所と打合せをしております。

あと、先ほどこっちと今年度の一番多かった月ということで申し上げましたが、大変失礼しました。10月が一番多く納税されておりました。申し訳ありません。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 了解しました。

もう1点なんですが、時期とはまた別に申込みの多い価格帯というのは把握しているのでしょうか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 正確には申し上げられませんが、毎月毎月それぞれポータルサイトの実績が回覧されるといいますか、私のところにも来るんですけども、そういう部分での感覚としては1万円だったり2万円とか、そういう部分が一番広く納税されているんじゃないかなというふうには感じています。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 今、1万円から2万円ぐらいの納税額の価格帯が多いということなんですが、これから先もどんどん中身を返礼品の充実するに当たって、一番出る価格帯の品物を充実させるということが一番納税額増加につながるんじゃないかと思っておりますので、今後新規事業登録を希望される方ですとか、現在登録されている方におきましても、ぜひそういった申込みの多い価格帯での設定できるものを拡充できないか、そのあたり、協議のほう進めていっていただきたいと思っております。

もう1点、ご質問なんですが、未登録でこれから登録したいという事業者に対して県経由での総務省の承認が必要ということなんですが、こちらに関しては事業者側でやりたいですと手を上げれば、その後の手続に関しては役場のほうで代行していただけるのかどうか、その点はどうか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 そういった手続も含めまして、町できちんと対応しているところです。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 承知いたしました。ぜひふるさと納税、どんどん伸びていっている分野でありますので、町の税收アップにもつながります。そういったところを力を入れてやっていただきたい中身になってきます。

ここで未登録の事業者に対して、登録できるかどうか、それ自体を知らない事業者さんもいると思うんですが、そういった事業者の方へ告知といいますか、ぜひふるさと納税を登録してくださいと言ったような取組のほうはやっておりますか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 お答えいたします。

今年度、直近で言いますと、一番初めの「町のお知らせ」で掲載をしているのかなと今判断して

いますけれども、ふるさと納税の返礼品、協力事業者を募集していますということで、そういった部分、あと広報みなみあいづ等もきちんとそういう部分での周知もしながら、今後、そういった議員が言いますとおり、やはりそういうふるさと納税という部分ではすごく納税する側の思い入れもありますし、我々も納税したおかげでいろんな事業の事業費に使えるという部分も、利点もありますんで、そういった部分では広く周知していきたいというふうには感じております。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 承知いたしました。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 ふるさと納税全般について、この機会ですから、町の状況をお知らせしたいと思っております。

2023年のふるさと納税ランキングというものが公表されております。今、お話のように、南会津町4,571万円ぐらいの納税額でございました。県内で59市町村中24位ということで、県内でも特色のある返礼品で納税額が増えている市町村が多いわけですが、我が町としては農産物だとか、加工品だとか地場産品を中心にして取り組んでいる中身、結構リピーターの方が多いです。それだけ地元の良さを分かってくれて南会津町を応援してくれているということが私のところに回ってくる収入伝票を見ると感じられます。

そして、今年度、令和6年2月29日現在ですけれども、現段階で5,391万1,000円ほどの金額に伸びておりますので、確実に南会津町としてもこの事業は伸びているということで、一層魅力あるものをしっかりPRをして南会津を応援したいというファンの獲得につなげていきたいと、このように思いますので、議員のお力添えもお願いしたいと思っております。

以上です。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 ただいま町長より本年度に関してもかなり額のほうが上がっているということで、とても喜ばしいことだと感じております。今後とも力添えできるところに関しては、力になっていきながらお互いに成長していけたらなと思っております。

それでは、最後、3点目の消防団の体制整備についての再質問に移らせていただきます。

南会津町消防団の組織概要としまして、地域の消防力を担うために必要な団員数であります条例定数が令和5年4月1日時点で800人、それに対しまして、ただいま実員数が694人、数的には年々減少してきてはいるようですが、昨年は女性消防団員が6名加入し大変喜ばしい出来事です。こちらに関しましても田島地域においても消防団員の減少に伴って、これまでの活動が維持できなくなってきている部が増えてきております。そうであればさらに、伊南地区、南郷地区、舘岩地区においてはより一層深刻な状況がこれから先、予想されます。実際に統合した部もあるようですが、そちら統廃合が行われた舘岩・伊南地域において、その後の活動内容の変化等何か現場のほうの声が上がっていればお聞かせいただきたいと思います。

○山内 政議長 舘岩総合支所長。

○渡部浩明舘岩総合支所長 答えいたします。

舘岩地域でございますが、過去2回にわたって、部の統廃合が行われております。平成28年、2分団を1分団の8部体制に再編、あと今年の4月には8部体制を6部体制にしております。実人員数58人という少数だったわけでございますが、実際1桁しかいなかった団員が、全部ではないんで

すが、それなりに複数といいますか、2桁の団員になったというような部もございまして、それなりの成果があったのかなというふうに思っております。

○山内 政議長 伊南総合支所、いいですか。

○6番 渡部裕太議員 お願いします。

○山内 政議長 伊南総合支所長。

○馬場 誠伊南総合支所長 答えいたします。

伊南総合支所第2支団第2部、令和2年の4月に12部を組織していたものを6部に再編してございます。人員的には現在91名ということで、令和2年度の段階で91名というような人員配置でございしますが、集約したということで、人員のそれぞれの部においては人員の確保ができていますものと思いますが、活動自体につきましては人員が削減されて、少なくなってきたということで、若干の体制の維持についてちょっと住民からの不安も少なからずあるのかなという感じではあります。ただ、訓練等もしっかりしておりますので、現在の組織体制を維持しながら、消防活動に努めていただいているところでございます。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 統廃合後の実情ということで今お聞きいたしまして、館岩地区におきましては実際に人が集まらなくて出動できない、消防団で管理しているポンプ車を広域消防のほうに委託をして行っているなんていうところもあります。そういったところがこれから増えてくるかと思うんですが、そのあたりの協議、進み具合とか、そういった点についてはいかがでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私から答え申し上げます。

今、議員から紹介いただいたのは館岩地域、松戸原にある消防車両です。これを館岩分遣署との協定を結んで、消防署でいち早く出動して消火に当たれるという協定を締結したところでございます。早速その効果がありまして、火災の際に広域消防署のほうで町の消防車両を出動し、初期消火に努めたと、類焼を防げたというような報告が上がっております。非常にありがたい中身で自治消防組織とそれから広域消防組織との連携が図られた事例だというふうに思っております。

今回、広域消防署のほうとそのような取組をいたしましたが、これがほかの地区にどんどん波及していくかということについては、現時点でそこまでの情報は私のところには届いておりません。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 今ほど町長のほうから実績について報告いただきましたが、実際にそういうふうには有効に使われるというような体制の整備、これからどんどん必要になってくると思いますので、その点についてもぜひ広域消防のほうと協議のほうを進めていっていただきたいと考えております。

次に、②のほうに移ります。

消防活動と業務を両立しやすい環境整備において、企業と町との協力、その点についての質問がありますが、答弁の中にも県のほうで実施している企業訪問というようなことがありましたが、これは実際に中身のほうはどのような形でどのようなことが行われているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○山内 政議長 住民生活課長。

○星 貴夫住民生活課長 答えします。

企業訪問につきましては、県の南会津地方振興局が中心になって行っていただいております。今年度につきましても1月29日に2つの事業所に訪問要請を行っております。県からは南会津振興局長、町からは消防団長が出席をいたしまして消防団活動に対する協力要請を行ったところでございます。そのほか、消防団の現況説明や意見交換を行ったと、聞いております。

以上です。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 中身について説明いただきました。

内容のほう、把握したんですが、やはり行って説明をするというようなそういうような状況であるということですが、福島県としまして消防団員の確保に向けての取組を強化するというような発表が新聞のほうでもなされております。消防団を将来にわたり維持させるためにも若手消防団員の確保が喫緊の課題であるとして、新年度の予算のほうにも関連事業費として計上されております。

その事業の中身としましては、県のほうでは、若手に響く広報戦略となっておりますので、あくまでも広報に対する事業の予算をつけたというようなことですが、今後町としましては一步踏み込んだ消防団確保に対する対策が必要ではないかと感じていますが、そこでこれは提案になるんですが、町のほうでは結婚サポート企業団体、登録をして、今ホームページのほうとかでも確認できるようになっておりますが、それと併せて消防団をサポートする企業、団体そういったものに登録していただく、そういった対応はできないでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

今現在はそのような流れになってございませんが、やはり企業イメージのアップというところも事業者の方からすれば出てくるんだろうと思いますから、今後福島県、さらには振興局になりますか、振興局とか、消防団の皆さんとお話をして、そういった取組を進めるということであれば、町としても結婚支援のサポート事業所の登録と同様に、大した手間はかからない事業だと思いますし、団員の皆さんが企業にうちの企業も、会社もそうになっているんだというようなことだと、出動しやすいというところもありますから、今、議員から提案のあったことについては前向きに取組を進めていきたいと、このように思います。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 町長のほうから前向きに検討していただく旨の答弁のほうがございましたので、ぜひその点に関しては進めていっていただきたいと思います。

実際に、私も消防団員でありますので、同僚の団員の方の話を聞くと、理解のある職場であれば、火災発生の連絡があった時点ですぐ行ける方と、業種にももちろんありますが、報告があったとしてもほぼ行くことができない状況、そういった状況の職場で働いている方もいらっしゃいます。そういった企業のほうに町のほうとも協定を結んで、こういった場合にはこうしよう、そういった取決めが少しでもあれば、職場の理解があることによって、消防団員のほうに入ってみようかなという団員のほうも増えていく可能性が高まりますので、ぜひそういった方面に力を入れていっていただきたいと考えております。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 先ほども答弁申し上げましたが、今提案のありました中身については関係機関としっかり相談をした上で前向きに進めていきたいとこのように考えております。

- 山内 政議長 6番、渡部裕太君。
- 6番 渡部裕太議員 以上で、私の一般質問を終了いたします。
- 山内 政議長 以上で、6番、渡部裕太君の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

- 山内 政議長 以上で本日の議事日程は全て終了しました。
本日はこれにて散会します。
明13日は午後2時から開議し、一般質問を行います。
ご苦労さまでした。

散会 午後 3時40分

令和6年第1回南会津町議会定例会 第3日

議事日程（第3号）

令和6年3月13日（水曜日）午後2時開議

日程第1 一般質問

1番 酒井幸司 議員

15番 渡部訓正 議員

13番 湯田哲 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

1番 酒井幸司 議員

4番 星和孝 議員

6番 渡部裕太 議員

8番 川島進 議員

10番 室井英雄 議員

12番 楠正次 議員

14番 高野精一 議員

16番 山内政 議員

3番 湯田剛正 議員

5番 古川晃 議員

7番 森秀一 議員

9番 湯田芳博 議員

11番 丸山陽子 議員

13番 湯田哲 議員

15番 渡部訓正 議員

欠席議員（1名）

2番 芳賀正義 議員

説明のための出席者

渡部正義 町長 佐藤一範 副町長

星英雄 教育長 月田啓 総務課長

星良栄 総合政策課長 鈴木秀和 税務課長

星貴夫 住民生活課長 湯田賢史 健康福祉課長

楠昭 農林課長 渡部秀介 商工観光課長

室井利和 建設課長 遠藤知樹 環境水道課長

渡 部 さつき	会 計 室 長	菅 家 康 夫	農 業 委 員 会 事 務 局 長
阿久津 勝 英	学 校 教 育 課 長	廣 野 友一郎	生 涯 学 習 課 長
渡 部 浩 明	館 岩 総 合 支 所 長	馬 場 誠	伊 南 総 合 支 所 長
平 野 芳 和	南 郷 総 合 支 所 長		

事務局職員出席者

星 博 文	事 務 局 長	星 彰	事 務 局 長 補 佐
-------	---------	-----	-------------

開議 午後 2時00分

◎開議の宣告

○山内 政議長 ご苦労さまです。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードへの設定をお願いします。

都合により欠席届のあった議員は、2番、芳賀正義君です。

これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○山内 政議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎一般質問

○山内 政議長 日程第1、一般質問を行います。



◇ 酒 井 幸 司 議員

○山内 政議長 1番、酒井幸司君の登壇を許します。

1番、酒井幸司君。

○1番 酒井幸司議員 議席番号1番、酒井幸司、通告に従い質問を行います。

まず、訂正が1か所ございますので、訂正のほうよろしくをお願いします。

2番の5行目の「そして6月の定例会で」の6月を9月に訂正をお願いします。

2問ありまして、1、今現在使用されていない町の所有の建物等の現状とこれからの処遇、対処はということで、先月、南会津高校南郷校舎跡地利用住民検討会委員会が立ち上がり、活動が始まりました。そこで、我が町で気になるのが、ある程度使用が終わった学校ですとかホテル等の施設、使用されなくなって放置されている建物、撤去、廃止が予定されている件があります。

そこで、規模の大小はあると思いますが、現状はどんなふうなのか、ちょっと自分は旧南郷の一番只見側に暮らしていますので、ある程度全体的なものがつかめなかったもので、まず、上記の関係の一覧表が、これからの内容が明記されて、放置され全部解体予定なのか、このまま放置するのか協議中なのかという結論を得たものがよく分かりません。そこで、これも伺いたいと思います。

それから、また、そういうのも再度確認のため、雪が消えたらちょっとやっぱり下見をしてみたいな思いもあって、そういった資料、情報をいただきたいなと思います。

2番、ラジオ放送の難聴地域の解消であります。

今までの過程で、令和元年12月の定例会に質問があり、旧町長の答弁が会津総合開発協議会へ要望書を提出していますという答えがあり、そこからまた、令和5年3月の定例会に質問があり、

現町長の答弁が会津地区の町村と連携し、難聴地区の対象に取り組んでいくと、そして、私もその後、議員になって2回目の9月の定例会で私も質問しました。

一応内容は、5年の3月と答えは同じでしたが、またちょっと時間がたっていますんで、進捗状況はということで、1、今回の予算案と言いますか、そういうところには、テレビ関係とかが、そういうのはちょっと見受けられたんですけど、ラジオ関係というのは一切載っていませんし、2番として、総務省の民放ラジオ難聴解消事業の助成を利用して、金山町ですとか電波状況を始めて、もう終わったところもあるような話を聞いています。先付で全体をやるというのも大変だと思うので、電波状態の調査ですとか広範囲にわたるので、なかなかそういう状況の把握も難しいとは思いますが、ここでまた同じような質問してしまいますけど、こういった方向で進めていただけるか、やっぱりお聞きしたいと思います。

以上で、壇上での質問を終わります。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 1番、酒井幸司議員のご質問にお答えいたします。

初めに、使用されていない町所有の建物等の現状とこれらの処遇、対処に関する1点目、町所有の建物等の一覧表は、それから、2つ目に上っておりました放置、解体予定、協議中などの結論は、それから、3つ目の誰もが全体の状況を知り得るための資料、情報を提供する考えはとのおただしでございます。関連がありますので一括してお答え申し上げます。

町が所有する公共施設に関しましては、総務省の要請に基づき、平成29年3月に公共施設等総合管理計画を策定し、施設管理の基本方針や施設配置の適正化に向けた削減目標等を掲げているところでございます。

議員おただしの内容につきましては、当該計画に基づく個別施設計画を令和2年3月に策定し、令和8年までの期間において継続、譲渡、除却、廃止等の管理方針を一覧表にまとめ、町ホームページで公表しているところであり、公共施設として役割を終えた財産につきましては、活用を希望する民間企業等への貸付けや譲渡の相談対応も行っております。通告の中では、芝浦工業団大学のセミナーハウスの件がありましたので、あえてそこを加えて答弁をさせていただきます。

なお、芝浦工業大学高杖セミナーハウスについては、現在、会津高原国際人材センターとなっており、町が管理する建物ではない民間施設であります。町が公表する施設の対象には含まれておりませんので、ここはご理解をいただきたいと思います。

次に、ラジオ放送の難聴地域の解消に関する1点目、今回の予算案にラジオ関係はないように思うが、この事業を進める考えは。それから、2つ目の、総務省の民放ラジオ難聴解消事業の助成を受けて、電波状況把握等、先駆け全体と考えて一部から進める考えはとのおただしでございますが、こちらも関連がありますので一括でお答え申し上げます。

総務省の民放ラジオ難聴解消支援事業の活用につきましては、令和5年3月議会定例会の一般質問において答弁申し上げましたが、近隣の事例として金山町、昭和村の事例があります。総事業費が1億円以上、維持費も年間数百万規模であると、このように聞き及んでおります。

本町では、広い町土面積に集落が点在しており、これをカバーする中継局を建設し維持していくためには、極めて多額の費用が必要となることが予想されます。財源の確保に課題があると、このように認識しているところでございます。

また、議員から、一部地区からでもとのご提案でございますが、年次計画で行っていけば多額の

経費が必要となることが予想できます。このようなことから、ラジオ難聴地域の解消に向けましては予算は計上しておりませんが、これまで答弁申し上げてきましたとおり、会津地方の関係市町村と連携を図りながら、引き続き、国・県への要望を粘り強く取り組んでいきたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁をさせますので、よろしくお願いいたします。

○山内 政議長 1 番、酒井幸司君。

○1 番 酒井幸司議員 自分では、この一覧表的なものをある程度、見ていないので分からないんですけど、一覧表的なものを頂いて、なるほどなっているところのをちょっと質問しようと思ったんですけど、これはホームページで辺りと見まして、次また質問させていただくことにします。

あと、難聴地区の解消なんですけど、やっぱり……

○山内 政議長 1 番については答弁よろしいですか。

○1 番 酒井幸司議員 いいです。

○山内 政議長 はい。

○1 番 酒井幸司議員 はい。

2 番の難聴地区なんですけど、町にもそういった順序があると思うんで、さっさとやってもらえないかという、何に関しても皆さんそう思っているでしょう。でも、何かこの5年も6年前からある程度質問に出して、ある程度広範囲にわたるので、多額の経費とか予算がというところで待っていますよね。これはもう、次から質問しても何か進まないような気もしてしまうんですけど、町も人が減って行って、1 人作業ですとか、室内作業とか、ラジオ放送なり、災害、そういうところにはもちろん情報収集のためのラジオ放送的な役割はあるんですけど、そういった日々の生活の中で、音楽が好きだったら自分で録音して聞けばいいじゃないかっていうこともあるでしょうけど、やはり社会の今の現状ですとか、ラジオをかけておけば、随時、耳からの情報ですけど、得られると。やはり、1 人で作業しているときに何かしらトーク番組ですとか情報番組、そういったものも聞ける。ある程度1 人でやっている寂しさも解消できるかななんていうところもひとつ酌んでいただいて、長い目でお待ちしていますので、延ばし延ばしになるのはしょうがないと思いますが、何とか皆さんの要望をかなえてほしいなと思って質問しています。お願いします。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

まず、県への要望ということで国・県の要望ですね、会津総合開発協議会の南会津を拓く重点要望事項の中に通信基盤の整備についてという項目出しをいたしまして、その要望項目の中でラジオの放送エリアの拡大と難聴エリアの解消についてという項目を起こし、災害発生時の有事の際には、テレビや携帯電話などの電力網のほか電力送電網などのインフラの損傷等により山間部における情報受診の遮断が懸念されることから、住民の安全安心を確保するためにラジオが受信可能となるよう、国主導により対策を講じることというようなことで要望活動をこれまでも実施してまいりました。

しかし、正直に申し上げまして、この要望については進展がないというのが現状でございます。私もこれまで何回かこの問題、質問をいただいておりますので、総務省の東北総合通信局、仙台にありますけど、仙台に出向いた折にでもですね、再度国の状況を確認していきたいと、このように

思います。

で、私が知っている中身で言うと、ＡＭ波からＦＭ波のほうに、もう切り替えていくんだというような想定で動いているというふうに、私は感じております。

その中で、酒井議員にお尋ねをしたいんですが、具体的にどこの放送局の受信が可能であればいいのか、その辺の情報はお持ちでしょう。

○山内 政議長 １番、酒井幸司君。

○１番 酒井幸司議員 具体的にはこれとってないんですけど、ある程度民放的な、文化放送でも、ラジオ日本でも、その辺の民放的なものが聞こえるといいんじゃないかなとは思っています。はい。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 我々が、これまで検討してきたものは、やはりＮＨＫ福島、ここが一番災害の情報等になればメインの受診対象になるのかなというふうに思っております。県内で民放であればラジオ福島、この２つがメインであると思います。

今議員が言われました中央的な東京電波の発信、これは、今の中でそこを全てこの地域までというのは難しいんだろうというふうに思っております。私がこれから東北総合通信局のほうにお邪魔した際には、やはり１番は防災面での情報の速やかな伝達という意味での重要性を訴えて、国なりの考え方がどうなのかというなことを確かめてきたいと思いますが、私としては、ラジオ福島なりＮＨＫの福島放送、ここの放送を南会津、それから南会津地方を広く可能にしていきたいというような要望がまず中心に行われるべきであると、このように感じております。

これまで動いてきた中ですと、やはり莫大な費用、それから、国のほうの方針も変わらないということで厳しい状況ではありますが、やはり住民の皆さんからそのような声が出ているということであれば、私のほうでもしっかり地域の声を国のほうに届けるというような取り組みをしたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○山内 政議長 １番、酒井幸司君。

○１番 酒井幸司議員 はい、了解しました。

終わります。

○山内 政議長 以上で、１番、酒井幸司君の一般質問を終わります。



◇ 渡 部 訓 正 議 員

○山内 政議長 次に、15番、渡部訓正君の登壇を許します。

15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 議席番号15番、渡部訓正です。

これから一般質問をさせていただきます。

今日、ちょっとその前に、今日午前中、中学校の卒業式に行ってまいりました。子供らの元気な姿を見て、私も大分、またもう少し一生懸命頑張ろうというような気持ちになってきまして、そして、これから一般質問をさせていただきたいと思います。

まず、私は大きな項目として２点上げてみました。

まず1点は、祇園会館の廃止後の活用は。

昨年9月定例会において、祇園会館の活用について一般質問しました。質問は（1）で、公募意見に対し検討していないのでは、2点目が廃止後の活用について議論は進んでいないのでは。今後どのような日程で進める考えか。答弁は、1に対しては公募意見では、4つの施設活用意見が出され検討したが、現状施設での活用は老朽化が進んでおり困難。2点目の1点は、廃止後の活用については現時点で議論は進んでいないが、既存施設、または、躯体の活用、土地としての利用など多角的視点から検討すると回答されています。

このように、廃止後の活用についての議論は進んでいない状況にあります。町公共施設等総合管理計画個別施設計画では、廃止は令和8年3月ですから2年後に迫っております。早急に議論し方向性を出すべきと考えます。祇園会館は国道289号田島バイパス沿線にあり跨道橋の完成に伴いバイパス沿線の交通量が増えています。バイパス沿線にある施設の活用は、町の振興上重要と考えます。

①廃止後、当施設はどのようにする考えか。

②廃止後の利活用について丁寧な議論をしていくために、早急に議論を進めるべきではないか。

③祇園会館に来館された方に、祇園祭の説明や観光案内を行っていますが、廃止後はどこで行う考えですか。

4点目、現在、町民による音楽演奏会や、中央からの落語家を呼び寄せを実施するなど、町民交流の場が企画実施されていますが、今後も町内で実施できるようにすべきではないか。

⑤です。施設などを新たに設置する場合は交付税措置や特別措置などがされますが、既存施設の建物修繕や撤去に要する経費の交付税措置や特別措置はなされないと、まあ、若干あるようでございますが、一般財源での持ち出しとされ、町独自財政は厳しくなっています。人口も想定より減っている中で、結果して地方交付税も減額されることとなります。財政運営において、既存施設の取り壊しや修繕を行う場合、新たな交付税措置や特別措置の創設、補助制度などの創設について、国や県に働きかけを行ってはどうかと考えますが、町の考えは。

大きな2点目でございます。

株式会社みなみあいづの経営健全化は。

町では、株式会社みなみあいづの経営健全化に向け、令和6年度からの経営改善計画を令和5年度中に策定する計画で取り組む。加えて、経営改善計画とPDCA実行シートの突き合わせは、経営状況を把握する上で非常に有効であると認識し、PDCA実行のシートの策定を行い、四半期ごとのヒアリングの実施に向けていくとの回答が昨年6月の一般質問でなされました。

①それらの上記の、今ほど申し上げた進捗状況について教えていただきたいというふうに思います。

②町として、この上記以降、答弁された以降、会社に対する指導はどのように行っていますか。

③現時点における会社の経営状況についてお知らせ願いたいというふうに思います。

壇上からの質問については以上でございますが、この後、再質問席で時間がありましたら質問させていただきますというふうに思います。よろしくお願いします。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 15番、渡部訓正議員のご質問にお答えいたします。

初めに、祇園会館の廃止後の活用に関する1点目。

バイパス沿線にある施設の活用は町の振興上重要と考えるが、廃止後、当施設はどのように考え

るか。2つ目の廃止後の利活用について丁寧な議論をしていくために早急に議論を進めるべきではないかのおただしであります。関連がありますので、一括してお答えを申し上げます。

当施設の現状といたしましては、以前から懸案事項であった空調設備、これが昨年末に故障いたしまして修繕できないと判断されたことから、今後の施設管理、運営について指定管理者と現在協議をしているところでございます。

施設廃止後の利活用については、現時点で、これまで答弁してきた内容から具体的な進展はありません。議員をおただしのとおり、祇園会館は国道289号田島バイパス沿線にあり、町民にとって立ち寄りやすく、観光的にも分かりやすい場所となっております。これらの町や町民にとって何が必要なのかという視点に立ち、施設の活用や土地の利用等、多角的に検討、議論をしてまいりたいと、このように考えております。

次に、3点目。

来館された方に祇園祭の説明や観光案内を行っているが、廃止後はどこで行う考えかとおただしでございますが、4つの屋台格納庫の活用や中心市街地の活性化と併せて、現在、祇園会館が担っている役割をどのように果たしていくのかについて、できるだけ速やかに関係者の皆様と協議しながら検討していきたいと、このように考えております。

次に、4点目。

音楽演奏会や寄席など町民交流の企画を今後も町内で実施できるようにすべきではとおただしありますが、祇園会館の指定管理者であるNPO法人はひとつが、施設を生かす手法として音楽演奏会や寄席、歌声の集いなどを実施され、それが町民の交流の場、活躍の場、芸術、芸能に触れる場となっているほか、介護予防の一端を担っていると、このように認識をしております。今後、町民の皆様の交流の場や活躍の場として公共施設等をご利用いただきながら、引き続き、町内で実施できるよう対応をしてまいりたいと考えております。

また、町内には音楽イベントを実施している宿泊施設や飲食店、交流パーティー等を開催できる飲食店等もございます。地元事業者と個人や団体がつながることで町民の交流の輪が拡大、発展し、町全体のにぎわいにつながると考えており、そのような施設の利用についても促していきたいと、このように考えております。

加えて、NPO法人はひとつが、指定管理終了後も郷土料理の提供や伝統文化の継承と併せ、町民の町民交流の場等も提供されるのであれば、意向を尊重しながら支援をしていく考えであります。

次に、5点目。

既存施設の取り壊しや修繕を行う場合の交付税措置や補助制度などを創設するよう国や県に働きかけてはどうかとおただしでございますが、施設の長寿命化や機能強化につながる修繕については、過疎対策事業債や合併特例債といった交付税措置率の高い地方債を活用して財政負担の軽減に努めているところでございます。しかしながら、既存施設の除却に活用できる地方債は公共施設等適正管理推進事業債に限られており、議員おただしのとおり交付税措置は設けられておりません。

なお、全会津17市町村の首長及び議会議長で構成する会津総合開発協議会においては、既存施設の改修や附帯設備の更新など公共施設の長寿命化に対する財政支援や公共施設等適正管理推進事業債の活用に対する手厚い交付税措置の実現など、国や県をはじめ関係機関への要望活動を継続してまいりました。今後も引き続き、広域連携の枠組みを生かし、地方財源の充実と確保について粘り強く働きかけてまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、株式会社みなみあいづの経営健全化に関する1点目。

経営改善計画及びP D C A実行シートの策定とヒアリングの実施状況は、それから、2つ目、町として会社に対する指導はとのおただしであります、関連がありますので一括してお答えを申し上げます。

P D C A実行シートにつきましては、四半期ごとの目標値や具体的な行動計画を設定し、実績との乖離等についての分析や、施設運営の課題、要望等のヒアリングを所管課で行いながら、進捗状況や経営状況の把握に努めているところでございます。

また、経営改善計画につきましては、令和5年度中の策定を目標として、取締役をはじめ各施設の課長等と具体的な行動計画や収支状況、人材育成の取組等について意見交換を行い、P D C A実行シートのヒアリング内容を参考にしながら助言、指導を行ってきたところでございます。

なお、経営改善計画につきましては、令和6年度に入ってからとなってしまいますが、提出があり次第、時機を見て議会へご説明したいと、このように考えております。

次に、3点目、現時点における会社の経営状況はとのおただしであります、1月末までの収支状況につきましては、スキー場や宿泊施設等の営業収入12億6,360万円、人件費などの営業費用12億8,090万円、それらの差引きとした営業損益であります、マイナスの1,730万円、資金残高2億5,650万円となるというようなお話をいただいております。これが3月末の見込みになりますと、スキー場や宿泊施設等の営業収入17億9,330万円、人件費などの営業費用17億4,200万円、それらの差引きとした営業損益はプラスで5,130万円、資金残高4億円と、このようになるという報告をいただいております。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁をさせますので、よろしくお願いいたします。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 最初からこういう苦言みたいな言い方っていうのは失礼かもしれませんが、今回、質問に対する答弁というのは、昨年9月定例会で答弁された内容とほぼ同じじゃないですか。本来、去年の段階では3年ちょっとになっちゃいますよと。だから、何とかもう前向きな形で、廃止後の形もという、もう廃止後という、私自身も前回から使っているんですよ。

そして、その答弁は、やはり今回の答弁で出されている中身とほぼ同じなんです。だから、そこでもう半年になるわけですが、何の検討もされてないのか。そのところはどうか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 お答えいたします。

なかなか具体的なという部分では、具体的な名前ですとか、そういう施設を明示しなければいけない部分がございますので、そういった中でも議論がされてないわけではなくて、例えば、廃止後の施設活用には活用の方向性によりまして施設の修繕をどのようにしていくか、また、その用途によって変わってくると思っております。そういった中で、また、場合にもよりますが、土地の活用方法によっては施設のこう躯体の解体も含めて検討しなければならない状況にもあると思っております。

いずれにしても、先ほどもありましたバイパス沿線という好条件の敷地でもありますから、そういった部分では中心市街地の活性化と併せて議論していく必要があると考えているところです。

間接的な話にはなってしまいますけど、次年度、まちなかエリアプラットフォームの中でも未来ビジョンの作成に取り組む予定となっておりますので、そういった中でも広く意見をいただきながら、議員が言う丁寧な議論を進めていきたいなというふうには思っておりますので、ご理解ください。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 一応、このところは、今答弁がされたように、具体的な日にちが出てこない中で、ただ、今日時点で6年の3月ですよ。そして、廃止の日にちというのが、令和8年3月31日までということで明示しているんですよ。そんな2年もない中で本当にどれだけの議論は……本当にこれ廃止をするというので、だから時間をかけて、私、何回か言っています。4年前にも多分言っています。そのくらいは覚えていますので。その中で、やっぱりそのくらい時間をかけていかないと、後々、何だと、何か丁寧な議論じゃなく、やっぱり押し切るような形になっちゃうんじゃないのか。

今、本当に、公共施設、これだけいろんなところがあったとしても大変だろうというふうに私自身も考えています。ただ、いずれにしても、先ほど話がありましたように、この国道289号田島バイパス沿線というのが、これからどんなふうに考えたとしてもメインになっていくんではないのか、そこに、だから案内看板を立てたりしながら、人がそこに立ち寄れるような形をつくっていったらどうですかという形で、私らも提案をさせてもらっています。私らが提案したからそれで全部使うべきだなんていう、そんなこと言うつもりはございませんが、やはり本当に少しそのところを危機感を持ってやらないと今回の計画、本当にもったいなくなっちゃうんじゃないかというふうに思っています。

そして、それについてはどうなのでしょう。

○渡部正義町長 最後の部分、もう一回お願いします。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 よろしいですか。

一応、最後の部分というか、本当に何ていうか、このバイパス沿線も、これまで答弁の中でも、町執行部の答弁としても、案内看板が目立つようにやるとか、あとは特化を、それは私が言っている中身だと捉えられるかもしれませんが、一応、発信をするところはまとめて、ばらばらにやるんじゃなくやってはどうなんですかというような提案も、あそこのバイパス沿線に関しては言ってきたんではないか。それが採用しないから、私は悪いとかいいとかっていうことじゃないんです。そういった検討をした中で、こういうふうにしましょう、皆さんどうですかというような形で町民に訴えていくということも大事なんではないですかという意味でございます。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私のほうからお答えをしたいと思います。

議員がおっしゃられているとおり、やはり立地的にも祇園会館の位置は非常に可能性のある土地、特に観光振興だったり商業振興だったり、そういった活用にあふさわしい土地だなというふうに感じるところでございます。

これまでの祇園会館の今後の取り扱いについて議論がなされてきたわけですが、町のほうの取り組みが遅いというようなご指摘いただきました。それで、私も非常にこの問題気になっておりまして、事務方のほうに指示をいたしまして、これまでのこの施設の概要がどうなのかも一度まとめ

る。それから、合併してからの利用状況がどうなのか資料としてまとめる。今現在、中にある展示物、これの状況がどうなのか、そして、パブリックコメントとの関係も整理をしながらきちっと前に進めないと駄目だということ担当課のほうに指示をいたしまして、その関係の資料は出来上がったところでございます。

しかし、今議員からご指摘されたように、このままのペースでは遅いというふうに私も思いますので、今後、いろいろ忙しい業務、職は抱えておりますが、その中でもやっぱりしっかり力を入れて取り組まなくちゃいけない分野だということで、改めて指示をしたいと思います。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 ぜひ、そこのところお願いしたいというふうに思います。

あと、次に、この建物の認識というのがどうなのかということでちょっとお聞きしたいと思います。

一応、この祇園会館というのは、建設後、計画策定当時で25年がたっているということで、老朽化しているということの町執行部の発言というのはされてきたのではないかなというふうに思います。

それで、空調設備がトータルで5,100万必要なんだよ、だからもうそんな中途半端な形で直すようないんだというような形ありましたけど、この空調設備というのは、残すとしたら、極端に言います。極端というのはどういうふうに言ったらいいんですか、やっぱりそれは直さなくちゃならない施設ですよ。そして、躯体というのはまた別だと思うんです、建物自体の。建物自体は、そんな5,100万とか200万でできるような形じゃない。本当にあれだけ立派なものというのは、多分取り壊しをしたら億単位を超えてしまうのではないのかな。私は、やっぱり生かすべき、祇園会館として生かせということを言っているんじゃないかな。廃止をしたとしても建物はちゃんと大事に使えるのではないかと。そういうところ、どうなんでしょうか、町のほうとしての、その担当部署のところではどういうふうに考えているのか、ちょっとご意見等いただければと、私はそんなふうに、素人目で十分これから、今40年、50年というのが鉄筋コンクリートの構造物の年数ですから、大丈夫ではないかなというふうに思っていますが、どうでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私からお答え申し上げます。

そんなことも多分質問の中には出るんだろうということで、シーートの取りまとめをしておりました。

建物、祇園会館自体は令和6年度、5年度末で約28年経過でございます。鉄筋コンクリート造ですから、外壁の外側は大丈夫じゃないかなという気はしているんですが、内部の修繕、これは令和2年の2月28日時点の数値になりますけど、随分前ですから物価高騰でまた上がっているとは思いますが、当時の資料を見ますと、屋根、外壁、これで少なくとも1,000万、それから、冷暖房工事で3,700万、それから、照明更新で210万、プロジェクターのシステム回収で130万、合計で5,100万。それは5,100というのは、先ほど議員は冷暖房工事というようにお話をされましたが、全体としてというふうに記録には残っております。

確かにです、今後の土地利用はこれまでも答弁してきましたが、更地としての利用の可能性もありますし、躯体としての利用の可能性もありますから、そこを見極めないと今の時点で冷暖房工事をやるというような判断はなかなかしにくいというのが私の考えでございます。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 ぜひ、そこのところ、町長の今の答弁で中身については理解をしているつもりでございますので、やはり、施設を廃止した後、維持管理をしないで放置すれば、建物というのは急激に老朽化してしまうんじゃないか、私も学校の教室とか体育館なんかも見てみますと、廃校になったところに行くと本当にすごいんですよ、ごみというか、荒れ方が。やっぱりそこのところを再度使うというふうになれば、大変な経費っていうのはかかってくるんじゃないか、やっぱそこのところからも、当然、今の段階で、今言ったように2年、令和8年の3月31日に廃止をするわけですから、当然、そこまでそれがつながる。今、町長が言ったように躯体そのもの、ここを直さないと大変なんだよといったって、もう今は財政的にもなかなかそんな、それだってそういう判断もそこに入りますよ。最優先でその建物の中身だけを生かそうというような形にもなっていないと、いろんな方面からやっていくようになるんじゃないかというふうに考えます。

ぜひ、そこのところを十分にやっぱり検討材料としながら、なかなかここのこの方向性を出すというのは、決して楽だなんて私は考えていませんが、ただ、令和8年の3月31日っていうのはもうタイムリミットなんですから、それを過ぎてから、これから議論しますよなんていうことでは駄目でしょ。そこのところはどうなんでしょうか。やはりそこまでにはちゃんと結論を見いだしていくんだというような考えで進めるという理解でよろしいでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 終わりの部分のお約束はできませんけど、そこを目標として動かなくてはいけないというような思いでございます。これまでも複数の議員さんから、この祇園会館の取り扱いについてはご質問をいただいておりますし、町民の方も、その後どうなるんだと、やはりあそこのにぎわいというものをしっかり継続するべきではないかという声も私のところに届いておりますので、それらにしっかり向き合って、今後の祇園会館閉館後の跡地については議論を深めて、いつまでも先延ばしするというような考えではございませんので、しっかりこれから進めてまいると、このように思っております。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 一応、ぜひここのところ、この議論についてはなかなかと進展を見るとするのはできないと思いますので、ただ1つだけ、その担当部署のほうというか町長の考えている中身も含めて、これは建物28年、令和5年以降から28年なんですけど、十分にまたもつ建物ではないですか。どうなんでしょうか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 お答えいたします。

専門的なこう調査をしたわけではございませんが、構造上、やはりそういう鉄筋コンクリートという部分での対応は、躯体的な今後も生かせる期間という部分では、十分あり得るのかなというふうには考えております。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 ぜひ、そんな形でこの建物についても考えていただければというふうに思います。

一応、あと、それでひとつちょっと質問をまたさせてもらいますが、答弁の中で指定管理者NPO法人はいつとが、当施設を生かす手法として音楽演奏会とか、寄席、歌声の集いなどを実施され、住民の交流の場、活躍の場、文化芸能に触れる場を引き続き町内でも実施できるようにというよう

な考えで町の方から答弁がなされたんではないかというふうに思いますが、そして、その中で、公共施設等ご利用いただきながら対応を考えていきたいというような答弁がなされたように思いますが、一応、その話はどのように進んでいるかというか、具体的にはどんなイメージなんでしょうか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 お答えいたします。

以前にも答弁したかと思いますが、例えば、御蔵入交流館の施設を多目的ホールですとか、あと、そういう部分の利用も当然考えられますし、公共施設という部分では、この庁舎も新しい新庁舎の多目的ホールも活用ができると。今まで、これまでも民間のそういう団体が利活用しまして、そういった演奏会ですとか、そういった部分の活用もこれまでやっておりますので、そういったイメージを持っていいただければなというふうに思っております。

また、駅前にもステーションプラザのコンベンションホールもありますので、ああいったその小規模な施設の中で音楽活動も有効的ではないかなというふうに考えておりますので、そういった部分をうまく活用しながら、公共施設も活用しながらやっていくというイメージでございます。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 加えて私のほうから答弁をさせていただきますが、今議員が例示をされましたNPO法人はいつの自主的な取組、すばらしい内容だと思います。まずは、NPO法人はいつとしてどのようにお考えになっているのか、そこを確認しなければならないというふうに我々は思っています。

町がその部分を含めてやってくださいというようなものを今祇園会館でやってもらっているわけではなくて、NPO法人はいつの自主的な魅力づくりの事業としてやっているというようなところを抑えなくてはならない。ですから、現祇園会館以外でやりたいということであれば、どこでどのようにというようなご相談があれば、それはしっかり対応していきたいと思えますし、それが公共施設であれば、その利活用に向けた環境整備も町としてはすべきであると、非常にすばらしい取組だというふうに私は認識をしております。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 丁寧な答弁ありがとうございます。

以上で、祇園会館の廃止後の活用は終わらせてもらいます。

次に、みなみあいづの経営健全化はということで、一応答弁がございました。

それで、経営改善計画については、令和6年度に、一応、議員全員に説明をしていくというような内容がございましたけど、この経営改善計画とPDCA実行シートとの突き合わせというのは、経営状況を図る上で有効というふうに回答されたと思うんですが、ざくばらんに言って結果はどうですか。現時点では。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

町長答弁にもありましたとおり、1月末時点での決算見込みとして、営業損益がプラス5,130万、資金残高として4億円を今見込んでいるということです。計画からどのように変化しているかということなんですが、当初の計画していました営業損益は三角の640万ということで予定しておりましたが、決算見込みでは5,000万ということで、結果5,700万ほど利益が出るというようなことでございます。さらに、資金といたしましては5,000万プラスということで、今、1月末時点ではそうい

うふうに見ているということです。

各施設ごとで言いますと、売上げ、それぞれ維持しているものもあれば、計画よりも下がっているところもあります。ただ、利用人数も含めて考えますと、利用人数が落ちたとしても、1人当たりの客単価が上がっていきたりして、売上げが伸びているというようなところもございます。それらを含めて、今、最終的に会社のほうでは経営改善計画、これからの5年間ということでまとめ方をしておりますので、それがまとまり次第、町に提出されれば、年はまたぎますが、議員の皆さんに説明したいというふうに考えているところでございます。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 一応、先ほどの1月末の収支の状況と答弁にあった3月末の見込みについて、一応この中身についてちょっと教えてください。

単純に、スキー場や宿泊施設等の営業収入と、あと人件費などの営業、これ費用か損益か書き方がちょっと、営業費用ですね。それが幾らで、そして、1月の段階ではマイナスだったよと、そして、資金残高としては2億5,650万だったということで、それが3月末の見込みでは、逆に先ほど言ったように営業損益はプラスに転じたと、あわせて資金残高4億円というようなもうすばらしい形になったんですが、これは純然に、資金残高が1月段階で1億5,000万が4月の段階で増えたというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 確認ですが、先ほど町長答弁で1月末で2億5,000万の資金残高と、3月末で資金残高が4億になるので、単純に1億5,000万が、これから2月、3月で増えるんであるというような内容でよろしいでしょうか。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 そういうふうに、私はこの数字を見たらそういうふうに見えるんですが、そうではないのでしょうか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

そのように捉えていただいて構いません。2月、3月でスキーの入込み、合宿と、団体客を受け入れて、その売上げが毎年この1月、2月、3月で伸びるというような状況になっているということでございます。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 すみません。

それで、純然にこの数字だけを見たら本当に努力されていてすばらしい数字だなと思うんですが、会社に町から支援金というか、どのような言い方をしたほうがいいんだか、私、正しい言い方がちょっと見当たらないもので、そういう言い方しているんですが、支援金を出していますよね、このほかに。つまり会社の方に。支援金って言わないのかな。

例えばです。除雪車とか圧雪車とか、そういうものはまたここには入っていないというふうに理解すべきなんでしょうか。ちょっと分からない、質問の仕方もちょうと申し訳ありませんが、十分に理解しないで言っているかもしれませんので、もし補足してフォローしてもらえれば助かりますが。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

今ほど議員が申しました、除雪機とか町の施設の維持管理に必要な部分について支援金と捉えるかどうかということだと思うんですが、その部分については、コロナの関係で1億円、2億円ということで、令和2年、3年ということで支援、そこは支援だと思います。ただ、その町の施設を維持、修繕費を町が出すというものは、指定管理の年度協定に基づいて行っているものであって、支援金ではないというふうに私のほうは捉えているところでございます。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 そうすると、あくまでも支援金というのは、私らが二、三年前に議論しまして、そして、2億円というような形で4億円ちょっとだと思うんですが、それらを指すんであって、町が毎年スキー場のいろいろ圧雪車とか、あとは、何ていうか、リフトの検査関係とか維持管理経費とか、そういうものはこの中には含まれてないというふうに認識してよろしいですか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

町が直接発注して修繕したものにつきましては、この会社の経営状況には数値として反映はされておられません。それが、例えば株式会社みなみあいづでなかったとしても、それは、その指定管理者との協定によって、その施設を維持するのが負担割合の部分で、年度協定書なりで定められている状況で取り組んでいることですので、それを町が取り組んだものをこの会社の経営状況に反映させるということはしていません。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 私も、ちょっと十分に確信持っていないままに質問して誠にちょっと失礼だというふうに、そちらのほうからご指摘を受けるかもしれませんが、私らがこうやって経費の関係が、本当に5億も売上げが多くなって、そして、その売上げでいろんな経費が、片方が1月末で12億、収入と、あと費用がかかって、そして、3月段階で17億で、そして、17億の経費というか、その端数はまたちょっと別に置いて、そして、なおかつ資金残高として1億5,000万が3月段階で新たに出たというのはすごいなというか、この後、答弁がありましたように、議会の中でそれぞれ説明をするというような内容でございますので、その段階でちょっと私ももう少し勉強させてもらいながら話を聞きたいなというふうに思います。

一応、そんな形で、ぜひ、この経営についての指導について、これからも町としてもちゃんと対応したいなというふうに思いますがどうでしょうか、これまでやってきた中で。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 総合政策課長が答弁したことも含めて、少しお話をしたいと思います。

町が指定管理を行う上で、受託をする上です、予算計上している指定管理料があります。例えば、会津田島ふれあいステーションプラザ、それから、会津山村道場、さらには、たかつえカントリークラブ、ここについては、指定管理料という形で一定の金額が会社のほうに交付されておまして、その金額は、総合政策課長が答弁した会社の収入の中に見られているということでございます。

それから一方、業務を行う上の機関的な対応、例えば、圧雪車の定期修繕、それから、リフトの安全確認のための修繕、そういったものは会社の費用ではなくて、町が予算を講じて町が発注しているという分け方になっておりますので、そこは整理をいただきたいと思います。

そういったことを踏まえて、今シーズンは幸い雪にも恵まれ、団体客の入り込みもあって、我々が想定している以上の資金残高になりそうだというようなことでございます。しかし、決してこれは安心できるものではありません。仮に雪が少なかったらどうなったんだろうということを考えると、その不安定さは残りますし、これまでも議会の議論の中でありましたが、ウィンターシーズンはよくてもグリーンシーズンの営業をどういうふうにしていくんだというところは、やはり今後の株式会社みなみあいづの課題だというふうに思っております。

それらについて、今後提出される経営改善計画の中で、議員の皆さんにもお示しをし、場合によっては会社から直接説明をしてもらうような、そういう仕組みも必要かなというふうに私思っておりますので、今後、それらについては議会のほうと詰めさせていただきたいと思います。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 十分に先ほども、ちょっと言い訳になりますが、私も理解を十分にしていない中で質問をしたということで、ちょっと失礼な内容もあったかもしれませんが、それについてはご了承をお願いしたいと思います。

以上で、一般質問と再質問については終わらせていただきます。

○山内 政議長 以上で、15番、渡部訓正君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

なお、再開は午後3時25分です。

休憩 午後 3時12分

再開 午後 3時25分

○山内 政議長 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。

—————◇—————

◇ 湯 田 哲 議員

○山内 政議長 13番、湯田哲君の登壇を許します。

13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 議席番号 13 番、登壇順序に従いまして一般質問を開始いたします。よろしくをお願いします。

今日、最後ですので気を引き締めてやりたいと思います。読み上げます。

1、町の魅力、住む人の魅力、文化、歴史などの情報発信力の強化は。

令和6年度当初予算概要の中に商工観光事業、地域商業環境づくり支援事業が新事業として計上されている。その中には、商店街や、まちなかの各店舗等の情報発信を強化するとともに、まちなかの周遊性を高めるため、おすすめのまちあるきルートや見どころなどを盛り込んだデジタル見どころマップを作成するとある。

1、この商工観光課の新事業の実施に当たって、その主体はコンサルやこの事業に沿った専門業

者に全面依頼するのか。

2、その内容にあるまちあるきルートにおいても、地元を知り尽くした住民の知恵、情報なども重要だと考えます。このマップ政策に当たりどんな情報を盛り込むのか、絞り込むのかに当たっては、本町の歴史、文化、地理、それにまつわるエピソードなどに精通した地元住民の知恵、アイデアなどを積極的に取り入れることが必要だと考えるが、町の考えは。

3、野岩鉄道、会津鉄道それぞれで、会津高原尾瀬口駅周辺、滝原ですが、滝原周辺の荒海駅周辺、会津田島駅周辺の周遊イベントを実施している。町はこのイベントを認識していますか。

4、新事業は会津町駅周辺を対象にしたマップのようだが、先ほどの駅周辺を含めたほかの駅まで範囲を拡大する考えは。

5、単なるデジタルマップ上の、この場所に〇〇がありますだけの表記やコース案内図にとどまることなく、その地点をタッチすれば、その歴史や物語、その場所、石碑、建物にまつわるエピソードなども加え、その地点へ到着した時点で歴史や物語を知ること、印象深い記憶に残る散策、散歩、訪問になると考える。感動を倍加する仕掛けが必要だと思います。町の考えは。

そこで、プロジェクターのちょっとお見せしたいものがありますので、再問席で見せるよりはここで見せてプロジェクター終わりたいと思います。

事務局、よろしいでしょうか。大丈夫。

〔「はい、どうぞ」と言う者あり〕

○13番 湯田 哲議員 もう入っていますね。

じゃ、やらさせていただきます。どっち見ていいか、ちょっと背中を見て。

ここでは歴史、鳴山城跡と弁天山を室井実氏が作り上げたパンフレットで、先ほどイベントで使われたパンフレットです。つまり地図はもちろんありますが、その中の裏表紙なんです、弁天様と鳴山城とのストーリー、物語です、そういうのが書かれたパンフレットです。これがちょうど、周遊された方には見せて説明して、物語を聞かせたという例の一つです。

これは、如活禅師、荒海駅周辺での周遊で使われたリーフレットです。もちろん歴史があって、もちろん電車とか菊のここでは何が見られますよみたいなマップで、30人ぐらいだったでしょうか、正確な数はどちらかちょっと言えませんが、参加者がもちろんありまして成功だったということです。これは如活禅師の歴史ですね。今から300年前にこの地に医者であり、知恵の、如活禅師という方が、エピソードで男山酒造に、僕はあんまり聞かされてんですけども、ちょっとこのほうは後で調べてみてください。こういうのもあります。

もう一つ、これをちょっと僕が見せたかったんです。これは2001年に、これは町の夢のあるまちづくりカレッジに僕も入っていたので、2001年に作った手作りマップです。これは針生です。針生をメンバーで散策しながら、ここはこうだとかああだとか言いながら歩きながら情報を集めて、写真は僕が撮った星空とかの写真とか、鳴沼がこの写真にあったり、これはスノーモビルのツアーとか、昔はJR東日本のディスカバリージャパンとか何かで、すごく来ていた時代がありましたので、その頃の時代のものです。

この裏をちょっと見てほしいなと思います。おらほーの地図と書いてあるんです。全くユニークなのは、これは杉原さん、一成さん、今亡くなられましたけど、役場職員の方が作って、本当に手書きで、全て手書きで書かれています。調べたことを事細かく入っています。1つ注目してほしい

のは、これは字は読めませんが、この辺に書かれているのがあるんです。これは何かというと、針生小学校の生徒が、散策の中で歩いて調べた動植物の分布をここに事細かく小さな字で書かれているんです。ここではドジョウとか何とか植物が見られるとかつというのが手書きで書かれています。この小さい文字がそうです。

ここに、おらほ一の地図とありますけど、この横っちよにちょっとした吹き出しみたいのがあるんですが、ここにはこんなのが書いてあります。「やだらには教えらねんけんじょ、ちょっとだけ教えたい」というような、ユーモアのある杉原一成さんのセンスというか、ここに当時針生天文台があったりしますけど。

僕はなぜこれを見せたかったかという、こういう手作りがあって、素敵な、みんなが歩きながら、そこを調べながら、情報も大切だろう、これは別に針生だから今回の駅周辺とは違いますけど、行く行くは、これは最後で話しますけど、このデジタルマップのメーカーに、多分、情報を貼りつける入力だけが問題であって、300 万という予算でそれを拡大していけばどこにでも応用がつくと思うので、それをちょっと言いたかったんです。ぜひ、このような手作りだったり、歴史や物語を入れてほしいなという思いで見させていただきました。

これで終わります。

じゃ、次の質問にいきます。

2、自然の恵み、豊富な水による企業誘致は。

12 月議会での新事業で水道事業を安定化させ、水道料金の低価格の実現はの質問で、針生の水は 1 日平均 500 トンの水が供給され、針生から塩江にかけての生活用水として 330 トン、つまり 170 トンが余剰水であると答弁を受けたと。生活用水が 330 トンなので 170 トンの余剰水であるという答弁で数字を聞かせていただきました。

あの時点では、ボトルドウォーターとして販売してはと提案したが、採算性がないという理由は明確ではなかったが、とにかく採算がないということの答弁で終わっていました。

水は様々な酒、ビール、ジュース、ほかの多くの製品製造の材料として使われている。あるいは、様々な製品の製造過程で冷却や洗浄などで多くの水を必要とする産業、企業、会社、工場も幾つもあります。本町への企業誘致戦略で、水を自由に使える町、安価で水が利用できる町、水が使い放題の町などのキャッチフレーズで、水を必要とする企業、会社などに、本町への企業誘致として町長自らトップセールスする考えは。

大きな 3 番です。

本庁観光振興に重要なリゾートイン台鞍の休止の再考は。

だいくらスキー場横のホテル・リゾートイン台鞍がこの 3 月いっぱい営業を休止する。驚きの発表である。

ホテル営業休止は、同時にそれまでホテルに宿泊してスキー場を利用していた、特にですが、子供たちに大きな影響を与えます。そのスキー教室は各学校で、主に関東圏なんですけど、各学校で毎年実施され、大きな団体客であり、重要なリピーターとしてのスキー場の大きな収入源となっています。その大きなリピーターを失うことは、リフト券の売上げなどスキー場関連すべての事業の大きな損害だと考えます。本町のスキー場でスキーを体験した子供たちが大人になり、結婚し、家族で再びこのスキー場に足を運ぶことも大いに期待されます。

長い時間軸、冬以外のオフシーズンの赤字だけに注目するだけではなく、長い時間なんですが、長い時間、長い時間軸、様々な視点からこのホテル休止を再考することが必要だと思います。

1、今後、この施設の利活用の計画やそのほかの考えは。

2、上記の様々な本町観光振興のマイナスを考慮し、その赤字を町が補填してでも、冬季間のみの営業は再開すべきと考えますが。

3、休止し、その建物が使われなくなれば、建物もその中の設備も急激に痛み、もう二度と利用できなくなるのきなくなるのは時間の問題です。結局、解体を待つ公共施設のリストに上がれば2億円以上の解体費用が予想されます。過去にも公共施設の利活用で質問してきたように、このホテルについても、他の会社、企業に利活用を町長自らトップセールスする考えは。

4、夏には、だいくらスキー場の駐車場では、県内や関東圏からのアマチュア天文家が星空を観察する有力な観測地として来町し、観察する方が見受けられます。南郷地域に星の郷ホテルがあるように、このホテルもですが、ホテル名スターゲートイン台鞍（仮称）として、中規模の天体望遠鏡を備えた星に特化したホテルとして、夏場シーズンの営業により通年型のホテルとして復活してはと考えますが、町長の考えは。

4、DX時代で変化が求められる学校の姿は。

岩手県八幡平市安比高原に、2022 年 8 月に英国名門高のハロースクールをモデルとした日本初の英国式全寮制ハロウインターナショナルスクール安比ジャパンが開校しました。

生徒1人の1年間の学費が2,000万だとのこと。募集と同時に希望者が殺到し、すぐに定員に達したとも聞きます。その学校に入学した子供たちが、どのような授業を受けるかが気になります。

1、上記のような学校の誕生について、教育長の考えは。

2、今後の学校の形、あるべき姿、先生の役割などがどう変わっていくのか、あるいは変わっていくべきなのか、教育長の考えは。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 13 番。湯田哲議員のご質問にお答えいたします。

初めに、町の魅力、住む人の魅力、文化、歴史などの情報発信力の強化はに関する1点目。

新事業の実施に当たって、その主体はコンサルやこの事業に沿った専門業者に全面依頼するものかとおたがひでございますが、デジタルマップについては専門的な知識やノウハウが必要となることから、システムの作成自体は専門業者に依頼したいと考えておりますが、事業の実施主体は町となります。

なお、事業実施にあたっては、事業着手の段階から商工会や商業振興協同組合、観光物産協会等の関係団体などと連携しながら事業を構築していく予定であります。

また、今回の事業は県の補助事業を活用する予定ですが、県としても補助金を出して終わりということではなくて、構築した事業が円滑に運営され、補助期間終了後も持続可能な取組となるよう、指導助言等を行いながら一緒に参画するというようなこととなります。

次に、2点目。

マップ作成に当たっては、本町の歴史、文化、地理、それにまつわるエピソードなどに精通した地元住民の知恵、アイデアなどを積極的に取り入れることが必要だと考えるが、町の考えはとのお

ただしでございますが、町なかには、歴史的、文化的価値の高い場所が点在していることから、そのような場所を巡るルートも盛り込みたいと考えており、その際には、歴史や文化等に精通した地元住民などに協力をお願いしたいと考えております。

次に、3点目。

野岩鉄道、会津鉄道それぞれで、会津高原尾瀬口駅周辺、会津荒海地区周辺、会津田島駅の周遊イベントを実施しているが、町はこのイベントなどを認識しているのかとのおたしでございますが、各鉄道会社がイベントを実施していることは承知しておりますが、町に対して情報提供、通知等はございませんでしたので、詳しいイベントの詳細までについては把握をしていないというのが現状でございます。

次に、4点目。

新事業は会津田島駅周辺を対象にしたマップのようだが、先ほど、駅周辺を含めた他の駅まで範囲を拡大する考えはとのおたしでございました。

今回の事業は、バイパス開通に伴う車の流れの変化やバイパス沿いに出店した大型店への客の流出等により、商店街の活力が低下してきていることから、おすすめの飲食店や店舗、見どころなどを盛り込んだQRガイドを作成し、各店舗の魅力や情報、各種情報などを発信するとともに、お薦めのまち歩きルートをも盛り込むことで、バイパスから町なかへ人を誘導し、さらに、町なかの周遊性を高め、商店街の売上向上と町なかのにぎわい創出を図ることを目的として取り組むものであるため、現時点において他の駅まで範囲を拡大する考えはありません。

ただし、事業に取り組んでみた結果、ほかの地域に拡大しても効果が期待できるようであれば、その際は範囲を拡大したいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、5点目。

単なるデジタルマップ上のこの場所に〇〇がありますだけの表記や、コースの案内図にとどまることなく、その地点をタッチすれば歴史、物語、その場所、石碑、建物にまつわるエピソードなども加え、その地点へ到着した時点で歴史や物語を知ること、印象深い、記憶に残る散策、散歩、訪問になると考える。感動を倍増する仕掛けが必要と思うが、町の考えはとのおたしをいただきました。

議員おっしゃるとおり、この場所のアイコンをタッチすれば様々な情報が表示されるものにしたと考えております。どのような情報をどの程度表示させるかについては、町の関係機関、県や専門家の意見を踏まえ、委託業者と協議してまいりたいと考えております。

次に、自然の恵み豊富な水による企業誘致に関して、水を必要とする企業、会社などにトップセールスする考えはとのおたしであります。本庁の水道料金は近隣町村と比較して安価とまでは言えず、開栓の届出のもとに水道の使用を開始するもので、料金もお支払いしていただくことから、自由に使える、使い放題という表現は当たらないと、このように思います。

また、町内で経済活動に水をして使用している企業の中には、井戸水を自己水源として使用している例もあり、水道が企業誘致のインセンティブになるとは考えておりません。このようなことから、水道を前面に出したトップセールスという提案をいただきましたが、現時点では考えておりませんので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、本町観光振興に重要なリゾートイン台鞍の休止の再考はに関する1点目。

今後、この施設の利活用の計画や、その考えはとのおただしであります。リゾートイン台鞍は平成2年に建設、同年12月から営業が開始され、33年の間に様々な事業者により営業されてまいりました。近年は、会津高原だいくらスキー場の指定管理者に対し、町が有償貸与していた施設であり、指定管理者はスキー場の運営に際し、必要であると判断した場合には賃貸していたものであります。

今回の休止に当たり、指定管理者である株式会社みなみあいづとのヒアリングを重ねる中で、どのような形での営業がふさわしいか模索してまいりましたが、何年もマイナス決算が続いていること、高額な修繕が必要な箇所が多数あること、立地条件、アクセス、設備などから、今後の集客の見通しが厳しいことなどを理由に営業を休止したい旨の協議書が提出され、これに応じて休止することになったわけであります。

今後、現在の状態で使用したい事業者などがある場合には、有償または無償で対応することは可能と考えますが、町が主体的に修繕する計画は持っていません。

次に、2点目。

様々な本町観光振興のマイナスを考慮し、その赤字を町が補填してでも冬期間のみの営業は再開すべきと考えますがとのおただしでございました。

リゾートイン台鞍にスキー教室を目的として繰り返し来場された小・中・高校の延べ宿泊者数は年間1,000人程度であり、だいくらスキー場利用者全体の2%にとどまっております。また、過去10年間、本施設の収益が改善されないことや、スキー、スノーボード人口が減少する中で、このスキー教室に来た子供たちが大人になっても再び足を運んで観光振興に大きく寄与してくれる、そういう見込みは薄いと感じておりまして、町が赤字を補填して営業するだけの費用効果は得られないと、このように思います。

次に、3点目。

休止し、その建物は使われなければ、建物その中の設備も急激に痛み、もう二度と利用できなくなるのは時間の問題です。結局、解体を待つ公共施設のリストに上がれば2億円以上の解体費用が予想されます。過去にも公共施設の利活用で質問してきたように、このホテルについても、他の会社、企業に利活用を町長自らトップセールスする考えはとのおただしでございしますが、本施設は、既に屋根、外壁、内装設備等の老朽化が著しく、大規模改修が必要であり、以前から高額な修繕費用が試算されていることから、建物を修繕してトップセールスを行う考えは持っていません。

次に、4点目。

ホテル名スターゲートイン台鞍（仮称）とし、中規模の天体望遠鏡を備えた、星に特化した通念型のホテルとして復活してはと考えるが、町長の考えはとのおただしであります。すでに、これまで答弁し申し上げましたように、町が修繕や赤字補填、新たな設備投資をして営業する考えには立っておりません。

町は星空観察の有力な候補地であり、だいくらスキー場周辺は田島地域の筆頭観測地であることは承知をしております。町内には、工夫を凝らし特色ある営業している宿泊施設が既にあり、星空観望や星空案内をコンテンツの一つとしている宿泊施設もあります。今後、星空誘客事業を展開していく中で、専門的かつ広い知識や専門の設備がなくても、エリアで誘客できるような仕組みづくりに取り組んでまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○山内 政議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、私からはDX時代で変化が求められる学校の姿はについてお答えいたします。

1点目、ハロウィンターナショナルスクール安比ジャパンのような学校の誕生について、教育長の考えはとのおたかしであります。同校は雄大な自然の中で、授業のほかにスポーツや芸術、さらに社会貢献活動など様々な体験活動をすることによって、学び続ける楽しさや社会に貢献していくスキル、人格を身につけることを目的とした学校だと理解しております。

この学校は英国式の教育で、全寮制であることや高額な学費であることが話題となっておりますが、その目的や手法は、南会津町の教育との共通点が幾つかあると感じております。本町の教育も大自然の中で授業や地域の特色を生かした様々な体験活動が行われており、地域を学ぶふるさと教育も各学校で行われております。そのため、このような自然の中での授業や体験を大切にしたい学校の誕生は、本町のような中山間地域における学校教育のよさが見直されるとともに、新たな情報発信につながるよい機会になるものではないかと考えております。

次に、2点目。

今後の学校の形、あるべき姿、先生の役割などはどう変わっていくのか、あるいは変わっていくべきなのか教育長の考えはとのおたかしであります。現在、学校教育においては文部科学省が定めている学習指導要領に基づき学習活動が行われております。この学習指導要領は、社会の変化を見据えて、ほぼ10年ごとに見直しが行われており、その都度、学校も変化していると理解しております。そのため、学校の形、あるべき姿、先生の役割などにつきましては、今後も学習指導要領に沿った教育が行われるよう変わっていくべきものと考えております。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 それでは、再問させていただきます。

先ほどの商工観光の事業の中で具体的に今回300万という予算で上がっていて、総称して聞かれています、やはりコンサルというか専門的なアプリメーカーに依頼している、ただ、主導権としては商工観光はもちろん役場もそうですけど、商工会とか観光物産協会、それから商業振興協同組合ですか、そちらのほうの関係団体もいろいろ情報を提供しながら、この目的、流れをこちらにつくるための誘導するような仕組みをつくっていくためにつくられているという話だったんですけど、この中で1つ気になったのが、町の中心部をメインにしていまして、メインストリートとかね、向こう、メインというのはおかしいんですけど、あっちのバイパスのほうの部分の大型スーパーとかいろいろありますので、そちらの人を呼ぶと言ったんですけど、何かそこには、何でしょう、一つの、何か普通なら、町全体で、何でしょう、答弁を聞いて感じたのは、町だから、スーパーの分をこっちに来るよりも、町全体が結局マップになるわけだから、誘導するような仕組みもあるんですけど、人がこちらからもあちらに流れるよみたいな、その部分でひとつこっち方向にしか感じなかったんですよ。もちろんそのための目的で予算がついているのは分かるんですけど、その辺

は何かしこりじゃなくて何だろう、その辺の考えはもうちょっと拡大して詳しく説明してほしいです。単なる流れじゃなくて向こうもいろんなお店がありますよね。地元でやっているお店もあるわけですから、その流れを作るその仕組みの具体的な部分もちょっとお聞かせ願えれば。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 お答えいたします。

ご承知のとおり、バイパスが当然オープンしまして、かなりの交通量が今後も増えていく見込みとなっています。そういう部分では、大型の商業施設もどんどん、スタンドをはじめ様々な商業施設が今出来上がっているところでございます。そういった部分では、当然、先ほど言いました交通量が増大するという見込みはありますので、そういった部分で中心市街地のほう、旧道のほうがすぐ衰退してしまうという心配もありましたので、そういう部分では、今、中心市街地、交通量が少ないうちにこういったマップ作りもきちんとして、そういった部分での誘客も図る仕組みづくりというものを考えるようになりまして、今回このような補助事業もございましたので、タイミングよくこういった部分で衰退する前にきちんとかいいうまちづくりの事業を展開していきたいという考えでございます。

○山内 政議長 副町長。

○佐藤一範副町長 お答えします。

今までの議員の質問につきましては、リオン・ドールとか、例えばダイユーエイトとか、向こうの大型商業施設から、こちら町なかのほうに人を誘導するという観点ではないのかというなご質問なのかなというふうに理解しましたが、一方的に向こうから人の流れをこちらに持ってくるということではなくて、例えば、きとねですとか交流館、それから物産館、まちの駅です、そういったところに来られる観光客の方も、こちらの町なかのほうにも誘導して、あちらとこちらを周遊させるような取組だというふうにご理解いただければと思います。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 答弁のみ注目すると、何か一方通行のように感じたものだから、今、副町長が言われたみたいに、向こうには図書館もあったり、いろいろあるわけですから、そちらからこっちに流れる仕組みというので、他の大きなスーパーだからじゃなくて、ずっと乗ってそこにあって、こんなのもあるんだみたいなのも分かってほしいし、もちろん載せるでしょうけどマップなんだから、でかい施設を隠すことはできませんので、それはそれで、それぞれのスーパーとかホームセンターなんかも載るのは当たり前でしょうけど、ぜひ、その辺も横断的にやっていくのは予想どおりなんですけど、その辺も大きな心で、彼らもこの町も栄えるような作りで、ぜひ、予定どおり、計画通り進めてほしいなと思います。

それから、3番目の部分ですが、先ほどの野岩鉄道と会津鉄道の部分で、向こうから通知がなかったの知るよしかなかったというような答弁だったんですが、町が赤字補填とか何かでお金を出している中では、多分すごい情報交換をしているはずで、町が。

その中でどのような、事業報告とか入込数とか利用数とか多分聞いていますよね。会議もしっかり加えていますけど、その辺の部分がありながらこれが触れなかったのがちょっと残念なんですけど、その辺はどうなのでしょう。

そういうのは報告を受けているはずですし、利用者数、それぞれの鉄道の現況なんかも多分報告

を受けているんですが、その中でこういうイベントの、例えば情報交換をしませんかみたいな部分、町はこんなことでやるから協力してくれとか、向こうはこんなことを企画しているから町も何かできることありますかみたいな、そういうやり取りもあっていいのかなと思うんですが、その辺はどうなのでしょう。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

鉄道の部分ですので私のほうから答弁させていただきますが、会津鉄道沿線、あと野岩鉄道沿線でつくる会津野岩鉄道利用促進協議会という組織がありまして、その中で鉄道会社が独自に展開するイベントについては周知しております。

ただ、その取組について各自治体への支援とか、そういったものは話がなくて、各鉄道独自に関係する住民の方たちと協議をしながら進められているということでございます。

その利用促進協議会のほうでは、そういった取組に対してパンフレットを作成するための支援をしたり、あと周知なんかも場合によってはお手伝いさせていただいているということでございます。

参加状況などにつきましては、年度をまたいで決算の総会などにそういった情報を提供されることになっておりまして、その経過等につきましては、これまでも共有されておりませんので、場合によって町への支援等があれば対応していきたいというふうに考えているところでございます。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 ぜひ、それぞれが方向は同じで利用して、それぞれの鉄道が残りながら利用する人がいて、今の5倍、10倍になるのを皆さん夢見ながら、ビジョンとして持ちながらそれぞれの事業を展開しているんですけど、何かこの部分に関しては、それぞれがとか、報告がなかったからという部分で言うと、やはりその辺は、例えばこれを広報に挙げてあげたりするとか、こんなのやって結構地元は、今、地元との協議の中でと、地元の人たちが中心となってやっているのももちろん分かっているんですけど、その辺もぜひ取り上げながら、積極的にお互いに情報交換等協力して進めてほしいなと思います。

3番については大丈夫です。

そして、4番目の分なんですけど、拡大するか、他の、これは中心市街地のための300万ですので、情報量が増えればもちろんそれは300から400、500、600と上がってくるんでしょうと思うんです。ただ、これはメーカーのアプリ会社が、多分どこの観光施設、あるいはそれに特化したメーカーの何百社もある中の一つを多分今回選択したと思うんですけど、この中に入れる情報は、この町に合ったそれぞれの物語とか、貼り付けるものとか、QRコードによるいろんなキャラクターが出てきたりするようとか、あと、積算でゲームっぽい何かがあって楽しみをつくるみたいなのがこれに入っている中身なんだそうなんですけど、ぜひ、そういう意味では、この下に、先ほど言われた追加指定、それがもしここまでだけれど、かなりいい反応だったり、ほかに拡大してもいいぐらいの反応だったら展開はそちらも考えられるよという部分に関して、もう少し具体的な考えをお聞かせ願えないでしょうか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 お答えいたします。

総務委員会での提出資料にもございまして、そういった地域商業環境づくり支援事業のデジタル

見どころマップ作成業務ということで資料を提供させていただきましたが、事業内容の中に、こういったアプリでのデジタルマップの中ですごく利点といますか、あるのは、データ分析が可能であるということになります。そういう部分での、例えばそのデータ、いろんなアクセス数ですとか、場所などの利用者のデータの分析が可能ということなので、そういったその場所が、やっぱりどうしてもその中心市街地ではなくて別のほうに行く傾向にあったり、そういった部分もきちんと分析しながら、そしてまた、中にはアンケート調査もできるようになれば、そういった部分での、来た方の要望もきちんと反映できるような形で検討はしていきたいなというふうには思っております。

○山内 政議長 副町長。

○佐藤一範副町長 お答えします。

今ほどの議員のおただしについては、拡大をしてというようなお話でしたけど、来年度の新規の事業でございますので、まずはまちなかの中でそういった取組を実施しまして、成果だとか実績を踏まえながらその辺は検討していきたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 そうですね。次々とかう……じっくり成果を見たり、答えはこの後ですから、まだ着手というか成果も手応えもまだつかめていない部分なので。

ただ、先ほど商工観光課長が言われたみたいに、この部分のメリットは様々ありますよね。要は、先ほどのペーパーよりはリアルタイムで更新できますよね。だから、印刷だと印刷にかければもう次の分でこれまたなりますけど、リアルタイムで新しい情報を盛り込むことができる分では、本当にスマホのこういう情報アプリとかロードマップとかウオーキングマップなんていうのは本当に、じゃ、ここ入れたほうがいいんじゃないと言ったら、もう次の日に入れる気だったら入れられる時代になっているわけだから、すごく期待して、この事業の成功、あるいはその歩みを見たいと思います。計画どおりに成功すること、もちろん成功すると僕は思いますし、スマホの時代でありますので、利用者も地元の方も利用しながら、多く地元の方は8割ぐらい、みんなそのアプリ入れながらあちこち歩いたり、地元の人が再発見したりするのを期待しています。

じゃ、大きな2番の部分にいきたいと思います。

水道事業の部分で、僕はすごく残念なのは、この答弁、前は、ボトルドウォーター、水を買う時代で、それをやったら商業ベースにはもうかるかないかと言ったら、それはもうからないですよという断言制でいきました。

もう一つ、今回はこんなことなんです。この答えもすごく分からんでもない答え。僕は、余剰水とは170トンとか他の事業、これは桧沢の針生ばかりの話じゃないんです。人口減少で、水道事業の中では水を売って、水を使ってもらって何ぼだったわけな時代だったわけじゃないですか。もちろんライフラインの維持もありますけど。その収入が、人口減少で2万人が1万人減れば、当然の話だけど、使用者は半分になるわけだから売り上げが減るわけですよ。私がこのことを、2度目のこの質問させてもらっているのは、水を売って何ぼだったら水を売らなきゃならないわけだから、その行き先がどうだから、この場合だと、ぶっきらぼうにメーターを申請すればメーターを開けます、リッター立米幾らです、はいくださいって言うんじゃないくて、それを使う人すらいらない時代の今において、料金はもちろん公平性もあるので他で水道使っていること、地下水やっている方、公平性はもちろん分かるんですけど、水道料はもらうけど、それは町で、その会社が500万あるい

は 100 万、年間水道だったら、そこできて事業とか雇用を生むならば、その水を提供して、それが水の流れで日本海に流れてしまうんだったら、それを使ってでも企業を誘致するってのはとても大切なことなので、この切り口で答えてもらうのはすごく残念なんですけど、これはやっぱり使われなくて流れていくものを誰かに提供しながら。この考えどうなんですか。水道事業はそのメーターをつないだらって、月 40 万あなた使いましたねという部分で、そんなもので企業を来てくださいっていう部分に切り替えることはできないですか。その辺を折れてでも。その考えはどうなんでしょう。

○山内 政議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 お答えいたします。

議員おっしゃられるように、我々は水を水道の基準に作って売っていますので、使っていただけるというのは本当にありがたいことです。

水道事業としては、桧沢エリアを針生水源の水でカバーするだけではなくて、設備を強化しながら配水エリアを拡大していくというように考えておりまして、いつと時期は明言できませんが、重要給水施設に位置される南会津病院ですとか田島ホーム、あの辺まで水を配って、使って売っていくというのを考えております。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 常に発明のことを研究されている哲議員ならではの質問だなというふうに私は感じました。

まず、水道事業のほう、今、環境水道課長が答弁しましたが、余剰があるじゃないかというお話はちょっと当たらないのかなと。町としては、針生の水源が結構安価な形で水が提供できる、それを下流域まで拡大することで水道事業の経費節減につなげていきたいというようなことで考えておりますので、水が余ってどんどん川に流しているというようなことではありませんので、この提案をいただきましたが、これについては、私は水を無償化で企業誘致をするというようなところは現段階では考えておりません。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 そこを何とかと言っているわけじゃないですよ。僕は分かります。水道事業は、もちろん売って数値が上がるのもこれはいいんです。上げましょうよ。その分を町へ企業に来てもらって、固定資産税も入りますから、その分の、例えば今回、除雪なんかの除雪費、結構、各会社のほうに冬期間ここで頑張っていただけの企業だから、除雪費の一部を負担している予算が毎年もちろん上がっていきます。これは、その会社にとっては雪の心配は町が面倒を見てくれるんだからありがたいな。多分 170 万か 200 万で館岩地区で除雪を、逆か、あれは収めていますね個人が負担で。いずれにせよ、そういう意味では、そういうサービスをしていたり、予算でもあったはずなんです。だから、そんな意味では水道量のメーターはもちろん数字が上がりますから、それはそれでいいんですが、それによって従業員とかこの町に企業が来て。

そこで、僕は実は引用したかったのは熊本県の T S M C、台湾の L S I メーカー。その中身を見るとこんなことがあります。一番の決め手は何だったんですかなんて民放でやっていました。水ですと言いました。とんでもない、L S I に使うときは洗浄だと思わんですけど、すごい水を使うそうです。別の記事を見ると、地元の地下水なんだよあそこの世界は、九州の方は地下水を上げるん

ですけど、その何十万トン地下水で取るんで、農業用水の減少が心配だというような記事もあるんです。

つまり、それぐらい使っちゃうんだけど、今度は農民の方に協力金としてお金を渡すような記事がちらっとタイトルで出ていました。それぐらい水というのは会社にとってはとてつもなく大切なところがあると思います。

私は、決して余っているからどうじゃなくて、この町が人口減った分で使う方が減って、あと、節水措置の、所管の中ではありました。節水処置の進化によって、一戸当たりの消費量が減った、水の水道量の使い方が減ったので、水道量の売上げも減っているんだということで、それは聞きました。水道の料金は減っているということも聞いたんですけど、そういう意味では、その水が使われなくて、オーバーして流れているからとかじゃないです。今まで使われている分の水はどこかにあるんです。どこかにボトルドウォーターじゃなくても、いろんな会社でセールスしたって、何でもないんじゃないかという発想なんですよ。ただでやって公平性にないとかじゃなくて、この町はかつて2万人近く、トータルでまだ2万いますここだって1万8,000だから。二、三万人いた時代、この南会津の全町、1町3村で足せばもっといたはずですよ。その数の中で使っていた水の量と考えたら、今一緒に言っていますけど、その辺で言うと、水は多分行き先をかつての消費者が減っている分という消費の減少はかなりの部分だと思うんですけど、それは町長が言わんとした水道の分についての企業誘致はしないということなので、それはここで受けときます。

あるいは、ぜひ、私たちの中で、そういう水を必要とする会社があって、僕はひとつこの部分で言うと塩素を入れない前は水道じゃないという話だったので、その出る、水源地の分からその会社のところに、塩素前だったらこれは水道じゃないんですよね。その認識はどうでしょうか。水源から出ている分の水の塩素を入れて水道として認められる。それから出ている流水してる部分の、どうなんでしょうか。分水したとして。

○山内 政議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 お答えいたします。

水道水の基準を満たすには塩素を注入しなくてははいけませんので、水源地は水道の水源ですので、そこに何らかの装置を民間企業がつけて水を使うというのはちょっとアウトです。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

質問をしっかりとしてください。

○13番 湯田 哲議員 脱線してしまって申し訳ない。

じゃ、3番に移ります。

○山内 政議長 はい。

○13番 湯田 哲議員 リゾートイン台鞍です。

1990年にできて平成2年です。スキー場の8年後です。1982年にスキー場ができて、あの頃はまだスキーヤーもいましたし、スキー客の利用も、もちろん泊まる方もいらっしゃいました。この答弁の中に、多分、もちろん最大の部分は老朽化、老朽化なので、これを超えることはちょっと難しいから、ただ、その売上げに対する認識の部分がちょっと僕は気になったんです。

つまり、僕はこの質問の中にはスキー教室という、スキーバスです、つまり教育旅行です。冬の教育旅行の利用者が、この程度で売上げがこの程度だから大したことないような数字で示そうとし

ている文章がちょっとかちんとくるんですよ。1,000 人って 10 年で 1 万人なんですよ。1 万人の子供たちには家族がいて、あそこに行って面白かったよって言えば、一度来たスキー場の思い出の場所なんですよ。

その意味でいうと、このたかが 2 %とか 1 %の話とか、たかが 1,000 人じゃなくて、この作文の前には本当はあったんです、一般客もちろん利用していますし、栃木県スキー連盟、水戸市スキー連盟なんかも大会をやると必ず本部として使って、地元の民宿に泊まって、今回、実は参加するんですよって言いながら泊まっていくんですよ。それも消えることだから、どこかに本部を探す、表碁梯がどこかに行くかもしれないんです。そのことも文書には書いたんですけど、長々なのでルールの中でそれを削れと言われましたので削りましたが、そういう意味でいえば、この学校旅行に限らず、そこに泊まっているのは 2 %じゃなくて、もしかして 10 %ぐらいの、いや、もしかじゃないんですよ、大会といえば役員本部はあそこでないと、スタッフが出て行ってグレンデに行ってポール立てたりなんかするには、下の民宿、ダイワリンクから、ミナトから上がって行ったでは間に合わないの、そこに取ろうとは思いません。これに関してはどう思いますか。こういう教育旅行に僕は特化して質問したつもりないんです。他のお客さんも利用していますし。その分に対する捉え方はどうでしょうか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 具体的な数字と言いますか、そういう部分では言えないかもしれませんが、感覚的として、やっぱり議員おただしのとおり、やはり一般のお客様が、当然スキー場がオープンした当時は一般のかたのほうが占める割合というのは相当あったと思います。そういう流れでだんだんとスキー客、ウィンタースポーツが多種多様化していく中で、やっぱそういう、どうしてもそういう宿泊者が減少してしまうという部分では、教育旅行的なもの、その団体の中学生、高校生も含めて、そういう部分での対応が必要ではないかということでこれまで至っていますので、そういう部分での流れでも、やはりこう誘客ができていないという部分の中でのやっぱり赤字という部分がこう今現存しているのかなというふうには考えております。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 先日、うちに泊まったのは水戸市の方でしたけど、水戸市のスキー教室がだいぶくらでありました。家族の方が泊まりました。

その方たちなんかは家族連れで来ているんですけど、昔 4 歳、5 歳で来た、うちに泊まったということで 4 歳今、35 歳ぐらいかな、子供を連れてきました。やっぱり同じぐらいの子よりはちっちゃかったというぐらいだから、多分、年長だった子だったから、それより下だったらしいですね、お母さんに連れられて家族で来たって。

こういうことを考えると、やはりこの部分の効果というのは、こういう問答だから平行線でしかないかもしれませんが、ぜひ、そういう部分は、泊めることは、もちろん今老朽化している部分のその分の障害はありますが、こういう固定客に対する認識は、別に台鞍スキー場に限らず、ほかのスキー場でも起こり得ると僕は思います。

だから、先週のは高畑ですね。高畑で宇都宮スキー連盟のほうの大会があったらしくて、そこに参加する 1 名の方が泊まったんです。高畑は全部いっぱい泊まれなかった。こちら 1 名で泊まって、早朝早く、6 時半頃ご飯を食べて、あっちに向かいました。

でも、考えてみればその1人だからじゃなくて、1人だけれどやっぱり大切なんじゃないかと思って。だから、その面の認識だけはぜひ、もちろん営業担当でもないわけだからその辺は違いますが、こういうお客様が、団体が、あるいはリゾートイン台鞍を使っていた人たちは数限りなくいただろうし、なくなるのは民報さんには10月に新聞に出ていたみたいですけど、ということを見ると、とてつもなく同じ同業の、宿泊もののちっちゃなうちは宿ですけど、ああいうのがなくなると、それに付随した人たちが、その競技大会に出るけれど下の宿に泊ったりというのは起きているのは事実だし、高畑で行われるイベントでこっちの宿に泊まらざるを得なくて泊まっていく人たちもいっしょのわけだから、1つの分は全てつながってるという認識をぜひ持ってほしいんですが。どう思いますか、それについて。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 やはりここは、株式会社みなみあいづがこの施設を運営するに当たって莫大な赤字を出し続けていると、これ以上、会社運営の中では運営できないというような判断の下で休止の相談を受けたというところは、我々として重く受け止めなくちゃいけないと思うんですよ。先ほど、訓正議員の質問でも株式会社みなみあいづの経営どうなんだという話がありましたけど、やっぱり行政から支出するお金を幾らかでも少なくしながら、その中で絞っていくというのが今の公共施設の縮減の在り方だと思うんです。

ですから、縮減の経過の中ではそういうふうな議論が出てくるとは思いますけど、それはある選択の中で、下した選択の中ではそういうふうな弊害があるということは、覚悟の上で進まなくてはいけないのかなというふうに感じております。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 老朽化も含めて維持経費があって、例えば、引用するならば冬しかやっていないところとか、冬になったら尾瀬小屋とか、昔あった峠の茶屋なんかも、冬になると秋口に雪じまいというか冬じまいだから、ずっと冬囲いをして、もう来春雪が解けるのを待つ、4メートルぐらい雪降っちゃいますので、そういうので営業できない短期間の宿なんかあるから、素人から言うのですね、冬期間のみぐらいはどうだと思って、そのほかは全部電気でも切っても、そういう部分の考えも素人は思うわけです。

だから、そんな意味では3か月で、先ほど言いました。先ほどの質問の中でもあった予想以上に団体客が入って、黒字分ですごい数字が出ていたというような、ああいう一行を聞くと、ちょっと待てよと。いかにお客さんがそのほかの雪不足でこっちに集中したぐらいで、その入りの分の売り上げが億単位で変わってしまうような話をされていました。こういうことをすると、それは甘い期待だって言われるかもしれないけど、いかにそれが、もうそんな日は年は続かないかもしれないんですけど、そういうものだってあるわけだから、そこを頭に入れながら、まあまあ結論を出しているのはもちろん認識はしていますけど。

実は昨日、電話いただいた方がいて、リゾートで働いていて、もう長年ここにお仕事をしている方からいただきました。僕は、これは彼から言われただけでもなく、やっぱり同業の中で、同じスキー場の中でリゾートインがあったり、下のペンションがあったり、僕は民宿ですけど、そういう中でいくと、何かちょっと、もちろん肌で感じるもので言うと、今年の満車を続くだいくらの入りなんかを考えると、いや、それはもったいない。とんでもなくもったいない。その今言ったリピー

ター、リピーターってとっても大事ですね。ディズニーランドも8割ぐらいリピーターだという話ですから、リピーターはその施設を守り続けるんだという話を、一度来た人が2度来るというのは、観光産業の生き残る一つのリピーターを増やすことが観光産業の一つみたいですけど、ぜひ、その辺はそこを何とかとは僕は言いたくはありません。ただ、そういう意味では、1人のお客がその別なスキー場になったり、あるスキーのお客さんがなくなるだけで、リフトの売上げもちろん僕は減ると僕は予想しますが、その辺はぜひ、検討とかではないです。私の考えです。

じゃ、答弁をお願いします。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 施設があることで効果は生まれるとはおっしゃるとおりだと思います。もし、哲議員さんのほうでどなたか施設を無償で、町が修繕しないでいいから使わせてくれというような方がいらっしゃればご紹介ください。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 分かりました。それももちろんしかりです。本当、当たっています。

それでは、5分間ありますので、教育長のほうの質問に移りたいと思います。

僕もこの安比ジャンプの部分はニュースでしか聞きませんでした。ビデオでも見たことがあります民放で。ジャンプの高原をバックにしたとてつもない施設です。すごいお金を投資したジャンプですから、すごい条件のいいところに、そんなところで学んでる人たちがどんな勉強するのかとか、どんな先生がいらっしゃるのかなとかと思いながら、公立とか普通の人たちでちょっと比較してみて質問させていただきました。

本当に抽象的な質問なので、答えには答え1個なんかではないです。

教育長が言われました。

本当にこの町も重なります。このスキー場の近辺も含めて、向こうの高畑、高杖を含めて、あんな施設あってもいいぐらい、できますよ。南郷スキー場だって、もしかしたらグレンデのこっち側とか、だいくらだったらどこか、たかつえならどこか、高畑ならどこかかみたいな感じで、このアップジャンプの2みたいなのはもちろん可能ぐらい環境が進んでいます。

この分に関して教育長は、この町でもその環境と体験事業とかもいろいろしているって言ったんですけど、僕はどちらかって言うとその分の環境はもう十分すばらしいところなので、DX時代という言葉を用いたこと自体、やはり僕なんかいつも言わせてもらうのは、スマホをなぞれば全が出てくるっていう時代においてですね、学校のやつが昭和30年代、40年代のままの状態のような気がしてしかないんです、僕自身は。

だから、そんな時代においてもっと考える力って、よく学校の目的にはいくんですけど、教科書がなくてもいいんじゃないぐらいの、デンマークのほうの授業なんか先生は単に好きなようにやるような授業を見たことがありますけど、そういう意味では、そういうの含めて総称して、文科省のことはさて置いて話してほしいなと思うんですよ。教育長の考えを聞かせてください。

○山内 政議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、私のほうからお答えしたいと思います。

先ほどは、私、この学校と本町は共通点が多いというお話をしますが、残念ながら違う点も幾つかあるかなと。その1つは、やはりこの学校はこういうものを学びたいと思って、自分で選んで

入る子がほぼ 100%だということです。ですから、本町の学校とそこがちょっと違うかなと。本町の学校も、やはりこの学校で勉強させたい、こういう子にしたいという思いが皆さん 100 になっていただければ、同じような教育が可能じゃないかなというふうに思いますので、ぜひ、皆さんからは、この町の教育のすばらしさを子供たちや保護者の方にも発信していただければありがたいかなというふうに思っています。

なお、この学校がDXに対応した学校かどうかは、ちょっと認識がなくて、大変申し訳ありませんけど、この学校の目指すものは本町と全く同じかなというふうに思っています。やはり次世代の地域を担う人材をしっかりと育成するんだと、そのためにはいろんな学びや体験が必要だということでこの学校が出来上がってんのかなと。単なるDXに対応した学校ということでつくられているんじゃないというふうに私は認識しています。

以上です。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 誤解がありますね。僕はDX様様なんて思っていないし、DXが導入されていなくても期待してないです。DXはあるから、教育はもっとダイエットしていいんじゃないかと僕は思っているという話なんです。

僕が思っているのは、本を読んだりなんかするというのは僕はコンプレックスがあるので、そういう人たちに憧れ持っていますので、そういうものに小さいときに触れる、だから、6年、3年の9年間の義務教育というのがあったら、その中で読み書きぐらいはとか。ごめんなさい、これ質問ではないです。

ぜひ、いずれ、僕はこのDXのことでちやほやしているじゃないの。DXであって、我々の人生の中ではそこでフォローされるもの以外で集中して学校では学んでほしいなと思っています。

そして、もう一つ、僕はこの場でせっかく 40 秒ぐらいありますので言いたいのは、いつでも勉強できるのだから、別に6年間で勉強しなくたって、いずれ 30 歳で勉強したくなるときもある。やりたい科目ができてきている、僕の経験なので。そういう意味では、6年間にこんなの入れるとかじゃなくて、ぜひ先で勉強してもいいんじゃないぐらいの余裕を持って、ぜひ、そんなに成績云々じゃなくて、剛正君の居場所というか、そういう子供たちがいること自体、僕はいることが、町の学校の中の1つの逆の意味での魅力があって面白かったらみんな行くはずだなと僕は思います。

終わります。

○山内 政議長 特にいいかな。

○13番 湯田 哲議員 要らないです。

○山内 政議長 はい。

○13番 湯田 哲議員 はい、すみません。失礼しました。

○山内 政議長 以上で、13番、湯田哲君の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○山内 政議長 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

明 14 日は午前 10 時から開議し、一般質問及び議案審議を行います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4 時 26 分

令和 6 年第 1 回 南会津町議会定例会 第 4 日

議 事 日 程 (第 4 号)

令和 6 年 3 月 1 4 日 (木曜日) 午前 1 0 時開議

日程第 1 一般質問

1 1 番 丸 山 陽 子 議員

1 4 番 高 野 精 一 議員

8 番 川 島 進 議員

4 番 星 和 孝 議員

日程第 2 委員会提出議案第 1 号 南会津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第 3 報告第 2 号 専決処分の報告について

専決第 1 号 工事請負契約の一部変更について (社会資本整備総合交付金事業南郷橋撤去工事)

専決第 2 号 損害賠償の額の決定及び和解について

日程第 4 議案第 3 号 南会津町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

日程第 5 議案第 4 号 南会津町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

日程第 6 議案第 5 号 南会津町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

日程第 7 議案第 6 号 南会津町会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 8 議案第 7 号 南会津町保養所条例の一部を改正する条例

日程第 9 議案第 8 号 南会津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第 1 0 議案第 9 号 南会津町児童遊び場条例の一部を改正する条例

日程第 1 1 議案第 1 0 号 南会津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第 1 2 議案第 1 1 号 南会津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第 1 3 議案第 1 2 号 南会津町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

日程第 1 4 議案第 1 3 号 南会津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第 1 5 議案第 1 4 号 南会津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備

及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

- | | | |
|---------|-----------|--|
| 日程第 1 6 | 議案第 1 5 号 | 南会津町介護保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 1 7 | 議案第 1 6 号 | 南会津町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 1 8 | 議案第 1 7 号 | 南会津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 1 9 | 議案第 1 8 号 | 南会津町しらかばの森条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 2 0 | 議案第 1 9 号 | 南会津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 2 1 | 議案第 2 0 号 | 南会津町町営住宅条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 2 2 | 議案第 2 1 号 | 南会津町都市公園条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 2 3 | 議案第 2 2 号 | 南会津町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 2 4 | 議案第 2 3 号 | 南会津町水道事業給水条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 2 5 | 議案第 2 4 号 | 南会津町過疎地域持続的発展計画の変更について |
| 日程第 2 6 | 議案第 2 5 号 | 町道路線の変更について |
| 日程第 2 7 | 議案第 2 6 号 | 財産の無償譲渡について（多々石消防ポンプ置場） |
| 日程第 2 8 | 議案第 2 7 号 | 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町舘岩会館等 3 か所） |
| 日程第 2 9 | 議案第 2 8 号 | 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町桧沢公民館） |
| 日程第 3 0 | 議案第 2 9 号 | 公の施設の指定管理者の指定について（旧南会津郡役所） |
| 日程第 3 1 | 議案第 3 0 号 | 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町田島武道館） |
| 日程第 3 2 | 議案第 3 1 号 | 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町舘岩グラウンド等 3 か所） |
| 日程第 3 3 | 議案第 3 2 号 | 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町福祉ホール） |
| 日程第 3 4 | 議案第 3 3 号 | 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町健康交流センター） |
| 日程第 3 5 | 議案第 3 4 号 | 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町長野児童遊園地等 4 か所） |
| 日程第 3 6 | 議案第 3 5 号 | 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町老人デイサービスセンター七峰） |
| 日程第 3 7 | 議案第 3 6 号 | 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町高齢者センター） |
| 日程第 3 8 | 議案第 3 7 号 | 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町栗生沢生活改善センター等 6 か所） |
| 日程第 3 9 | 議案第 3 8 号 | 公の施設の指定管理者の指定について（永田農村公園等 4 か所） |

日程第 4 0	議案第 3 9 号	公の施設の指定管理者の指定について（南会津町川島交流センター等 3 か所）
日程第 4 1	議案第 4 0 号	公の施設の指定管理者の指定について（南会津町折橋林業研修センター等 8 か所）
日程第 4 2	議案第 4 1 号	公の施設の指定管理者の指定について（南会津町しらかばの森）
日程第 4 3	議案第 4 2 号	公の施設の指定管理者の指定について（南会津町郷土文化保存伝習館）
日程第 4 4	議案第 4 3 号	公の施設の指定管理者の指定について（びわのかげ公園）
日程第 4 5	議案第 4 4 号	公の施設の指定管理者の指定について（しらかば公園）
日程第 4 6	議案第 4 5 号	教育長の任命について
日程第 4 7	議案第 4 6 号	教育委員会委員の任命について
日程第 4 8	諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

1 番	酒 井 幸 司	議員	3 番	湯 田 剛 正	議員
4 番	星 和 孝	議員	5 番	古 川 晃	議員
6 番	渡 部 裕 太	議員	7 番	森 秀 一	議員
8 番	川 島 進	議員	9 番	湯 田 芳 博	議員
1 0 番	室 井 英 雄	議員	1 1 番	丸 山 陽 子	議員
1 2 番	楠 正 次	議員	1 3 番	湯 田 哲	議員
1 4 番	高 野 精 一	議員	1 5 番	渡 部 訓 正	議員
1 6 番	山 内 政	議員			

欠席議員（1名）

2 番	芳 賀 正 義	議員
-----	---------	----

説明のための出席者

渡 部 正 義	町 長	佐 藤 一 範	副 町 長
星 英 雄	教 育 長	月 田 啓	総 務 課 長
星 良 栄	総 合 政 策 課 長	鈴 木 秀 和	税 務 課 長
星 貴 夫	住 民 生 活 課 長	湯 田 賢 史	健 康 福 祉 課 長
橘 昭	農 林 課 長	渡 部 秀 介	商 工 観 光 課 長
室 井 利 和	建 設 課 長	遠 藤 知 樹	環 境 水 道 課 長

渡 部 さつき	会 計 室 長	菅 家 康 夫	農 業 委 員 会 事 務 局 長
阿久津 勝 英	学 校 教 育 課 長	廣 野 友一郎	生 涯 学 習 課 長
渡 部 浩 明	館 岩 総 合 支 所 長	馬 場 誠	伊 南 総 合 支 所 長
平 野 芳 和	南 郷 総 合 支 所 長	渡 部 寛	代 表 監 査 委 員

事務局職員出席者

星 博 文	事 務 局 長	星 彰	事 務 局 長 補 佐
-------	---------	-----	-------------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○山内 政議長 おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードへの設定をお願いします。

都合により欠席届のあった議員は、2番、芳賀正義君です。

これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○山内 政議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎一般質問

○山内 政議長 日程第1、一般質問を行います。



◇ 丸 山 陽 子 議員

○山内 政議長 11番、丸山陽子君の登壇を許します。

11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 皆様、おはようございます。

議席番号11番、丸山陽子です。

通告に従い、一般質問を行います。

初めに、全天候競技場への整備について伺います。

全天候型は、様々な気象条件下での使用に対応できるように、耐水性、耐熱性、耐衝撃性などに優れており、スポーツ競技に打ち込む人のためのグラウンド環境に適していると言われています。競技する皆さんにとって、練習や競技に打ち込める最良の環境でもあります。

本県では、平成26年度から将来の活躍が期待されるジュニア世代のアスリートを対象に、国際的な競技力の向上を見据えた支援に取り組んでおり、平成28年度からは日本代表を目標として、世界を舞台に活躍できる本県のアスリートを対象に、強化活動の支援を行ってきています。

東京オリンピック競技大会では、強化活動の支援を図ったアスリートを含め、過去最多となる16名が出場を果たしたと発表されています。そして、その活躍は、県民に大きな感動をもたらしてくれるものであり、今後も世界を舞台に活躍できるアスリートの輩出を目指しての取組が必要であるとしています。

本町でも、2名の小学生が県強化指定選手となっていると聞いています。競技する皆さんが、一流の環境でスポーツができるよう、びわのかげ多目的競技場を全天候競技場に整備してはと考えま

す。町の考えを伺います。

次に、災害・防災力の強化について伺います。

このたびの令和6年能登半島地震の発災では、多くの尊い命が犠牲となりました。

また、今もなお、1万人以上の住民の方々が厳しい寒さとストレスに耐えながら、避難生活を余儀なくされています。改めて、お見舞いを申し上げます。

本町の災害対策については、南会津町地域防災計画に明記されていますが、このたびの令和6年能登半島地震の発生災害を受けて、改めて本町の災害への備えについて伺います。

能登半島地震では、急峻な山地、地形が多い地域で、道路の寸断や電気、水道などのライフラインが被災して、住民が厳しい避難生活を強いられています。

本町においても、中山間地域が多く、住民の高齢化も進展しているなど、決して対岸の出来事として受け止めることはできません。

また、東日本大震災の教訓を受け、災害対策基本法が改正され、避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針が策定されました。避難所を開設するだけにとどまらず、その質の向上に前向きに取り組むことが、避難者の健康を守り、その後の生活再建への活力を支える基礎となることから、平時から取組が欠かせないとしています。そこで、以下の点について伺います。

①災害発生後、土砂崩れが発生して道路が寸断されるなど孤立する地域は、どの程度発生すると考えられますか。

②道路が遮断され孤立地域が発生した場合、道路開通のための計画策定や事業者との協定状況はどのようになっていますか。

③災害が冬季に発生した場合に課題となるのが、低体温症の心配です。暖を取るための対策は、明確になっていますか。

④冬季の災害に備えての避難訓練が必要と感じます。冬季避難訓練を実施してはと考えますが、町の考えはありますか。

⑤避難所運営に女性の視点での災害対応も必要と感じます。運営責任者として女性を参画させてはと考えますが、女性参画の考えはありますか。

⑥災害時の備蓄品の消費期限、賞味期限への対応は、どのようになっていますか。

⑦避難生活では、トイレ環境の整備がとても重要と感じます。停電や断水時でも衛生的に使用できるトイレの確保が重要です。今、注目されている「トイレ・トラック」の配備についての考えはありますか。

以上、壇上での質問を終わります。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 おはようございます。

11番、丸山陽子議員のご質問にお答えいたします。

初めに、全天候競技場への整備に関して、びわのかげ多目的競技場を全天候競技場に整備してはとのおただしでございますが、生涯スポーツの振興とスポーツ合宿の誘致や競技力の向上に期待できることは、認識をしております。

しかしながら、競技場改修にかかる経費が多額になることから、国の補助金や起債の活用、事業の平準化などにより財源の確保について調整しながら、びわのかげ運動公園内の施設整備計画について検討してまいりますので、この件については、ご理解をいただきたいと思います。

次に、災害・防災力の強化はに関する1点目、災害発生時、土砂崩れが発生して道路が寸断されるなど孤立する地域は、どの程度発生すると考えられますかとのおたかしでございますが、災害発生時の具体的な孤立集落、孤立地域の数につきましては、災害の種類、規模等により異なるため把握できておりませんが、これまでに町が経験した災害では、平成23年の新潟・福島豪雨災害時に、伊南地域の内川地区、耻風地区、大原地区、小立岩地区、大桃地区の計5地区が孤立したほか、平成27年の関東・東北豪雨時には、館岩地域の26地区が孤立状態となった事例がございます。

孤立地域が発生した場合には、関係機関と協力をして、早期復旧に向けて対応していきたいと、このように考えております。

次に、2つ目でございますが、道路が遮断され孤立地域が発生した場合に、道路開通のための計画策定や事業者との協定状況はどのようになっていますかとのおたかしでございますが、道路開通のための計画は策定しておりませんが、事業者との協定につきましては、南会津町建設業協会、福島県建設業協会山口支部及び南会津町消防団との間で、災害時における応急活動の協力に関する協定を締結しており、重機等を保有する建設業者や消防団に協力を要請し、早期復旧を図る体制を整えているところでございます。

次に3点目、災害が冬季に発生した場合に課題になるのが、低体温症の心配です。暖を取るための対策は明確になっていますかとのおたかしでございますが、冬季に災害が発生した場合の低体温症対策につきましては、地域防災計画においては、暖房機器などの整備や避難所での寒さ対策が計画されておりますが、具体的な対策方法までは明示されていません。

現在、福島県の地域防災計画が、厳しい環境下での避難生活の対策などを修正する予定であると伺っております。

今後は、県の地域防災計画に合わせて、町の地域防災計画を修正してまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、4点目、冬季の災害に備えて避難訓練が必要と感ずます。冬季避難訓練の実施の考えはとのおたかしでございますが、冬季の災害につきましては、先ほどの答弁のとおり、暖房機器等を整備し、避難所の寒さ対策を講ずることになっております。

また、避難所を開設する際は、御蔵入交流館など各地域で基幹施設を避難所として考えており、こうした施設では、ある程度の防寒対策が可能となっております。

冬季の避難訓練につきましては、実施する必要性を認識しておりますので、実施に向けて調整してまいりたいと考えております。

次に、5点目、避難所運営に女性の視点で災害対応も必要と感ずます。運営責任者として女性を参画させる考えはとのおたかしでございますが、地域防災計画では、女性や子育て家庭のニーズに配慮した管理運営に努めるものとされております。避難所生活では、集団生活を余儀なくされることが想定されますので、女性のニーズに対応するためにも、女性の視点が重要であると、このように認識しております。

避難所の運営においては、運営責任者の負担が大きくなるおそれがあることから、運営責任者の負担やストレスを考慮しながら検討していきたいと、このように考えております。

次に、6点目、備蓄品の消費期限、賞味期限の対応はどのようになっていますかとのおたかしでございますが、本町の備蓄品につきましては、計画的に一定の量を消費し、消費した分を補充するローリングストックの考え方に基づき、備蓄を進め、災害に備えているところでございます。

消費期限や賞味期限が近い備蓄品につきましては、備蓄品に関心を持っていただくため、防災訓練や防災の出前講座、防災イベントへの参加者に配布するなどして、有効に活用しているところがございます。

次に7点目、避難生活では、停電や断水時でも衛生的に使用できるトイレ環境の整備が重要です。「トイレ・トラック」の配備について、考えはありますかとのおたしでございますが、避難生活におけるトイレ環境の整備については、重要と考えております。一方、トイレ・トラックの配置につきましては、仮設トイレと比較した際に、その購入費用や維持コストが高額となることから、現時点では検討に至っておりません。

現在、町では、株式会社ダイユーエイトと災害時における物資等の供給協力に関する協定、NPO法人コメリ災害対策センターと災害時における物資供給に関する協定を締結していることから、これらの協定に基づき、簡易トイレの準備等の対応を検討しておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させていただきますのでよろしくお願いいたします。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 では、ただいま町長にいただいた答弁に対して、少し再質問をさせていただきます。

今回、全天候競技場への整備についての質問に対しましては、町民の方、青年の方々からこういうふう要望というか、ぜひ町の皆さんに伝えていただきたいということでしたので、今回この質問をさせていただきます。

しっかりと伝えられるよう、私も質問してまいりますので、よろしくお願いいたします。

では、初めに、全天候競技場の整備についてですけれども、全天候型は水はけがよく、ぬれても滑りにくく、雨の日でも競技を行うことができ、足への負担とか練習するための故障リスクが下がるということで、この全天候型の水はけのよさというのは、今までもずっと説明がされていたとか、訴えられてきているところでもありますけれども、競技者のけがとか、故障を軽減することではとても重要な、全天候型というのは、そういうメリットもあると思いますけれども、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○山内 政議長 生涯学習課長。

○廣野友一郎生涯学習課長 お答えいたします。

今ほど、全天候型の競技場についてご質問いただきまして、故障リスクが下がるというところではございました。

しかしながら、今の土とグラウンドと比べますと、やはり全天候のゴムの下がアスファルト舗装になっておりまして、それなりのやっぱり負担はあるということです。そこをうまくカバーするには、指導者がきちっとしたケアやそういったことを指導しながら行うことが重要であり、記録を出すために、土のグラウンドで練習するよりも走り方も変わりますので、そういった技術的指導により、記録なども伸びるというところがございます。

あとは、全天候型の競技場については、やはり何種といった種別もございますので、そういったところも検討しながら検討してまいりたいと思います。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 先ほど、町長の答弁の中では、財源の確保について調整しながら、びわのかげ公園内の施設整備計画について検討していくというお話でしたけれども、これはどのように施設整備をしていかれる計画なのか、お聞きします。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

財源につきましては、毎年町のほうで、起債のほうの計画を立てておりまして、その中で令和4年度に検討しようとして、起債の計画の中には上がってきております。その中で、補助の可能性ということで、スポーツ振興宝くじの可能性があるのではないかというようなこともありますので、財源につきましてはそういった補助ですとか、あとは起債、そういったもので検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 全天候型に向けての整備をするということでしょうか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

その起債のヒアリングのときに挙がってきた部分につきましては、グラウンド内の天然芝化ということでございまして、工事費としまして7億6,000万ほどの金額、あと委託料が800万、備品が6,400万ということで、検討材料としては挙がってきております。

その中の、舗装工としても入っておりますので、これは全天候型、天然芝と全天候型の競技場ということで挙がってきた内容だというふうに理解しております。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 陸上競技場の全天候型のグラウンド整備というのは、旧田島町の時代から関係者の方から要望いただいて、町の主要の計画にのっかっていた項目であります。

今ほど、総務課長が金額的なものを例示いたしましたが、結構大型の整備になるということで、町としては、やっぱり財政状況しっかり、財政計画を立てた上でやっていなくちゃいけないというふうに思っておりますので、その必要性は十分認識しておりますので、今後こういった財源で、いつごろできるのか、大型事業の調整等もございまして、私としては前向きに進める案件だというふうに思っております。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 以前から、そういう声があったということで、全天候型の練習場を造っていただけのことですので、ぜひそのところは、前向きに進めていていただきたいというふうに思います。

皆さんからいただいた中で、本当に、この全天候競技場への思いというのは、ひしひしと感じております。

町として、これからも、世界大会やオリンピックなどに羽ばたく選手をつくっていく上では、とてもその競技場が、全天候競技場になることによって、タイムとかそういうものも、自分の正式なものとして持つことができるというふうに言われています。皆さんが、本当にその競技の中で、しっかりと自分がどれだけのタイムで走るのかとか、そういうことも見つめられますし、大好きなスポーツがこれからも続けられるということで、ぜひこの全天候の競技場への思いというのは、募っ

てきているというふうに思っておりますので、早期に進めていかれることを期待したいと思います。

その中で、今回、いただいた中でぜひとも民さん、若い方の声をお知らせしていきたいなと思っておりますので、陸上する方々にとって大きな大会に臨むことができるということは、とても元気が出るし、勇気も湧いてくるということで、走ることの楽しさとか、また友達と、いろんな方が、全天候競技場になることで大会が催されたり、誘致合宿ができたりとか、そういうことで人の集まることも見据えられると思います。

そういう意味では、とても有効な政策だと思うんですけども、その点については、いかがでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答えいたします。

やはり競技力の向上、そこからいろいろ選手間の交流も出てくるでしょうし、大きな大会が持つてこられれば、ある程度の集客があったり、そして合宿の際の場所としての活用ということで、非常にいろんな意味での効果があると思います。

町としては、先ほど申し上げましたように、非常に大きな事業規模になってまいりますので、財源問題の調整も含めて、対応していくということでご理解いただきたいと思います。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 ぜひ、早期の実現を期待したいと思います。

では、次に質問をさせていただきます。

防災力の強化について、再質問させていただきます。

初めに、先ほどお話しいただきましたように、本町でも新潟豪雨災害などで、館岩地域が孤立した状態にあったことがあります。そのとき、その前の災害ですね、先ほど話ありましたけれども、平成23年の新潟豪雨の後、その後また平成27年の関東豪雨災害と続きましたけれども、そういう意味で、全体に災害が起こったときの対策が、平成23年の7月の新潟豪雨災害で、そのときの被災を受けての町としての防災対策というのは、生かされましたでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私のほうからお答えを申し上げます。

平成23年の新潟・福島ですね。そのとき、西部地区の特に伊南地域が大きく被災をしまして、小立岩のところの橋が落ちてしまって、通れなくなったというようなことで、当時、合併して消防団が一つの組織になっていたものですから、東部地区からも非常に支援に入ったと。

そのとき、やはりいち早く、当時の町長としては、孤立状態を解消しなくてはならないということで、自衛隊の派遣要請をして動いたというような、行動の記録が残っているかと思います。

それから、平成27年の東日本の豪雨のときでございますが、ちょうど私が、住民生活課の課長をしておりました。このとき、東部地区のほうが大きく被災をしたわけでありまして、特に館岩、新田原というところで、国道が流されてしまって孤立状態になった。そこは、通行、徒歩で行けたものですから、職員を派遣して状況を報告してもらったと。

やはり、断水、それから電話関係の復旧が問題だということで、特に電話については通信事業者のほうにお願いをして、衛星関係の通信を整えてもらってやったということでございますが、当然、先ほど申し上げましたように、地元の建設業界との調整も協力関係もありましたから、そちらに要請をし、さらに消防団の皆さんにも手伝いをいただきながら、なるべく早い復旧ということで、動

いたというふうな記憶がございます。

ですから、前回の大きな災害を受けての経験測といいますか、それに基づいた対応としては、パーフェクトではなかったかもしれませんが、しっかり対応できているのかなというふうに感じたところでございます。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 そうしますと、その後の平成27年の後の、経験を生かしての防災計画については、反映されていますでしょうか。

○山内 政議長 住民生活課長。

○星 貴夫住民生活課長 答えします。

現行の地域防災計画につきましては、令和3年4月に見直しを行っておりますので……失礼しました。令和4年3月に見直しを行っておりますので、それらの教訓を生かされた内容になっていると思っております。

以上です。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 やはり、どこがどんなふうに孤立してしまうかとか、そういうものは、日頃から想定しておくことが大事ではないかというふうに思っております。そうしておくことで、やっぱりいろんな対応がスムーズに行われるというふうに思います。

ぜひ、想定をして、またそこで見直しをかけてというような繰り返しをしていただいて、防災の復旧対策の一つとして、努めていただきたいなというふうに思っております。

次の質問ですけれども、これもまた同じなんですけど、孤立した場合にどのように対応するのかということで、質問させていただいておりましたけれども、その中で、本当に皆さんの先ほどの回答の中なんですけれども、道路の開通のためには、南会津町の建設業界とか、また、山口支部の消防団の皆さんとの連携だったというのにはされているようなんですけれども、災害時において救急に対する、その協定を結んでいる建設、とにかく道路の開通を早めなければならないというふうに思いますので、そういう意味では、建設業者さんとの契約というのは何社ぐらい契約をされているのかお聞きします。

○山内 政議長 住民生活課長。

○星 貴夫住民生活課長 すみません。確認なんですけど、業者の数ということでよろしいんですか。すみません、この協定につきましては、建設協議会と、建設業協会山口支部という団体といいますか、そういう2つの団体ということですから、まだ、業者数ではないということでご理解をいただきたいと思います。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 そうしますと、今のところ団体との契約なので、個別の業者の数というのは分からないということで、よろしいですか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私のほうからお答え申し上げます。

先ほど、それぞれの団体との協議会との契約ということですから、協議会の構成になっている建設事業者の方は参画していただいている。これも年々動いておりますので、それが何社かというのは、ちょっとお答え、今すぐには数字は出てまいりませんが、協会にお願いをすると可能な限りの

対応はいただけるということで、私は理解をしております。

○山内 政議長 副町長。

○佐藤一範副町長 お答えします。

協議会、それから建設業協会の構成ですけれども、手元に資料はございませんけれども、記憶の中での回答になってしまいますが、大体、10から20社ぐらいは構成員になっているというふうに記憶しております。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 たくさんの企業、建設業の皆さんとの契約というのは、とても重要になりますので、そこは変わりつつあるという町長のお話でもありましたので、しっかりと業者の連絡網というか、そういうのをしっかりとやっていっていただきたいと思います。

また、孤立した場合の道路の開通もさることながらなんですけれども、大事なんですけれども、食料品をいかに早く皆さんに供給するかというのは、とてもまた大事になってくると思います。そのための食料品を供給していただける、備品として、備蓄としてあるかもしれませんけれども、温かいものとか、お水とか、そういうものがいち早く届けられるような体制を取ることも大事かと思いますが、そういう意味で、食料品とか、そういう食品会社との提携というのは結ばれているんでしょうか。

○山内 政議長 住民生活課長。

○星 貴夫住民生活課長 現在のところ、食品会社というか、そういう会社とは協定は結んでおりません。

以上です。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 まず、防災の備えのところ、少しお話をさせていただきたいと思います。

特に、南会津町が、一番可能性があるのが大雨による土砂災害、これが一番心配です、私としては。

そのために、私との間でホットラインというものを開設しております。福島地方気象台長さん、それから郡山の国道事務所の所長さん、梁川の河川事務所の所長さん、自衛隊の福島協力本部若松出張所、ここの所長さんともやっておりますし、福島県関係では、危機管理部長、それから南会津地方振興局長、建設事務所長、山口土木事務所長ということで、いろんな意味での危機管理上の連絡網、持っております、災害が発生する危険性がある場合に、いち早くご連絡をいただきますし、万が一災害が発生したときには、迅速に対応できる仕組みは整っていると思います。

特に、大きな災害が出たときには、どうしてもやっぱり、自衛隊に来ていただくということになるわけですが、この派遣については福島県が要請することになりますので、私のほうでは、あらかじめ、福島自衛隊の協力本部会津若松のところに情報を入れて、準備をしながら福島県に合わせて、出動要請をするというようなところでのシミュレーションで考えているところでございます。

それから、先ほど食料品等のお話がありましたが、温かいものというわけにはいかないかもしれませんが、防災協定の中で、コメリ、それからダイユーエイトそれぞれの事業者の方と協定を結んでおりますので、優先的にそこにある食料品については、町に提供していただきたいというようなお願いができるというシステムが整っているということでございます。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 本当に、孤立したときの対応というのは、とても大変だとは思いますが、ぜひ、そこにいる避難者の皆さんというのは、心も体も本当に疲れ切ってしまっていると思いますので、ぜひ、食料品や水にぬれたりとか、そういうことで衣服などもぬれてしまったりすると思いますので、そういう衣料関係との連携なども、しっかり取って進めていっていただきたいというふうに感じております。

では、次の質問ですけれども、私がなぜ今回、低体温症ということで、一番大変な冬季のときに被災すると、低体温症になりやすいということで、能登半島の今回の地震の中でも、冬季に起きております。また、南会津町は特に、冬に災害が起きたら、とても寒さに耐えるというのは、大変な困難な状況になるというふうに思っております。

そういう意味で、しっかりと暖房器具というのをそろえるというのは、大事なというふうに思っておりますけれども、その辺については準備をされ、計画は立てているけれども、明確にはされていないということでしたけれども、どの辺まで計画が立てられているのか教えていただきたいと思います。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私からお答え申し上げます。

今、福島県でも能登半島の地震を踏まえて、県の防災計画を大幅に見直すということで情報が出ております。

その中に、やはり、防寒機能を備えた場所の確保、暖房機や燃料の備蓄、温かい食事を提供できる体制を構築する。こんなことを盛り込んでいくんだというふうに、県の防災計画の見直しを、項目の中に出てくるようでございますので、町としてはそこしっかり確認をしながら、町の防災計画の見直しも進めていく必要がある、このように考えております。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 低体温症で亡くなるということは、本当にせっかく命が災害から助かって、その後の災害で命を落とすようなことのないように、しっかりとそこところは準備をしていくことが大事なというふうに思います。そういう意味では、また、避難先に低体温というか、避難されるお一人お一人が、やっぱりゆっくり体を休められるように、暖房器具というのは重要だと思います。

また、この能登半島の被災を受けて、しっかりと暖房器具をそろえたところ、また段ボールベッドをそろえたところ、いろいろ対応されたという地域がございます。そういう意味で、町として、それを受けての今後計画を立てられるということですので、一日も早く、そういう準備をしていくべきではないかと思っております。それについてはいかがですか。どの程度の速さで進めていくか教えてください。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 福島県から入ってくるものを、確認をしながら進めるということで、いつまでというなかなか期限を切った話はしにくいわけですが、いつ起きるか分からない災害の備えですから、そんなに悠長に構えているわけにはいかないと、このように思います。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 それでは、4点目なんですけれども、先ほどもお話ししましたけれども、冬期間の震災に遭ったときのための訓練というのは、とても大事になってくると思いますが、検討

して、実施に向けて調整しますということでの回答でしたけれども、今後どのような感じで実施されていくのかをお願いします。

○山内 政議長 住民生活課長。

○星 貴夫住民生活課長 避難者数とか、避難所設備、様々な状況には対応できるように避難訓練って非常に重要だとは思っております。

町でも、避難訓練の実施状況ということで、ちょっと資料探したんですが、令和2年9月に住民の参加はございませんでしたが、住民生活課、健康福祉課、生涯学習課で御蔵入交流館で運営シミュレーションというような形で、実施をしております。

今後は、運営マニュアル等も作成をいたしますので、それら検討加えながら、避難訓練実施をしたいということで考えておりますので、ご理解をお願いします。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 避難所というのは、御蔵入交流館とか本当に設備が整っているところだけではないと思いますので、寒いところへの避難もあるかもしれませんので、このところは、できるだけ早めに訓練を行っていただいて、一人一人がどこに段ボールとか、ストーブとか、またトイレの設置とか、どんなふうにしたらいいかということも含めて、見ていくことが大事だと思います。そういう意味では、この計画を早く実施できるようにと願っておりますので、終わります。

次の質問にいきたいと思います。

これは、もう私も女性ですので、しっかりと避難所への女性責任者への参画については、お伺いしたいと思います。

今回、避難計画を策定される中にあるんですけれども、防災会議というのがありまして、その中で、町の防災の対策がつくられているようなんですけれども、そこには、会長及び委員13人をもって組織するという項目があります。

そして、そこには、町長が責任者になっているんですけれども、その町長が、任命責任者ということで、その13人の委員の中の任命ができるというふうになっておりますけれども、町長は、女性の登用というのは、どのようにお考えですか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

地域防災計画の中で、防災会議に関する取決めがありまして、南会津町防災会議条例というのがあります。今、丸山議員は、そのところを引用されてお話をされたのかなと思います。これを見てもみると、女性が入ってくる余地がないような計画に、条例になっておりますので、やはり、昨今の、特に女性の視点での災害対策、事前の準備から発生時の対応まで、やはり女性の視点というのは非常に重要だと思いますので、今回の、能登半島の地震を踏まえ考えますと、やはり防災会議の中に、女性の方も参画していただくべきだろうというふうに思っております。必要であれば、防災会議条例の改正をしてでも、やっぱりここは一步踏み出す必要があるというふうに思っております。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 ただいまの町長答弁で、これから女性の委員の方が参画できるというふうに期待ができますので、しっかり私も女性の皆さんと話をしながら、その防災対策についても、お話をさせていただきながら進めて、自分なりの避難訓練についても考えていきたいなというふ

うに思いました。

今回防災会議に、女性が参画できるということは、とても重要なことであります。そういう意味で、本当に女性と男性の共同参画の上からも、視点からも、とても大事なことになるというふうに感じます。

そういう意味で、今回の町長答弁をしっかり受けて、進めていっていただきたいというふうに期待しています。このところは、これで終わってまいりたいと思います。

6点目の備品の賞味期限、消費期限の対応をどのようにしているかということだったんですけれども、消費期限については、ローリングストックの考え方でしっかり進めていращやるというふうに回答がありました。

その中で、防災訓練とか、防災の出前講座の中で、その賞味期限の切れたものを回していращやるといのか、配布されているというふうになっておりますけれども、この中で、その交換される時期というのはどのくらいの、賞味期限が切れるどのくらい前で交換をされているのかお聞かせください。

○山内 政議長 住民生活課長。

○星 貴夫住民生活課長 お答えします。

保存用飲用水につきましては、12年保存期間ございます。それから保存食については5年ということで、毎年、非常食でありますと毎年250食、それから飲料水ですと、すみません。今年度ですと、非常食が500食、それから水ですと2リットルの6本入りペットボトルですが、40箱ほど購入しております。これ全て、全部使ったかどうかは、ちょっと私も把握してはいないんですが、それらを入れておりますので、その分、そういうイベント等で使用しているということでご理解をいただきたいと思います。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 準備される備品の数については、あれなんですけれども、賞味期限が切れるといのか、消費期限が切れる2年前とか3年前とか、そういう切れるタイミングをどこで入れ替えているかということで、お尋ねしたと思います。

○山内 政議長 住民生活課長。

○星 貴夫住民生活課長 ぎりぎりではなく、1年前くらいで対応しているということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 大体1年前で交換を、入替えをしているということですので、そういう意味で先ほど防災訓練とか、防災の出前講座とか、防災イベントの中で参加者にお配りをしているということでありましたけれども、様々な高齢者施設とか、学校とかそういうところへの配布というのは、考えられたことありますか。

○山内 政議長 住民生活課長。

○星 貴夫住民生活課長 それぞれの施設でも、ある程度確保しているということなものですから、町から、そういう施設には配布を行っていないという状況でございます。

以上です。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 先ほど、備品に関心を持っていただくために、訓練とか防災イベントで、

参加者にお配りをしているということなんですけれども、学校へ配布するということは、学校の子供さんたちにも、防災の備品というものはこういうものだということでのお知らせというか、訓練の備品について考えることもできるのではないかなというふうに思うんですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○山内 政議長 住民生活課長。

○星 貴夫住民生活課長 防災に対する意識向上のためには、そういうこともあっていいのかなと思っておりますので、今後、検討させていただきたいと思います。

以上です。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 それでは、最後の質問をさせていただきます。

避難生活で、停電とか断水とか起きたときに、衛生的にも使えるトイレ・トラックを配備してはというふうにお話ししました。

これは、今回の能登半島の地震の中で、トイレが和式が多かったということもあって、使い勝手が大変に障害を持っている方とか、そういう方々とか、高齢者の方にとっては、とてもとても何か大変だったということで、このトイレ・トラックというのが、金沢市だったかと思うんですけれども、配備をしたというふうに報道で見せていただきました。

そういう中で、このトラックというのは移動が可能ですし、水道が出ないとか、あと電気が止まってしまったとかそういうときに、とても活躍ができるのではないかなというふうに思います。

その点について、今回ぜひ配備してはと、高額ですので、その点については先ほどの答弁にもありましたように、大変だということは重々感じておりますけれども、そういう中で今回、そういう事例があったということで、南会津町としてトイレ・トラックは配備しないけれども、それ以外でトイレの準備はされているということですが、そういう意味でトイレについては、和式ではなく、洋式ということで考えていらっしゃるということでよろしかったでしょうか。

○山内 政議長 副町長。

○佐藤一範副町長 お答えします。

現時点で、和式か洋式かということの検討はしておりませんが、ダイユーエイトやコメリとの協定の中で、そこは、高齢者であったり、障害者にも使いやすいような洋式をベースに、有事の際は、配置していただけるような検討を進めていきたいというふうに考えております。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 トイレというのは、本当にとても重要なところだと思います。避難所生活でストレスとか、またトイレ行く回数を減らしておかないと思って、水分を取らなかったりする場合もあると思います。そういう意味では、長時間同じ姿勢でいたり、水を取らなかったりということで、災害関連死というのが本当に多く報道されている状況でもあります。そういう意味で、トイレに行くのが、あまり使いたくないトイレだったり、そういう状況の中ですと、本当に高齢者の方とか、障害者の方は、トイレに行くことを控えてしまったりする場合もあると思います。

そういう中では、しっかりと使いやすさとか、また、臭いだったり、そういうものがあまり広がらないようなそういう準備もしていくことが大事かなというふうに思いますけれども、そういう意味で、トイレの準備を行っていただきたいというふうに考えます。

町として導入が困難であれば、国とか県への要望なんというのは、考えられますでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

福島県、やっぱり広域的な対応なのかなというふうに思います。

南会津町が町のためにトイレ・トラックを備蓄しておいて対応すると、できればいいんでしょうけども、そうであれば、やはり広域的な部分で配置するというようなことを、今回の県のほうの防災計画の見直しがどんなふうになるのか、その部分を今提案いただいた分も含めて、精査をしたいと、このように思います。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 本当に災害というのは、私たちには、前もって来るということは分かりません。本当に、私たちのほうは、地震だったり、台風だったり、災害というのはもう、豪雪だったり、豪雨だったり、火災だったり様々な状況の中で起こってまいります。

災害発生時の早期対応というのが、とても重要になってくると思います。そういう意味では、平時からの準備を、ぜひ進めていっていただきたいというふうに考えております。

また、そういう意味でこの防災計画というのは、いつもいつも見直しをかけていかなければいけないというか、町民の方との対話だったり、そういう意味で意見を聞いたり、先ほども食べ物とか、食料とか、衣服とかトイレのことでお話しさせていただきましたけれども、住民の皆さんがやっぱり安心して、町に任せられるという思いを抱いていただけるような取組を、ぜひ進めていっていただくことを期待しまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○山内 政議長 答弁は。

○11番 丸山陽子議員 答弁はいいです。

○山内 政議長 いいの。

○11番 丸山陽子議員 はい。

○山内 政議長 以上で、11番、丸山陽子君の一般質問を終わります。

◇ 高 野 精 一 議員

○山内 政議長 次に、14番、高野精一君の登壇を許します。

14番、高野精一君。

○14番 高野精一議員 おはようございます。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきたいと思います。

今回は、私の質問に対して、施政方針の中で全部答えが出たのかなと思うような部分がありますが、通告をしておりますので、質問をさせていただきたいと思います。

登壇順序11番、議席番号14番、高野精一です。

1番に、伊南地域の医療体制はということで、伊南地域では、今、非常に心配事があります。伊南地域の医療体制が崩壊するのではないか、今までの診療所が3月末で終了する話を聞きましたが、これに対して町の対応はということの質問でございます。

2番目に、道の駅の今後の方針はということで、本町には県内で3番目に設置された道の駅たじまがあり、当初は珍しさもあり、大変にぎわいましたが、その後全国的に多数できて、それぞれの

特徴や機能を持った道の駅ができていますので、今後どのような目的に活用するのか。

①今、現在の敷地の拡張は。

②さらさら289の拡張は。

③において、防災の拠点としての考えはということ。

3点目、歴代町長の写真を掲額する考えは、ありますかということでございます。

町長室を訪ねると何か寂しさを感じると思います。それは、歴代の町長の写真がなく、寂しいなと思いませんかと、町の考えとしてはどうですかという質問でございます。

質問席からは以上でございます。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 14番、高野精一議員のご質問にお答えいたします。

初めに、伊南地域の医療体制に関して、伊南地域の医療体制が崩壊するのではないかと、町の対応はとのおただしをいただきました。

伊南小野木クリニックが閉院することにより、伊南地域では、小野木先生の専門である整形外科、併せて内科の診察をされていたというふうにお伺いしておりますが、その部分が3月で閉院になる。医療機関としては、歯科医院のみということでございます。

地域の住民、特に高齢の皆様からは、病院に通いにくくなる。どうやって病院に通えばいいかなど、医療環境が低下することについて、不安や心配の声が上がっていることは十分承知しており、町としても危機感を持っているところでございます。

そのため、町では、伊南小野木クリニックの医業を承継する医療機関の設置、新たな医師による開業等により、従来どおりの地域医療体制の確保について、県保健福祉部・病院局、医師会、南会津郡医師会、南会津病院、南会津保健所などに支援をいただきながら、その道筋を探ってまいりたいと、このように考えているところでございます。

なお、過疎地域での医療機関の開業は、採算性の問題が大きく関わるほか、医師やその家族の住居、生活環境、教育環境なども重要なポイントになり、当地域では、条件的に容易ではないと感じておりますが、伊南地域の医療環境に対する住民の不安解消のために関係機関との連携を密にして粘り強く取り組んでまいりたいと、このように考えております。

なお、現時点での当面の緊急的な対応として、4月から近隣医療機関への無料送迎車両の運行というところに取り組み、さらには、新たな地域公共交通の確保についても、併せて取り組んでいくと、このような考えでおりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、道の駅の今後の方針はに関する1点目、現在の道の駅の拡張はとのおただしであります。道の駅たじまにおいては、コロナ禍の影響も少なく、県外からの来訪者でにぎわいを見せていると、このように感じております。繁忙期には、警備員を配置し、駐車場の誘導を行っている状況にあるようでございます。

議員おただしの敷地の拡張については、以前より、駐車場の狭さが指摘されており、指定管理者からも相談を受けたこともございます。

しかしながら、本町から日光市に至る栃木西部会津南道路の地域高規格道路としての整備構想がございます。

正式なルートは確定しておりませんが、整備計画に合わせて、拡張の必要性を判断すべきとこのように考えておりますので、現時点で拡張を計画しているというような内容ではありませんので、

ご理解賜りたいと思います。

次に2点目、きらら289の拡張はとのおたかしであります。道の駅きらら289については、国道289号八十里越道路、これが令和8年秋から令和9年夏頃に開通する見込みであると、このように認識をしております。交通量及び施設来訪者が増加することが考えられますので、開業から25年が経過した老朽化した建物と設備を改築するため、令和6年度一般会計当初予算に、大規模改修の工事実施設計委託料を計上させていただいたところであります。

施設の拡張であります。指定管理者から手狭な駐車場の拡張について要望をいただいております。今後、駐車場の拡張が可能かどうか、土地所有者をはじめとする関係する皆様、さらには、関係機関との協議調整を進めてまいりたいと、このように考えているところであります。

次に、3点目防災機能としての考えはとのおたかしでございますが、町内の道の駅につきましては、現時点で、きらら289が避難所として指定されておりますが、道の駅たじまについては、避難所指定はされておられません。

今後の防災拠点の活用といたしましては、平成16年の新潟中越地震、令和2年7月の豪雨の際に、炊き出しや道路復旧活動の資材保管場所として活用した事例もございますので、先進事例を参考にしながら、今後の検討課題とさせていただきたいと、このように思います。

次に、歴代町長の顔写真を掲額する考えはに関して、町長室を訪ねると、歴代の町長の写真がなく、寂しさを感じる。町長の考えはとのおたかしをいただきました。

南会津町が誕生した以降に、町長を退任された方々につきましては、在任期間を明示しつつ、顔写真を掲額すべきとこのように感じております。

なお、掲額については、ご本人のご意向を確認して対応してまいると、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○山内 政議長 14番、高野精一君。

○14番 高野精一議員 この医師問題というのは、福島県の災害があつてからまだ、復興はされていないなという感じを受ける次第であります。

県でも、全体で医師の数が、大体七十数名くらい少ないというようなことを聞いたことがありますが、そこで、私としては、町の眼科がなくなったときに、当時の健康福祉課長と私の友人である医者と、何とか眼科のほうの手配ができないか相談しながら動いた経過があつて、その中で、何とか眼科が1人手配つきそうだという話を受けたことがありまして、その後、詰めていきましたらば、ちょっと医師会で問題がありきで、ちょっと余らされている人なんだということで、それを断った経過が私の中でありました。

そこでですね、町長。ひとつ町として、この患者の送迎バス、これは迅速にやっていただいて、ありがたいと思います。これもいつまでも続くわけにはいかないと思いますので、ひとつ町長、これ俺の場合は、そういう動き方をしたのですが、町長はじめ、例えば知人、この南会津町にゆかりのある人たちに聞いて、そういう人たちがもし、医者をやっているような方があれば、そういう方に相談するのも一つの手ではないかと思いますが、町長の考えは。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

方法論としては、理解できます。もし、そういう方がいらっしゃれば、私のほうにアドバイスをいただきたいと思います。

○山内 政議長 14番、高野精一君。

○14番 高野精一議員 そういうやり方もあるし、既存の中で、そういうところに行って陳情、またお願いするというやり方もあります。

町長、あともう1点、1つね。この医療バンクというか、病院バンクというのが県にあると思うんですが、もし、町長がそこのほう、町のほうで、そっちのほうへ情報を申し込んでおくということもひとつあるかと思うんですが、そういう考えはありますか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 これまでの、今回、伊南地域の医療関係の質問、複数の議員さんから出ております。

その中の答弁でも行いましたけども、伊南地域の今の施設、町有施設になっておりますので、その辺を整理して、医療承継バンクのほうに登録をして、希望する医師がいれば入ってもらうというようなことも、方法の一つだというふうに思いますので、その辺については、県の医師会のほうで動かしておりますので、福島県医師会のほうともちょっと相談をさせていただきたいと思います。

○山内 政議長 14番、高野精一君。

○14番 高野精一議員 そのバンク自体も、大体40施設くらい申込みがあるようですが、今のところでは、そういう申込みの中において2施設くらいが動いたかなという話をちょっと聞いております。どうしても中央都市のほうが、空き病院あれば、そっちへ移るという申込みが多いような感じがしますが、俺らのほうも、お医者さんも、年代的にやっぱり家庭を持っていると、どうしても環境から逃れられない方が多いと思うんです。だから、できれば環境は、やっぱり子育てにとっては、とてもいい環境だよというような売り方もあるのかなと思いながらいますんで、町長、もう一度その考えはどうですか。

〔「すいません。何を答えて……」と言う者あり〕

○山内 政議長 もう一回、最後のところだけ。

14番、高野精一君。

○14番 高野精一議員 大変失礼しました。

結果的にそういう年代のお医者さんが多いものですから、町としては、子供を育てるための環境づくりとしては、適している場所ですよというようなものをアピールしながら、どうしても今の社会ですと、教育とかそういう環境で、先生方が来ないという場合が多いので、できるだけ子供を、人間形成をつくるためには、こういう場所がいいですよというようなアピールの仕方はどうですか、ということでございます。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 分かりました。

お答え申し上げます。

去年の12月、私、公になる前ですが、県医師会のほうに訪れまして、まずその医療承継バンク、こちらのほうの情報も話を聞いてきました。当田島地域にも1か所登録されている施設がありますが、なかなかヒットしないというのが現実で、田島地域でもヒットしないというのが、県医師会のほうの話でございまして、これまで成立した中身を見ると、やっぱり人口の集積をしている中通り、

こちらのほうに入ってくるというような傾向があるようだというような話を県医師会のほうの担当の方からお話をさせていただいております。

それから、へき地医療に燃えているお医者さんもいらっしゃるんですが、やはり家族で移り住むとなると、生活の利便性、それから教育環境も含めて、お医者さんが家族と一緒に移住するという形になるものですから、そこについては、南会津町という地域柄を考えると、他の地域と比較すると、マイナスポイントかなというようなお話もされたところでございます。しかしながら、そういった方がいないというわけではないと思いますので、バンクのほうに登録をして、相談があれば、町でできる部分をしっかりサポートしながら、医師の確保に努めようというような方向性だと思います。

その中で、町が持っている子育ての特に相談体制を含めた優位性、そういったものをお話をするというのは当然だというふうに思います。

○山内 政議長 14番、高野精一君。

○14番 高野精一議員 大変医師不足というのは全国的で、大変だと思うんです。ただ、通常の患者であれば、町としては、この冬場の対応として上郷小学校跡地、それから檜沢中学校跡地でドローンを飛ばしていると、もし、通常の患者であれば、ドローンによる薬の配送なんては、この先考える余地あるのかどうか伺います。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 お答えいたします。

ドローン関係での輸送という部分で答えさせていただきますが、ただいま実証実験等を、県とロボテスで連携をしながらやっているところではありますが、あくまでも物流という部分では、実証実験でございます。

そういう部分では、地域性もありますが、例えば南会津町が離島であったり、そういう部分での対応は、空輸で薬等を運んでいる実績も全国では数多くありますので、そういう部分では適しているのかなというふうには思います。

ただ、南会津町の場合は、道路もきちんと整備されておりますので、あえてドローンを使って、そういった薬を運ぶという部分では、場合によって災害等でも孤立する場合もあるかもしれませんが、そういった場合は必要なのかなというふうには考えておりますが、通常でのそういった物流の取組というのは、なかなか、まだまだ考える余地があるのではないかなというふうには思っております。

○山内 政議長 14番、高野精一君。

○14番 高野精一議員 せっかく県でね、これ奨励している事業でもあるんだし、南会津独自の特区内、それも実証してみるというくらいに、世の中はこれから先進んでいくだろうと私も考えているところであります。

それからもう一つ、提案なんですが、この医師が派遣されれば、これにこしたことはないんです。ただ今後、このAIや、そういうものが進んでくれば、例えば車で、車1台に看護師1人乗って、それから運転手とその患者のうちに行って、そしてそこで、リモートというか何というか、そのパネルで、医者と看護師と患者の対話ができる制度に、だんだんしていくような時代になるんじゃないかと思うんです。

それで、南会津病院でもそういう人を専門に、画面を通して診断ができる人、例えばその車に最

低でもエコーくらいはつけて、そしてそのエコーによって、画像診断ができるような南会津病院に一人専属のお医者さんをつければ、これは無医村でなくなる可能性もありますので、そういう考えを今後、波及するのか持っていくのか、そこら辺、町の姿勢としてはどうなのかお聞きしたいと思います。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

最近の新聞情報だと、会津若松市の医療機関が遠隔診療という形で取り組んでいるというような情報が出ておりました。南会津町もこれから人口減少が進んでいくということになれば、やっぱりそういった医療機関への確保というの、重要になってくるだろうというふうに思います。具体的に、エコー積んだ車両というようにお話いただきましたけれども、その辺が、医療行為の中で、医師がそこにいなくてできるのかという問題は、ちょっと疑問は残りますけれども、今後やっぱり技術の進展、それから、医療関係の体制の整備等々、大きく動きつつあるこの世の中だというふうに思っておりますので、そういった遠隔診療での医療体制の確保というの、方法論の一つであると、このように感じているところでございます。

○山内 政議長 14番、高野精一君。

○14番 高野精一議員 これも現実味を帯びているか、帯びていないかは、今後の課題だと思いますので、そういうものも頭の中に入れながら、町としてはこの振興策の中に置いていただければいいのかなとそう思います。

それから、この質問は終わりました、道の駅についてお伺いしたいと思います。

去年、羽塩の道の駅において死亡はなかったんですが、大きな事故が起きたと、結構あそこ事故起きているんですね。それで、やっぱりある程度は、敷地の拡張が必要でねえのかなと。これは道路の拡張も入るのかなと思うんですが、どうもあそこで起きる事故は大きいと思うんですが、その辺はどうですか。拡張のほうは考えていますか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 お答えいたします。

コロナ禍も明けて、交通量はどんどん増えているという部分では、状況は認識しております。そういう部分での交通事故等もそれに比例する中で増えているのは、今後危惧されていることなのかなというふうには考えております。

ただやっぱり道の駅として、その例えば、道路拡張は別問題として、道の駅の駐車場の確保ですとか、そういった部分では、今後いろんな部分で、先ほど町長答弁でもありましたとおり、栃木西部会津南道路の計画がありますので、そういった部分での重要性、役割、高規格道路としての役割は認識しておりますので、そういう部分で、例えば期成同盟会で、それぞれ両県に要望活動やっていると。そういう部分での既存の今の道路の拡張ですとか、あとさらに一番重要なのは、道の駅たじまが路線から外れてしまうというのが一番大変な課題になってしまいますので、そういう部分では道の駅を拠点として、高規格道路を整備していただきたいということで、期成同盟会の中でも要望していただくのが私的には、一番いいのかなというふうには考えておりますので、高野議員も産業建設委員長として、そういう立場もありますので、そういった部分での対応が必要なのかなというふうには考えております。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私からもお答え申し上げます。道の駅の敷地の中で、大きな事故が起こったという、私は記憶はございません。道の駅に入る道路において事故が起きたということは把握しております。

〔「そうです。間違えました」と言う者あり〕

○渡部正義町長 交通安全の問題、それから道の駅への入りやすさの問題だというふうに思います。これについては、現時点で国道121号の拡張、こういった計画が県レベルで持っているというようなお話は受けてございません。

○山内 政議長 14番、高野精一君。

○14番 高野精一議員 言葉足りずにすみません。

敷地内で起きる事故というのは物損で、大したことございませんが、ただ、あそこにいる職員も大変努力していて、トイレに関しては小さな親切というか、花瓶で、すごく花を生けていて、トイレのもてなしがとてもいいというようなものがあって、職員も頑張っているなど思うところもあります。

それで、2点目の289の関係でございますが、今現在、入浴のタイム時間が3時からということになっています。そして、昼間の時間は食事タイムで駐車場を利用するというような時間帯の構成をしているようでございます。

それで、あの敷地、私ちょっと行っているいろいろ見てきたんですが、南郷地区に桜橋ってありますよね。あそこを何とか、ボックスカルバートでも入れて、あっちへ伸ばせば、水害的なものは、これはあんまりないのかなと思って見てきたんですが、そういうことは可能なかどうか伺いしたいと思います。

○山内 政議長 南郷総合支所長。

○平野芳和南郷総合支所長 お答えいたします。

先ほどの町長答弁にもございましたけれども、指定管理者のほうから駐車場の手狭さ、これについて要望がございましたので、これからその駐車場の拡張に関しましては、検討してまいりますので、ご理解願いたいと思います。

○山内 政議長 14番、高野精一君。

○14番 高野精一議員 それボックスカルバートで塞ぐと、あの敷地だけで10台か20台近くは、止まるかなと思ったんですが、これは河川のこと、検討の協議にも入ると思うんです。できれば、そっちへ伸ばすような方向性が一番いいのかなと思って、私の考えでそう申しましたが、今後、そういうのも選択肢にあんだらば、入れて計画してもらいたいなと思うんです。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私、桜橋という橋がどこにあるのか、今ちょっと分からないんですけども、道の駅きらら289のたじまから行って、入り口のところにある小さな橋のことなんでしょうか。

〔「そうです」と言う者あり〕

○渡部正義町長 分かりました。今の指定管理者のほうから要請いただいているのは、道の駅の対岸にある農用地、あそこを広げていただけないかというような具体的な提案をいただいております。

しかし、そこには地権者もありますし、今使っている人もいますので、それが可能かどうか、これから調査をして可能であれば、先ほど申し上げましたように、きらら289は、八十里越の道路の開通で大きく道路交通変わってまいりますので、非常に可能性のある場所だというふうに、私も思

っております。

ですから、そういった大きな面積での拡張というものが、まず第1点かなと。ですから、今議員から提案のありました桜橋をボックスにして延長して、橋の上に車を止めたらどうかと、そういう形になるんでしょうかね。そのところは、今のところは、私は視野になかったです。

○山内 政議長 14番、高野精一君。

○14番 高野精一議員 向かい側だと、やっぱり横断ということも考えられます。そうすると桜橋の下、下流が敷地と面しているものですから、そこならば、何とかなるのかなというのが私の見てきた感想であります。

それは、大型のことも考えれば広い土地、というふうになれば向いということになりますが、結果的には、道路横断をすることということになれば、これは、交通事故の心配も必要だなと思うんで、一応、町長分らないということであれば、後から支所のほうで、町長によく説明して、こういう場所ですよということをしていただければ、ありがたいなと思います。どうですか、支所長。町長答えらんねえだから、そっちで。

○山内 政議長 南郷総合支所長。

○平野芳和南郷総合支所長 お答えいたします。

町長については、現場も見ておられますので、分かっていると思います。なお、支所として、町長と協議をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 正直に申し上げます。桜橋の位置とその関係がいきなり言われたので、私、頭に入っておりません。

しかし、駐車場の拡張については、道の駅の対岸の農用地を、今検討しているというようなことは、お伝えをしたいと思います。そこに道の駅の仮に駐車場造れば、そこから歩道を使って、国道の歩道を使って歩いてくるということになると思いますので、そこで交通事故がいっぱい増えるかという、そこは国道横断するわけではないので、さほど心配する案件ではないのかなというふうには認識していたところでございます。

○山内 政議長 14番、高野精一君。

○14番 高野精一議員 それでは、最後の質問に移りたいと思います。

私もこの質問、大分考えたんですが、旧田島町の町民の人に、去年、おとしあたりから、3回くらいにわたって、この町長室の見学の話をお伺っております。

そして町は、この行政は、1つは歴史をつくる町だと、歴史があってこの町があって、それがなければおかしいんじゃないかというような質問を、というかお願いがあったものですから、なぜ、初代町長の写真がないんだという話を何回も言われましたので、私、この場を借りて質問にしたわけでございますので、できるだけこの歴史をつかさどる町で、あるいは行政であるので、そういうものはやっぱり残しておくべきものだと私も思います。

やっぱり、日本の歴史の中においても、織田信長にしたって、豊臣秀吉にしたって、その徳川家康にしたって、この時代をつくってきた人たちであるので、そういう意味も含めて、この歴史をつくるということで、ひとつ、この掲額のほうも考えていただきたいと思います。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 先ほどもお答え申し上げましたが、やっぱり、合併してからご苦労されて、いろ

いゝな功績を残された方々がいらっしやいますので、ご本人のご意向を確認した上で、計画をした
い、議長室にも歴代の議長さんの写真が載っております。やはり町としても、そういう功績をたた
えるというようなことは必要だと思います。

一方、合併していますので、それ以前に遡ってというようなことは考えてございません。

○山内 政議長 14番、高野精一君。

○14番 高野精一議員 そういう方向性で、ひとつ考えていただければいいのかなと思います。

私の質問はこれで終わります。どうも。

○山内 政議長 以上で、14番、高野精一君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。昼食休憩とします。

なお、再開は午後1時とします。

休憩 午前11時31分

再開 午後 1時00分

○山内 政議長 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。

◇ 川 島 進 議員

○山内 政議長 8番、川島進君の登壇を許します。

8番、川島進君。

○8番 川島 進議員 議席番号8番、川島進です。これより一般質問を行います。

質問事項は1つです。

国道352号中山峠の改良は。

国道352号の中山峠付近はカーブが多く、特に冬期間の通行には不安があるため、地域住民から
安全確保を求める声があります。救急車など緊急車両や観光客の車両通行にも少なからず影響が出
ていると考えられます。このため、安心して通行できる道路環境の整備は大変重要であり、令和2
年9月の第3回定例会において、中山峠の金龍橋と銀竜橋間のナナシ沢における橋梁建設計画につ
いて質問しましたが、南会津建設事務所において予備設計に着手したとの回答でした。

そこで、次の4点伺います。

①現在までの進捗状況は。②町が考える改良の重要性は。③今後の改良計画の内容は。④完成ま
での年次計画は。

以上で質問を終わります。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 8番、川島進議員のご質問にお答えいたします。

初めに、国道352号中山峠の改良に関する1点目、現在までの進捗状況はとのおただしでござい
ますが、国道352号中山峠の改良につきましては、平成19年度から事業に着手し、平成27年12月に
中山トンネル、平成28年8月に銀竜橋、平成30年12月に金龍橋の供用を開始している状況でありま

す。

現在、改良が進められているナナシ沢に架かる橋梁の進捗状況について福島県に確認したところ、昨年度に必要な用地を取得し、今年度は民有林の保安林解除手続を完了させ、下部工2基に着手している状況であると、このように聞いております。

次に2点目、町が考える改良の重要性はとのおたかしであります、中山峠を含む国道352号は、福島県側から尾瀬国立公園に通ずる唯一の国道であり、さらには会津地区の総合病院への救急搬送ルートとしても重要な役割を担っております。また、地域住民にとっては、他地域へのアクセス道路となっており、住民の日常生活に欠かせない生活路線でもあることから、地域経済と住民生活の両面で必要不可欠な道路であると認識をしております。

自動車交通に大きく依存する地域住民にとって、中山峠を含む国道352号の道路改良は、優先度の高い重要な課題であると認識しており、本町と檜枝岐村で構成する国道352号改良工事期成同盟会においても、通行に不便な箇所の解消に向けた要望活動を引き続き行ってまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、3点目、今後の改良計画はとのおたかしでございますが、ナナシ沢に架かる橋梁の今後の改良計画といたしましては、下部工1基と上部工を実施し、橋梁と道路のとの取付け部分の道路改良工事を実施する計画であると、このように聞いております。

次に4点目、完成までの年次計画はとのおたかしでございますが、ナナシ沢に架かる橋梁工事は大規模であり、来年度から本格的な工事に着手することから、完成予定時期についてはまだお示しできていない状況であるとのことでありました。福島県では、引き続き整備をしていく考えであるということでもありますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○山内 政議長 8番、川島進君。

○8番 川島 進議員 それでは、①現在までの進捗状況から伺います。

下部工2基に着手している状況であるということですが、どのようなことか、ちょっとお教え願いたいんですが。

○山内 政議長 建設課長。

○室井利和建設課長 お答え申し上げます。

下部工2基でございますが、まず1基目につきましては、館岩側、今回の橋長、仮でございますが、一応龍神橋ということで仮の名前が今工事をしているところでございます。この龍神橋については、約131.5メートルほどの橋梁でございます、館岩側の橋台1基、さらには真ん中に橋脚ができます。そちらの真ん中の橋脚ということで、館岩側の橋台と真ん中の橋脚、こちらを1基ずつ今工事をしている、工事に令和6年度から本格的に着手するというところでございます。

○山内 政議長 8番、川島進君。

○8番 川島 進議員 はい、了解しました。

それでは、2つ目、町が考える改良の重要性ということですが、檜枝岐村と交接する国道352号改良工事期成同盟会において要望活動をしていくということですが、どのぐらいの頻度になりますか。

○山内 政議長 建設課長。

○室井利和建設課長 お答え申し上げます。

今回の国道352号線の整備促進につきましては、檜枝岐村と南会津町、両町で行っております国道352号線改良工事促進期成同盟会というのがございまして、これは毎年県と国のほうに要望活動を行ってございます。さらには、昨年の8月には、これも毎年ではございますが、檜枝岐村から南会津町の重点要望区間につきまして、現地の調査を行いながら、檜枝岐区間と田島区間、今回の質問にもあります仮の竜神橋、こちらの部分についても現地の調査を行っているというところでございます。

工事につきましては、整備が早急に図られますように、強く同盟会のほうで要望をしてまいりたいというふうに考えてございます。さらには、会津総合開発協議会の「会津を拓く重点要望」、同じく会津総合開発協議会の南会津地方部の「南会津を拓く重点要望」、こういったものにつきましても構成市町村で要望するとともに、要望活動を行ってまいりたいと思います。

また、個別案件ではございますが、南会津建設事務所との意見交換会というのがございます。そちらについては、地域課題検討会ということで、毎年2回、開催をしております。その中でも、中山峠関係ということで、滝ノ原の袋口から銀竜橋まで、さらには八総のスノーシェッドから数間沢のスノーシェッドまでの区間、こちらの急勾配や急カーブ箇所、そういったものの改修、さらには先ほど来問題になっておりますナナシ沢の橋梁の整備、さらには銀竜橋付近の雪崩防止柵、こういったものを要望しているところでございます。

○山内 政議長 8番、川島進君。

○8番 川島 進議員 今、課長の答弁の中にあった最後のところでお話ししようかと思ったんですが、袋口から数間沢、それから八総、数間沢、トンネル越えて、その間にナナシ沢があって、今回の質問はナナシ沢ですけど、以前にも袋口から館岩側に向かってスノーシェッドが2つあって、その道幅は非常に狭いと。ちょっと膨らんで来る車があると、ぶつかりそうになる、その辺も建設事務所さんと年2回の定期の会合の中でお話が出ているようですので、あともう1点は、ずっと中山トンネルを田島のほうから越えていくと、あれは数間沢になるのかな、最初は。数間沢のスノーシェッド、かなりの急勾配で、そこには塩カルとかそういうのをまいて滑らないように県がやっていると思うんですが、西日のときにあのスノーシェッドが真っ暗になって、結構前が見えないと。当然それは危険だから、徐行しながらスノーシェッドに入ればいいわけですけども、あそこもう少し勾配を平らに改良していただければ、大体中山峠の難所はクリアされるんじゃないかと。

今、課長がおっしゃったことを復唱しただけの話でありますけども、この改良工事が幾つか終われば、当然運転手はストレスもなくなって、利用者の利便性の向上につながります。どうぞこれからも要望活動を引き続き行っていただきたい、このように思います。

それから、今度は③今後の……

○山内 政議長 答弁はよろしいですか。

○8番 川島 進議員 じゃ、ちょっと伺います。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

まず、南会津町の合併、旧田島、旧館岩の間の合併支援措置ということで、福島県のほうで中山峠の改良を実施していただいております。一番はトンネルが複線化になったこと、それから金龍橋、

銀竜橋が架け替えが行われたこと、さらにはナナシ沢の改良が今進められているということで、これは着実に改良が進んでいるのかなというふうに受け止めております。

檜枝岐村と要望活動と一緒にやっておりますが、檜枝岐地内でも檜枝岐側の工事が進められておりますし、この改良については予算づけもある程度ついて、進捗が見えているというようなことでございます。

しかしながら、まだまだ南会津町の中でも今例示された場所以外、例えば福渡のところとかたのせのところとか、町としてお願いするところがいっぱいありますので、予算獲得も含めて檜枝岐村と連携をして工事の進捗につなげていくというような考え方で、これからも臨みたいと思っております。

○山内 政議長 8番、川島進君。

○8番 川島 進議員 はい、了解しました。

それでは3つ目、今後の改良計画ということで、下部工1基と上部工を実施し、橋梁と道路との取付け部分の改良を実施する計画であるということですが、その下部工1基と上部工の説明と、あと時期的にはいつ頃になるかお分かりでしたら。

○山内 政議長 建設課長。

○室井利和建設課長 お答え申し上げます。

下部工の1基といいますのは、田島側といいますか滝ノ原側に架かる橋台の部分でございます。それと上部工といいますのは、今回架かります仮の名前でございますが龍神橋にかかる橋の桁の部分でございます。そちらにつきましては、今現在、明確な時期は県のほうから示されておきませんので、時期については明確にお答えすることはできません。

以上でございます。

○山内 政議長 8番、川島進君。

○8番 川島 進議員 はい、了解しました。

それでは、④完成までの年次計画はについてお伺いします。

今、中山峠で1週間か10日ぐらいなんですけど、ここのナナシ沢の現場付近で町の建設業者が何か作業をしているんですけども、それが分かれば。俺、止まって聞こうかと思ったら、危ないから止まらないで行っちゃったけど、分かればちょっと教えていただきたいんですけど。

○山内 政議長 建設課長。

○室井利和建設課長 お答え申し上げます。

今回既に令和5年の8月ではございますが、久米工業のほうで県の先ほどの館岩側の橋台につきましては受注をしております、そちらの久米工業様が現場のほうに入っているものと考えてございます。

○山内 政議長 8番、川島進君。

○8番 川島 進議員 はい、了解しました。

最後になりますけど、中山峠はおよそ50年前に開通をし、今いろいろお答えがあったように、幾多の改良工事が行われてきました。トンネルの館岩側には最初スノーシェッドがなくて、結構な急な上り坂で、私も当然50年前、利用したんですけど、今みたいに性能のいい車ではなくて、よくスリップして上がらなかったり、バックしてチェーンつけたりとかって、そういうことを難儀した覚えがございます。それが、すぐにシェッドがかぶさって非常に通行しやすくなったと。

また、滝ノ原側も、当然急勾配でカーブがあって、よくスリップして渋滞、それから上れなかったというような経験があるんですが、融雪装置を埋設され、非常に渋滞もなくなったように思います。

あと金龍橋と銀竜橋の架け替え、それからトンネルの最初は1本で両側通行だったんですが、新しくできて、今度は片側通行になって危険度もなくなり、非常に利用者にとっては便利になってきたと思います。

先ほども言いましたが、答弁にもありましたけど、期成同盟会において一日も早く完成するように強く要望していただきたいと思います。お願いします。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

まず、地元の建設事務所、そこのやはり連絡調整をしっかりとすることで、先ほど建設課長から現地確認をしながらというのは、建設事務所も一緒に行って現在の進捗状況をご説明いただきながら、特にナナシ沢についてはこんな形で進めたいというのを説明を受けてきたところでございます。

それから、福島県庁のほうの土木部への要望に関しましては、やはり予算づけ、国からの予算を配分する上で、事業の進捗度を早めるポイントになりますので、そのところをしっかりとお願いしているということでございまして、これは国に対しても同様に、まだまだこの交通基盤が脆弱な南会津方部では、道路環境の予算が必要だというようなことで、地元出身の国会議員の先生方にご案内いただきながら、要望活動を、この路線の進捗と併せて財源の確保という話もしてきておりますので、引き続き、まだ南会津町に必要な道路改良、何か所もございまして、ここは近隣の市町村と連携をして取り組んでいきたいと、このように思います。

○山内 政議長 8番、川島進君。

○8番 川島 進議員 以上、了解をいたしました。

これで私の質問は終わります。

○山内 政議長 以上で、8番、川島進君の一般質問を終わります。

◇ 星 和 孝 議員

○山内 政議長 次に、4番、星和孝君の登壇を許します。

4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 議席番号4番、星和孝です。

今定例会一般質問最後の登壇者になりました。通告に従い、これから一般質問をします。

まずは、能登半島地震で被災された方にお見舞いと一日も早い日常生活が戻るようお祈りいたします。

質問は、災害対策の質問を含め5項目です。

大きな1つ目、災害対策への備えについて、町の現状を伺います。

昨年の9月の定例議会の一般質問でも、1番議員より災害時の備えはと質問がありましたが、再度確認の意味で質問をいたします。

能登半島地震での教訓を鑑みて、我が町の災害に対する備えは。

- ①防災の備蓄品の内容と各地区への配置数と対象人数を教えてください。
- ②道路などの交通手段が寸断された場合のシミュレートはされていますか。
- ③高齢者や幼児など老若男女別及び障害者への備蓄品の対応はされていますか。
- ④災害時の連携及び連絡網の周知はされていますか。

大きな2、株式会社みなみあいづの現状について伺います。

指定管理者である株式会社みなみあいづの運営管理状況は。

- ①今月末をもって閉館するリゾートイン台鞍、閉館理由は何と伺っていますか。
- ②閉館後の施設は、どのようにされるお考えですか。
- ③町が100%出資、今までに行った支援の総額と使途明細を把握していますか。

大きな3番、結婚支援事業の現状について伺います。

第3次南会津総合振興計画や雑誌・新聞等への記事にも掲載している施策の状況は。

- ①2月11日に行われたスノーボード恋活イン南会津の成果は。
- ②今回の現場であるだいくらスキー場との日程協議はどのようにされましたか。
- ③町長がイベント当日にお見えにならなかったのはなぜですか。

大きな4番、農業支援事業の現状について伺います。

前回の12月の定例一般質問で伺った進捗状況は。

①鳥獣対策の件で休耕地の下草刈りの支援を実施するとのことでしたが、どのような支援をするのかお示してください。

②田園風景の風景美を維持していきたいと言われましたが、どんな施策を考えて言われたのでしょうか伺います。

大きな5、最後に町財政の現状について伺います。

政策提言や施策提言を提案しても、財源がないの一边倒の返答に対しての質問をします。

- ①財源がないのなら、財源を生み出すまちづくりを考えてはどうですか。
- ②町民へ町の政策や施策のコンペを行うお考えはありますか。

以上、大きな5項目です。壇上での質問は以上になります。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 4番、星和孝議員のご質問にお答えいたします。

初めに、災害対策の現在地はに関する1点目、防災備蓄品の内容と各地区の配置数及び人口はとのおただしであります。防災備蓄品の内容につきましては、飲料水約2,000リットル、長期保存食約1,800食を御蔵入交流館に備蓄しているほか、飲料水約240リットル、長期保存食約500食を舘岩会館に、飲料水約240リットル、長期保存食約500食を伊南支所に、飲料水約140リットル、長期保存食約500食を南郷総合センターに備蓄しているところであります。また、段ボールベッド100個、毛布940枚、簡易テント150張を旧檜沢中学校に備蓄しております。そのほか、令和6年1月に、女性用生理用品7,200枚、大人用おむつ960枚、ウェットティッシュ1,800パックを福島県から譲渡していただきました。

これらの備蓄品につきましては、御蔵入交流館をはじめとした基幹避難所等に配置しており、基幹避難所を開設した際に避難者へ配布することを想定しておりますので、各地区への配置については考えていない状況であります。また、各地域の人口につきまして、令和6年3月1日時点で申し

上げます。田島地域が9,388人、館岩地域が1,335人、伊南地域が1,126人、南郷地域が1,833人となっております。

次に2点目、道路などの交通手段が寸断された場合のシミュレートはされていますかとのおたしでございました。道路などの交通手段が寸断された場合のシミュレーションは行っておりませんが、11番議員の質問にも答弁申し上げましたように、南会津町建設協議会、福島県建設業協会山口支部及び南会津町消防団との間で、災害時における応急活動の協力に関する協定を締結しており、緊急時に重機等を保有する建設業者に協力を要請する体制を整えており、交通手段が寸断された場合には、関係機関と連携して早期復旧に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、3点目、高齢者や幼児など老若男女及び障害者への備蓄品の対応はされていますかとのおたしであります。町では飲料水と長期保存食を定期的に補充しておりますが、議員おたしのような備蓄品については、十分な数は備蓄されておりません。しかしながら、先ほど答弁申し上げましたように、令和6年1月に女性用の生理用品7,200枚、大人用おむつ960枚、ウェットティッシュ1,800パック、これを福島県から譲渡していただき、少量ではありますが蓄えているところであります。

なお、今後、流動食やミルクなどについても備蓄を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に4点目、災害時の連携及び連絡網の周知はとのおたしであります。年度初めに福島県をはじめとして災害協定を締結している市町村や民間企業と緊急連絡先の情報の共有を実施しているほか、株式会社ダイユーエイトと災害時における物資等の供給協力に関する協定、NPO法人コメリ災害対策センターと災害時における物資供給に関する協定を締結しており、災害時に日用品等を供給できる体制を整えているところでございます。

また、行政区長等との連絡体制においては、電話での連絡体制を整えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、株式会社みなみあいづの現在地に関する1点目、今月末をもって閉館するリゾートイン台鞍の閉館理由はとのおたしでございますが、リゾートイン台鞍は、会津高原だいらスキー場の指定管理者に対し有償貸与していた施設であり、指定管理者である株式会社みなみあいづがスキー場の運営に際し必要であると判断し、ホテルとしての運営をしていたものであります。

今回、何年もマイナス決算が続いていること、高額な修繕が必要な箇所が多数あること、立地条件、アクセス、設備などから今後の集客の見通しが厳しい、こういったことを理由に、株式会社みなみあいづから営業を休止したい旨の協議書が提出され、休止する運びとなったところであります。

次に2点目、閉館後の施設はどのようにされるのかとのおたしであります。今後は、現状のまま使用したい事業者等がいる場合には、貸与することは可能と考えております。現時点で具体的にどうするかはまだ未定であり、当面の間は現状のまま維持する予定と、このように考えております。

次に3点目、町が100%出資、今までに行った支援の総額と使途明細を把握しているかとのおたしであります。支援の総額は4億3,000万円であり、その内訳は、新型コロナウイルス感染症の影響により団体客のキャンセルで大きな損害を受けたことから、雇用の確保及び継続的な運営を支援するため、令和2年度に1億3,000万円の増資、プラス支援金として1億円。続いて令和3年度、支援金として2億円、これを会社のほうに交付しているところであります。これにより、現在

の出資金は2億2,500万円となっております。

また、使途につきましては、増資した資本金は会社経営の元手となることから、会社において適正に管理されているものと認識しております。支援金は各施設の人件費や運営費に当てられたと、そのような報告を受けているところでもあります。

次に、結婚支援事業の現在地はに関する1点目、スノーボード恋活イン南会津の成果は、それから2つ目の今回の現場であるだいくらスキー場との日程調整はどのようにされたかのおただしについては関連がありますので、一括してお答えを申し上げます。

今回のスノーボード恋活イン南会津は、だいくらスキー場を会場に、2月11日に福島県との合同企画として開催をしたものであります。

募集定員を男女それぞれ10名としてイベントを告知したところ、男性73名、女性16名、合計89名の申込みがあり、抽せんで男女各10名を選考し、当日の参加者は男性10名、女性9名、合計19名でありました。天候にも恵まれ、1対1トーク、昼食バイキング、フリータイムといった内容で、男女が共通の趣味を通して交流し、7組がマッチングしたというような報告を受けております。

会場となっただいくらスキー場とは、昨年度からイベント実施に向け打合せを行ってきており、今年度当初には開催日を決定し、開催までに現地確認や当日の流れ等を含めた打合せを行ってまいりました。これにより、会場スタッフの対応のよさや地域資源を活用したことで、参加者の満足度が高かったという報告を受けているところでございます。このような出会いの場を創出するイベントを、引き続き実施してまいりたいと、このように考えているところでございます。

次に3点目、町長がイベントにお見えにならなかったのはなぜなのかとのおただしではありますが、結婚支援として実施しているイベントは、出会いの場の創出であり、若い人たちが気軽に参加し交流する機会をつくるのが目的であります。これまで役場の若手職員へのアンケート調査や意見交換において、婚活を前面に出したイベントには参加しにくいという声を聞いております。このことから、私がイベントに行くことで、町主催の婚活イベントという色合いが強くなり、気軽に参加した方々の場の雰囲気を壊してしまうことを懸念したところでもあります。

婚活に取り組んでいる方々の気持ちに寄り添い、参加した人がどう思うか、どう感じるかという視点に立てば、必ずしも私がイベントに行くことが正解ではないという考え方から、イベントには行っておりませんので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、農業支援事業の現在地はに関する1点目、鳥獣対策の件で休耕地の下草刈り支援をどのように行うのかとのおただしではありますが、現在、休耕地の再生作業等を支援する遊休農地等再生対策支援事業及び地域ぐるみの活動により休耕地の発生を防止する中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払事業等により支援しておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に2点目、田園風景の風景美を維持していきたいと言われましたが、どんな施策を考えて言われたのかとのおただしでございますが、町では、中山間地域等直接支払事業により町内の17の組織に対し補助金を交付しているほか、多面的機能支払事業により町内26地区の活動組織に対して補助金を交付しているところでもあります。

これらにより耕作放棄地の発生防止が図られ、計画的な水路や農道、畦畔の除草作業が行われるなど、各地域での活動を通し田園風景の維持につながっているところであります。

田園風景の維持には地域ぐるみの活動が大変重要であると認識しており、引き続き各地域の活動を支援してまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、町財政の現在地はに関する1点目、財源を生む、生み出すまちづくりを考えてはとのおた
だしですが、本町の予算編成に当たっては、町総合振興計画の目標実現に向け、将来にわたる費用
対効果と国・県補助金、地方債といった特定財源の活用を検討し、事業を構築してまいります
が、コロナ禍を経て住民ニーズはこれまで以上に多様化し、全ての要望を町事業として予算化する
ことは大変難しいところであります。

このようなことから、令和6年度の予算編成会議においても、選択と集中による既存事業の見直
しや、公共施設の統廃合によるコストの削減を図ることはもちろんのこと、町主催イベントにおけ
る企業協賛金等の民間資金、広告掲載収入の獲得、ネーミングライツの導入、さらには売却可能な
町有資産の洗い出しといった新たな財源の確保についても指示したところであります。

今後も、より多くの町民の皆さんのニーズを施策に反映できるよう、新たな自主財源の確保に取
り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に2点目、町民への政策や施策のコンペを行う考えはとのおただしであります。昨年度から
実施しております動く町長室において、中学生や子育て世代の親御さんから、まちづくり等に関す
る貴重なご意見、ご要望をお聞きし、事業実施に向けて検討に入ったものや事業化したものもござ
います。

このように町民の皆さんが町に対して提案できる機会を設けながら、政策や施策に生かしている
ところでありますので、現段階においてはコンペ方式による施策の提案、これについては予定して
いないところでございます。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させますので、
よろしくお願いいたします。

○山内 政議長 4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 では、再質問させていただきます。

まず大きな1番目の備えの件ですが、前回の答弁より詳細に答えていただきました。各地域の人
口を出していただいたのも、人口に対して備えが十分なのかという疑問が湧きまして、数字を出さ
せていただきました。これに関してはどうでしょう。十分に備えは行き届いているとお思いでしょ
うか。

○山内 政議長 住民生活課長。

○星 貴夫住民生活課長 お答えします。

防災計画の中では、防災備蓄品につきまして、量につきましては、家屋から持ち出しができない
避難者や旅行者等1日分を目安に行うということになっております。この量にすれば、今のところ
防災計画に対しまして十分準備ができているのかなと思っております。

以上です。

○山内 政議長 4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 今年の初めに、我が大豆渡地区でも同じような質問を私は地区に対してし
たんですが、そのときの地区の答えが、例えばなんですけれども、防災グッズの袋がありますよね、
よくリュックとかになります、あれが3組、あとは毛布が20枚、ブルーシートが2枚、土のうの袋
が150枚、携行缶10リットルが1缶、バスタオルが少々という返事だったんですね。

私が申し上げたいのは、これは2番の質問とちょっと兼ね合いがあるんですけども、先ほど議員
からも質問があったように、道路が寸断された場合に、物資を取りに行きたくても取りに行けない、

先ほど住民生活課長が言ったように、取りに行けない人イコール道路が寸断されて備蓄倉庫に取りに行けない人と同等だと思うんですね。何が言いたいかといいますと、各地区への備蓄品は置いていないと、配置していないと言っていますが、これから配置するお考えはありますか。

○山内 政議長 住民生活課長。

○星 貴夫住民生活課長 お答えします。

全住民の必要な分をそろえておくということは理想ではございますが、経済的にも物理的にも現実性はないと考えております。今後、備蓄倉庫等の建設も検討は始めたいと考えておりますけども、あわせまして、そのときに備蓄品の種類、数量等を併せて検討したいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○山内 政議長 4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 再検討の余地はありと考えていますので、よろしくお願ひしたいということと、特に先ほど議員もおっしゃっていましたが、能登半島地震でも簡易トイレの不足、これが結構指摘されていまして、簡易トイレ、これにつきましてもそろえておいていただきたいなと思います。

なぜ今回私がこの質問をさせていただいたかという思いがありまして、何でこういう質問をしたかということ、能登半島地震は対岸の火事ではなく、日本に住む以上、備えが必要である。ある日突然、当たり前日常は消えます。災害に対し準備をすること、シミュレーションをしているかしていないかでは、大きく行動に差ができ、その差には命がかかっています。備えあれば憂いなし、大事な家族、友達、恋人、自分の命を守るのはあなた自身です。これは、起きるかもしれない災害ではなく、今を生きる多くの日本に住む人が経験する近い将来起きる未曾有の災害です。その思いがあり、この質問をさせていただきました。

大きな2番の再質問に移ります。

まず、閉館理由ということで、みなみあいづからの返答が立地条件、アクセス、設備などから今後の集客の見通しが厳しいという返事が返ってきたらしいんですが、私も冬期間、冬の間は都内から帰郷してから約12年、今年で12年目になりますか、お世話になっています。それと現場の声とあまりにも会社側の返事が異なっているので、ちょっと言わせてください。

まず、立地条件といいますかアクセスがよくないということを言っているんですよね。ゲストが言うには、中山峠、たかつえ方面へ行くよりは峠越えが厳しいから、峠越えをする車の技術が冬場はないので、だいくらはいいねとされています。今までたかつえへ行かれるか、だいくらに移行したゲストも何組もリピーターになられています。

それと、設備といいますけど、ボイラーの不具合は時々起こりますが、お客様からは、客室は古いんですけど、清掃が行き届いているのできれいですねというお褒めの言葉もいただいているんですね。だから、現場と真逆のことを会社側が言っているということは、株式会社みなみあいづが、ホテルの重要性を全く理解されていないという、この返答にとっても哑然とします。

撤退することはとても残念なことで、私の記憶によりますと、前の町長、大宅町長のときの定例会の一般質問で、議員が支援金について質問しているんですね。そのとき、議員がおっしゃったのが、支援を受けたいのは株式会社みなみあいづだけではない、ほかの団体からもあります。時期尚早ではないですかという問いに、前町長が答えたのは、鶏が先か卵が先ですかと答えていたんですね。という討論している記憶もあって、とてもやめてしまうことは残念なんですけど、こういった考

えを持ってやめてしまうということに、とても本当に残念に、私は前職はホテル業だったんですが、ホテル経験者としては、とても残念に思います。

この話を聞いて、町長はどのように感じましたか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 会社側から、まず一つの大きな理由として、ここの運営に対して大きな赤字が数年間出ていると、これを解消することはできないということで、会社の経営上の判断であるというふうに、私は認識をしております。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 私からも付け加えてお答えいたします。

答弁にもありました今後の集客の見通しが厳しいことの理由の一つに、答弁ではございませんでしたが、要因として、今はどのスキー場も同じなんですけども、北関東のお客様が多く来ている中で、北関東からの道路状況も年々改善されてきております。そういった部分では、宿泊を伴ってのスキーヤーという部分では、当然繁忙期のときは、そういう部分での対応でお客様がどんどん来られて泊まっていったという経過がございますが、今はほぼほぼ日帰りのスキーヤーが多くなっておりまして、そういう部分での今後の集客の見通しが大変厳しいという理由の一つにもなっていることをご理解ください。

○山内 政議長 4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 ちょっと質問が前後しますが、②番の閉館後の施設はどのようにされますかという質問に、現状のまま維持する予定でありますという答弁をいただいたんですが、維持をするのではなく、放置するんですよね。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 放置ではありませんので、建物として最低限の維持管理という部分ではあるかと思います。そういう部分での、特に細かくはここでは言えませんが、ただそのまま放置していくわけではなくて、そういった建物の最低限の維持管理が生じる、電気も通っておりますので、そういう部分でセンターハウスとリゾートイン台鞍を電気なら電気、水道なら水道を全部分別するわけにはいきませんので、そういった部分での維持管理が今後かかってくるということでございます。

○山内 政議長 4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 その点に関しては、承知しました。

結局、みなみあいづがリゾートイン台鞍をやめて撤退するという要因は、私が思うに経営状態の悪化により成り立たなくなり撤退に至ると。これは経営管理の指導監督が間違っただけではないですか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

三セク全体の話ですので、私のほうからお答えいたします。

第三セクター、今の株式会社みなみあいづが、令和2年に統合されて設立されました。その際、コロナも同時に蔓延し始めまして、この先の経営が不透明なまま経営しておりました。令和2年に1億円の支援をしたわけですが、これにつきましては人員の確保のために、社員の給与分の半分を支援したということになっております。さらに、令和3年度につきましても、これもコロナの感染

症の絡みでありましたが、団体客のキャンセルが相次いだということで、そのキャンセルがあった団体の見込んでいた売上げ分、その分の一部を支援したということになっております。さらに、その際に、経営改善計画ということでお話をさせていただきまして、本年度その経営改善計画を策定しているところでございますが、経営改善計画を策定する中で、やはり赤字を抱えながら進めていくことは、その会社の存続につながるということから、会社が判断したものというふうに考えているところでございます。

今後、さらに会社存続のために、こういったケースが出てくる可能性もあるのではないかというふうに私のほうでは見ておりますが、今現在、まだ計画書が確定した分、提出されておられませんので、この場では想定の話となりますが、ご理解願いたいと思います。

○山内 政議長 4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 ただいまの課長の説明は、ある程度は理解できるんですが、施政方針では、町有観光施設の在り方について引き続き検討すると言われております。町有観光施設の在り方よりも、私は持論ですが、指定管理の在り方ですね。指定管理の在り方、規定とか規則とか規約の見直し及び経常経費の削減と投資的経費の財源確保の前に、経営管理の指導監督、先ほど申しましたが、指導監督、報告義務の徹底こそが必要不可欠ではないんですか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 今、指定管理の部分の話もありましたので、私のほうで答えをさせていただきたいと思いますが、指定管理につきましては、それぞれ公募、観光施設であれば多くは公募をしております、その経営状況であったり方針、そういったものを確認しながら指定管理者を最終的に決定をしまして、ご議決をいただいているところでありますので、もし見直すところがあれば、その辺は次の指定管理の期間の中で、改善点があれば見直しをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○山内 政議長 4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 今回に限らず、観光施設においては、マネジメント、ホスピタリティ、アドバタイジング、この3本の柱が必ず重要なんです。それを怠っていたのが株式会社みなみあいづ、だから撤退のところに着いてしまった、着地点が撤退になってしまったと私は分析をしています。

それで、もっと個々のスキルアップとか人材教育をするのもそうなんですが、経営には一番重要なことなんですけども、もしそういう面が見られたら、指定管理者に指導とかはしないのでしょうか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 今回のご質問、株式会社みなみあいづに関するということですので、指定管理者として株式会社みなみあいづのことをお答えさせていただきますが、その人材育成の部分につきましても、今現在、PDCAの実行シートによりまして、目標値と実績がどのようになっているかということで確認させていただいているところです、四半期ごとに。その中でも、やはり人材育成の部分については、こちらからアドバイスまではいきませんが、意見として出させていたいただいているということもございます。

○山内 政議長 4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 はい、承知しました。

あと1点、株式会社みなみあいづのことなんですが、先日の一般質問でも、15番の議員より、経営改善計画書の提出が、令和6年度に入ってから提出になると答弁されていましたが、通常一般的には年度が始まる前に提出されるべきものと承知していますけど、まだ3月の半ばです。今日は3月14日、あと2週間あります。2週間のうちに提出はないんですか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

先日の答弁では、年度内に策定して提出があり次第、年度を越えてから報告いたします。説明いたしますという内容でありましたので、年度をまたいでから提出を受けるものではないというふうに認識しております。

○山内 政議長 4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 はい、承知しました。

では、続きまして大きな3番の再質問に移らせていただきます。

大きな3番の②で質問させていただいた現場との協議はどのようにされましたかという質問をしたんですが、そこで現地の確認や当日の流れ等を含めた打合せを行ってまいりましたという答弁をされたんですが、行ったのは2月11日、3連休のど真ん中の大変混み合う想定内の常識ですよね、一般的に。それを前から協議していたんですか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

この件については、町長答弁にもありましたとおり、昨年度から協議をしております、その内容についてスタッフまで行き届いていたのではないかというふうに考えております。そう思う理由につきましては、町長答弁にありましたとおり、参加者から会場スタッフの対応がよかったというような意見もありましたので、そのように捉えているところでございます。

○山内 政議長 4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 ちなみにスタッフは私がしたんですが、現場の声としましては、私は予約は取らなかったんですけど、一方的な予約でしたと伺っています。なぜその日に設定したのか、私も理解ができませんでした。

イベント終了後も、現場担当者に挨拶もなく、なし崩し的に終了し、お帰りになったことはとても残念でした。これでこの施策がうまくいったと思いますか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

その終了後、現場スタッフに挨拶しなかったということは、今確実に確認できないことですので、ここで答弁は控えさせていただきます。

○山内 政議長 4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 決して私に挨拶した、しないとかいう話でなく、スタッフに私は聞いております。

③番に移ります。

そのイベントの日、なぜ町長はお見えにならなかったのかという質問に、町長は配慮されて、私が行ったら皆引いてしまうのではないかという答弁だったんですが、私が思うに、町長の肝煎り政

策でしたら、5分でも10分でも来ていただきたかったですね。顔を見せていただきたかったです。

何でそのようなことを言うかという、それはやはり来ていただくと、本気度が伝わってきます。ですから、私は町長がお見えにならないのは、ちょっと残念ですらありました。それと、申し訳ないんですが、担当課長もお見えにならなかった。頑張っておったのは課長補佐、頑張っていました、阿久津さん、頑張っていましたよ。

ですから、私が申し上げたいのは、もっと取り組む姿勢を見せていただきたい。それだけです。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

私も25年ほど前、男女の出会いの事業を担当したことがありました。スタッフがいっぱいいて、参加している人は見られて嫌だったと、スタッフは最少限にしてくれ、そういうふうに使われたこともあります。ですから、あの場面に行って、南会津町長です、今日は皆さん参加していただいてありがとうございました、それが参加者にとってどう感じるのかということを考えると、和孝議員は来るべきだというふうにおっしゃいますが、私は行くべきではないと、そういうふうに思っております。

○山内 政議長 4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 承知しました。町長がそう言うんでしたら、そうでしょう。

大きな項目4番のほうに移らせていただきます。

農業支援事業の現在地はということで、答弁に関して申し上げますと、補助金整備のことでの答弁だったんですが、まず、補助金を交付しておりますと言われたんですけど、補助金を出す場合に、やはり人手なんですね、今農業をやっている人手がないんですよ。交付金を出しています、交付金を出しています、ですからこの美しい田園風景を守ってくださいではないんですよ。私が申し上げたいことは、担い手不足の解消、耕作者の高齢化及び廃業による耕作放棄地の増加、鳥獣対策等様々な課題が山積しているのが、今の農業の現実なんですよ。

それを交付金を出しているから、支援事業を出しているから、ここがきれいになりますというものではないと私は思うんですけど、一農業従事者として私が申し上げたいことは、それらの課題を農林課任せで解決できないこともあると思うんですね。そこを課をまたいで、農林課、商工観光課、総合政策課、総務課が一体となって取り組むべき時期に来ているのではないかと私は考えますが、どうですか。

○山内 政議長 副町長。

○佐藤一範副町長 お答えします。

まずは担当課である農林課のほうで、様々な住民のニーズであったり課題について把握した上で、対応してまいりたいと考えております。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 一緒にやるという部分の中で、商工観光課という部分での質問がありましたが、南会津町の観光の分野でも、やはりそういった部分の田園風景という部分では、すごく重要に捉えているところです。町では、四季の彩フォトコンテストという事業を、観光物産協会に町の補助金を与えて取り組んでいただいております。そういったテーマ別に募集を行いまして、毎年表彰しているところです。

中でも今ほどありました南会津の自然を生かした描写というのは、地元の私がいても感心してし

まうほどの風景がたくさんあると思っております。そうした素材は、広く町のPR等に活躍されているところですが、その中でも今ほどありました田園風景の色彩は、鮮やかで癒やされるものがあるのではないかとこのふうには感じているところです。

こうした自然を有効的に活用しながら、町としてPRをしていくという部分では、農業に携わる方もやはり誇りというか自信にもつながると思いますので、そういった部分でも連携を図って、間接的ではありますが事業を展開していきたいなというふうには感じております。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 私のほかからお答えさせていただきます。

こちらの中山間直接支払事業または多面的機能支払事業につきましては、農家さんのみならず、地域ぐるみで事業を実施するということになりますので、非農家さんの部分についても対象となっている事業となっております。

ただし、地区に応じては、やはり少子高齢化というところがありますので、地域力が低下しているというところの部分については否めないかもしれませんが、農家のための保全というところよりかは、地域ぐるみでいかにその地域の機能を維持していくかというところの部分が大事かと思いますので、そちらについては農林課ないし関係機関のほうで調整しながら事業に当たっていきたいと思っております。

○山内 政議長 4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 役場一体となって、今の農業の現実に立ち向かわないと、ちょっとこの先、農業が衰退していく一方なので、横の関係を、連携がちょっと見えづらいので、一緒にみんなでやりましょうという声かけのつもりで質問したんですが。

では最後に、大きな5番の再質問をさせていただきます。

質問というよりも、このような財政が生み出す施策をしたらどうだということを、質問を何でしたかと言いますと、毎回、はなから財源がないと否定されては、何の意欲も希望も持てないような感じになってしまうんですよ。ですから、施政方針でもおっしゃっていたように、町民一人一人がまちづくりの主役として輝くことのできる行政運営も拒否されると、絵に描いた餅のように見えてしまうんですね。

財源がないんだったら、ないなりのやり方はあると、私は思います。目線を変えていったりしていけば、変わっていくのではないんでしょうかね。

私の持論ではありますが、町民一人一人がこの南会津町をよくしたいという考えや思いが、一つのことでも向上していけば、自ずと道は開けると考えています。言葉だけでなく、行動で示していただきたい。おこがましいようですが、渡部正義町長には強いリーダーシップでこの町を引っ張っていただきたく、エールを送り、私の一般質問を終わります。

○山内 政議長 ちょっと待って、答弁あったら。

町長、答弁。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

私、就任して間もなく2年になります。合併して10年間、国のほうからの合併支援措置ということで、旧町村単位の交付税措置がありました。これが10年間です。その後、激変緩和の5年間があって、それが終わったのが令和2年です。ですから、今本当に合併しない市町村と同じレベルでの財政運営、その財政運営のときに私は町長として今当たっていると。

普通交付税も5億円以上落ちております。ですから、切り詰めるところを切り詰めてやっていかないと、提案があったから全てやりましょうというような色のいい返事はありません。和孝議員からは、提案について一つも応えていないというようなご指摘をいただきましたけど、今回の予算、少ない金額ではありましたが、剛正議員からいただいたモニュメントタワーの撤去費は計上しております。

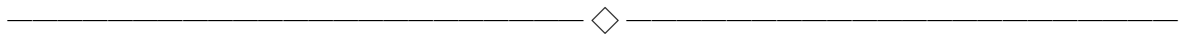
私としては、必要なところに必要な予算をつける、そして、これから行う公共施設の見直し、そういういったところからも無駄を省いてやっていく。おっしゃるとおり、財源の確保というのは非常に重要な部分でございますので、有利な財源の確保を含めて取り組んでまいります。可能な限り住民の声に応えられるよう、しっかり頑張っていきたいと、このように思います。

○山内 政議長 以上で、4番、星和孝君の一般質問を終わります。

ここで議長から申し上げます。

これから議題となります議案等の審議については、議会基本条例第10条の規定によって、質疑応答は一問一答方式で行うものとし、会議規則第55条ただし書の規定によって、質問の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間は答弁を含めおおむね30分に制限しますので、質疑は簡潔明瞭に願います。

なお、会議規則第54条の規定により、発言は議題以外にわたったり、またはその範囲を超えてはならないこととなっておりますので、ご留意願います。



◎委員会提出議案第1号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第2、委員会提出議案第1号 南会津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○山内 政議長 なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎報告第２号の質疑

○山内 政議長 日程第３、報告第２号 専決処分の報告について、専決第１号 工事請負契約の一部変更について（社会資本整備総合交付金事業南郷橋撤去工事）、専決第２号 損害賠償の額の決定及び和解についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第２号 専決処分の報告についてを終わります。

◇

◎議案第３号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第４、議案第３号 南会津町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第5、議案第4号 南会津町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 それでは質問させていただきます。

今回ここで旅費の金額が、これは第5号とも同じような内容でありますので、そちらのほうもちょっと含めての話にはなってしまうんですけども、今回この旅費の計算が、1キロメートルにつき25円ですか、37円、私有自動車の場合は25円だったものが、今回は統一されて40円になるということなんですけども、金額的には25円から40円となると1.6倍の増ということになるので、感覚としてはかなり大きい上げ幅だなというふうに思います。

ただ、これは県の規定に基づいてということですので、町独自ではない部分がありますので、なかなかここは町独自ではいけない部分だと思うんですけど、ただやはり町民感覚とかからすれば、この上げ幅はどうなんだろうと、民間の中ではやはりこの旅費を出すのも容易ではないということもある中で、役場の中では上がってくるというところについて、このところは県の規定ではあるんですけども、町民には聞かれたときには丁寧な説明は必要かなというふうに思うんですね。

それで、これは県の規定を受けてということですので、ちょっとお聞きしたいんですけど、今回この40円に上がるという部分については、ガソリン代の高騰、それが第一に挙げられて、そのほかにタイヤですとか減価償却、そういった部分も挙げられて、それで上げると。あとはいろいろ2つあった部分、算出が大変なので1つにするというような説明もあったんですけども、一方で今は燃費のいい車もたくさん出ていると、あと電気自動車も出てきていたりして、そういうふうに改善されている部分もあって、そことのバランスというか兼ね合いというか、そういう部分もあると思うんですが、県のほうでこの40円を算出するときの根拠なり、あるいは今言った部分での丁寧な説明みたいなのは、県からあったのかどうかということを、ちょっとお聞きしたいと思います。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

こちら県のほうの決まりを適用しているのは、37円と括弧で私有自動車が25円ということで、これは合併時に県の基準に基づいて定めたのがその金額でございまして、今現状、県は私有自動車以外は50円、私有自動車が25円となっておりまして。

こちらは、どのようなときにこの金額が対応するかといいますと、費用弁償としまして町の用務で2キロ以上移動していただいた方、例えば町の非常勤特別職であったり、そういった方が適用される金額となっておりまして、37円といいますのが、非常勤特別職の方が町の用務で移動していただいた場合、25円といいますのが、例えば職員ですとか議員の皆さんですとか、私有自動車の登録をしていただいた場合に25円という金額になってございます。

移動する手段は基本的には同じだと思っているんですが、登録したかしらないかでの金額の違いというのが、まず1点目の改善事項として、町としては挙げたところでございます。同様の形で、会津管内も一本化しているところが最近増えておりまして、例えば猪苗代町さんであれば40円、坂下

町さんとか美里町さんでは50円ということに改善しているようでございます。

今回40円とした根拠でございますが、今ほどガソリン代という話もありましたが、今車の価格がかなり上がってございまして、試算したのが車両購入費、こちら日経ビジネスのほうで2022年12月の報道で、車の初期費用330万円ということで記載がございました。まずここを基準に、車を13年間乗って大体1年1万5,000キロ程度で、約20万キロで廃車にするというような中で計算しておりまして、その間に車検5回、税金が13年、あとオイル交換も5,000キロに1回、エレメント交換が1万キロに1回、あとスタッドレスタイヤが4年に1回、夏タイヤ4年に1回、あとは毎年の任意保険、さらには車両保険、そういったものを入れまして、それを廃車するまでの約19万5,000キロで割って、そうしますと車両の維持費が約30円でございます。それにガソリンもリッター大体15キロ、冬のことも考えますと15キロで計算しますと、大体180円でございますので、足して42円ということで、四捨五入をして40円に今回設定したというところでございます。

以上です。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 了解しました。

なかなかこの辺の計算、算出の根拠というのは、出すのは本当に車もそれぞれですので、難しいんだろうなというふうに思いながら聞いていました。

2つ目、ちょっとお聞きしたいのは、今回ガソリン代の高騰というのが多分大きいのかなというふうに思うんですけども、この後、ガソリン代とか今の物価高の状況が落ち着いてきたときに、この金額の再見直しというのはあるのかどうか、あるいは見直しのサイクルというのがあるのかどうかお聞きしたいと思います。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

今ほどお話しさせていただきましたとおり、今の基準が合併時から約20年近くこの金額で来ております。社会情勢が変われば当然その時点で見直しをしなければならないというふうに思っておりますが、何年サイクルということではございませんで、社会情勢を見ながらということで考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 承知しました。

では、次の質問なんですけども、今回の条例は、ちょっと基本的なことをお聞きしたいんですが、通勤手当の部分にも影響するかと考えていいですか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

通勤手当につきましては、規則のほうで定めておりまして、今回の部分とは別に定めておりますので、今回の改正が影響することではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 そうしますと、通勤手当の改定というのは、近々もしかするとあるかもしれないというふうに考えてよろしいですか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

通勤手当につきましては、基本的にガソリンの金額、加重平均で見えておまして、その金額が年間を通して10%だと思っておりますけど、ある程度の値幅があったときに、それを基準に見直しておりますので、それはまた別途考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 はい、分かりました。

それで、先ほども言いましたけど、1キロ25円が40円となると単純に1.6倍、今回予算書が提案されているんですけども、いろいろな部分で旅費が1.6倍になっていくんだろーというふうに思うんですけども、そうすると、予算の部分、財政をその分圧迫していくような形になると思うんですけど、その辺の今回の燃料費、旅費の改定によって、その他の事業とか今回の予算書への影響というのは、どのように考えていますか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

それぞれ実費弁償分につきましては、その分費用を今回予算化で少し上げております。ただ、大きく町の職員もかなり関わってくるんですけど、基本的には町の職員は公用車を使っております、公用車ですと日当のみで、通常私有車を使うことは少ないものですから、そんなには金額には影響ないというふうに考えております。

以上です。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 そうすると、今回の予算書の中では、ある程度、今回のこの増の部分は見込んでつくってあるというふうに理解してよろしいですか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

それぞれの非常勤特別職の方への費用弁償の部分につきましては、今回の値上がり分を見込んで予算化させていただいているところでございます。

以上です。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 了解しました。

こんなことはないかなと思うんですが、私も以前、学校に勤務していたときに、旅費の年間予算が大幅に削減されたときがあって、物すごく学校の中では混乱した経験があって、そのときには今まで研修に行っていた部分をカットされたり、あるいは乗り合わせで行ったりとか、すごい工夫とかあったわけなんですけども、そういった末端レベルと言ったらおかしいかもしれないんですけど、そういった部分での混乱がないようにというようなことはお願いしたいと思うんですけども、その辺は何か対策等は考えていらっしゃるでしょうか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

職員の場合ですと、基本同じ出張ですとか行く場合には、乗り合わせで行っていただいて、そこは基本的に経費の削減をしていただきながら、研修とかには行っていただいております。当然、研

修旅費のカットということは、今現在やっておりませんので、その分はご報告はさせていただきます。

以上です。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 最後の質問にしたいと思うんですけど、今回の機会にしているいろいろな部分での見直しも進めることができるのかなという、そういう提案もできるのかななんていうふうには思うんですけど、先ほど課長からあったように、今まで私有車で行っていた部分を公共交通機関をできるだけ利用するとか、あるいはさっき学校の例を出しましたが、逆にいい効果もあったというのは、出張の精選につながったりということもあって、多忙化解消にもちょっと効果があったかななんていう部分もあります。

さらに、このコロナを通して、今リモート会議というのもありますので、特にこの南会津地区、広いですので、会議をやるために頻繁に遠いところから参集するというよりは、リモート会議なんかができるのであれば、そういうものでこの旅費をできるだけ削減していくとか、そういった工夫もできるのかなというふうに思いまして、そういった試みもぜひ取り入れることができたかなということも考えています。その辺はどうでしょうか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

おっしゃるとおり今リモート会議が増えまして、実は公用車の稼働率も少し下がっておりまして、リモート会議がある程度増えてくれば、公用車の削減もできるのかなという思いもあります。また、職員の働き方改革という意味では、今現在、先ほどの公用車を基本的に使っていただいておりますので、一旦役場に来ていただいてから、朝早い出張でも役場に来ていただいて公用車に乗っていつて出張していただいて、遅くなって帰ってきても、また1回役場に寄って車を換えて戻るような形になるんですけど、ある程度公用車を減らして、実費弁償分をある程度補償しまして、朝早い夜遅い、そういったところにはある程度柔軟に私有車を使って行けるような、そんなことも今後取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○5番 古川 晃議員 了解しました。

○山内 政議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第5号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第6、議案第5号 南会津町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第6号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第7、議案第6号 南会津町会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第7号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第8、議案第7号 南会津町保養所条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第8号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第9、議案第8号 南会津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 それでは、条例改正の説明書の16ページ、17ページ、18ページのところに、この部分が記載されていますけども、18ページ、17ページの表の中で、改正後の文章なんです

けど、4行目に、利用者の乗車及び乗車の際に点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができるを、点呼その他の利用者の所在、ここの部分がどれを指すのかなというのが、ちょっとよく分からないんですが、これはこの役場でつくったものなのかどうか、それとも上部からのものを引用したのかどうか分かりませんが、ここの部分の説明を、利用者の所在を確認する、確実に把握するために点呼その他でとかという接続語だと分かりやすいのかと思うんですけど、ここの解釈をちょっと説明いただきたいと思います。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 おただしのその解釈について、ご説明をさせていただきます。

この議案第8号のまず対象なんですけど、放課後児童健全育成事業ということで、対象施設は放課後児童クラブ、いわゆる学童がこちらの対象になってございます。こちらは、以前、条例の提案もさせていただきましたが、園児の置き去り事故によりまして、今回さらに置き去り防止をするために法の整備を強化したものでございます。

解釈のご指摘ですが、点呼その他のというところの解釈では、それはその他は利用者、学童の利用者を指しているものではなくて、点呼をするという行為を指しているものでございます。したがって、点呼のみならず例えば目視であるとか、点呼だけにとどまらずに、それ以外の目視であるとか直接席のほうを回りながら安全確認をなさいよということで、おただしの解釈につきましてのその他は、児童その他の利用者ということではなくて、点呼という行為のその他の行為でさらに強化しなさいよということで、解釈をご理解いただければと思います。

以上です。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 分かりました。

その上段に、利用者の事業所以外での活動、この想定される活動というのは、どのようなものがありますか。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 お答えいたします。

事業所外での活動ということで、学童が何か乗り物を使って事業所で行っている以外の例えば野外活動でありますとか、遠足的な活動を指しているものかというふうには思っているところなんですけど、実態として本町の学童はそういった取組はしておりませんので、その他の活動というところには当てはまる事業はないのかなというふうに認識しております。

以上です。

○12番 楠 正次議員 はい、了解しました。

○山内 政議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第9号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第10、議案第9号 南会津町児童遊び場条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第10号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第11、議案第10号 南会津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、楠正次君。

○12番 楠正次議員 先ほどのとおり、条例改正の説明書の18ページから20ページまでの中で、

ちょっと質問させていただきたいんですけども、この第1節の通則から下に、小規模保育事業A型、B型、C型、居宅訪問型保育事業というふうにあるんですけども、これらは全て本町内では実施されている事業でしょうか。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 お答えいたします。

こちらの表で該当するものにつきましては、小規模保育事業ということで、ご承知のとおり舘岩幼稚園で行っております取組が、その小規模保育事業に該当いたします。こちらは議案第10号の家庭的保育事業が、こちらの条例の標題にくるわけなんですけど、こちらにつきましては、現在、ゼロ歳以下から2歳児が家庭に近い場所で小規模の保育をする事業ということで、こちらの取組については、本町では行っておりません。

以上です。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 すると、この19ページの6条の中段には、3歳以上の児童に対しても必要な教育等々がうたわれてありまして、次ページになりますと、7条に先ほどの文言の整理の部分がありました。その2項とといいますか、そこには当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落とし、この乳幼児というと、ブザーを利用者が押すタイプなのか、この中身、実際には町でこういう車を用意していることはないんだと思うんですけども、この条例上のブザーというのは、利用者が、乳幼児が押すというふうな理解なんでしょうか。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 お答えいたします。

まず、置き去り防止をするためのブザーの設置につきましては、これまでの経過からご説明いたしますと、まずは通常利用するであろう保育園、幼稚園そういったところへの義務化からのスタートとなっております。そういったところには全て、この設置は済んでございます。そのブザーをさらに、去年の条例改正では、学童に広げてございます。今回はさらにはゼロ歳から2歳まで使うであろう家庭的保育事業、先ほど申し上げましたとおり、本町ではこの事業には取り組んでいないんですけども、そういったところにも自動車へのブザーの設置の義務を拡大したものでございます。

おただしのとおり乳幼児につきましては、自らブザーを押すことができませんので、第7条の3項のところにありますとおり、先ほどの解釈のところでもお答えしましたとおり、関係者が点呼をする、点呼はもちろん乳幼児はできないんですが、それ以外の場合は目視で確認しながら、二重の確認で降り忘れ防止、置き去り防止を確認しなさいという今回の法整備でございます。

以上です。

○12番 楠 正次議員 はい、了解です。

○山内 政議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第11号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第12、議案第11号 南会津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第12号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第13、議案第12号 南会津町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第13号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第14、議案第13号 南会津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第14号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第15、議案第14号 南会津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第15号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第16、議案第15号 南会津町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第16号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第17、議案第16号 南会津町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第17号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第18、議案第17号 南会津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第18号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第19、議案第18号 南会津町しらかばの森条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第19号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第20、議案第19号 南会津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第20号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第21、議案第20号 南会津町町営住宅条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第21号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第22、議案第21号 南会津町都市公園条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第22号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第23、議案第22号 南会津町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第23号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第24、議案第23号 南会津町水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第24号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第25、議案第24号 南会津町過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 南会津町過疎地域持続的発展計画（変更）とある別冊の部分で質疑をさせていただきます。

まず最初にページ数を申し上げて、その後、何点かありますので。ページ9ページの農業の現況と問題点及びというところについて。あと別冊の22ページの6から23ページの6、ごみの排出削減とリサイクル術向上について。24ページの中段に記載の水道有収率及び1人1日当たりのごみの排出量。ページ33の中段の表にある学校が好きな児童・生徒の割合について。これが変わっておりますので、9ページから質問させていただきます。

変更後と変更前ということで、文言の下線を引いた部分、この部分だけ「取り入れる」の送り仮名の「り」を入れた、これが変更ということでよろしいのでしょうか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

そのとおりでございまして、今回基本となったのは、第3次振興計画に基づく文言に整理したことなのですが、それと併せまして、中の表現、このように送り仮名が入っていなかったり、入っているものと入っていなかったものがあつたので、そこを整理したものでございます。それに合わせて、この9ページの分は、送り仮名を入れたということでございます。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 はい、その部分は分かりました。

この持続的な発展ということで言うと、今年の冬も適度に雪が降って、スキー場関係にはよかったんですけど、温暖化がかなり進んでいる。そして、昨年12月に私が質問したときのように、早く花が咲くとすると、4月の霜というのは農家からすると遅い霜ではないけど、花が開いちゃうと実にならないというようなことがあつて、そういうところも変更改正点というところに入れるべきなのかなというふうに思っていたんですけども、その部分については、どのように考えていただけますか。

○山内 政議長 農林課長。

○楠 昭農林課長 お答えします。

各園芸作物につきましては、それぞれ県のほうについても振興プロジェクトというような形で事業計画がありますし、町についても農業農村整備計画のような形の部分で計画書があります。そちらについては、個々の計画書の中で盛り込みたいと考えております。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 はい、分かりました。

それでは、22ページの下段のほうから、生活環境の整備ということで、ごみの総排出量、これらが記載になっておりますが、ここにはリサイクル率の向上を目指すというふうになっているんですけど、この総合振興計画のほうには、3つのR、リユース、リデュース、リサイクル以外に、新しく2つの部分も検討すべきというようなことが書いてあるんですけども、それらについて、この変更の中にはリサイクルの中の一部、リサイクルというのは、やはりリユース、リデュース、リフューズ、リペアとかというのは違うと思うんですけども、この辺に対する考え方、お聞きしたいと思います。

○山内 政議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 お答えいたします。

今ほどあつた5つのRにつきましては、ごみを削減、それからリサイクル技術を向上させるための手段というふうに位置づけられているものだというふうに考えております。分かりやすくこの文言にこの部分を入れればよかったんですが、それについては次の読み直しの際に、ちょっとこの文言を整理させていただきたいというふうに思います。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 リデュースというのは、ごみの排出を抑制するという、この3つのRの中で今までも何度も説明とかを聞いているんですけど、リフューズとリペアというのが、この振興

計画の中にも載っております。これはリフューズだと、ごみになり得るものをそもそも買わない、もったいない、節約するというようなことなども含まれると。リペアについては、まだ使えるものは修理や維持をしながら可能な限り使う、やはりこれなんかももったいないという部分なのかなというふうに思うんですけども、やはりSDGs、持続的な発展計画ということであれば、これらは割と今まであった3つのRよりも、住民の思いで結構お金をかけるとかそういうことがなくて、ごみの抑制であったり、そういうことにつながるので、ぜひこれは今後の計画にと言われましたけど、ぜひ反映していくべきだろうというふうに思いますので、ご検討すべきというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○山内 政議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 確かに不要なものをもらわないですとか、マイバッグを活用してということで、ごみを減らす、それから壊れたものを修理してできるだけ使うというのは、かなり取り組みやすい行為だと思いますので、広く周知して、計画については次の見直しの時期に整理したいというふうに思っております。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 それでは、24ページの水道のこれもまた環境水道課になるかもしないですけども、水道有収率が変更前ですと、令和7年度の目標値は80.0、これが今回変更後、令和7年度71.85とマイナス8.2%というふうに低くなってくるんですけども、私は有収率というのは高くなるのが当然水道の無駄がなくなって、収益となる、収入となるのが有収率の割合だというふうに考えておりますが、ここは、こういうふうに下げるというのは、どういうふうな考え方からすると、目標値が前回より下がるのか伺いたいと思います。

○山内 政議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 答えいたします。

一般質問でもありましたが、針生ようにオーバーフローしてしまう施設があったり、あとは塩素濃度を保つために捨て水をしている施設もございます。それから漏水につきましても、断水のリスクが低い場合は後回しにしてみたりして、この当初の80%というのにはちょっとたどり着かないんじゃないかということで、現実的な数字に見直したということでございます。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 先の一般質問の中でも、その部分触れられましたが、今度一番コストのかからない水道事業というのは、やはり高いところから低いところに自然流下をする、それを拡大するというふうに、この前お話しされたと思うんですけども、そういうことになっていくと、今まであり余って需要と供給のバランスが崩れて、だけど水は自然に発生してオーバーフロー的なものがあるけども、それは今後は貯水池の例えば大型化とか、大きく使う施設にさらに拡大してということであると、非常にコストダウンもできたりということと、有収率の向上にもつながると思うんですけども、それらについての考え方はどうですか、私の考えが間違っていないかどうか。

○山内 政議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 議員おっしゃられるように、自然に湧いてくる水を効率的に配ることで、コストの削減と有収率の向上というのにつながっていきます。ただ、それが実現するのが、ちょっと令和7年度までは無理だったので、こういった形にさせていただきました。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 はい、了解しました。

それでは、33ページの表の真ん中の段、ここに学校が好きな児童・生徒の割合、これが令和2年度の現状値が変更前だと87.4%だったのが、79.3%に下がって、目標値は92%だったのが81%と11%下がった、そして中学校だと65.3%だった現状値が73.4%で、これが現状値ですから、調査をした結果なんだろうというふうに思うんですけども、92%の目標値が75%とかなり大きく17%ですか下がっているという計画になるんですけども、ここの考え方、どのように考えて、生徒の人数の変化とか、そういうようなことが影響するのか、ちょっと目標値と現状値、現状値は実際の調査した値ということなのかどうか伺いたいと思います。

○山内 政議長 学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長 答えいたします。

まず33ページの右側の表のこれまでの計画の現状値の出し方でしたけれども、こちらにつきましては、各学校にアンケート調査をしております、各学校から例えばこの学校が好きな児童・生徒の割合はというところで、何十%というふうに報告がそれぞれ挙がってまいります。

実際にはそれを、この当時、作った当時、計算の仕方が誤っております、各学校から出てきたそれぞれの値を足して学校数で割るというような計算式で出してしまっておりました。それを実際に答えた人数、そして全ての児童数で割ったものが、新しく今回訂正で挙げさせていただいたものになります。

これにつきましては、第3次振興計画の中でも同じような表現で挙げておまして、その振興計画の策定の際に気づいたものでございます。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 はい、了解しました。

教育長が郷土を愛する生徒、学校を愛する生徒ということで頑張ってこられたのに、今の値の出し方に誤りがあったということで、子供たちがそう変わってきたわけではないということが分かって、安心したところであります。了解です。

○山内 政議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第25号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第26、議案第25号 町道路線の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第26号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第27、議案第26号 財産の無償譲渡について（多々石消防ポンプ置場）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

再開は午後 3 時 20 分とします。

休憩 午後 3 時 0 9 分

再開 午後 3 時 2 0 分

○山内 政議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎議案第 27 号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第 28、議案第 27 号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町館岩会館等 3 か所）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第 28 号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第 29、議案第 28 号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町桧沢公

民館）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第29号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第30、議案第29号 公の施設の指定管理者の指定について（旧南会津郡役所）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第30号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第31、議案第30号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町田島武道館）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第31号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第32、議案第31号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町館岩グラウンド等3か所）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第32号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第33、議案第32号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町福祉ホール）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第33号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第34、議案第33号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町健康交流センター）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第34号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第35、議案第34号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町長野児童遊園地等4か所）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 それでは、児童遊園地の遊具の安全性について質問いたします。

先ほど議案第9号のほうで、糸沢、金井沢、折橋、そちらに関しては遊具の老朽化、それにより廃止、そして今回の予算においても遊具の処分委託料ということで予算が計上されております。

ただ、今回、令和6年4月1日からまた5年委託する部分、長野、関本、古今、寺前、こちらの児童遊園地に関して、遊具の安全性の確保、そちらはできているでしょうか。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 お答えいたします。

現時点で安全管理ができているものと認識しております。さらに、指定管理を更新するに当たりまして、引き続き遊具の安全管理、点検はできますかというような取り交わしを指定管理を受ける集落ともやらせていただいております。その中で、草刈り、さらには遊具の点検を定期的に点検し、危険箇所の早期発見と対応を実施しますと、そういった計画書を頂きながら、今回指定管理の契約更新を行うものでございます。

以上です。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 全国的にも老朽化した遊具の使用による事故等発生しておりますので、今回さらに5年間指定管理をお願いするということに当たって、ぜひその安全性の確保については、管理者のほうにも指導のほうをお願いしたいと思います。

以上です。

○山内 政議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第35号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第36、議案第35号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町老人デイサービスセンター七峰）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第36号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第37、議案第36号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町高齢者

センター)を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第37号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第38、議案第37号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町栗生沢生活改善センター等6か所）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第38号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第39、議案第38号 公の施設の指定管理者の指定について（永田農村公園等4か所）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第39号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第40、議案第39号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町川島交流センター等3か所）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第４０号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第41、議案第40号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町折橋林業研修センター等８か所）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第４１号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第42、議案第41号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町しらかばの森）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第42号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第43、議案第42号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町郷土文化保存伝習館）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第43号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第44、議案第43号 公の施設の指定管理者の指定について（びわのかげ公園）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第44号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第45、議案第44号 公の施設の指定管理者の指定について（しらかば公園）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第４５号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第46、議案第45号 教育長の任命についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○山内 政議長 起立全員。

よって、本案は同意することに決定しました。

◇

◎川島敬章氏挨拶

○山内 政議長 ここで、ただいま教育長の任命に同意されました川島敬章氏より、ご挨拶をいただきます。

○川島敬章氏 皆さん、こんにちは。

ただいま紹介していただきました川島敬章です。どうぞよろしくお願いいたします。

今ほどは私の人事案件につきまして承認していただき、誠にありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

さて、昨今の教育の現状を鑑みますと、少子化の問題をはじめ、特別支援教育の問題、ＩＣＴ教育、英語教育の充実、さらには能登半島地震に見られるように自然災害の対応など、課題は山積しております。それらの問題を解決するために、国や県の施策を注視しながら、町の総合振興計画や教育大綱の理念を踏まえ、持続可能なまちづくり、次世代を担う人材の育成のために努めてまいりたいと思います。

これまでの教職や教育行政の経験を生かしながら、微力ではありますが、本町の教育の充実発展に寄与してまいりたいと思いますので、皆様方のご支援、ご指導をよろしくお願いいたします。

甚だ簡単ではございますけれども、私の挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。お世話になります。

○山内 政議長 以上で、教育長任命に当たっての挨拶を終わります。

◇

◎議案第４６号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第47、議案第46号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○山内 政議長 起立全員です。

よって、本案は同意することに決定しました。



◎諮問第1号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第48、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決します。

本案は、諮問のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は諮問のとおり適任とすることに決定しました。



◎散会の宣告

○山内 政議長 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日は、これにて散会します。

明15日は午前10時から会議し、議案審議を行います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時44分

令和 6 年第 1 回 南会津町議会定例会 第 5 日

議 事 日 程 （第 5 号）

令和 6 年 3 月 1 5 日（金曜日）午前 1 0 時開議

- 日程第 1 議案第 4 7 号 令和 5 年度南会津町一般会計補正予算（第 9 号）
日程第 2 議案第 4 8 号 令和 5 年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 3 議案第 4 9 号 令和 5 年度南会津町水道事業会計補正予算（第 3 号）
日程第 4 議案第 5 0 号 令和 6 年度南会津町一般会計予算
日程第 5 議案第 5 1 号 令和 6 年度南会津町国民健康保険特別会計予算
日程第 6 議案第 5 2 号 令和 6 年度南会津町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 7 議案第 5 3 号 令和 6 年度南会津町介護保険特別会計予算
日程第 8 議案第 5 4 号 令和 6 年度南会津町水道事業会計予算
日程第 9 議案第 5 5 号 令和 6 年度南会津町下水道事業会計予算

追加日程第 1 議員派遣の件について

追加日程第 2 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（16 名）

1 番	酒 井 幸 司	議員	2 番	芳 賀 正 義	議員
3 番	湯 田 剛 正	議員	4 番	星 和 孝	議員
5 番	古 川 晃	議員	6 番	渡 部 裕 太	議員
7 番	森 秀 一	議員	8 番	川 島 進	議員
9 番	湯 田 芳 博	議員	1 0 番	室 井 英 雄	議員
1 1 番	丸 山 陽 子	議員	1 2 番	楠 正 次	議員
1 3 番	湯 田 哲	議員	1 4 番	高 野 精 一	議員
1 5 番	渡 部 訓 正	議員	1 6 番	山 内 政	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

渡 部 正 義	町 長	佐 藤 一 範	副 町 長
星 英 雄	教 育 長	月 田 啓	総 務 課 長

星 良 栄	総 合 政 策 課 長	鈴 木 秀 和	税 務 課 長
星 貴 夫	住 民 生 活 課 長	湯 田 賢 史	健 康 福 祉 課 長
橘 昭	農 林 課 長	渡 部 秀 介	商 工 観 光 課 長
室 井 利 和	建 設 課 長	遠 藤 知 樹	環 境 水 道 課 長
渡 部 さつき	会 計 室 長	菅 家 康 夫	農 業 委 員 会 事 務 局 長
阿久津 勝 英	学 校 教 育 課 長	廣 野 友 一 郎	生 涯 学 習 課 長
渡 部 浩 明	舘 岩 総 合 支 所 長	野 中 昭 一	伊 南 総 合 支 所 振 興 課 長
平 野 芳 和	南 郷 総 合 支 所 長	渡 部 寛	代 表 監 査 委 員

事務局職員出席者

星 博 文	事 務 局 長	星 彰	事 務 局 長 補 佐
-------	---------	-----	-------------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○山内 政議長 おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードへの設定をお願いします。

これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○山内 政議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎議案第47号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第1、議案第47号 令和5年度南会津町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 一般補正の16ページ、3款2項4目12節の委託料1,017万5,000円追加となっていますが、この3つの追加理由をお聞きいたします。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 答えいたします。

こちらにつきましては、田島保育園運営委託料、びわのかげ保育所運営委託料の追加ということで、こちらは12月に公定価格の改正が行われました。その公定価格の改正に伴いまして、4月から遡って1年間の委託料を増額するというので、公定価格の見直しによる追加補正ということでご理解いただければと思います。

○山内 政議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第48号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第2、議案第48号 令和5年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第49号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第3、議案第49号 令和5年度南会津町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第50号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第4、議案第50号 令和6年度南会津町一般会計予算を議題とします。

一般会計当初予算の議案審議に当たりましては、各款ごとに質疑を進めることとしますので、ご了承願います。なお、質疑の順序は、お手元に配付の順序表のとおりです。

それでは、最初に歳入全般についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 南会津町一般会計予算書の10ページ、歳入歳出予算事項別明細書の歳入の欄の地方交付税についてお伺いをします。

令和6年度、当町では62億4,500万円、令和5年度では62億7,000万円、令和6年度では令和5年度に比べて2,500万円マイナスというふうになっているわけですが、一応これについては、昨日かおとといの町長答弁の中でもありましたように、合併特例もなくなってきて財政的にも厳しくなっていると。そして、そんな形でこの2,500万円のマイナスというのは、本算定とされたことによるものなのかどうか、まず1点だけそれをお願いしたいと思います。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

交付税につきましては、平成28年度までは合併算定期間ということでございまして、その後5年間の激変緩和期間ということで、今、一本算定ということになっております。現状、ここ数年の交付税の交付でしたり、そういったことを基礎に今回算定をしております、単位費用が見直されることも考えられますし、基金率などを見ながらこの数字と決定させていただいたところでございます。

本算定につきましては7月頃になりますので、その金額によりまして、9月補正で対応させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 一応、今後というか財政的に本当に厳しくなってくるというか、そして、今回の一般質問の中でも心配している議員もいるかと思うんですが、実際の人口が少なくなってく

るというような状況もあります。一応そういうところからすれば、もっと減額となる見込みなのかどうか、ちょっとなかなかそこまで見通せない部分もあると思うんですが、どうでしょうか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

交付税の算定には、人口の部分、これはかなり大きな割合を占めます。ただ、国勢調査が一つの基準になりますので、これは5年ごとということになりますので、その結果を基にこの後の算定になりますので、今現状は、この数字である程度いけるのではないかというふうに見込んでいます。ただ、人口の部分につきましては大きな割合を占めますので、先ほどのとおり、この後の国勢調査等、そういった結果によっては、かなりの影響があるということも想定されます。以上です。

○山内 政議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 これで歳入全般についての質疑を終わります。

次に、歳出に移ります。

1 款議会費から 2 款総務費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

13番、湯田哲君。

○1 3 番 湯田 哲議員 歳入予算の59ページの2 款総務費、節は18です、ページの下のほうの。

○山内 政議長 項目は1 つということよろしいですか。

○1 3 番 湯田 哲議員 1 つだけです。1 つだけちょっと聞きたかったので、よろしくお願いします。

公共交通対策協議会補助金という中で、多分免許返納の町長の施政方針の中にあります予算もこの中に含まれると思うんですけども、この免許返納についてのどのぐらい、川島議員が拡大して配偶者まで広がったというような、対象範囲ですか、タクシーとかバスの利用部分の予算はどのぐらい見込んでいるというか、いつも使われているんでしょうか。お聞きします、まずは。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

この公共交通対策協議会補助金の4,389万3,000円の内訳といたしまして、まず、利用促進に係るものといたしまして57万8,000円、路線バスの支援ということで3,972万3,000円、今ほど議員がおっしゃられた免許返納の分が359万2,000円でございます。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○1 3 番 湯田 哲議員 今回、この部分については、かつてドライバーだけだったのが拡大されて、配偶者まで対象になって利用できるようになって、そして、また調べると、前は1万5,000円ずつ5年間だったのが、今は一度に7万5,000円が支給されるということで、利用する分ではすごく進化してきたというか、かなり改良されて、町民が使いやすくなったのは分かるんですけども、この分で言うと、もっと現実で言えば、今最後に言われた予算、使われる部分では、7万5,000円は券ですから、まだお金にはなっていませんけど、それって先ほど最後に言った359万円、この分に関してはどれほど、5年間ですか、ちょっと数値を出すのは難しいと思うんですけども、359万円のうち実際に使われたのがこのぐらいでしょうから、例えば、7万5,000円を受け取った返納

者がいらっしゃいますでしょうから、この分の実行率的な、満遍なく使えば7万5,000円掛ける返納者という形で、平均だから1年分は割り算は難しいかもしれないですが、その辺はどうなんでしょう。使用率的な、この効果的なものですね、具体的でなくていいんです。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

これまで交付したものの約6割、5割ぐらいの方が利用していたということであつたんですが、令和5年度から一括で5年分を交付するようにしました。といいますのも、1年間で使い切れなくて無駄になってしまうという方もいらっしゃったので、そういう声を聞いて、5年分を一括でということで交付させていただきました。

まだ今年度の1年間の実績は出ておりませんが、見込みとして、5割、6割ということであまり変わらないのかなというふうには考えておりますが、ただ、1年間で使う人もいれば、1年間で1万5,000円まで使わない、1年間で2万円使う人もいるということであれば、7万5,000円を生活様式に合わせて利用していただければというふうに考えておりますので、今後、免許返納の支援の目的に沿うような形で利用していただければいいのかなというふうに考えております。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 町長の施政方針の中には、社会問題になっている高齢者による痛ましい事故が全国で増加している中の対策で、最近もテレビでは、必ずつけると放送している、信じられないけども、私もあと20年もすると、アクセル全開でそういう事故も起こしちゃうのかもしれないですよ。

その分でいうと、この部分は、かつて配偶者まで拡大すれば、家族だって、例えば免許のない娘さんがいるかもしれないし、免許のないお孫さんも来る場合もあるわけで、その部分で考えれば、拡大をもっと欲を出して言うもので、まずは1つ言いたいのは、家族であつて、そのおじいちゃん、高齢者が足となっていたのが、配偶者だったから、先日、川島議員の場合は。配偶者だって病院に行くのはご主人の車で行くんだから、配偶者も使われるのかという当時の質問を鮮明に覚えていますが、その意味では、その場合は配偶者ですけども、本当は家族だったりということも、もちろんあるわけですね。

そうすると、配偶者のみの分配、これは幾らやっても切りがないと言われるかもしれませんが、実際、おじいちゃんがお孫さんを運んでいって部活に送っていくなんていうケースもいろんな場合もあります。そういうケースを考えて拡大するのが、今の返事ではなくてもいいんですけど、そういう方向性はすごく改善されています。1回で7万5,000円出すなんていうのは、私はちょっと調べてみて初めて気がついたんですけども、その辺はどうなんでしょう、拡大する考えはこの先どうでしょう。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

今、そういったニーズであつたり、現状どうなっているのかという、お孫さんを送迎しているというのがどの程度いるのかという現状を把握できておりませんので、それらの調査を経て、例えばそういう方が多いようであれば、そこまで広げるといようなこともあろうかと思いますが、まだ具体的にしますということは、今日はお答えできません。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 では、次の段階なんですけど、これ実は公共対策ですから、もちろんバスだったりタクシーだったりの部分がそれによって促されるから、返納者がそれを利用して病院に行ったり買い物に行ったりできると。

それはもちろん分かるんですが、中には、使われなかった6割、5割の部分でいうと、本当ならば有効にその予算が使われて、例えばこういうことなんですね。免許の部分には、本人の承諾を必ず得るように、これとても大切なことですよね。おじいちゃんのことを心配だから免許を取り上げるような形でやることは、生きがいをそぐことだったり、本人の確認が必ず必要ですよと、このようにうたい文句が、この募集というか返納の部分に書いてあります。

どういうことかという、この部分で説得するとすれば、こんなこともあるんです、やり取りとして。これは息子さんの話ですけど、おじいちゃん、俺が送ってやるから免許を返納しろという場合もありますよね。場合によっては、お孫さんが、あるいは娘さんが、おじいちゃん、私がおじいちゃんのことを送るから、何曜日だったら休んででも行けるよという、これもあるんですよ。調べていないというんじゃないくて、そういうやり取りはあります。

その部分で、その人たちが、要するにおじいちゃんのことを説得するんですね。免許を返納しなさいという説得の中で言えば、じゃ、息子がやってくれるならいいか、月2回とか、今回そういうような部分でありました。そこで言えば、その感謝というのは車を使っています、公共から離れますよ、バスのほうじゃなくて。

私としては、その分でいえば、その安心が免許返納を促すとすれば、その言葉が、じいちゃん、じゃ、心配だから俺が足になると、息子が、孫がやってくれるんだったら、分かった、俺も不安だけど返すよという説得力はかなり強くなります。絶対使わない人って、本人が言う人もいます。タクシー券をもらっても5年間使わなかったと、これいるんですよ。何でかといったら、さっきデマンド交通も出ていますけども、そういう意味では、ドア・ツー・ドアで電話してどうというよりは、やっぱり病院の横づけだったり、スーパーの横づけにして、息子さんか娘さんか嫁さんかがやっている部分ももちろんこれ、起きているんですね。

だから、そんな意味では何を言いたいかという、その部分で拡大して、ガソリン代的な、町内で使われる燃料代とか、対策費としては外れちゃうかもしれないけど、免許返納というそのもの、人々の安全を含めてはそういうご褒美というか、感謝を込めて安心させるための7万5,000円、安全協会のタクシーとそれにはちょっと離れるかもしれませんが、それについての考えはいかがでしょうか。課をまたいじょうかもしれないですけど、そういう拡大した、何か考えて返納率を上げる、安全な世の中をつくるというのはどうでしょうか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

免許返納につきましては、免許返納を促して、高齢者の事故防止のために公共交通を使っていたいて、移動していただくというようなことを目的としております。家族内で送迎するというようなことの謝礼的なものであったり、燃料費をそこでお孫さんだとかが使うとか、そこまでの利用の拡大までは、今は想定しておりません。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 この質問は、公共交通対策事業なので、私としてみれば、この町は返納率がどうか、数字なんかはどうでもいいんです。つまり、今迷っている人たちがいます、返納す

るかしないか。まだまだか、まだだ、もうちょっとおじいちゃん、休めないし、本人が行ってもらえば一番楽で、家族の中ではなかなかバランスが取れない、その部分のやり取りがあります。

それを課をまたいで、今みたいな分で言うと、ガソリンとか商品券とかまでいくと、またその対策じゃないのも分かるんですけども、返納率を促すというプラスの要素、ご苦労さんでした、ここまで50年、安全運転で来たおじいちゃんに対する7万5,000円だから、対策協議の交通のデマンド交通、そっちのほうのあれにはなりませんけど、予算をまたいで、その返納率を上げるという部分で、その部分で、例えば友人が送ってくれることもあります。友達と一緒に相乗りをして行く場合もあります。それは、今まで自分が運転していたけど、今度は誰々君、誰々さんに頼んで足になってもらっている場合もありますから、そこで、謝礼とかの感覚じゃないんですよ、その7万5,000円が何かに使われる、お金には色はありませんから。そういう考えはどうでしょうか、町長、どうでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 今の議員が質問されている中身については、高齢者の運転による事故防止と運転免許の返納というところがメインだと思うんです。担当課からすれば、住民生活課になります。我々のところでは、まだそこまでの検討もしておりませんし、今後の一般質問でされたいかがでしょうか。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 長い時間使ってしまいましたが、はい、そうさせていただきます。

以上で結構です。

○山内 政議長 ほかに質疑はありませんか。

15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 ページ数からいうと57ページで、款が総務費、項が総務管理費、目が9番自治振興費、14工事請負費、旧伊南小学校跡地利用整備事業大イチョウ公園整備工事請負費の1億1,000万円の内容についてお聞きします。

まず、これ令和6年度で完成となるのか、そして、ちょっと関連で、いつ頃完成しますかというのも一緒に、一問一答ですが、そういう形で質問させてもらってよろしいでしょうか。そんな形でよろしくお願いします。

○山内 政議長 伊南総合支所振興課長。

○野中昭一伊南総合支所振興課長 お答えいたします。

旧伊南小学校跡地利用整備事業、こちらの大イチョウ公園整備工事請負費でございますが、工事の内容としましては、まず駐車場の整備を行いたいということで、50台程度の駐車場の整備、そのほかに、公衆トイレとあずまやの整備を行っていくと。あと、大イチョウがございまして、そちらのほうのライトアップというのを紅葉の時期に行っておりまして、電源の整備というようなことが主な内容となっております。

完成につきましては、令和6年度、年度内で完了ということで予定をしております。

以上でございます。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 一応、今ほど議長の了解をいただいて、いつ頃完成しますかというのも併せて質問の中に入れたものですから、よろしくお願いします。

○山内 政議長 今、答弁はされたんですが、もう一回お願いしますか。

○15番 渡部訓正議員 何月頃と言いましたか。失礼いたします。

○山内 政議長 伊南総合支所振興課長。

○野中昭一伊南総合支所振興課長 お答えいたします。

事業の完了につきましては、令和6年度、年度内を予定しているというところでございますので、ご理解をお願いします。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 ちょっと後のつなぎの質問の関係で、一応いつ頃かというのは、発注をこれからされるわけですね。そして、今回の事業が残っているわけですが、何月頃までに一応できるのかなということで、いつ頃かという質問をして、ちょっと言葉足らずだったんですが、一応そういう予定は、工期的なものはいつ頃までの予定としているか、それは分かるでしょうか。

○山内 政議長 伊南総合支所振興課長。

○野中昭一伊南総合支所振興課長 お答えいたします。

具体的に何月という想定は、今現在しておりません。これから設計のほうが固まり次第、そちらのほうでの工期のほうの設定がされます。当然、雪が降るというところで、早ければ降雪前には、ある程度現場のほうは完了させたいとは考えておりますけれども、降雪が早ければ、ずれ込んでいくというようなところもございますので、今回、いつということでの完了は今現在、想定していないというところがございます。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 一応これから申し上げることは提案にもなるんですけど、伊南の大イチョウというのは本当に見栄えが結構すばらしいですし、やっぱりそういう中でも、まだまだ町民の方が十分に伊南とか西部の方というのはほとんど認識をされているなというふうに感じているんです。なかなか分からない方もいる。

やっぱりぜひPRをして、そして例えば、町民に大イチョウの見学会なんていうのを、例えばこっちの田島地域のほうからバスツアーみたいな形で、そして、ちょっとゆっくり見てくるようなそういう形も、その後に考えれば、一応一つの振興にも、大きな振興というようなことにはならないとは思いますが、そういったPRをすることによって、町民がすばらしいものがある、そして、西部のほうに行ってみるか、逆に田島地域のほうには結構買い物なんかでは来ると思うんですが、なかなか田島地域のほうから行く人というのは少ないのではないかな、やっぱりそういうのを一つのきっかけにされて、やってはどうかなというふうに考えるんですが、どうでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 貴重な提案として受けたいと思います。

今現在、旧伊南小学校の跡を解体したことによって、南郷側から来ると、大イチョウがずっと入ってくるような状況になってまいりました。ここの整備目的も、大イチョウを生かしながら、そして住民が集う、または、観光に来る方のスポットとしての活用というような、やはり地域振興につながるための公園整備を1億1,000万円ほどの工事費をかけてやるという発想でございますので、やはり町民の方もまだよく分からないという方がいらっしゃれば、そういったPRも含めて、まず町民も地元の宝を理解しながら、そして、さらに、それを外向けに発信をして誘客につなげると。おっしゃるとおりだと思いますので、その辺については、今後検討を進めていきたいと思います。

○山内 政議長 ほかに質疑はありませんか。

2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 ただいまの質問と同じ内容になります。

ページは57ページになりますが、町長に1つ伺いたいと思うんですが……

○山内 政議長 57ページのどこですか。

○2番 芳賀正義議員 57ページの14の工事請負費です。

旧伊南小跡地利用、それと、大イチョウの公園整備事業ということになりますが、今まで町の姿勢として、できるだけ節約予算に取りあえず努めているということで私どもも聞いてまいりましたが、特に祇園会館の件で、我々議員も多数の者が、存続について質問をして継続を願っていたわけですが、今のところ、なかなか聞いてもらえていないというような現状の中で、その中で、また、「きとね」、または星の郷ホテルというようなことで、町民の声からちょっと遠ざかっているような感じもいたします。

その中で、今回、1億円を超える工事請負となっているわけではありますが、令和5年度については、小学校の解体で1億円を使っているということを考えてみますと、これは今までのように、なるだけ借金を減らしていくんだというようなことの考えであれば、当初、私も周辺の整備とあずまやくらいかなというようなことで考えておりましたが、非常に大規模な駐車場と公衆トイレというようなことでの工事見積りとなっておるわけではありますが、この件について町長のお考え、見解をお願いしたいというふうに思います。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お答え申し上げます。

この事業については、伊南地域の協議会等でしっかり議論をして、地域の要望として出てきている中身であります。伊南小学校の活用、伊南中学校のほうに校舎を求めて、移転して古くなったものをそのまま放置することはできないということから、解体をして、そこに町民が集える場所をつくってほしいというような話をいただいたところでございます。

これは、私が伊南支所にいる頃から話が出ていたので、もう10年ぐらいたつかもしれませんが、そういうことで準備を進めてきて、大型事業としての調整を行い、なおかつ、只見川電源流域の補助金の獲得をして、裏財源のほうも過疎債を使いながらやるというようなことで計画的に進めてきたものでありますから、議員が言われたように、箱物を縮減している中でどうかというような疑念には私は当たらないと、このように思います。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 あわせて、節約予算ということでありましたので、少し補足をさせていただきたいと思うんですが、この建物を単に解体しますと、これは町の財源を全て投入しなければならないということになりますが、町長のお話がありましたように、次を利活用することによって、国・県の補助であったり、起債を入れることができますので、結果的にはその費用負担、壊すだけの費用負担よりは安くなるということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 先ほどもこれがありまして、町長からも返答をいただきましたが、どうか先々を見たり、維持管理を見ますと心配なところがあるんですが、縮小するとかそういう考えは、時間がなかなか難しいかもしれませんが、その辺はどうか、ちょっと伺いたいと思います。

○山内 政議長 ちょっと今の質問は、校舎の跡地利用とはちょっと違ったものですが。

○2番 芳賀正義議員 公園とかあずまやはやむを得ないとしても、公衆トイレとか非常に規模が大きい公衆トイレかなど。また、駐車場も広いというふうに見ておりますが、その辺の縮小を考えることはできないかということです。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 お話を申し上げましたが、この事業については伊南地域の方々と詰めてここまで来た事業でございます。現時点において、設計の見直しをして規模を縮小するという考えはございません。

○山内 政議長 ほかに質疑はありませんか。

4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 同じく、また総務費、57ページの2款総務費、14工事請負費の正義議員と同じ項目の質問なんですが、先ほど総務課長から起債を利用するということだったんですけど、国・県からの交付金と起債を利用すると。起債といえども、町の借金なのではないんですか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えします。

おっしゃるとおり、借金ということになります。ただ、過疎債の場合には100%充当していただいて、その7割を交付税として交付していただけますので、全てが全て借金ということではなくて交付税として措置されますので、その3割が町負担ということになりますので、ご理解いただきたいと思います。

○山内 政議長 4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 内容的には分かるんですが、一応借金が結局残ると、3割も借金が残ると。次世代の子供に借金を残す、そういうことはしたくないんですが、その点についてはどうお考えですか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

町としまして、返すより借りないという方針の中で、起債のコントロールというんですか、オーバーな借金にならないようなことで毎年事業を計画しておりますので、その点をご理解いただきたいと思います。

以上です。

○山内 政議長 4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 その点に関しては了解しました。

先ほど町長が、地域の方の要望があり協議をしてきたということでありましたが、なぜ今年中なんですか。それを来年、再来年度に延期することはできないんですか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 質問の意図がよく分かりません。

これまで、大型事業の調整をして、町としては計画的に組んできた事業でございます。そのために、只見川電源流域の補助金も採択をいただいていますし、ですから、きちんと手続を踏んで、そして進めているという事業でございますので、これを例えば2か年に分けるとか、もう少し送るとか、そういった考えはございません。

○山内 政議長 副町長。

○佐藤一範副町長 お答えします。

ただいまの町長の答弁に付け加えて答弁させていただきますが、これまでの只見川電源流域の補助金につきましても、本町だけではなくて関連する、例えば昭和村ですとか只見町との調整もありますので、本町だけの考えで先に送ったりとかということとはできないということで、ご理解いただきたいと思います。

○山内 政議長 4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 はい、承知しました。

○山内 政議長 ほかに質疑はありませんか。

10番、室井英雄君。

○10番 室井英雄議員 46ページ、目が財産管理費、17の備品購入費、公有自動車購入費、これ、金額が幾らか教えてください。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 備品購入費の1,550万5,000円の中身だと思いますが、こちらにつきましては、公有自動車購入費が1,450万5,000円、残りが、庁舎の備品購入費100万円ということになります。

以上です。

○山内 政議長 10番、室井英雄君、マイクに近づけてお話をお願いします。

○10番 室井英雄議員 失礼しました。

では、今、課長のほうから1,450万5,000円という金額が提示されましたけども、これ、どのような車を購入する予定なんですか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

まず、舘岩でっております公車、これは平成21年式の車で14年たったもの、これは夏頃の調査ですが、23万6,000キロほど乗っている車1台、あとは、南郷支所のほうで乗っております平成18年製の車、21万9,000キロを乗っている車、あとは、1台が平成16年製のサクシード、農業委員会で乗っているものですが、こちらが13万7,000キロ乗っている車と、あとはワンボックスカー、これは平成29年、町長が乗っている車なんですけど、平成29年8月、こちらの車が18万2,000キロほど乗っている車、この4台を更新するものでございます。

以上です。

○山内 政議長 10番、室井英雄君。

○10番 室井英雄議員 この予算が投入されていまして、いつ頃更新する、時期的に更新する予定はいつ頃なんですか。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 時期的には、年度明けましてご議決いただけましたらば、その後、入札の手続をしまして、ある程度早めに、今、車の納車時期がかなり時間がかかっておりますので、できるだけ早めに購入の手続をしていきたいと考えております。

以上です。

○山内 政議長 10番、室井英雄君。

○10番 室井英雄議員 今回、購入車の中に町長公用車も入っているということで、今現在で、どのような車種を購入しようと考えているか、差し支えなければ教えていただきたいと思います。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 今乗っている車と同程度の車といたしますか、アルファードで考えております。
以上です。

○山内 政議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 これで、1款議会費から2款総務費についての質疑を終わります。

次に、3款民生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 それでは、3民生費の2児童福祉費の中の……

〔「ページ番号をお願いします」と言う者あり〕

○2番 芳賀正義議員 ページ番号は76です、一般の予算書。

○山内 政議長 まずページを言って、それから、款項目でお願いします。

○2番 芳賀正義議員 はい。その中の18負担金、補助及び交付金です。

○山内 政議長 その1点だけですか。

○2番 芳賀正義議員 はい。

○山内 政議長 1点だけですね。

○2番 芳賀正義議員 はい。その中で、パパママ応援交付金というのがありますが、私どもあまり身近でないものですから気づかなかったんですが、パパママ応援交付金は10万円の地域商品券ということになっているわけですが、町の商品券の使用は、今までですと理解できるわけですが、町内での店で、それぞれの赤ちゃんのミルク、おむつ等の取扱いの店がないというようなことで電話をいただいたりしております。

それで、本当のお祝いとして、趣旨としての説明はそのとおりなんですけど、項目といいますか、配布の項目の中になりますと、まだ内容がかぶってきているわけで、それで地元の商品券ということになっているんですが、本来、本当にお祝いで喜ばれるものといいますか、喜ばれる方法で受理できれば非常に助かるのではないかなというふうに思いますが、その辺の、町の交付金でなくて、それら現金か、また、ある程度指定した場所でそれを確保していくとか、そのような方法でやれば、非常に喜ばれるんじゃないかなというふうに思いますが、その点を伺いたいと思います。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 答えいたします。

その10万円の交付金が商品券というのはどうかというおただしでございますが、それとは別に、妊娠・出産21プロジェクト事業というのもありまして、こちらの事業は、5万円の現金を給付する事業で、昨年度から行っております。妊娠時に対する、妊婦さんに対する5万円の現金、さらには、出産後にそれをお祝いする5万円の現金、合計で10万円の現金給付を行っております。

それとは別に、お子さんが生まれる、誕生したということに対する合計10万円のお祝いを兼ねた交付金と、こちらは、今度はお父さん、お母さんを応援しようという思いがこちらのほうに、パパママ応援交付金という名称に込められているんですが、こちらはどちらかというと、誕生された、それを迎えられたお父さん、お母さんが自分の生活であったりとか、自分に使うようなことを応援したいという思いを込めて、こういった名称で10万円の、おただしのとおり商品券を交付している

ということで、当課といたしましては、10万円の現金、自由に使っていただく、東部、西部にかかわらず、いろんなところで、さらには、ネット購入とかあるかもしれませんが、自由に10万円の現金を使っていただきたい事業と、町内、さらには、おただしのおとり、使途が限定されるかもしれませんが、お父さん、お母さんの生活費も兼ねて自由に、自由にといっても限定されるかもしれませんが、使っていただく商品券ということで計画してございます。

ただ、これにつきましては、これまでの議会、さらには、そういった声も、やっぱり現金10万円のほうが使いやすいという声はこちらのほうにも届いておりますので、そういったものは現在の子育ての世代のお父さん、お母さん方の声であるとか、使い勝手のよさという声を聞きながら、そこは今後もそういった見直しをかけながら、検討をかけながら、喜ばれる事業にしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 ひとつよろしく願いいたします。

○山内 政議長 ほかに質疑はありませんか。

6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 それでは、当初予算概要の主要事業一覧のほうから、1点質問をしたいと思います。

ページ数でいきますと、6ページ、番号25介護人材確保対策事業、こちらの事業につきまして、令和5年度も同じ金額、そして同じ中身で、事業のほうが予算を確保して行われております。

その中身についてなんですが、人材が参入する新たな仕組みを構築しというところが令和5年度も上がっておりますので、まだこの仕組みに関しては構築されていないというふうに捉えましたが、現時点での取組状況についてお伺いいたします。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 答えいたします。

現状から申し上げますと、まだこの仕組みは出来上がっておりません。といいますのは、コロナ感染が広がりまして、これは3年経過している事業というふうに記憶しているんですが、当初は、シルバー人材センターを活用して、元気な高齢者の皆さんを人手が足りない介護施設に派遣をするという計画を立てて、この事業をスタートしたところでございます。

冒頭申し上げましたとおり、その事業当初の計画が実行できない、コロナという影響がありまして、面会等も禁止している中であって、外部の人材を受け入れられないというような現場からの声もありまして、なかなかこの事業が進まなかったというような経過でございます。

ただ、今年度、5類に移行したこともありまして、ようやく1施設から希望がございまして、今年度はこちら、予算で78万円の予算を取っているんですが、1施設に対して26万円の計3施設の予算を取ってございます。

したがって、今年度は1施設がございましたので、26万円の実績になるのかなというふうに思っております。来年度は、さらにコロナも大分落ち着くのと同時に、施設の面会、さらには、外部の人が入れるような状況になってくると思われますので、冒頭申し上げましたとおり、高齢者、シルバー人材センターを活用しながら、人手が足りない介護施設のほうに人材を送るような取組をさらに拡大していきたい、強化していきたいというふうに思っております。

以上です。

○山内 政議長 6 番、渡部裕太君。

○6 番 渡部裕太議員 今、3 施設26万円ずつでの予算計上だということですが、その3 施設に関して、人手不足の状況というのは同じ状況なんでしょうか。予算の状況でいくと、均等に分配したということですが、施設によって、こっちの施設のほうがちょっと人手不足が厳しい状況だとか、そういった状況に関してはどうでしょうか。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 答えいたします。

予算の根拠となります3 施設というのは、あくまで予算を算定する際の目安として3 施設を指定したいなということで計画してございます。

実際の選定につきましては、町内に広く介護事業所がございまして、特養施設、さらにはデイサービス、そういったところに、まずは希望を取りまして、そこから手が上がったところ、うちは人手が足りないので、この仕組みをつくって介護の人材確保、さらには、現場の職員の負担軽減を図りたいという施設からの申出を見て、3 施設以内での執行を考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○山内 政議長 6 番、渡部裕太君。

○6 番 渡部裕太議員 はい、了解しました。

もう一つ、中身のほうに業界全体のイメージアップを図るという記載もございまして、この点に関しては、コロナ禍の中でも行ってきたのかどうか、プラス令和6 年度でどのようなことをやっていくのか、現時点で決まっていることがあれば教えていただきたいと思います。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 答えいたします。

イメージアップ向上ということで、2 年前、この人材確保対策事業の一環といたしまして、本町で初めて各介護事業所を紹介する独自のパンフレットを作成いたしました。

そのパンフレットの中には、各施設を紹介するもの、さらには、実際に現場で働いている皆さんを取材して、なるべく写真を入れて、あとは、いろいろと取材をしてコメントをもらいながら、そういったものを1 枚のパンフレットにまとめさせていただきました。それを町内の中学校であるとか高校に配ると同時に、いろいろ就職体験でありますとか、あとは、そういった仕事を紹介するいろいろな取組がございまして、そういったところで広く今は活用してございます。

その既存のパンフレットを活用しながら、人材を介護事業所に送る事業と組み合わせながら、パンフレットを活用して魅力が上がるような取組を少しずつ、今回継続になるんですが、そういったものを一体的に進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○山内 政議長 ほかに質疑はありませんか。

12番、楠正次君。

○1 2 番 楠 正次議員 ページ、70ページの3 款1 項2 目19節、ここの一番上にある人工透析患者通院交通費扶助費、金額は少ないんですけども、この対象者と事業内容をお聞きしたいと思います。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 お答えいたします。

こちらのまず、事業の内容でございますが、こちらにつきましては、人工透析患者通院交通費助成事業実施要綱に基づき行っておりまして、所定の要件、例えば所得条件でありますとか、あとは、病院までの距離が1.5キロ未満のときは対象になりません。そういった対象が定められておりますが、それをクリアした方々、現在は、ほか予算の根拠といたしましては、15人で見てございます。

その15人につきましては、この補助を受けられる方々というのは、透析に通われている方ということで限定されておりますので、今年度の利用者実績15人ということで算定しているんですが、その現在の利用者を基準に、来年度の予算も計上しているということでございます。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 1.5キロ以上ということで、南会津町の中で、西部地域から東部地域でも、当然南会津病院に人工透析の設備はございます。そちらでできない方というのは、他の地域で透析を受けていらっしゃる方もいると思うんですけれども、そういう方も当然対象になるということよろしいですか。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 お答えいたします。

こちらは、通院に対する経済的負担を支援していくと、その経済的負担を軽減するための補助でございますので、おただしのとおり、南会津病院に通院される方々だけではなくて、遠方の若松市内の病院に透析で通われている方々、条件をクリアした方々については、南会津病院、さらには、町外の病院も対象になってございます。

○山内 政議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで、3款民生費についての質疑を終わります。

次に、4款衛生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 当初予算概要の中からお伺いしたいと思います。

ページ、7ページの35番新規事業になっております。

コロナウイルスワクチン予防接種費用助成事業ということで、新たな事業となっておりますけれども、これは65歳以上の高齢者を対象に、コロナウイルスワクチン予防接種費用を助成するとあります。今までは、費用はかかっておりませんでしたけれども、今後どのような助成がされるのか、内容についてお伺いいたします。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 お答えいたします。

今回の補助につきましては、これまでの接種と切り替わりまして、定期接種ということで、その接種法の変更に伴いまして、接種対象者も変更となりました。

したがって、今回の予算に対しましては、65歳以上の高齢者、さらには、重症化リスクの高い方々約7,000名を対象として、コロナワクチンに係る費用を一部補助する内容でございます。今

回は、国が今示しておりますのは、接種費用は大体7,000円程度で、国は設定しているようでございますので、その接種費用に係る一部を約7,000名の方々に補助を行っていきたいという計画でございます。

○山内 政議長 11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 そうしますと、町としての助成というのは、まだ金額的には決めていないということではよろしかったですか。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 答えいたします。

先ほどの答弁で漏れてしまいましたが、1人当たり4,000円の補助を計画してございます。

以上です。

〔「3,000円じゃなかったの」と言う者あり〕

○山内 政議長 答弁、後にしますか。

健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 大変失礼いたしました。

先ほどの答弁を訂正させていただきますが、1人当たり3,000円の助成で計画してございます。

以上です。

○山内 政議長 ほかに質疑はありませんか。

12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 ページ84の、1項保健衛生費、3目成人保健事業費の10需用費の中に、金額は少ないですが印刷製本費とあるんですが、成人保健事業、健康増進事業、これらの計画というか、国で示している基準値といいますか、そういうものが結構変わってきているように報道で聞いたんですけども、新たな情報で新たな冊子の内容になって、そこで出して、そういう対象者の方たちに注意喚起を促すというような内容なのかどうか確認します。変わって新しくなるような情報があるかどうかですね。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 答えいたします。

こちらの印刷製本費につきましては、がん検診を行う際の申込書、さらには、勧奨をするためのチラシの作成費も入ってございます。

その勧奨をする際のチラシの中には、そういった情報を盛り込みながら、皆さんにがん検診を受けてくださいねというようなこちらからの発信を行っておりますので、議員おただしのおとり、そういった時々の情報、さらには、町民の皆さんに訴えたい、見てほしい情報というのはその勧奨チラシ、さらには、申込書等の中にも盛り込みながら、その時代時代の用紙を作っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○山内 政議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで4款衛生費についての質疑を終わります。

次に、5款労働費について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで5款労働費についての質疑を終わります。

次に、6款農林水産業費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、森秀一君。

○7番 森 秀一議員 1件、質問させていただきます。

予算書104ページ、治山林道費の県営事業負担金、山のみち地域づくり交付金事業についてお聞きします。

この林道につきましては、20年前に遡れば、大規模林道として計画された高規格林道であります。当時してみれば、館岩から檜枝岐に結ぶ小繫峠につながる重要路線であったと思います。いまだに完成していなかったのかというのが私の思いです。何点かお聞きします。

田島・館岩Ⅰ線という名称で予算書のほうには記載されておりますが、私の思いですと、館岩からでなくて、伊南の多々石につながるということに変更になったと思ったんですが、また館岩のほうに復活したのかどうか、その点についてお聞きします。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 お答えいたします。

今ほどの件でありますけども、議員おたしのとおり、こちらにつきましては、旧緑資源幹線林道事業として事業をスタートしたところですよ。そちらにつきましては、途中でこの事業が廃止になりまして、現在の山のみち地域づくり交付金事業というふうになりました。そちらのほうの関係上で、既設路線につきましては、完成したものにつきましては、既設林道に接続をさせていただいたというところがありまして、館岩区間については、山のみち地域づくり交付金においては県の事業となりまして、その完成したものについては、田島・館岩Ⅱ線という形の部分で事業を完了させていただきました。

今回の部分につきましては、その残りの部分の伊南と田島を結ぶ、針生地区を結ぶものについて、田島・館岩Ⅰ線という形の部分で事業をスタートさせたというところでございます。

○山内 政議長 7番、森秀一君。

○7番 森 秀一議員 分かりました。

重要路線ということではあるんですが、今回の予算書から見ると、事業費として108万円しか記載されていません。林道事業としては非常に少ない金額だなという思いを持っています。これで、町の負担率、それから、今年度の事業費についてお聞きします。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 こちらにつきましては、事業費としましては、6,000万円規模の事業費となっております。そのうち、町の負担については1.8%の負担となっておりますので、そちらの部分で108万円となっております。

○山内 政議長 7番、森秀一君。

○7番 森 秀一議員 分かりました。

ちょっと金額的には満足できない部分もあるんですが、負担率が低いという事情が分かったので、

これはよかったと思います。

それでは、次に、工事着工から相当な期間が過ぎているわけなんです、総延長と今現在の進捗率、どの程度になっているのか、もし分かれば、完了予定年度も教えていただきたいと思います。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 こちらの事業の延長であります、4,900メートルになっております。こちらの事業期間につきましては、平成22年から現在までですと、令和11年の事業期間となっております。

現在、令和5年度までの進捗率となりますけれども、完成断面につきましては2,364メートルほどになっておりまして、48.2%程度の進捗となっております。

○山内 政議長 7番、森秀一君。

○7番 森 秀一議員 まだまだ先は遠いということが分かりました。

それで、もう1点お聞きしたいんですが、林道事業の場合ですと、傾斜のきついところが舗装されるが、そうでないところは未舗装というのが基本になっていきますけれども、この林道は舗装されるのかどうか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 現在のところ、舗装化されるということで聞いております。

○山内 政議長 ほかに質疑はありませんか。

9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 質問は1点であります。

ページが95ページです。目が農地費、そして、節が18の負担金、補助及び交付金の中の農地中間管理機構関連農地整備事業の荒海地区に関する質問をいたします。

ここで計上した500万円というのは、どういう内容のものか教えていただきます。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 お答えします。

こちらにつきましては、町の負担が10%となっております、現在令和6年度におきましては、5,000万円規模の事業費と伺っています。こちらに10%を掛けた数字のものを、今回計上させていただいております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 金額的には、今分かりましたが、どういう内容のものの事業になりますか。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 お答えいたします。

こちらについては、川島地区から事業費が始まりまして、今現在でいきますと、面工事として、5ヘクタールの面工事をさせていただくという形で伺っております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 面工事と言われても、ちょっと私は分からないんですが、話を先に進めると、実はこの事業について、荒海地区の方々が、こういう農地整備については反対をしているという状況が私のところに届いていますけど、それは現実、いわゆる事実ですか。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 お答えします。

こちらにつきましては、何名かの、そちらのほうで事業に賛成しかねないという形の方がいらっしゃいます。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 どんな事業も、いわゆる計画として採択する場合には、地域の、あるいは集落等の合意形成があるはずなんです。合意形成を受けて、いわゆる事業化を進めるというのが、私が認識をする適切な手順だと思うんですが、つまり、当時は合意していたんだけど、時間的な経過を経ていくことによって、何かイメージが違って反対者が出たのか、そのところはどうか、教えていただけますか。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 お答えします。

こちらの圃場、平たくいえば圃場整備になりますが、こちらについては、地域からの計画の部分の提案がありまして、そちらの部分を加味した上で、町が事業化の部分で県等に要望させていただいて、事業化になったと伺っております。

したがって、地域の中で合意形成が図られたということで、町としては理解しています。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 地域の中で合意形成がされていれば、途中で反対といいますか、それは事前に了解しているわけですから、そういう声上がることは普通では考えられないですね。とすれば、集落地域からどういう形で、例えばの話ですが、全員の判こをいただいて、合意形成がありましたという認識をしたんですか。そのところはどうか。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 お答えします。

こちらにつきましては、すみません、今のところ手持ちの資料がないところなんです。基本的に先ほども申し上げましたが、地区からの一応、同意の事業ということで、各所有者さんのほうにつきましては、同意を得られたところであると感じております。

ただ、1点ほど議員がおただしのように、事業の部分についてはいろいろな考えの違いというところがあって、事業に賛成ができないというところがありますが、こちらにつきましては、いろいろと地域の方とも努力をさせていただいて、事業の参画というところを促してはおりますが、現在、理解が得られていないというところがございます。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 いろいろな規則があったり、手続があるんだろうと思うんです、これは公費を投入するわけですから。ただ、私がこの情報を聞いたときに、実は県に行って確認をしたんですよ。県の担当者が何て言ったかといいますと、当然町から上がってくるということは、地域の合意形成がされているという認識をしています。

ところが、その方々、反対している人たちに、あなた方を反対しているのという話を聞いたら、実は、合意形成の段階で、多数決で押し切られたみたいだと。結局これは権利の問題ですから、どうしても声の大きいとか、力のある人とか、そういう方が合意形成の中で優位性を持って、そして、町のほうに上がっていく、これがあったんじゃないかというふうに私は想像しているんですね。

そこで、ひとつ県に聞いたのが、そういう反対の状況が生まれても、事業は進めるんですかと、こういうふうに聞きました。町はどうか。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 こちらの部分につきましては、今ほど地域の合意形成という部分についてのことはありますが、全体として、事業としての部分については採択を得られていると認識しておりますので、事業を進めさせていただければと思っています。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 県のほうに行って、私の主観を申し上げました。それはできないことではないでしょうと、水利の問題とかいろいろな問題が出てきますから。しかし、集落内、地域内のこれから先の、いわゆる共同事業に支障が出る可能性もある、このところはお考えですかと、こういう話をさせていただきました。それについては、回答はありませんでした。

それで、このことはさらに進めていく必要があるというふうに私は認識していますので、1つだけ例を申し上げますと、実は、私は全会津を対象にした会津ロジカルオーガニック農業推進協議会の会長をして、農林水産省、特に東北農政局とのやり取りをしてきましたが、この中で、いわゆる大規模農業と、そうでない農業との兼ね合いをどうするかということを議論してきたんですが、実は、この関係で私に入った情報は、大型農業で、大型機械をしてやるのが本当に所得の、いわゆる農業所得の向上につながっているんだろうかということだったんですね。

最後になりますけど、産業建設委員会の所管の事務調査の、いわゆる農林課からの資料を見ると、現状と課題というところに、生産基盤を強化すると、これは、取りも直さず生産性を上げ、所得の向上を図る必要があるんだと、こう言っているんですが、実は大型にしてきた、いわゆる20町歩以上の圃場を生産している人たちが、実は後継者に給料を払っていませんと、こういうことが分かったんです。本当に、国でやっている、進めている事業が、この南会津の規模の農業に政策的に合っているのかどうか、ここは一般質問にしたいと思いますので、今回はここで質問を終わります。

○山内 政議長 答弁はよろしいですか。

○9番 湯田芳博議員 はい。

○山内 政議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで6款農林水産業費についての質疑を終わります。

次に、7款商工費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 それでは、2点質問したいと思います。

予算書107ページ、1項商工費、目2商工振興費、12節委託料、この部分で、地域内消費促進電子クーポン活用事業について、これが1点です。

2点目は、同じ12の委託料、同じ枠内ですけども、地域商業環境づくり支援事業デジタル見どころマップ作成業務委託について、この2点質問したいと思います。

まず1点目なんですが、この電子クーポン活用事業委託料2,193万円についてなんですが、こちら、今手元に、3常任委員会の合同情報交換会で配付された資料もちょっと参考にしながら質問したいと思うんですけど、この事業なんですが、ざっくりと分かりやすく言うと、目的概要を読みながら言いますと、この事業というのは、これまで町が行ってきたプレミアム商品券の事業があった

わけですが、これとこのプレミアム率は変わるんですけども、紙チケットでやり取りしていたものがQRコードで決済されるようになると、そういうものと考えてよろしいですか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 お答えいたします。

こちらに関しましては、財源に補助事業もあったことから、重点としては、DX化を推進した、こういったデジタルクーポンを町民の方に理解してもらうためにも、今回、プレミアムも充実させてやった事業でございます。

今までの紙ベースのプレミアム付商品券は、緊急経済対策という意味がすごく多うございましたので、今回もある程度のそういった商店街の支援もございますが、まずは、やっぱり町民の方に、もう一度デジタルの電子クーポンの利用、活用を理解していただくための事業でございますので、よろしくお願いします。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 意味等は異なるけども、紙ベースのものが電子決済を含むような形になってきたというふうに、今理解したんですけど。つまり、今回は、ネットでクレジットカード決済で購入すると。それで使用するときには、店舗でQRコード決済でピッとやって、この方法だと、スマホとか、つまりデジタル弱者という方が、高齢者中心に多いと思うんですけど、そういった方々からは相当の不満が出てきそうだなというふうに予想するんですね。その辺は検討されましたか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 お答えいたします。

やはり、高齢者が使えないという部分では、県内でも類似する事業を行っておりますが、今後、先ほども言いましたように、DX化を推進していく中で、高齢者もスマートフォンを持っている方も多くございますので、そういった部分では、各地域、本庁もそうですけども、支所の担当職員にも、きちんとそういった部分での高齢者に対しても、スマートフォンを持っている方は、相談があれば、きちんと受けられるような相談体制をきちんとつくってまいりたいというふうに考えております。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 この事業、プレミアム率が50%というふうにかなりお得な設定で、今までの中でもかなり高率なのかなというふうに思うんですけど、です、ので、これ使えないとなったら、使い方が分からないというふうになったら、お年寄りの方なんかはかなり不満を漏らしそうだなと。今まで、町のお知らせなんかQRコードで読んでくださいよというふうになっている部分も、こんなの俺知らねえというふうな感じの方が相当いらっしゃったんですね。です、ので、ちょっとその辺は心配しています。

それに輪をかけてと言ったらなんですけども、今回、発行数が6,000セットで、1人4セットまで購入可というふうに書いてあるんですけども、そうすると、6,000セットを1人最大4セット購入したと、全員が購入したというふうに考えると、最低で1,500人の購入で完売というふうになることが予測されるんですよ、1,500人です。

これだけっていうふうな感じなんですけど、ちなみにちょっと調べてみたんですが、去年9月議会の決算書の中から、令和4年6月から利用された20%のプレミアム付商品券、これは1冊5,000円だったんですが同じく。1万9,829冊、3,339人が購入しています。これも人数で割ると、平均し

て1人当たり約6冊購入しているということですから、今回はこれだけお得なものだったれば、1人4セット購入していくというのは十分考えられるわけで、1,500人で完売というのは十分あり得ると。

こういうふうにあつという間に完売してしまうと、かなり、今回の大谷のチケットじゃないですけども、ネット上から注文するときに、見てみたら完売なんていうようなことも予想されるんじゃないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 お答えいたします。

ある意味、一瞬で完売されれば、1,500人の方が当然この事業に理解をして、使うところは、町内の商店街で使うという部分で限定されておりますので、そういった部分の理解も含めて、ある意味、いい方向に向いているのかなというふうには思っております。

今後、またそういった要望的なもの、DX化推進も含めてですけども、そういった要望とも工夫しながら、今回こういう事業を一旦取り組みまして、いろんな部分でのデータの分析ですとか、そういった部分も可能でございますので、そういう部分での今後の事業にも生かしていければなというふうには考えております。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 これから検討していきたいということだと思んですけども、本当に今からちょっと心配になっているんですけども、スマホに慣れた人が恩恵にあずかれる、そういうクーポン事業、ある意味、本当に偏った事業になっているというふうに捉えられてもおかしくないんじゃないかなというふうに心配します。

あともう一つ、目的の中に、地域外のお金を呼び込むという効果、これも期待されるんだというふうに書いてあって、確かにこういう方法だったれば、地域外の人がクーポンを買って町内のものを購入する、そういうところで外貨獲得というところでは、効果が期待できるのかなと思うんですけど、日程を見ると、町民対象販売が7月からなんですね、町民が。その他の希望者、町民以外の方ということだと思んですが、8月からというふうに1か月のずれがあるんですね。ということは、これも心配するんですけど、もう町民段階で完売、町外の人たちが見たら、何だ、俺たちの分ないじゃないかというようなことも考えられるんですが、その辺は検討されていますか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 お答えいたします。

それはそれで、なった場合の対応という部分では、今後、検討事項としていろいろあるとは思いますが、実際に県内でも、例えば、猪苗代町でもこういった事業を展開しております。どういう感じなのかというふうでちょっと様子を見ていましたら、やはり町外の方、町内の方が買った後に、それは期間的なものはフリーだったんですけども、町外の方も買えるということで、実は、私、個人的にもちょっと購入してみました。

どういうシステムになるのかなという部分では、そういう部分で猪苗代町に出向いた際に、私が町外のほうにお金を落とすというのはちょっと課題なのかというふうには思っておりますけども、そういった部分で参考に見てみますと、特に町内だけの人が即座に購入するという雰囲気ではなかったので、今回こういう部分での、一旦はきちんと期間を設けて町内の方に購入していただいて、その後に残っていれば、町外の方にも購入していただくようなシステムに、このような内容にさせ

ていただいたところです。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 慎重に検討していったほうがいいなというふうに思うんですけど、町の都合としてはといったら何なんですかでも、D X化を促進する、推進するというところで今回のこの事業が出てきたということなんですかでも、しかし、町民の方たちからすれば、やっぱりこれは生活応援の補助事業というふうにも、それが一番だと思うんですね、感じ方としては。

そうしますと、発行部数も少ないし、なかなかこれを利用しにくい人たちもいるというふうに考えると、どうしたものかなとは思いますが、紙クーポンよりこの発行部数が少ないという部分については、これ、プレミアム分が高率だということがもちろんあるんですけど、それ以外にやっぱりD X化というふうにすると、システム利用料とか運営委託料、かなり高額にその委託先のほうに流れていくようになるわけですね。その分が食われてしまって、本当に地域の人たちの生活応援という部分では、同じ予算、昨年度の決算書を見ると、ほぼ近いような金額でそのプレミアム事業が行われているんですけども、同じ金額だったらば、紙クーポンのほうがはるかに地域の人に喜ばれるというふうに思うんですね。

それでも、なおかつD X化を進めなくちゃならないんだというふうに、そういう強い動機があるのであれば、そこはやむを得ないのかなとは思いますが、よっぽどやり方を慎重にしていかなければというふうに思うんですけども、その辺いかがですか、紙クーポンのほうがいいんじゃないかと。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 答えいたします。

国の方針でも、D X化も推進しておりますし、キャッシュレス化という部分では、やっぱり今後、そういった時代に入ってまいりますので、そういう部分では、南会津町も、本町としましても、そういった部分も取り入れながら、モデル地域ではございませんけども、そういった部分での観光の一つの受入れの仕方にも関連してきますので、そういった部分で、少しずつ少しずつ進めていきながら、いろんな部分で反省点は、当然課題は残ってくると思いますので、そういった部分の、一応初めての取組なので、きちんと結果を検証しながら、いい方向に取り組んでいければなというふうには考えております。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 加えてお答え申し上げます。

これまでのプレミアム商品券事業、原発事故の風評被害で商店街が大変疲弊したというようなこと、それから、最近では、コロナウイルスの感染症で人の流れが止まって大変だというようなところで、これまで継続をして紙ベースのクーポン券の発行ということで対応してきましたが、それについては一区切りつけるべきだろうということで、今回電子化、D X化の流れに沿った電子クーポン事業という形での提案が挙がってきて、それを予算化したということでございます。

他自治体でも同様の取組をしていて、同様の高齢者の方からのクレームというか、そういう話が出ているというようなことも承知しておりますから、それは実際にやってみて、不具合があるのであれば、そこは柔軟に対応していくというようなことで一歩前に進めたいと、このように思います。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 先ほど、私、財源のことで答弁させていただきましたが、大変恐縮なん

ですが、主要事業の中で一般財源、私が多分補助事業の財源が確保されたことからと答弁させていただいたのかなと思いますが、これは全て一般財源ということでご理解ください。

○山内 政議長 副町長。

○佐藤一範副町長 私のほうからも補足で説明させていただきますが、先ほど議員のほうから、物価高騰対策というような話がありましたけれども、これは、あくまでも物価高騰対策ではなくて、キャッシュレス化の推進によるデジタル化の推進と、あと、地域内の消費の喚起を図るものでございますので、その点は、目的の方向についてご理解いただきたいと思います。

また、あわせまして、偏りといった点について、ご心配というかご指摘をされているところではございますけれども、その点につきましても、1人4セットまで購入するのが適当なのかどうかについては、改めて調整というか検討を進めたいと思います。町民の皆様から不満の出ないような形での支援の推進に努めたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 せっかく実施する事業ですので、ここは本当に慎重に、デジタル弱者の対策を十分取りながら、批判の対象になるようなことがないように取組をすべきだというふうに思います。

さらに言えば、隣の町の話を持ち出しては申し訳ないんですけど、DX化を推進していくということであれば、下郷町で導入している「しもごろーカード」、電子マネーですね。あの方式というのは、うちでも使ったことあるんですけども、非常に町民の中にも普及されていて、今回は6か月で終了という取組になるわけですが、電子マネー方式だったらば、ずっとその町で続くわけですよね。そういったもののほうがよっぽどDX化推進には役に立つんじゃないかというふうに思うんですが、その辺の検討はされていますか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 お答えいたします。

こちらに関しても、この事業が始まる前に、商工会との商店街振興協同組合との、そこで商品券を扱っておりますので、そういった団体、機関と協議をさせていただきました。実際のところ、まだまだ、例えば町の商品券、1枚1,000円の商品券があるんですけども、なかなかその在庫も残っておりますし、今後、そういう前向きに電子化という部分では考えていくということで、協議は調っております。

ただ、それでは来年度にやるのかというわけではなくて、中長期的に、ちょっとその在庫の消費も考えながら、少し5年程度様子を見ながら、そういう電子化に備えていきたいと思います。ということで、意思の、情報の共有といいますか、そういった部分での共有はさせていただいたところです。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 それでは、同じ12委託料の部分で、次の質問に入りたいと思います。

地域商業環境づくり支援事業デジタル見どころマップ作成業務についてです。

簡単に質問しておきたいと思います。この委託先の選定とか、マップ作成の開始時期、マップ運用開始、こういった大まかなスケジュールというのは、どういうふうになっていますか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 お答えいたします。

まず、新年度になりましたら、関係機関と4月に打合せを行いまして、5月には、業者選定並び

に契約の締結ということで進めていければなというふうに思っております。

間を置きまして、7月にはアプリベースの完成ということで、作成に取り組むわけなんですけど、そういった部分での内容の修正ですとか、機能的、機能の追加などございますので、そういった部分でその作成に取り組んでいく、それが10月までアプリの作成の取組ということになっております。

10月に機能をきちんと確認できましたら、今度は、10月にも使用開始ということでできればなというふうに思っております。なかなか季節的に秋口、秋真ただ中にはなるかもしれませんが、最低でもそういった季節というか、紅葉時期に合わせられれば、なお相乗効果にはなるのかなというふうには考えております。

さらに、10月から開始しまして、1月に向けて、そのアプリの活用促進がございます。いろんなスタンプラリーですとか、そういった機能も備えているということですので、そういった利用促進のイベント、プラスイベントをしながら利用促進に備えていきたいなというふうには思っております。

1月までそういったイベントも事業も行いまして、2月にはそういったイベントの検証ですとか、あとデータの分析ですとか、あとそういった部分をきちんと検証しながら、次年度に向けて対応していくという流れとなっております。

○山内 政議長 ほかに質疑はありませんか。

4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 南会津町当初予算概要からの質問をお願いします。

ページ数が10ページの、ナンバー73、合宿誘致促進事業800万円、合宿を通じての町のPRということなんですけど、PRのツールは何ですか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 すみません、もう一度お願いします。

○4番 星 和孝議員 PRのツールは何ですか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 失礼しました。

これまで、合宿誘致促進事業ということで進めてまいりました。なかなかコロナ禍もございまして、利用する団体、学校もちょっと減少傾向にあるんですけども、そういった中でも、パンフレット等も作成しておりまして、あと、さらにそういった関係機関にキャラバンという部分でも、きちんとお願いしている事業所と一緒にキャラバンを展開しまして、合宿の誘客に取り組んでいるというところです。

○山内 政議長 4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 できましたら、パンフレットの金額を教えてくださいたいんですが。○山内 政議長 商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長 今回の事業予算には、パンフレット等の予算は計上されておられません。これまでのパンフレットもございますので、既存のパンフレットを生かしながら令和6年度も事業展開していくというところです。

あと、先ほどちょっと説明が漏れてしまったんですけど、なお、ホームページもつくっておりますので、そういった部分で広く利用しやすいといいますか、周知できるように、そういった取組もしているところです。

○山内 政議長 4番、星和孝君。

○4番 星 和孝議員 はい、承知しました。

○山内 政議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで7款商工費についての質疑を終わります。

次に、8款土木費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで8款土木費についての質疑を終わります。

次に、9款消防費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで9款消防費についての質疑を終わります。

次に、10款教育費について質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 まず、所管なんですけども、町長に答弁を求めたいと思いますので、質問を許可していただきたいと思います。

○山内 政議長 はい。

○5番 古川 晃議員 それでは、当初予算概要12ページです。

96番の山村留学事業について781万1,000円計上されていますが、詳細は所管事務で説明を受けています。この事業に関しては、令和5年3月定例会、昨年ですね、議案審議において山内議員、現議長なんですけども、の質問に、町長はこのような答弁しています。地域振興の側面から教育費ではないところに予算を組んで、または、組織の体制もしっかり整えて進めるべき事業だと思う、このように述べていらっしゃるんですね。これは、単に学校に入る子供を増やすだけではない、地域の活性化を生み出したり、人口減少に歯止めをかける二面性があるという、この重要性を認識しての答弁でした。

それで、この答弁から1年たっているんですけども、予算は教育費のままで、組織体制も変わっていないと、このことについて説明をいただきたいと思うんですが。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 確かに、昨年の議会答弁でそのように発言をしていると思います。この事業について、内部で調整をしてきたところでございますが、長期事業に向けて考えるという話でございまして、短期の中では、現在の取組、現在の体制でいくべきだろうというような内部調整の結果、今年度についても教育費での計上に至っているということでございます。

長期に向けた取組、例えば、拠点施設をどうするのかという問題があったり、それから、民泊の部分がしっかり受け入れられるのかと、それから、受皿となる団体との調整、さらには、さいたま市と

の可能性、そういったものも今、含めて検討している段階でございます。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 今回、何でこの質問をしたのかというと、この山村留学、長期に持っていくということは、この町の地域全体の振興につながる非常に重要な事業だというふうに私も認識しているんですけども、この短期山村留学でノウハウを積み上げながら、令和8年度から長期山村留学へ移行していくというような工程を、今まで説明を受けてきたんですけど、今年度、昨年12月実施の短期留学の実態を関わった町民の方から聞くと、かなり厳しい状態だったと。こんな状態でちゃんと長期できるんですかというような苦情に近いお言葉をいただいたんですが、この実態について町長はご存じですか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 受皿となる民泊の方のご苦勞はあるということで、担当のほうから報告を受けておりますが、具体的にどういう中身で、どういう点に困っているというようなところは、ちょっと私としては把握をしておりませんでした。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 時間がないのでちょっと詳細は述べられないんですけども、所管事務の中で私も報告してありますので、ぜひ、そこは聞いていただきたいと思います。

1つは、今回ホームステイを受け入れた方の話では、町は委託先に丸投げしているんじゃないかというようなお話なんですね。そのお話を聞いて、私なりに思うところは、現在担当が分室になっていると思うんですけど、限られた人員で、ほかの仕事もたくさん抱えた中で山村留学もやらなくちゃならないというそういう難しさがあると思うんです。

ここで改めて、山村留学室というような地域振興係、それから義務教育係を合わせて、それに向かって専念するというか、推し進める、そういった部署を設けるべきだというふうに考えるんですけども、町長のお考えを。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 新年度の体制の中でそこまで想定しておりません。今、議員から提案いただいた中身については、引き続き検討させていただきたいと思います。

○山内 政議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、私のほうからお答えを申し上げます。

ただいま議員のほうから、丸投げではないかというご意見が出たんですけども、そのようなことは一切ありません。委託業者と本当に教育委員会が連携を取りながら進めている行事です。ただ、ご指摘のように、手が十分に届かない部分もあるかなというふうに思います。また、受入先からのご批判もあったかなと思います。そういうものを一つのデータとして集めるのも、この短期山村留学の目的でありますので、ぜひ、そういう忌憚のないご意見を寄せていただければありがたいなというふうに思っています。

以上です。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 とにかく地域の方からは、この事業が最初令和7年からと言っていたんじゃないかなというふうにおっしゃっていたんですけど、1年ずれ込んでいくだけで、地域がなくなっていくんじゃないかというそういう危機感、すごく募らせているんですね。1人ではないので、

そういった地域の皆さんの危機感というのをぜひ酌んでいただいて、本気で取り組んでほしい、失礼な言い方になってしまうかもしれませんが。町も緊張感と、とにかくスピード感を持って推進していただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○山内 政議長 答弁はよろしいですか。

○5番 古川 晃議員 はい。

○山内 政議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで10款教育費についての質疑を終わります。

次に、11款災害復旧費から14款予備費までの質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで、11款災害復旧費から14款予備費までの質疑を終わります。

次に、その他の事項について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これでその他の事項についての質疑を終わります。

以上で、一般会計予算の全ての質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

再開は午後1時とします。

休憩 午前11時49分

再開 午後 1時00分

○山内 政議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第51号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第5、議案第51号 令和6年度南会津町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第52号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第6、議案第52号 令和6年度南会津町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第53号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第7、議案第53号 令和6年度南会津町介護保険特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 それでは、当初予算概要のほうから質問したいと思います。

ページ数13、新規事業、認知症総合支援事業、こちらについて質問したいと思います。

文教厚生委員会のほうから、所管事務調査の際に配付されました資料を提供いただいていますので、そちらのほうも併せて質問していきたいと思います。

今回、こちらの新規事業なんですけど、これまでも認知症サポート体制をしいているわけですが、その充実という点で、チームオレンジの立ち上げ、こちらがバリアフリー化の促進の事業として立ち上げるということなんですけど、具体的にどのような中身になっているのかお教えいただきたいと思います。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 答えいたします。

まずは、バリアフリー化の推進というのは、お配りした資料のとおり、認知症基本法に掲げられております基本的な施策の中の一つの柱として位置づけているものでございます。こちらのバリアフリー化というのは、ハード的なものよりも認知症に対する心のバリアを下げていくということで、施策が掲げられております。

では、認知症に対する町民の心のバリアをどう下げていくかということで、今回、ご提案のチームオレンジの立ち上げというのを掲げてございます。

このチームオレンジといいますのは、簡単に申し上げますと、認知症になっている方々の周りに、より多くのサポーター、関わる人たちを置いて、例えば、生活のこの部分に困っているという場合は、そこを得意とする方々がいたりとか、あとは、また違う分野で認知症の方が困っているという場合は、その分野の方々を周りに置くような形、認知症の患者に対して、周りにたくさんのサポーターを、関係者を構築してチームをつくっていくというような取組を来年度から少しずつ広げていきたいというような計画を持ってございます。

以上です。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 実際に資料のほうにも記載がございますように、住み慣れた地域で暮らし続けられる、この点、非常に大切かと思います。その点におきまして、私も認知症の祖母の面倒を見ていた経験もありまして、地域、地区単位での協力体制、例えば、徘徊に関していえば、どうしても施錠をしても徘徊してしまう、そういった状況で、地区からの、地区のほかの住民から連絡があって、今そちらのほうに出たようだというような連絡があったりですとか、そういったことを踏まえての地区単位での検討というのはなされたでしょうか。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 お答えいたします。

地域の中で、地区の中で、そういった方々をどう見守っていくか、支援していくかという実態から申し上げますと、現状では、民生委員さんが中心に行っているという現状でございます。

さらには、細かい取組になりますが、認知症SOSネットワークという事業もございます、これにつきましては、認知症によって徘徊してしまう、そういったおそれのある方、危険のある方について、事前に登録していただいて、関係機関、警察でありますとか、民生児童委員さんであるとか、そういった情報を共有して、何かがあったときはすぐ対応しましょう、駆けつけましょうという事業もございます。今はそのような形で、地域によっては民生委員さん、さらには、個別の事業としては認知症SOSネットワークというものをつくりながら、警察であるとか、関係機関とネットワークをつくりながら支援をしていくというような事業に取り組んでおります。

以上です。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 地域での見守り体制という観点からも、実際に夜間に家を出てしまっ、道端で倒れている状況なんていうのも実際にあったというような話も私、聞いておりますので、例えば、区単位で、その区の中にはこういう該当する方がいますよというような区の集まりの中で周知をしていくとか、そういったあたりも非常に今後、体制強化としてはいいのかなと思いますので、そのあたりも踏まえて、ご検討いただきたいと思いますと考えております。

もう1点なんです、認知症の早期発見事業ということなんです、こちら具体的な中身について教えてください。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 お答えいたします。

こちらは、新規事業で取り組みます認知症早期発見事業につきましては、来年度から民間のエーザイさんに協力をいただきながら、まずは簡単なチェックを行って、ご自身の脳健康チェック、脳の健康チェックを行うシステムがございます、そういった手軽に、簡易に、介護予防の教室に来られた方々を対象とするんですけども、タブレットであるとか携帯を使いながらいろいろゲーム形式でやって、そのシステムによって脳の健康状態をチェックして、早期発見につなげていくと。

以前、議会でもご提案いただいた取組なんです、まだ拡大してしまいますと、その後つなげる医療機関とかの受入れ体制もございますので、まずは試験的に、規模は小さいんですが、来年度50人程度の、そういった機会に、エーザイさんのシステムを使ってご自身の脳の健康状態、さらには、認知症の早期発見につながるような取組をしながら、だんだん町民の皆さんがそういったことに気づかれる機会を拡大していきたいなというふうに思っております。

以上です。

○山内 政議長 6 番、渡部裕太君。

○6 番 渡部裕太議員 今回の答弁の中で、介護予防教室に来られる方ということだったんですが、それは来られる方全員が行うのか、それとも、介護予防教室に来られた方の中で、任意でやりたいという方が行っていくのか、その点に関してはどうでしょうか。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 答えいたします。

介護予防事業もいろいろな地区で取り組んでいるんですけども、予算上は50人程度ということで取り組んでおりますので、こちらが行って行う介護予防の集落、さらに、規模によって変わってくるのかなというふうには思っております。

いずれにしても、どの程度の人たちにどれぐらいやるかというのは、来年度の介護予防の事業の組立ての中で判断していきますが、予算上は50人で取っているというものでございます。

○山内 政議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第54号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第8、議案第54号 令和6年度南会津町水道事業会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第55号の質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第9、議案第55号 令和6年度南会津町下水道事業会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

議会運営委員会を中会議室2で開催します。

再開の放送は5分前に行います。

休憩 午後 1時12分

再開 午後 1時45分

○山内 政議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎日程の追加

○山内 政議長 先ほど、議員派遣の件、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

お諮りします。

この際、これらの案件については、お手元に配付の追加議事日程のとおり日程に追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、提出されております案件については、お手元の追加議事日程のとおり日程に追加し、議題とすることに決定しました。

◇

◎議員派遣の件について

○山内 政議長 追加日程第1、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第127条の規定によって、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

◇

◎閉会中の継続調査について

○山内 政議長 追加日程第2、閉会中の継続調査についてを議題とします。

会議規則第75条の規定によって、お手元に配付の閉会中の継続調査申出一覧表のとおり、各常任委員長から所管事務調査、議会運営委員長から所掌事務調査について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◇

◎教育長挨拶

○山内 政議長 本定例会に付された事件は全て終了しました。

ここで、今期をもって勇退される教育長より挨拶したい旨の申出がありましたので、これを許可します。

教育長。

○星 英雄教育長 本会議の貴重な時間をいただきまして、発言の機会をいただき、大変ありがとうございます。

私、星英雄ですけれども、3月31日をもって任期を満了し、退任することにいたしました。3期、9年にわたる職務でしたが、職務を遂行するとともに、仕事に楽しく向き合うことも大事な自分の役割だと思って務めてまいりました。おかげさまで、教育行政という町の重大な業務に楽しく務めさせていただきました。これもひとえに議員の皆様をはじめ、町民の皆様のご支援があったからだというふうに思って、心より感謝申し上げます。

種をまきましたが、まだ収穫できないものがあったり、まだまだ手をかけなきゃいけないものがありますが、今まで同様、皆様方のご支援や町民の皆様のご理解、ご支援があれば、きっとすばらしい収穫を迎え、そして、さらなる成長が期待できると信じております。

終わりにになりましたけども、このようなすばらしい機会をいただきました皆様に感謝するとともに、町民の皆様、そして、議員の皆様のご指導、ご鞭撻に心より感謝申し上げるとともに、南会津町の議会のさらなる発展、町民の皆様の幸せを念じまして挨拶といたします。本当にありがとうございました。（拍手）

◇

◎町長挨拶

○山内 政議長 次に、町長より発言したい旨の申出がありましたので、これを許可します。

町長。

○渡部正義町長 令和6年第1回議会定例会に提案いたしました全議案につきまして、慎重審議の上、議決を賜り、誠にありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

さて、令和5年度も残り僅かとなり、年度内に議会を招集する時間的な余裕がありません。つきましては、町長の専決処分が必要と見込まれる事項につきまして、事前にご理解を賜りたい案件がございます。

まず1点目ですが、令和6年度の税制改正であります。現在、国会において、地方税法の改正が審議されているところでありますが、これが決定されますと、町の関係条例の一部改正が必要となってまいります。

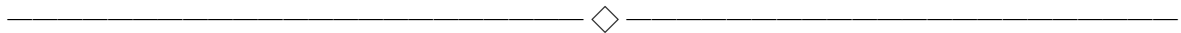
2点目ですが、令和5年度一般会計及び特別会計に係る予算の補正についてであります。歳入における国・県支出金及び特別交付税や地方債などのほか、歳出の各種事務事業、医療給付費等について未確定の部分がありまして、関係予算の補正を行う必要が生じてくるほか、事業費の確定見込みによる繰越明許費の補正が予定されております。

そのほか、専決処分が必要と見込まれる事案の発生も考えられることから、ご理解をお願いするものであります。

以上、ご説明申し上げましたように、いずれも年度内に事由が発生するため、議会を招集する時間的余裕がなく、それぞれ専決処分を予定しておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

また、今ほど教育長から退任のご挨拶がありました。星英雄教育長には、平成27年4月からスタートしました新教育委員会制度と同時に教育長に就任していただき、9年間、本町の教育行政の責任者として教育行政はもちろんのこと、町政に関しても豊富な知見により、様々な場面でご尽力をいただきました。この場をお借りいたしまして、厚く御礼を申し上げます。誠にありがとうございました。これからは教育行政はもとより、町政に関しましてご指導、ご鞭撻をいただきますよう、そして、健康に留意され、有意義な毎日を送られるよう希望するものであります。

最後になりますが、令和6年度の町政運営につきましても、議員の皆様のご理解、ご支援をお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。



◎閉会の宣告

○山内 政議長 以上で会議を閉じます。

令和6年第1回南会津町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 1時54分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 山 内 政

署 名 議 員 森 秀 一

署 名 議 員 渡 部 訓 正